

カンボディア王国民法典

第1編	総則	1
第2編	人	1
第1章	自然人	1
第1節	権利能力	1
第2節	人格権	1
第3節	意思能力	2
第4節	行為能力	2
第1款	未成年者	2
第2款	一般被後見人	3
第3款	被保佐人	3
第4款	制限能力者の相手方の保護	4
第5節	住所	4
第6節	不在者の財産管理および失踪宣告	5
第1款	不在者の財産管理	5
第2款	失踪宣告	5
第7節	同時死亡の推定	6
第2章	法人	6
第1節	総則	6
第1款	定義、種類および設立の原則	6
第2款	非営利法人の名称	6
第3款	設立登記	6
第4款	法人の住所	7
第5款	外国法人の登記	7
第6款	法人の管理・運営	7
第7款	解散および清算	9
第2節	社団法人	11
第1款	有限責任社団法人	11
第2款	無限責任社団法人	15
第3節	財団法人	16
第3編	物権	18
第1章	総則	18
第1節	物	18
第2節	物権	19
第3節	物権変動の原則	19
第2章	所有権	20
第1節	所有権の内容と限界	20
第2節	土地に関する相隣関係	20
第3節	所有権に基づく物権的請求権	22
第4節	所有権の取得	23
第1款	不動産所有権の取得	23
第2款	動産所有権の取得	26
第5節	共有	27
第6節	互有	28
第3章	占有権	30
第1節	総則	30
第2節	占有保護請求権	31
第3節	不動産についての特別の占有者の保護	32
第4章	永借権	32
第5章	用益権	33
第6章	使用権および居住権	35
第7章	地役権	37
第1節	総則	37
第2節	地役権と時効	39
第8章	国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権	39

第9章	土地のコンセッションによって設定された権利	39
第4編	債務	40
第1章	総則	40
第1節	債務の発生原因および諸概念の定義	40
第2節	債務の種類および態様	40
第3節	条件・期限・期間	42
第1款	条件	42
第2款	期限	42
第3款	期間	43
第2章	意思表示および契約	43
第1節	契約の成立	43
第2節	意思表示の瑕疵および契約の有効性	44
第3節	無効および取消	46
第4節	代理	47
第5節	第三者のためにする契約	49
第3章	契約の履行	49
第4章	契約違反に対する救済	50
第1節	債務不履行に関する一般規定	50
第2節	履行の強制	51
第3節	損害賠償	51
第4節	契約の解除	52
第5章	危険負担	53
第6章	第三者に対する債権の効力	54
第1節	債権者による代位	54
第2節	詐害行為取消権	55
第7章	債務の消滅	55
第1節	弁済	56
第1款	弁済についての一般原則	56
第2款	弁済充当	57
第3款	弁済の提供・供託	58
第4款	弁済による代位	59
第2節	相殺	59
第3節	免除	60
第4節	更改	61
第5節	混同	61
第8章	消滅時効	61
第9章	債権譲渡および債務引受	63
第1節	債権譲渡	63
第2節	債務引受	64
第3節	契約上の地位の譲渡	64
第5編	各種契約・不法行為等	65
第1章	売買	65
第1節	総則	65
第2節	売買契約の当事者と目的物	66
第3節	売買契約の効力	67
第1款	売主の義務	67
第2款	買主の義務	70
第4節	買戻権の行使による売買契約の解消	71
第2章	交換	72
第3章	贈与	72
第4章	消費貸借	73
第1節	消費貸借の意義と成立	73
第2節	利息付き消費貸借	74
第3節	貸主の貸与義務	74
第4節	借主の返還義務	75
第5章	賃貸借	76
第1節	総則	76

第2節	賃貸借の効力	76
第3節	賃貸借の終了	78
第4節	分益賃貸借	79
第6章	使用貸借	79
第7章	委任	80
第8章	請負	82
第9章	雇用	83
第10章	寄託	84
第1節	寄託に関する総則	84
第2節	混蔵寄託	86
第3節	消費寄託	86
第4節	係争物寄託	86
第11章	組合	87
第12章	終身定期金	89
第13章	和解	90
第14章	事務管理	90
第15章	不当利得	91
第16章	不法行為	92
第6編	債務担保	95
第1章	総則	95
第2章	留置権	96
第3章	先取特権	97
第1節	総則	97
第2節	一般先取特権	97
第3節	動産の先取特権	97
第4節	不動産の先取特権	99
第5節	先取特権の順位	99
第6節	先取特権の効力	100
第4章	質権	101
第1節	総則	101
第2節	動産質	102
第3節	不動産質	103
第4節	権利質	103
第5章	抵当権	104
第1節	抵当権の意義	104
第2節	抵当権の成立	104
第3節	抵当権の効力	104
第4節	抵当権の実行	105
第5節	抵当権の処分	105
第6節	抵当権の消滅	106
第1款	請求による消滅	106
第2款	時効による消滅	106
第7節	根抵当権	107
第6章	譲渡担保権	110
第1節	譲渡担保権の定義	110
第2節	譲渡担保権の成立	110
第3節	譲渡担保権の効力	110
第4節	譲渡担保権の実行	111
第7章	保証	111
第1節	保証の成立	111
第2節	保証の効力	112
第3節	求償	113
第4節	代位	114
第8章	連帯債務	114
第1節	連帯債務の成立	114
第2節	連帯債務者の一人について生じた事項の効力	115
第3節	求償	116

第4節	弁済による代位	116
第5節	複数債務のその他の態様	116
第7編	親族	117
第1章	総則	117
第2章	婚約	117
第3章	婚姻	118
第1節	婚姻の成立	118
第1款	婚姻の要件	118
第2款	婚姻の無効及び取消	119
第2節	婚姻の効力	120
第3節	夫婦財産制	120
第1款	契約財産制	120
第2款	法定財産制	120
第4節	離婚	121
第1款	離婚原因	121
第2款	離婚の手続	122
第4章	親子	122
第1節	実親子関係	122
第1款	総則	122
第2款	実親子関係の決定	123
第3款	認知	123
第4款	親子関係不存在確認の訴え	124
第5款	母子関係存在確認の訴え	125
第2節	養子縁組	125
第1款	完全養子縁組	125
第2款	単純養子縁組	127
第5章	親権	128
第1節	総則	128
第2節	離婚および認知の場合の親権者の決定	129
第3節	親権者の権利および義務	130
第4節	親権者としての権限の停止および剥奪	130
第5節	子の財産を管理する権限	131
第6節	財産管理の権限の停止および剥奪	132
第7節	本章の準用	132
第6章	後見	132
第1節	未成年後見	132
第1款	未成年後見の開始	132
第2款	未成年後見人	132
第3款	未成年後見監督人	133
第4款	未成年後見人の職務	134
第5款	未成年後見からの解放	136
第6款	未成年被後見人の子への準用	137
第2節	一般後見	137
第1款	一般後見の開始	137
第2款	一般後見人	137
第3款	一般後見監督人	138
第4款	一般後見人の職務	138
第5款	一般後見の終了	140
第7章	保佐	141
第8章	扶養	142
第8編	相続	142
第1章	総則	142
第1節	相続の開始	142
第2節	相続の効果	143
第3節	相続適格	143
第2章	法定相続	144
第1節	相続人	144

第2節	配偶者の相続	145
第3節	相続分の調整	145
第3章	遺言相続	146
第1節	遺言能力	146
第2節	遺言の方式	146
第3節	遺言事項	148
第4節	遺言の取消し	149
第5節	遺言の効力	149
第6節	遺贈	150
第7節	遺言の執行	151
第4章	遺留分	153
第1節	総則	153
第2節	遺留分減殺の方法	154
第3節	減殺請求権の消滅	155
第5章	相続の承認及び放棄	155
第1節	総則	155
第2節	承認	156
第3節	放棄	157
第6章	相続財産の管理及び分割	157
第1節	相続財産の管理	157
第2節	遺産分割	157
第3節	債権者間の調整	159
第4節	限定承認があった場合の清算等	159
第7章	相続人の不存在	160
第8章	相続回復請求	161
第9編	最終条項	162

第1編 総則

第1条(私法の一般法)

この法律は、民事の法律関係に関する一般的な原則を規定するものである。財産関係及び家族関係について特別法に別の定めがない限り、この法律の規定が適用される。

第2条(基本理念)

この法律は、憲法が定める個人の尊厳、男女の平等及び財産権の保障の理念を具体化するものである。

第3条(私的自治の原則)

この法律は、個人の自由な意思を尊重し、法人を含む私人間の平等対等な法律関係を規定する。公法人も取引関係においては私人とみなす。

第4条(権利濫用の禁止)

権利といえども濫用は許されない。権利が本来予定された保護範囲を超えて濫用された場合には、その権利行使の効力は認められない。

第5条(信義誠実の原則)

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

第2編 人

第1章 自然人

第1節 権利能力

第6条(権利能力平等の原則)

すべての自然人は権利・義務の主体となりうる資格を有する。

第7条(外国人の権利取得の制限)

外国人は、法律・条約に別段の定めがある場合には、一定の権利を取得または保持することができない。

第8条(権利能力の始期・終期)

自然人は出生により権利能力を得、死亡により権利能力を失う。

第9条(胎児)

(1) 不法行為時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、胎児の間に発生した不法行為による損害につき賠償を請求することができる。

(2) 相続開始の時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、相続をすることができる。

(3) 遺言者の死亡の時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、遺言の効果を受けることができる。

第2節 人格権

第10条(人格権の意義)

人格権とは、生命・身体・健康・自由・氏名・名誉・プライバシーその他の人格的利益を内容とする権利をいう。

第11条(差し止め請求権)

人格権を違法に侵害されるおそれがあるとき、またはすでに生じた侵害が違法に継続し若しくは繰り返されるおそれがあるときは、人格権を有する者は、その侵害の差し止めを請求することができる。

第12条(侵害行為の結果の除去請求権)

人格権を違法に侵害された者は、侵害行為の結果が残存するために侵害状態が継続しているときは、それが可能であるかぎりにおいて、その侵害行為の結果の除去を請求することができる。

第13条(損害賠償請求権)

第11条(差し止め請求権)および第12条(侵害行為の結果の除去請求権)の規定は、人格的利益を侵害された者が、不法行為の規定に基づき損害賠償を請求することを妨げない。

第3節 意思能力

第14条(意思能力の欠如)

当事者が自己の行為の法的な結果を認識し判断することのできない状態でした行為は取り消すことができる。

第15条(行為の定義)

本第1章第3節(意思能力)、第4節(行為能力)及び第6節(不在者の財産管理および失踪宣告)の規定において行為とは、契約及び単独行為をいう。

第4節 行為能力

第16条(制限能力者の意義)

制限能力者とは、未成年者、一般被後見人、被保佐人をいう。

第1款 未成年者

第17条(未成年者の意義)

未成年者とは満18年未満の者をいう。

第18条(行為の取消権)

未成年者が親権者または未成年後見人の同意を得ずにした行為は取り消すことができる。ただし、単に権利を得、義務を免れる行為や日常生活上の行為はこのかぎりでない。

第19条(親権者又は未成年後見人が処分を許した財産の処分)

未成年者は、親権者又は未成年後見人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で処分することができる。また、親権者又は未成年後見人が目的を定めずに処分を許した財産を処分することもできる。

第20条(営業を許された未成年者)

(1)親権者又は未成年後見人により一種または数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有する。

(2)第1項の場合において、未成年者がその営業を行うことができないことが判明したときは、親権者又は未成年後見人は、その営業の許可を取り消し、または制限することができる。

第21条(親権解放の要件)

- (1)16歳に達した未成年者が独立自活している場合、裁判所は未成年者の申し立てにより、それがその未成年者の利益に適うと判断するときは、親権からの解放を宣告することができる。この場合、裁判所は親権者に意見を聞かなければならない。
- (2)婚姻した未成年者は、裁判所の宣告なしに、親権から解放される。
- (3)第2項の場合においては、当事者が後に離婚しても、親権解放の効果は消滅しない。

第22条(親権解放の効果)

親権から解放された未成年者は、成年に達したものとみなす。

第23条(未成年者の労働契約)

- (1)親権者または未成年後見人は、第1053条(財産管理と代理)または第1080条(財産管理と代理)の規定にかかわらず、未成年者に代わって労働契約を締結することができない。
- (2)第1項に反する契約は、未成年者本人に対して効力を生じない。ただし、未成年者本人がこれを追認した場合は、このかぎりでない。
- (3)親権者もしくは未成年後見人または行政官庁は、労働契約が未成年者にとって不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。

第2款 一般被後見人

第24条(一般後見開始の宣告)

- (1)精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く常況にある者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、または検察官の申立てにより一般後見開始の宣告をすることができる。ただし、申立てがあった時に本人が15歳未満のときは、このかぎりでない。
- (2)第1項の宣告をする場合において、本人が被保佐人であるときは、裁判所はその本人に関する保佐開始の宣告を取り消さなければならない。

第25条(一般被後見人の意義と一般後見人の選任)

一般後見開始の宣告を受けた者を一般被後見人といひ一般後見人の下に置かれる。

第26条(行為の取消権)

一般被後見人の行為は取り消すことができる。ただし、日常生活上の行為はこの限りでない。

第27条(一般後見開始の宣告の取消)

第24条(一般後見開始の宣告)に定めた原因が止んだときは、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、または検察官の申立てにより一般後見開始の宣告を取り消さなければならない。

第3款 被保佐人

第28条(保佐開始の宣告)

- (1)精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力が著しく不十分な者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、または検察官の申立てにより保佐開始の宣告をすることができる。
- (2)第1項の宣告をする場合において、本人が一般被後見人であるときは、裁判所はその本人に関する一般後見開始の宣告を取り消さなければならない。

第29条(被保佐人の意義と保佐人の選任)

保佐開始の宣告を受けた者を被保佐人といい保佐人の下に置かれる。

第30条(行為の取消権)

被保佐人が保佐人の同意を得ないで以下の行為は取り消すことができる。ただし、日常生活上の行為は、このかぎりでない。

- 1 元本を受領またはこれを利用すること
- 2 借財または保証をすること
- 3 不動産その他の重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 4 訴訟行為をすること
- 5 贈与をし、または和解もしくは仲裁契約を結ぶこと
- 6 相続の承認若しくは放棄または遺産の分割をすること
- 7 贈与若しくは遺贈を拒絶しまたは負担付の贈与若しくは遺贈を受諾すること
- 8 新築、改築、増築または大修繕をすること
- 9 土地につき3年、建物につき2年、動産につき6ヶ月を超える期間の賃貸借契約を結ぶこと
- 10 裁判所が、第28条(保佐開始の宣告)に掲げた者または保佐人もしくは保佐監督人の申立てにより、保佐人の同意を要する旨を特に宣告した行為

第31条(保佐開始の宣告の取消)

第28条(保佐開始の宣告)に定めた原因が止んだときは、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地の属するコミューン若しくはサンカットの長、または検察官の申立てにより保佐開始の宣告を取り消さなければならない。

第4款 制限能力者の相手方の保護

第32条(催告権)

(1)制限能力者の相手方はその制限能力者が能力者となった後一箇月以上の期間内にその取り消し得る行為を追認するか否かを確答せよと催告することができる。もし、能力者となったその制限能力者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

(2)制限能力者がまだ能力者になっていないときにその親権者、後見人または保佐人にその権限内の行為につき第1項の催告をしたが、その期間内に確答を発しなかったときも、同様とする。

(3)被保佐人に対しては第1項の期間内に保佐人の追認を得るべき旨を催告することができる。その期間内に追認を得た旨の通知を発しなかったときは、その行為を取消したものとみなす。

第33条(制限能力者の詐術)

制限能力者が能力者であると信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取消することができない。

第5節 住所

第34条(住所の意義)

各人の生活の本拠をもって住所とする。

第35条(居所)

生活の本拠不明の場合は、居所をもって住所とみなす。

第36条(カンボディアに住所を有しない場合)

カンボディアに住所を有しない者は、カンボディア人であると外国人であるとを問わず、カンボディアにおける居所をもってその住所とみなす。ただし、準拠法を住所地法とする場合はこのかぎりでない。

第6節 不在者の財産管理および失踪宣告

第1款 不在者の財産管理

第37条(裁判所による財産管理人の選任)

従来の住所または居所を去って容易に帰来する見込みのない者が、その財産の管理人を置かなかったときは、裁判所は利害関係人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、または検察官の申立てにより、財産管理人の選任その他その財産の管理につき必要な処分を命ずることができる。本人の不在中管理人の権限が消滅したときも同様とする。

第38条(財産管理命令の取消)

第37条(裁判所による財産管理人の選任)の場合において、不在者本人が後日に至り管理人を置いたときは、裁判所は管理人、利害関係人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、または検察官の申立てによりその命令を取消することができる。

第39条(管理人の改任)

不在者が管理人を置いた場合において、不在者の生死不明のときは、裁判所は利害関係人、本人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、または検察官の申立てにより管理人を改任することができる。

第40条(財産管理人の権限等)

(1)選任された管理人は第366条(代理権の範囲)第2項の定める行為を行う権限を有する。これ以外の行為を必要とするときは、裁判所の許可を得て行うことができる。

(2)不在者の生死不明の場合において、その管理人が不在者の定めていた権限を越える行為を必要とするときも、裁判所の許可を得て行うことができる。

(3)裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により管理人に報酬を与えることを相当と認めるときは、不在者の財産の中から、相当額の報酬を管理人に与えることができる。

第2款 失踪宣告

第41条(失踪宣告の要件)

(1)不在者の生死が5年間不明のときは、裁判所は配偶者、推定相続人、受遺者、保険金受取人、親権者、後見人、父母その他失踪宣告がされることにつき法律上重要な利害関係を有する者の申立てにより、失踪の宣告をすることができる。

(2)戦地に臨んだ者、沈没した船舶中に在った者、その他死亡の原因となりうる危難に遭遇した者の生死が、戦争の止んだ後、船舶の沈没した後、またはその他の危難の去った後、1年間不明のときも、第1項と同様とする。

第42条(公示催告)

失踪を宣告するには、公示催告の手続きを経なければならない。

第43条(失踪宣告の効果)

第41条(失踪宣告の要件)第1項の規定により失踪宣告がされたときは同規定の期間満了時から、同条第2項の規定により失踪宣告がされたときは危難の去った時から、失踪者は、従来の住所または居所を中心とする、これらの時点までの法律関係につき、死亡したものとみなして扱われる。

第44条(失踪者帰還時の処理)

(1)失踪者の生存することまたは第43条(失踪宣告の効果)第1項所定の時と異なる時に死亡したことの証明があるときは、裁判所は本人または利害関係人の申立てにより失踪の宣告を取消さなければならない。

(2)失踪宣告の効果により失踪者から直接財産を得た者はその取消により権利を失う。ただし、失踪宣告が事実と反していることを財産取得当時知らなかった取得者は、現に利益を受ける限度でのみその財産を返還する義務を負う。

- (3) 失踪の宣告後その取消前に失踪宣告を信頼して行った行為は、失踪宣告の取消によりその効力を左右されない。
- (4) 失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚した後に、その失踪宣告が取消された場合には、前婚は、再婚の成立により解消する。

第7節 同時死亡の推定

第45条(同時死亡の推定)

死亡した数人中その一人が他の者の死亡後なお生存したことが明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定する。

第2章 法人

第1節 総則

第1款 定義、種類および設立の原則

第46条(法人の定義、種類および設立の原則)

- (1) この法律において、社員を構成員とする団体に独立した権利義務の主体としての地位が与えられたものを社団法人といい、拠出財産に独立した権利義務の主体としての地位が与えられたものを財団法人という。
- (2) この法律において、営利を目的としない法人を非営利法人といい、営利を目的とする法人を営利法人という。なお、非営利法人の内、とくに公益を目的とするものを公益法人という。
- (3) この法律において、社員がその拠出した財産の限度で法人の債務について責任を負う社団法人を有限責任社団法人といい、社員がその一般財産をもって法人の債務について責任を負う社団法人を無限責任社団法人という。
- (4) 法人は、他の社団法人の無限責任を負う社員となることはできない。
- (5) 非営利法人は、この法律またはその他の法令によって設立することができる。
- (6) 営利法人は、別に定める法律に従って設立することができる。

第2款 非営利法人の名称

第47条(非営利法人の名称)

- (1) 社団法人または財団法人でないものが、その名称において、社団法人または財団法人という語を使用することはできない。
- (2) 有限責任社団法人は、その名称の中に、有限責任社団法人であることを、また、無限責任社団法人は、無限責任社団法人であることを示す表示をしなければならない。

第48条(外国法人)

- (1) この法律において、外国の法律に準拠して設立された法人を外国法人という。
- (2) 外国法人は、国、国の行政区画および商事会社を除くほか、法人として認められない。ただし、カンボディアの法律または条約によって許されたものは、法人として認められる。
- (3) 第2項で法人として認められた外国法人は、同種のカンボディアの法律に準拠して設立された法人と同様の私法上の権利を有する。ただし、外国人が享有できない権利または法律もしくは条約によって特別の規定のある場合は、その限りではない。

第3款 設立登記

第49条(法人の設立登記および成立時期)

法人は、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって成立する。

第50条(登記事項)

(1)法人の登記においては、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 主たる事務所および従たる事務所
- 4 定款に解散事由を定めた場合は、その事由
- 5 理事および監事の氏名または名称および住所。ただし、無限責任社団法人にあつては、社員の氏名および住所
- 6 理事であつて法人を代表しない者がいるときには、法人を代表すべき理事の氏名
- 7 数人の理事が共同して法人を代表すべきことを定めた場合には、その定め

(2)第1項に掲げた事項の中で変更が生じた場合には、主たる事務所の所在地においては2週間、その他の事務所の所在地においては3週間以内に、その登記をしなければならない。登記を行わない間は、変更を第三者に対抗することができない。

(3)理事、監事、清算人もしくは社員であつて登記された者の職務の執行を停止しもしくはこれを代行する者を選任する仮処分またはその仮処分の変更もしくは取り消しがあつたときは、主たる事務所およびその他の事務所の所在地において、その登記をしなければならない。この場合においては、第2項第2文を準用する。

第4款 法人の住所

第51条(法人の住所)

法人の住所は、その主たる事務所の所在地にある。

第52条(事務所移転の登記)

(1)法人が主たる事務所を移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第50条(登記事項)に定めた事項を登記しなければならない。その他の事務所を移転したときは、旧所在地においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に第50条(登記事項)に定めた事項を登記しなければならない。

(2)第1項にかかわらず、同じ登記所の管轄区域内で事務所を移転した場合には、その移転のみの登記をすればよい。

第53条(新設事務所の登記)

(1)法人が新たに事務所を設置した場合には、当該事務所の所在地において、2週間以内に、第50条(登記事項)に定める事項を登記しなければならない。

(2)第1項の場合、主たる事務所およびその他の事務所の所在地においては、新たに事務所を設置してから3週間以内に、新たな事務所を設けたことを登記しなければならない。

第5款 外国法人の登記

第54条(外国法人の登記)

(1)外国法人がカンボディア国内に事務所を置く場合には、第50条(登記事項)、第52条(事務所移転の登記)および第53条(新設事務所の登記)の規定が適用される。

(2)外国法人が初めてカンボディア国内に事務所を置く場合には、その事務所の所在地で登記をするまでは、他人はその法人格を否定することができる。

第6款 法人の管理・運営

第55条(財産目録および社員名簿)

(1)法人は、設立の時および事業年度初めの3ヶ月内に、財産目録を作り、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

(2)社団法人は、社員名簿を作成し、事務所に備え置き、および、社員の変更がある場合にはその度にそれを訂正しなければならない。

第56条(理事の定数ならびにその選任・解任および任務)

- (1)法人は、法人の業務を執行する機関として、理事を置かなければならない。ただし、無限責任社団法人にあっては理事を置かない。
- (2)理事は、単数でも複数でもよい。ただし、財団法人にあっては、3名以上の理事を置かなければならない。
- (3)理事が複数ある場合には、定款において別段の定めがない限り、法人の事務はその過半数をもって決定する。
- (4)理事は、定款または社員総会によって選任される。
- (5)理事は、社団法人においては社員総会の議決により解任することができる。

第57条(理事の義務)

- (1)理事は、法令および定款の趣旨を遵守し、法人の事務を忠実に処理する義務を負う。
- (2)第1項の他、理事と法人との関係は委任に関する規定に従う。

第58条(理事の代表権)

- (1)理事は、法人を代表する。ただし、定款の趣旨に違反することはできない。
- (2)複数の理事がある場合には、それぞれが代表権を有する。ただし、定款によって別段の定めをすることができる。
- (3)社団法人にあっては、理事は、社員総会の決議に従わなければならない。

第59条(代表権の制限)

理事その他法人の代表者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗できない。

第60条(仮理事)

理事が欠けた場合において、法人の事務に遅滞が生じて損害が生じるおそれがあるときには、裁判所は、利害関係人または検察官の申立によって、仮理事を選任することができる。

第61条(特別代理人)

法人の利益と理事の利益とが相反する事項については、理事は代表権を有しない。これによって法人を代表する者が欠ける場合には、第60条(仮理事)に定めると同様の手続で、特別代理人を選任しなければならない。

第62条(監事)

- (1)法人は、1人または複数の監事を置かなければならない。ただし、無限責任社団法人にあっては、監事を置かないことができる。
- (2)監事は、定款の定めるところにより、または社員総会もしくは理事会の決議によって選任する。
- (3)理事または法人の被用者は監事となることができない。
- (4)監査法人は、監事となることができる。

第63条(監事の職務等)

- (1)監事は、法人の業務を監査する。
- (2)監事は、理事および法人の被用者に対して事業の遂行の状況について報告を求め、または、法人の業務および財産の状況について調査することができる。
- (3)監事は、理事が社員総会または理事会に提出しようとする議案および書類を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または、著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会または理事会において報告しなければならない。
- (4)監事は、社員総会または理事会において、監事の選任もしくは解任または監事の報酬について意見を述べるることができる。
- (5)監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、または、そのおそれがあると認めるときは、社員総会または理事会において、その旨を報告しなければならない。この場合、当該報告をするために必要があるときは、社員総会または理事会を招集することができる。また、財団法人の監事は、前記報告を監督官庁に対して遅くとも理事会に対するのと同様に行わなければならない。
- (6)社員は、理事が第5項に定める行為をし、または、そのおそれがある場合において、当該行為によって法人に著

しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為を止めるよう請求することができる。

(7) 法人が理事に対して、または、理事が法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えに関しては、監事が法人を代表する。

第7款 解散および清算

第64条(解散事由)

(1) 法人は、以下の事由によって解散する。

- 1 定款によって定めた解散事由の発生
- 2 法人の目的である事業の終了又はその不能
- 3 破産
- 4 解散を命じる判決

(2) 社団法人は、第1項に定める事由の他、以下の事由によって解散する。

- 1 有限責任社団法人における社員総会の決議または無限責任社団法人における総社員の同意
- 2 社員が一人となったとき

(3) 第2項1号の有限責任社団法人における解散決議は、総社員の過半数の賛成かつ総社員の議決権の4分の3以上の賛成がなければならない。

第65条(解散を求める訴え)

(1) 有限責任社団法人においては、総社員の10分の1以上の議決権を有する社員は、無限責任社団法人においては、各社員は、そして、財団法人においては理事または監督官庁は、法人の解散を求める訴えを提起することができる。

(2) 第1項の場合において、裁判所は、次の各号に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときに限り、法人の解散を命じることができる。

1 当該法人がその事業の遂行において著しく困難な状況にいたり、当該法人に回復することができない損害が生じ、または、生じるおそれがあるとき。

2 当該法人に属する財産の管理または処分が著しく失当で、当該法人の存立を危うくするとき。

(3) 第1項および第2項の規定に関わらず、裁判所は、以下の各号に定める事由が認められる場合において、公益を維持するため法人の存立を許すことができないと判断するときは、司法大臣または社員、債権者その他利害関係人の申立により、法人の解散を命じることができる。

1 法人の設立が不法の目的をもってなされたとき

2 法人が正当な理由なく、その成立後1年以内に開業をせず、または、1年以上事業を休止したとき

3 法人の業務を執行する者が司法大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、法令もしくは定款に定める法人の権限を逸脱もしくは濫用する行為または刑罰法令に違反する行為を継続または反覆したとき

(4) 第3項の申立がなされた場合においては、裁判所は、解散の命令前であっても、司法大臣もしくは社員、債権者その他の利害関係人の申立により、または、職権をもって、管理人の選任その他法人財産の保全に必要な処分をなすことができる。

第66条(清算すべき場合および清算法人)

法人が解散した場合には、第64条(解散事由)第1項第3号の場合を除き、第7款(解散および清算)の規定に従って清算をしなければならない。この場合、当該法人は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで、存続するものとみなす。

第67条(残余財産の帰属)

(1) 債務を完済した解散後の法人に残存する財産の帰属は、定款の定めるところによる。

(2) 社団法人において、第1項の規定により残余財産の帰属が定まらないときには、その帰属は、有限責任社団法人においては社員総会の決議、そして、無限責任社団法人においては総社員の同意による。

(3) 第1項および第2項の規定により帰属が決まらない残余財産は国庫に帰属する。

第68条(清算人の就任)

(1) 法人が、第64条(解散事由)第1項第1号および第2号、ならびに、同条第2項第1号に定める事由によって解散した場合、次に掲げる者がその順序に従って清算人となる。

- 1 定款に定める者。
 - 2 有限責任社団法人においては社員総会において、無限責任社団法人においては社員の過半数の意見によって選任された者。
 - 3 有限責任社団法人および財団法人においては理事、無限責任社団法人においては社員。
- (2)第1項に規定する場合において、同項の規定において清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立に基づいて清算人を選任する。
- (3)法人が、第64条(解散事由)第1項第4号および第2項第2号に定める事由によって解散した場合、裁判所は、利害関係人または司法大臣の申立によって、または、職権をもって、清算人を選任する。

第69条(清算人の解任)

- (1)裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の申立により、清算人を解任することができる。
- (2)社団法人の清算人は、裁判所によって選任されたものを除いて、有限責任社団法人においては社員総会の決議によって、無限責任社団法人においては総社員の過半数の意見によって解任することができる。

第70条(清算人及び解散の登記)

清算人は、第64条(解散事由)第1項第3号に定める事由による解散の場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては2週間内、その他の事務所の所在地においては3週間内に、その氏名、住所および解散の原因、年月日の登記をしなければならない。

第71条(清算人の職務・権限)

- (1)清算人は、次の各号に定める職務を行う。
- 1 法人の現務の結了。
 - 2 法人の債権の取り立ておよび法人の債務の弁済。
 - 3 法人の残余財産の引き渡し。
- (2)清算人が数人あるときは、法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。
- (3)清算人には、第58条(理事の代表権)を準用する。ただし、裁判所が複数の清算人を選任するときは、それらの中のいずれかを代表または共同代表として選任することができる。

第72条(法人財産調査報告義務)

- (1)清算人は、就任後遅滞なく、法人財産の現況を調査し、財産目録および貸借対照表を作成し、裁判所に提出しなければならない。
- (2)有限責任社団法人においては、第1項の書類は、裁判所に提出する前に社員総会の承認を得なければならない。
- (3)無限責任社団法人においては、第1項の書類は、裁判所に提出する前に全社員の承認を得なければならない。
- (4)財団法人においては、第1項の書類は、裁判所に提出する前に監督官庁の承認を得なければならない。

第73条(債権者への公告)

- (1)清算人は、就任の日より2ヶ月以内に少なくとも3回、債権者に対して、2ヶ月間以上の一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を司法省公報に公告しなければならない。
- (2)第1項の公告には、債権者が期間内に申し出をしない場合には、清算より除斥されるべきことを付記しなければならない。
- (3)清算人は、自らが知っている債権者に対しては各別にその申し出を催告しなければならない。
- (4)清算人は、自らが知っている債権者を清算より除斥することはできない。

第74条(債権申し出期間内の弁済)

- (1)清算人は、第73条(債権者への公告)の届け出期間内においては、債権者に弁済してはならない。ただし、これによって、法人は履行遅滞の責任を負わない。
- (2)清算人は、第1項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、少額の債権および担保のある債権その他弁済しても他の債権者を害するおそれのない債権を弁済することができる。

第75条(除斥された債権者に対する弁済)

清算から除斥された債権者は、いまだ分配されていない残余財産に対してのみその弁済を請求することができる。

第76条(債権の弁済)

- (1)法人は、弁済期の到来していない債務であっても弁済することができる。
- (2)条件付き債権、存続期間の不確定な債権その他価額の不確定な債権については、法人は裁判所の選任した評価人の評価に従って弁済しなければならない。

第77条(残余財産の処分)

清算人は、法人の債務を弁済した後でなければ、第67条(残余財産の帰属)に従った法人財産の処分をすることはできない。ただし、争いのある債務については、清算人はその弁済に必要と認められる財産を留保して、残余の財産を処分することができる。

第78条(清算中の破産)

- (1)清算中に、法人の財産がその債務を完済するには不足していることが明らかになったときには、清算人は直ちに破産宣告の請求をして、その旨を司法省公報に公告しなければならない。
- (2)清算人は、その事務を破産管財人に引き渡したときは、その任務を終了したものとする。
- (3)本条の場合において、すでに債権者に支払いまたは帰属権利者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、それを取り戻すことができる。

第79条(清算の終了)

- (1)清算事務が終了したときは、清算人は遅滞なく決算報告書を作成しなければならない。
- (2)有限責任社団法人においては、清算人は、第1項の決算報告書を社員総会に遅滞なく提出し、その承認を得なければならない。
- (3)無限責任社団法人においては、清算人は、第1項の決算報告書を各社員に遅滞なく提出し、その承認を得なければならない。ただし、清算人に不正ある場合を除いて、各社員が決算報告書の提出を受けてから1月以内に異議を述べないときは、それを承認したものとみなす。
- (4)財団法人においては、清算人は、第1項の決算報告書を監督官庁に遅滞なく提出し、その承認を得なければならない。
- (5)裁判所の選任による清算人は、第1項の決算報告書を裁判所に遅滞なく提出しなければならない。

第80条(清算終了の登記)

第79条(清算の終了)に定める手続きが完了したときは、清算人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第81条(書類の保存)

法人の帳簿ならびにその事業および清算に関する重要書類は、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をした後、10年間保存しなければならない。その保存者は、清算人その他の利害関係人の申立により、裁判所が選任する。

第2節 社団法人

第1款 有限責任社団法人

第82条(設立および定款)

- (1)有限責任社団法人を設立するためには、社員になろうとする者が共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。
- (2)第1項の定款には、つぎの各号に定める事項が記載されなければならない。
 - 1 目的
 - 2 名称

3 主たる事務所の所在地

4 法人として確保すべき基本財産の総額および資産に関する規定。なお、金銭以外の財産の抛出がある場合には、抛出者の氏名または名称、当該財産およびその価格も、また、設立後に譲り受けることを約した財産がある場合には、その価格および譲渡人の氏名もしくは名称、または、法人の負担すべき設立費用の額も記載されるべき事項となる。

5 事業年度

6 理事および監事その他役員に関する事項

7 社員の資格の得喪に関する規定

8 会計に関する事項

9 解散に関する事項

10 定款の変更に関する事項

11 公告の方法

(3)定款は、公証人の認証を受けなければその効力を有しない。

(4)定款は、主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

第83条(基本財産の最低額)

有限責任法人は、2000万円以上の基本財産を保有しなければならない。

第84条(理事および監事の選任)

(1)設立中の有限責任社団法人が定款において理事または監事を定めなかったときは、法人の設立前に、社員総会において理事または監事を選任しなければならない。

(2)第1項の社員総会は、各社員が招集することができる。

第85条(基本財産等の調査)

(1)理事は、基本財産の充実を図るため、基本財産抛出者を募集し、その者に抛出額を割り当て、その抛出を求めなければならない。

(2)理事は、定款に第82条(設立および定款)第2項第4号第2文の記載がある場合には、遅滞なく、当該記載された事項を調査するため、検査者の選任を裁判所に請求しなければならない。

(3)第2項の検査者は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

(4)裁判所は、調査の結果から、定款の記載が不当であると認められた場合には、その変更を決定しなければならない。この場合、当該決定を、社員、理事および金銭以外の財産の抛出に関する事項に変更ある場合の金銭以外の財産の抛出者に通知しなければならない。

(5)第4項の通知を受けた金銭以外の財産の抛出者は、当該決定の確定後1週間以内に、金銭以外の財産の出資行為を取り消すことができる。この場合、設立中の有限責任社団法人は定款を変更して設立手続きを続行することができる。

第86条(設立手続きの調査)

(1)理事および監事は、基本財産の総額について抛出者が確定したかどうか、現物抛出財産の給付が完了したかどうかを調査しなければならない。

(2)第1項の調査の結果、法令、定款に違反し、または、不当な事項があると認められる場合には、理事または監事は、社員に報告しなければならない。

第87条(登記事項および登記期間)

(1)有限責任社団法人は、第50条(登記事項)の他、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

1 基本財産の総額

2 基本財産の抛出者の権利に関する規定

3 基本財産の返還の手続き

4 公告の方法

(2)有限責任社団法人の設立登記は、第85条(基本財産等の調査)および第86条(設立手続きの調査)の手続きが終了した日より2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならない。

(3)従たる事務所の所在地においては、第2項の登記をした日より2週間以内に登記しなければならない。

第88条(基本財産の抛出に関する担保責任)

(1)有限責任社団法人の成立時に、基本財産の総額のうち抛出者が確定していない部分があるときは、当該法人の成立当時の理事および社員は、共同して、当該部分についての抛出者になったものとみなす。当該法人の成立後に基本財産の抛出者の基本財産抛出行為が取り消されたときも、同様とする。

(2)有限責任社団法人の成立時に、基本財産の払い込みまたは現物抛出財産の給付がなされていないものがあるときは、当該法人の成立当時の理事および社員は、連帯して、当該払い込みがなされていない額または当該給付がなされていない現物抛出財産の価額を弁済する責任を負う。

(3)有限責任法人の成立時に、第82条(設立および定款)第2項第4号第2文に定める財産の価格が定款に記載された価格に著しく不足するときは、当該法人の成立時の理事および社員は、当該法人に対して、連帯して、当該不足額を弁済する責任がある。ただし、第85条(基本財産等の調査)により検査者の検査を経ている場合には、現物抛出者または当該財産の譲渡人でないかぎり、当該責任を免れる。

第89条(社員の権利義務)

(1)社員は、法人の経費を支払う義務を負う。

(2)社員は、社員総会において議決権を行使することができる。ただし、社員と法人との関係について議決する場合には、当該社員は議決権を行使することができない。

(3)社員の議決権は1個とする。ただし、定款において抛出額を斟酌して別段の定めをすることができる。

(4)社員総会に出席しない社員は、書面をもって表決をし、または代理人によって表決する。ただし、定款に別段の定めがある場合には、それに従う。

第90条(社員資格の喪失)

(1)社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、退社しようとする時より一定の期間前までに法人に対して退社の予告をすることが求められている場合は、やむをえない事情がある場合を除き、退社をしようとする社員はその予告をしなければならない。

(2)第1項但し書きの予告期間は、1年を超えることはできない。

(3)第1項の場合のほか、社員は次の事由によって社員の資格を喪失する。

- 1 定款に定めた事由の発生。
- 2 総社員の同意。
- 3 死亡または解散
- 4 除名

第91条(除名)

(1)社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、法人は、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対してその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(2)第1項の決議をするには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成が得られなければならない。

(3)除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、その効力を生じない。

第92条(定時総会)

理事は、少なくとも毎年1回、社員の定時の総会を開かなければならない。

第93条(臨時総会)

(1)理事は、必要があると認める場合は、いつでも臨時の社員総会を招集することができる。

(2)総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が会議の目的事項を示して総会の開催を請求した場合には、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、その定数について定款で別の定めがある場合には、それに従う。

(3)第2項の請求がなされたにもかかわらず、理事が総会を遅滞なく招集することを怠る場合には、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

第94条(総会の招集)

- (1)社員総会を招集するには、当該社員総会の日から1週間前までに各社員に対してその通知を発ししなければならない。ただし、定款によってこの期間を短縮することができる。
- (2)社員総会は、総社員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで開くことができる。

第95条(総会の権限)

- (1)社員総会は、この法律または定款で定める事項に限り、決議を行うことができる。
- (2)理事および監事は社員総会において社員が求めた事項について説明をしなければならない。ただし、その事項が会議の目的である事項に関係しないとき、説明をすることによって社員共同の利益を著しく害するとき、説明をするについて調査を必要とするときその他正当な事由があるときは説明をしなくともよい。
- (3)第2項の場合、社員が会議の日より相当の期間前に書面によって社員総会において説明すべき事項を通知したときは、理事および監事は調査を要することを理由として説明を拒むことはできない。

第96条(総会の決議事項)

社員総会においては、第94条(総会の招集)によってあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第97条(定款の変更)

- (1)有限責任社団法人の定款は、総社員の議決権の4分の3以上の賛成がある場合に限り、変更することができる。ただし、定款において、別段の定めがある場合には、それに従う。
- (2)定款の変更は、公証人の認証を受けなければその効力を生じない。

第98条(計算書類の作成および承認)

- (1)理事は、毎事業年度、次の各号に定める書類およびこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した付属明細書を作成しなければならない。
 - 1 貸借対照表
 - 2 損益計算書
 - 3 事業報告書
 - 4 剰余金の処分または損失の処理に関する議案
- (2)理事は、第1項各号に掲げる書類を定時の社員総会に提出し、同項3号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項1号、2号および4号に掲げる書類についてはその承認を得なければならない。

第99条(計算書類の監査)

- (1)理事は、第98条(計算書類の作成および承認)第1項の各号に掲げる書類について監事の監査を受けなければならない。
- (2)第1項の監査は、定時の社員総会前に行われなければならない。
- (3)理事は、監事の監査開始の5週間前には第98条(計算書類の作成および承認)第1項各号の定める書類を、3週間前には付属明細書を、監事に提出しなければならない。
- (4)監事は、付属明細書を除く第3項の書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

第100条(計算書類等の公示)

- (1)有限責任社団法人は、監査報告書が理事に提出された時から、第98条(計算書類の作成および承認)第1項各号に掲げる書類および監査報告書を主たる事務所においては5年間、従たる事務所においてはその写しを3年間備え置かなければならない。
- (2)社員および法人の債権者は、当該法人の営業時間内において、当該法人に対して、第1項に定める書類の閲覧または謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本または抄本を請求する場合には、当該法人が定めた費用を支払わなければならない。

第2款 無限責任社団法人

第101条(設立および定款)

- (1)無限責任社団法人を設立するには、社員となろうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。
- (2)第1項の定款には、以下の各号の事項が記載されなければならない。
 - 1 目的
 - 2 名称
 - 3 社員の氏名および住所
 - 4 主たる事務所および従たる事務所の所在地
- (3)定款は、公証人の認証を得なければ効力を生じない。
- (4)定款は、主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

第102条(登記事項および登記期間)

- (1)無限責任社団法人は、第50条(登記事項)の他、以下の各号に定める事項を主たる事務所の所在地において登記しなければならない。
 - 1 法人を代表しない社員がいる場合においては、法人を代表する社員の氏名
 - 2 数人の社員が法人を代表する定めがある場合には、その定め
- (2)従たる事務所の所在地においては、第1項の登記の日より2週間以内に、第1項の各号に定める事項を登記しなければならない。

第103条(社員の責任等)

- (1)無限責任社団法人の財産をもってその債務を完済できないときは、社員は連帯してその弁済の責めを負う。
- (2)無限責任社団法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、第1項と同様とする。
- (3)第1項および第2項の規定は、社員が、無限責任社団法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合には適用されない。
- (4)社員は無限責任社団法人に属する抗弁をもってその法人の債権者に対抗することができる。
- (5)無限責任社団法人がその債権者に対して相殺権、取消権または解除権を有する場合においては、社員はその債権者に対して債務の履行を拒むことができる。
- (6)無限責任社団法人が成立した後に加入した社員は、その加入前に発生したその法人の債務についても責任を負う。
- (7)退社をした社員は、その法人の主たる事務所の所在地において退社の登記をする以前に生じたその法人の債務について責任を負う。
- (8)第7項の責任は、第7項の登記がなされた後2年以内に請求または請求の予告をしない法人の債権者に対しては登記後2年を経過したとき消滅する。
- (9)社員は、定款の定めるところに従い、法人の経費を負担しなければならない。

第104条(社員資格の喪失)

- (1)社員は、定款の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる。
- (2)第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社できる。
- (3)第1項および第2項の場合の他、社員は以下に掲げる事由によって社員資格を喪失する。
 - 1 定款に定めた事由の発生
 - 2 総社員の同意
 - 3 除名
 - 4 死亡
 - 5 破産
 - 6 一般後見開始の宣告を受けたこと

第105条(除名)

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、他の社員の一致によってすることができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、その効力を生じない。

第106条(業務の執行)

- (1)社員は、無限責任社団法人の業務を執行する。
- (2)無限責任社団法人の業務は、定款に別段の定めがない限り、社員の過半数の意見により決定したところに従う。
- (3)定款によって無限責任社団法人の業務を行うべき社員を定めた場合においては、当該社員が当該無限責任社団法人の業務を執行する。
- (4)第3項の社員が複数あるときは、定款に別段の定めのある場合を除いて、無限責任社団法人の業務は当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。
- (5)第2項および第4項の規定にかかわらず、無限責任社団法人の常務は、各社員が行うことができる。なお、第3項に規定する場合には、同項に規定する社員に限ってその常務を行うことができる。ただし、その終了前に他の社員が異議を述べたときは、この限りではない。

第107条(法人の代表)

- (1)社員は無限責任社団法人を代表する。ただし、第106条(業務の執行)第3項に規定する場合には、同項に規定する社員のみが無限責任社団法人を代表する。
- (2)第1項の規定により、無限責任社団法人を代表する社員が数人あるときは、当該社員は各自当該無限責任社団法人を代表する。ただし、定款または総社員の同意によって、当該社員の中から特に当該無限責任社団法人を代表すべき者を定めることができる。
- (3)無限責任法人を代表する社員は、理事に関する規定に従う。

第108条(報告および調査)

- (1)社員は、他の社員に対して事業の遂行の状況について報告を求め、または無限責任社団法人の業務および財産の状況を調査することができる。ただし、第106条(業務の執行)第3項に規定する場合には、同項に規定する社員に対してのみその報告を求めることができる。
- (2)社員は、他の社員が法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、または、そのおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該社員に対して当該行為を止めるよう請求することができる。
- (3)監事が置かれている場合には、第1項および第2項に定める事項は、監事によって行われる。

第109条(定款の変更)

- (1)定款の変更には、総社員の同意がなければならない。
- (2)第1項の規定にかかわらず、定款において、総社員のうちの一定割合以上の者の同意によって定款を変更することができる場合においては、それに従う。
- (3)変更された定款は、公証人の認証を得なければ効力を生じない。

第3節 財団法人

第110条(設立および定款)

- (1)財団法人は、公益を目的とする限りにおいて、定款を作成し、監督官庁の許可を得ることによって設立することができる。
- (2)第1項の定款には、つぎの各号に掲げられる事項が記載されなければならない。
 - 1 目的
 - 2 名称
 - 3 主たる事務所の所在地
 - 4 基本財産の総額および資産に関する規定。なお、金銭以外の財産の抛出がある場合には、当該財産およびその価格が、設立後に譲り受けることを約した財産がある場合には、その価格および譲渡人の氏名もしくは名称、または、法人の負担すべき設立費用の額が記載されなければならない。
 - 5 事業年度
 - 6 理事および監事その他役員に関する事項
 - 7 会計に関する事項
 - 8 解散に関する事項
 - 9 定款の変更に関する事項
 - 10 公告の方法
- (3)定款は、公証人の認証を受けなければその効力を有しない。

(4)定款は、主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

第111条(基本財産の最低額)

財団法人は、2億リエル以上の基本財産を保有しなければならない。

第112条(定款の補完)

財団法人の設立者が、その名称、事務所または理事の任免の方法を定めずに死亡した場合、裁判所は利害関係人または検察官の申立によってそれらを定めることができる。

第113条(贈与および遺贈の規定の準用)

(1)生前の処分によって財団法人設立のための財産の拋出がなされる場合には、第5編第3章(贈与)の規定を準用する。

(2)遺言によって財団法人設立のための財産の拋出がなされる場合には、第8編第3章第6節(遺贈)の規定を準用する。

第114条(拋出財産の帰属時期)

(1)生前の処分行為によって財団法人設立のための財産の拋出がなされた場合、拋出された財産は、第49条(法人の設立登記および成立時期)に定める登記がなされた時から法人の財産となる。

(2)遺言によって財団法人設立のための財産の拋出がなされた場合、拋出された財産は遺言が効果を生じた時から法人の財産となったものとみなす。

第115条(登記事項および登記期間)

(1)財団法人は、第50条(登記事項)の他、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 基本財産の総額
- 2 公告の方法
- 3 監督官庁の許可が得られた日

(2)財団法人の設立の登記は監督官庁の許可が得られた日より2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならない。

(3)従たる事務所の所在地においては、第2項の登記の日より2週間以内に登記しなければならない。

第116条(計算書類等の作成および承認)

(1)理事は、毎事業年度、次の各号に定める書類およびこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した付属明細書を作成しなければならない。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 事業報告書
- 4 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

(2)理事は、第1項各号に掲げる書類を監督官庁に提出し、その承認を得なければならない。

第117条(計算書類等の監査)

(1)理事は、第116条(計算書類等の作成および承認)第1項の各号に掲げる書類について監事の監査を受けなければならない。

(2)第1項の監査は、当該書類の監督官庁への提出前に受けなければならない。

(3)理事は、監事の監査開始の5週間前には第116条(計算書類等の作成および承認)第1項各号の定める書類を、3週間前には付属明細書を、監事に提出しなければならない。

(4)監事は、付属明細書を除く第3項の書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

第118条(計算書類等の公示)

(1)財団法人は、監査報告書が理事に提出された時から、第116条(計算書類等の作成および承認)第1項各号に掲げる書類および監査報告書を主たる事務所においては5年間、従たる事務所においてはその写しを3年間備え置かなければならない。

(2)財団法人の債権者は、当該法人の営業時間内において、当該法人に対して、第1項に定める書類の閲覧または謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本または抄本を請求する場合には、当該法人が定めた費用を支払わなければならない。

第3編 物権

第1章 総則

第1節 物

第119条(物の定義)

この法律では、物とは、気体、液体及び固体である有体物をいう。

第120条(動産と不動産)

(1)物は、動産と不動産に分かれる。

(2)不動産とは、土地及び建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定されて移動できない物をいう。

(3)動産とは、不動産以外の物をいう。

(4)支配可能な無体財産については、特別法に規定のない限り、動産に関する規定を準用する。

第121条(物の構成部分)

物の構成部分が、物を破壊することなしに、又は性質を變じることなしに分離できないときは、これを独立の権利の対象とすることができない。

第122条(土地の構成部分:原則)

土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物、あるいは、土地に播種された種子、植栽された農作物、生育する樹木は、土地から分離されない限り、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない。

第123条(土地の構成部分:例外)

他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物、及び生育させた樹木・植物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である。

第124条(他人の土地に対する権利の行使に基づき建築した建物等)

第123条(土地の構成部分:例外)において、権利者が土地上に建築した建物、その他の工作物、及び生育させた樹木・植物等は、他人の土地に対する権利の構成部分とみなす。

第125条(建物の構成部分)

建物を組成する材料、及び建具、家具、看板、装飾品などが、建物を破壊することなしに、又は性質を變じることなしにこれを分離できないときは、建物の構成部分であり、これを独立の権利の対象とすることができない。

第126条(主物と従物)

(1)主物の構成部分ではなく、継続的に主物の経済的目的に供するために主物の所有者が主物に付属させた物を従物という。

(2)主物に関する権利の設定及び移転は、特約のない限り、従物に及ぶ。

第127条(元物と果実の定義)

- (1)物から生じる収益を果実という。果実の生じる物を元物という。
- (2)物の通常の使用方法にしたがって取得する産出物を天然果実という。
- (3)物の使用の対価として受け取る賃料などの金銭, その他の物を法定果実という。

第128条(果実の取得権)

- (1)天然果実は, 元物から分離する時にこれを取得する権利を有する者の所有に帰する。
- (2)法定果実は, これを取得する権利の存続期間にしたがい日割により取得できる。

第129条(果実返還義務者の費用償還請求権)

果実を返還する義務を負う者は, 果実の取得に要する通常の使用の償還を請求することができる。ただし, 返還する果実の価格を超えることはできない。

第2節 物権

第130条(物権の定義)

物権とは, 物を直接に支配する権利であり, その権利を全ての人に対して主張できるものをいう。

第131条(物権法定主義)

物権は, この法律, 特別法により認められた種類及び内容に限り設定することができる。慣習法上認められた物権は, この法律及び特別法と抵触しない限り, 本法のもとでも効力を有する。

第132条(物権の種類)

この法律が定める物権は, 下記に掲げるものである。

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益物権
 - イ 永借権
 - ロ 用益権
 - ハ 使用权・居住権
 - ニ 地役権
- 4 担保物権
 - イ 留置権
 - ロ 先取特権
 - ハ 質権
 - ニ 抵当権
 - ホ 譲渡担保権

第3節 物権変動の原則

第133条(合意による物権変動)

物権の設定, 移転及び変更は, 当事者間の合意にしたがって効力を生じる。

第134条(物権変動の対抗要件)

- (1)不動産に関する物権の設定, 移転及び変更は, 占有権, 留置権, 使用权, 居住権の場合を除き, 登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。
- (2)動産に関する物権の譲渡は, その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない。

第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)

第133条(合意による物権変動)及び第134条(物権変動の対抗要件)の規定にかかわらず、不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ効力を生じない。

第136条(混同)

(1)同一の物について所有権と他の物権が同一人に帰したときは、その物権は消滅する。但し、その物又はその物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りではない。

(2)所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰したときは、その権利は消滅する。この場合においては、第1項但書の規定を準用する。

(3)第1項及び第2項の規定は、占有権には適用しない。

第137条(登記の推定力)

(1)不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。

(2)不動産登記簿から登記された権利が抹消されたときは、その権利は消滅したものと推定する。

第2章 所有権

第1節 所有権の内容と限界

第138条(所有権の定義)

所有権とは、法令の制限内で、所有者が自由に所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう。

第139条(土地の所有権の限界)

(1)土地の所有権は、法令の制限内で、かつ、所有者にとって利益のある範囲内で、その土地の上下に及ぶ。

(2)土地の所有者は、専ら他人を妨害し、生活妨害を与える目的で土地を使用することはできない。

第140条(生活妨害行為の差止)

(1)土地の所有者は、他の土地より生じるガス、蒸気、臭気、煙、煤、熱、音響、振動等による生活妨害がその土地の通常の使用の範囲内であり、他の法令により禁止されていない場合には、自己の土地に影響を与える行為の中止を求めることはできない。

(2)第1項の場合において、現に著しい被害を受けている土地の所有者は、生活妨害を与える者に対して相当の補償を請求することができる。土地の所有者が不法行為に基づき損害賠償請求をすることは妨げられない。

第141条(地中の文化財・鉱物の発掘)

(1)土地の所有者は、地中より発見されたいかなる種類の彫像、レリーフ、遺物、その他の文化財に対しても所有権を主張できない。それらは国有財産であり、発見した土地所有者は、文化芸術省に引き渡す義務を負う。

(2)土地の所有者は、別の法律に定められた地中にある鉱物についても所有権を主張できない。それらは国有財産であり、別に定める法律により国が採掘する権利を認めた者がその鉱物を採掘し、取得する権利を有する。

第142条(越境竹木の切除権)

土地の所有者は、隣地から竹木の枝が延びて境界を越えたとき、または、隣地から竹木の根が延びて境界を越えたときは、その果実を収取し、また、それを切除することができる。

第2節 土地に関する相隣関係

第143条(隣地使用权)

土地の所有者は、境界又はその近くで塀あるいは建物を建設し、又はこれを修繕するために必要な範囲で隣地の使用を請求することができる。これにより隣人が損害を被ったときは、償金を支払わねばならない。

第144条(袋地通行権)

- (1)他人の土地に囲まれて公道へ通じない土地、及び公道への接続が不十分なため農業上又は産業上の利用が著しく阻害されている土地を袋地という。
- (2)袋地の所有者は、かかる通行による損害に応じた償金の支払と引換えに、隣地の通行を要求する権利を有する。
- (3)通行権は、原則的に袋地から公道に至るまで最短となる方向または経路に設けられなければならない。第1文の規定にかかわらず、通行権は、負担する土地の所有者にとって最小限の侵害をもたらす場所に設けられなければならない。
- (4)袋地の発生が、売買、交換、遺産分割又は他の契約による土地分割を原因とする場合には、通行権は、分割後に残った土地に対して要求できるにとどまる。この場合には、袋地の所有者は、償金を支払う必要はない。しかしながら、かかる状況において十分な通行が確保されない場合には、第2項及び第3項の規定を適用する。

第145条(自然水の承水義務)

- (1)低地の所有者は、高地から自然に流れる水を忍容する義務を負う。低地の所有者は、堤防、堰、障害物、又はかかる流水を妨げるあらゆる種類の工作物を設けてはならない。高地の所有者は低地の所有者の負担を増大させる一切の行為をしてはならない。
- (2)当事者に責任のない不可抗力の事変により低地で水流が阻害されたときは、高地の所有者は自費で水流を通す工事をすることができる。

第146条(雨水等の利用権)

高地の所有者は、第145条(自然水の承水義務)第1項第3文の定めのもとに、土地に生じた泉水ならびに地上に降った雨水を利用し、排水する権利を有する。

第147条(流水の保全義務)

流水に接して位置する土地の所有者は、農業用の必要のために、水を隣地に向けて流下させる義務を負い、隣地の所有者は、さらに離れた土地に配慮して同様の義務に服する。

第148条(灌漑のための水路開設権)

土地の灌漑のために使用权を有する水を通水させようと望む土地の所有者は、水路の通過地の所有者に与える損害に対して償金を支払って、自己所有地と水源との間の土地を通して水路を設置し、維持することができる。

第149条(灌漑用水の排水権)

土地の所有者は、低地の所有者に償金を支払って、自己の土地を灌漑した水を低地を通して排水することができる。

第150条(水没地所有者の排水権)

全部又は一部が水没した土地の所有者は、衛生に関する法令の規定を遵守する限りで、自己の所有地から有害な水を排水することができる。

第151条(堰等の設置権と利用権)

- (1)自己の土地を灌漑するために河川の水を使用することを望む河岸の土地所有者は、対岸の所有者に償金を支払って、水を引くために必要な施設を対岸の土地に設置することができる。
- (2)自己の所有地に施設の設置を受忍した土地の所有者は、設置および維持に要する費用の半分を負担することを条件として、施設を設置した者に対して堰の共同使用を要求できる。この場合には、施設の設置者は第1項の償金の支払義務はなく、支払った償金の返還を請求することができる。

第152条(生活妨害行為)

穿掘、ボーリング、掘削を行なうことにより、又は危険な物、他人の迷惑となる物、不衛生な物を保管することにより隣地に生活妨害を与える可能性のある行為を自らの土地上で実施しようとする所有者は、厳守されるべき距離、又は実施されるべき行為を定める特別の規定に従わねばならない。

第153条(窓及びバルコニー等の目隠し設置義務)

隣地の境界線から2メートル未満の距離において、他人の宅地を眺望する窓、バルコニーあるいはそれに類する施設を設置する者は、目隠しをつけねばならない。

第154条(境界線付近の樹木)

土地の所有者は、隣地の境界線の2メートル以内に、高さが2メートルを超える木、灌木、低木を所有してはならない。これに違反した場合、隣地所有者の請求により、移植する義務を負う。

第3節 所有権に基づく物権的請求権**第155条(所有権に基づく物権的返還請求権)**

所有者は、占有者に対して、物の返還を請求することができる。但し、占有者が所有者に対して占有を法律上正当なものとする根拠を有するときは、この限りでない。

第156条(占有者と果実)

- (1) 善意の占有者は占有物より生じる果実を取得することができる。
- (2) 善意の占有者が占有を法律上正当なものとする根拠に関する訴えに敗訴したときは、その訴えの提起の時より悪意の占有者とみなす。
- (3) 占有者が所有者に物を返還する場合には、果実が発生した時に悪意の占有者は、取得した果実を返還し、過失より毀損又は取得を怠った果実の価格を賠償する義務を負う。

第157条(占有物の滅失・毀損に対する責任)

占有者が占有物の毀損、滅失、その他返還できないことにつき過失がある場合には、占有物の滅失、毀損、その他返還できない事由の発生時に悪意の占有者は全損害を賠償する義務を負い、善意の占有者は現に利益を受ける限度で損害を賠償する義務を負う。但し、所有の意思のない占有者は、善意の場合であっても、全損害を賠償する義務を負う。

第158条(占有者の費用償還請求権)

- (1) 占有者が所有者に物を返還する場合には、物の管理、保存のために支出した必要費の償還を所有者に請求することができる。占有者が果実を取得した場合には、通常必要費は占有者が負担しなければならない。
- (2) 占有者が占有する物の改良のための費用、その他の有益費を支出したときは、価格の増加が現存する限りにおいて、所有者の選択により占有者が支出した費用又は増価額を所有者は償還しなければならない。但し、悪意の占有者に対しては、裁判所は、所有者に対して償還のために相当の期間を付与することができる。
- (3) 占有者が土地を所有者に返還する場合には、所有者は、善意の占有者の建築した建物、植栽し未だ収穫していない作物、伐採していない樹木に関し占有者が支出した費用又は現存する増価額を償還しなければならない。第1項及び第2項の規定にかかわらず、悪意の占有者に対しては、所有者は、占有者が建築した建物、植栽し未だ収穫していない作物、伐採していない樹木を撤去させるか、自己の所有とするかの選択権を有する。土地所有者が撤去を選択した場合には、占有者は無償で建物、作物、樹木を撤去しなければならない。所有者が建物、作物、樹木を自己の所有とすることを選択した場合には、土地の付加価値を斟酌せず、取得する物の価格を含め、占有者の支出した費用又は増価額を償還しなければならない。この場合、裁判所は、所有者に対して償還のために相当の期間を付与することができる。

第159条(所有権に基づく物権的妨害排除請求権・妨害予防請求権)

- (1) 所有権の行使が妨害された場合には、所有者は、妨害者に対して、妨害の排除を請求することができる。
- (2) 所有権の行使が妨害される恐れが現実にある場合には、所有者は、妨害する可能性がある者に対して、妨害の

予防を請求することができる。

第4節 所有権の取得

第1款 不動産所有権の取得

第160条(不動産所有権の取得)

不動産の所有権は、契約、相続、本第4節(所有権の取得)に定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる。

第161条(無主の不動産)

無主の不動産は国家の所有に帰する。

第162条(不動産所有権の取得時効)

- (1) 20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する。
- (2) 10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その不動産の所有権を取得する。
- (3) 第1項および第2項は、その種類を問わずすべての国有不動産に適用しない。

第163条(取得時効の遡及効)

第162条(不動産所有権の取得時効)に定める所有権取得の効力は、その起算日に遡って生じる。起算日以降に生じた果実は、時効により所有権を取得する者に帰属する。

第164条(取得時効の援用)

- (1) 裁判所は、当事者が取得時効を援用するの でなければ、取得時効によって裁判することができない。
- (2) 取得時効は、時効により所有権を取得する者、時効により所有権を取得する者から永借権、用益権、使用権および居住権、地役権、賃借権、抵当権、質権の設定を受けた者その他取得時効を援用するにつき法律上正当の利益を有する者のみが援用することができる。
- (3) 時効により所有権を取得する者が取得時効を援用したときは、第三者もその取得時効の利益を受ける。時効により所有権を取得する者以外の援用権者が取得時効を援用したときは、その援用の効果は、取得時効を援用した者と本来の所有者との間においてのみ生じる。

第165条(取得時効の利益の放棄)

取得時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。すでに完成した取得時効の利益は放棄することができる。

第166条(取得時効の利益の放棄の効果が及ぶ者の範囲)

取得時効の利益の放棄は本来の所有者と放棄をした援用権者の間においてのみ効力を有する。

第167条(取得時効の中断事由)

取得時効は次に掲げる事由によって中断する。

- 1 所有の意思のある占有の喪失
- 2 裁判上の請求、又はこれに準ずる権利行使
- 3 執行行為又は保全処分行為
- 4 承認

第168条(取得時効の中断の効果が及ぶ者の範囲)

時効により所有権を取得する者に対して取得時効の中断が生ずれば、他の者もその中断の効果を否認することはできない。時効により所有権を取得する者以外の援用権者に対して取得時効の中断が生じたときは、その中断の効果は本来の所有者とその援用権者の間においてのみ生ずる。

第169条(所有の意思をもってする占有の喪失)

所有の意思のある占有をする者が自己の意思によらず占有を喪失し、かつ1年内に又はこの期間内に提起した訴えにより占有を回復したときは、取得時効は中断しなかったものとみなす。

第170条(裁判上の請求)

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、取得時効の中断の効力を生じさせない。

第171条(執行処分又は保全処分の取消し)

権利者の申立てにより又は法律上の要件の欠如により執行処分又は保全処分が取り消されたときは、執行行為又は保全処分行為による取得時効の中断は生じなかったものとみなす。

第172条(中断後の取得時効の進行)

- (1) 中断した取得時効はその中断の事由が終了した時から新たに起算を開始する。
- (2) 裁判上の請求によって中断した取得時効は裁判の確定した時から新たに起算を開始する。

第173条(請求による完成停止)

- (1) 取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者が請求したときは、請求の時から6ヶ月内は、請求の相手方に対して取得時効は完成しない。ただし、本来の所有者が再び請求をしても、再度の請求によっては、取得時効の完成を遅らせることはできない。
- (2) 訴えの却下又は取下げにより裁判上の請求が中断の効力を生じさせなかった場合においても、訴状が相手方に送達された時点から訴えの却下又は取下げに至るまでは継続して請求していたものとみなす。この場合、訴えの却下又は取下げの後6ヶ月内は、この相手方に対して取得時効は完成しない。
- (3) 本来の所有者が訴訟において被告としてその権利を主張したときには、その時点から訴訟係属中は継続して請求していたものとみなす。この場合、その訴訟の判決確定後6ヶ月内は、原告に対して取得時効は完成しない。

第174条(未成年者又は一般被後見人に対する取得時効の完成停止)

取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者である未成年者又は一般被後見人に法定代理人がないときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6ヶ月内は、この者に対して取得時効は完成しない。

第175条(未成年者又は一般被後見人と法定代理人との間の取得時効の完成停止)

未成年者又は一般被後見人の所有する不動産に対して法定代理人が取得時効により所有権を取得する場合には、その者が能力者となり又は後任の法定代理人が就職した時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第176条(夫婦間の取得時効の完成停止)

夫婦の一方が所有する不動産に対して他方が取得時効により所有権を取得する場合には、婚姻解消の時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第177条(天災事変による取得時効の完成停止)

取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者が天災その他の不可抗力により取得時効を中断することができないときは、その不可抗力の止んだ時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第178条(不動産に関する権利の取得時効)

- (1) 永借権、用益権、使用権および居住権、地役権、賃借権、質権などの不動産に関する権利を自己のためにする意思をもって平穩かつ公然に行使する者は、第162条(不動産所有権の取得時効)の区別に従い20年又は10年の後にその権利を取得する。但し、地役権は、第300条(地役権の時効取得)の要件をも満たした場合に、取得時効に

より取得できる。

(2)第1項の権利の取得時効については、第163条(取得時効の遡及効)より第177条(天災事変による取得時効の完成停止)までの規定を準用する。

(3)第1項は、その種類を問わずすべての国有不動産に適用しない。

第179条(堆積地の所有権)

河川の沿岸地に漸次かつ自然に生じた堆積地は、船または筏で航行可能な河川か否かを問わず、堆積地の生じた沿岸地の所有者に帰属する。船または筏で航行可能な河川においては、沿岸地所有者は、法令に即して曳舟道を維持しなければならない。

第180条(堆積地の所有権)

流水が漸次かつ自然に一方の河岸から他人の所有する対岸に堆積土を運んだことにより形成された土地の増大についても、増大した河岸に接する土地所有者が堆積地の利益を享受する。対岸の河岸の所有者は失われた土地の復旧を請求することができない。

第181条(流下された土地の返還請求権)

船または筏で航行可能であるか否かを問わず、河川が急激な水力により沿岸地の明白に認められる著しい部分を割除して下流又は対岸に移着させたときは、割除部分の所有者は、その土地の部分の返還を請求することができる。所有者は、土地の返還請求権を1年内に行使しなければならない。但し、割除部分の付合する土地の所有者が未だその土地を占有していないときは、この限りではない。

第182条(島嶼・堆積地の所有権)

船または筏で航行可能な河川の中に生じた島嶼及び堆積地は国家の所有に属する。

第183条(島嶼・堆積地の所有権)

船や筏で航行不能な河川中に生じた島嶼及び堆積地は、島嶼の生じた側の沿岸地の所有者に帰属する。島嶼が一方にのみ偏っていない場合には、河川の中心線を基準として兩岸の沿岸地の所有者に帰属する。

第184条(島嶼の所有権)

河川が分流を生じ沿岸地所有者の土地を切り離し島嶼を形成したときは、島嶼が船や筏で航行可能な河川の中に生じたときといえども、沿岸地所有者はその土地の所有権を失うことはない。

第185条(河川の水路変更による旧河床の所有権)

船または筏で航行可能な河川が旧河床を捨てて新たな水路を作ったときは、沿岸地の所有者は、旧河床の所有権を取得し、河川の中心線まで各人の所有権の範囲とする。沿岸地所有者は、評価人の確定した価格を支払わなければならない。旧河床の価格は州・市当局や利害関係人の申請に基づいて、その土地の管轄裁判所が任命した評価人が確定する。但し、沿岸地所有者が旧河床の所有権を取得する意思表示しない場合は、州・市当局の手により旧河床を公売に付する。沿岸地所有者が支払った金額又は旧河床を売却して得た金額は、水流により浸食された土地の価格に応じて、新たな水路により失われた土地の所有者に分配する。

第186条(動産と不動産の付合)

動産が不動産と付合して不動産の構成部分となったときは、法律の規定又は特別の合意がない限り、不動産所有権はその動産に及ぶ。この場合、動産に関する権利を失った者は、不動産所有者に対して、不当利得に関する規定に従い、償金を請求することができる。原状回復を請求することはできない。

第2款 動産所有権の取得

第187条(動産所有権の取得)

動産の所有権は、契約、相続、その他本第4節(所有権の取得)の定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる。

第188条(無主動産の所有権)

無主の動産は最初に所有の意思を持って占有した者の所有に帰する。但し、野生動物の保護に関する法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第189条(逃走した動物等の所有権)

家畜以外の動物や家禽以外の鳥で他人が飼養するものを善意で占有した者は、その逃走の時から1カ月以内に飼養者から返還請求を受けない限り、その動物や鳥の所有権を取得する。

第190条(湖沼に生息する魚の所有権)

私人の所有する湖沼に生息する魚は、その所有者の所有に属する。

第191条(遺失物の所有権)

(1)他人の遺失した物を拾得した者は、所有者が明らかでない場合には、所有者が明らかでない場合には、拾得後7日以内に警察署長にその物を差し出さねばならない。

(2)警察署長は、拾得物を保管するとともに公告をし、6カ月以内に所有者が判明しない場合には、拾得者がその物の所有権を取得する。但し、拾得後7日以内に警察署長に物を差し出さなかった場合には、拾得者は所有権を取得できず、国家の所有に帰す。拾得者が所有権を取得後2カ月以内に警察署長から物件を引き取らない場合も、同様である。

(3)警察署長は、拾得物が保管に耐えない物である場合には、それを売却し、売却金を保管することができる。売却金の処理は、拾得物の処理と同様である。

(4)拾得物が所有者に返還される場合には、所有者は、拾得者に対して、その物の価格の5%から20%の報奨金を支払わねばならない。拾得者が報奨金の支払請求を所有者が返還を受けた時から1カ月以内に行わない場合には、拾得者は報奨金請求権を失う。

第192条(埋蔵物の所有権)

埋蔵物については、第141条(地中の文化財・鉱物の発掘)に定める場合を除き、第191条(遺失物の所有権)の規定を準用する。但し、所有者の判明しない埋蔵物が他人の所有物の中で発見された場合には、発見者とその物の所有者が埋蔵物の所有権の各2分の1を取得する。

第193条(動産所有権の善意取得)

有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の占有の移転を受けた者は、譲渡人がその動産の所有権を有していない場合でも、その動産の所有権を取得する。但し、譲渡人が直接占有を継続しているときは、この限りでない。

第194条(盗品、遺失物の譲渡)

(1)第193条(動産所有権の善意取得)の場合であって、譲渡された物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失主は盗難又は遺失の時から2年間譲受人に対してその物の返還を請求することができる。

(2)譲受人が盗品又は遺失物を競売、公の市場、又は同種の物を販売する商人から善意で買い受けたときは、被害者又は遺失主は占有者が支払った代価を弁償しなければその物の返還を請求することができない。

第195条(動産の取得時効)

(1)10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に動産を占有した者は、その動産の所有権を取得する。

(2)5年間所有の意思をもって平穩かつ公然に動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、

その動産の所有権を取得する。

第196条(動産に関する権利およびその他の財産権の取得時効)

質権、賃借権などの動産に関する権利およびその他の財産権を自己のためにする意思をもって平穩かつ公然に行使用する者は、第195条(動産の取得時効)の区別に従い10年又は5年後にその権利を取得する。

第197条(不動産の取得時効に関する規定の準用)

第195条(動産の取得時効)および第196条(動産に関する権利およびその他の財産権の取得時効)については、第163条(取得時効の遡及効)より第177条(天災事変による取得時効の完成停止)までの規定を準用する。

第198条(動産の付合、混和、融合)

(1) 数個の動産が互いに付合により壊さねば分離できなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に属する。分離のために過分の費用を要する場合も同様である。

(2) 付合した動産について主従の区別がないときは、各動産の所有者が付合した当時における価格の割合に応じて合成物の所有権を共有する。

(3) 数個の動産が互いに混和又は融合して分離できなくなった場合については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第199条(動産の加工)

(1) 他人の材料を加工又は改造して新たな動産を作成した者は、加工物の所有権を取得する。但し、加工又は改造による増価額が材料の価格より著しく少ないときは、加工物の所有権は材料の所有者に属する。

(2) 加工者が材料の一部を提供したときは、その価格に加工又は改造による増価額を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者が加工物の所有権を取得する。

第200条(動産の添付の効果)

(1) 付合、混和、融合、加工により物の所有権が消滅した場合には、その物の上に存在していた権利も消滅する。

(2) 合成物、混和物、融合物、加工物の所有者となった者が有していた物の上に存在していた他人の権利は、新たに取得した物の上に存続する。この場合、共有者となったときは、その持分の上に存続する。

第201条(添付と償金請求権)

動産の付合、混和、融合、加工において、権利を失った者は、権利を取得して利益を得た者に対して、不当利得に関する規定に従い、償金を請求することができる。原状回復を請求することはできない。

第5節 共有

第202条(共有の定義)

一つの物全体のうえに数人の者が量的に決定された持分に応じて所有権を持っている状態を共有という。

第203条(共有持分の平等)

各共有者の持分は等しいものと推定される。

第204条(共有持分の処分)

各共有者は、自己の持分を譲渡し、または担保に提供することができる。共有者の債権者は共有者の持分を差し押さえることができる。

第205条(共有物の使用)

共有者は、共有物の全部に付いて、その持分に応じて使用することができる。

第206条(共有物の保存)

各共有者は、共有物の保存行為を単独ですることができる。

第207条(共有物の利用の変更)

各共有者は、他の共有者の同意がなければ、共有物を処分し、又は共有物に重大な変更を加えることができない。

第208条(共有物の管理)

共有物の管理に関する事項は、第206条(共有物の保存)及び第207条(共有物の利用の変更)の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数を以って決定する。

第209条(共有物の負担)

- (1)各共有者は、其持分に応じて管理の費用を払い、租税等の負担を負う。
- (2)共有者が自己の負担部分を超えて保存、管理あるいは負担のための金銭を支払った場合には、他の共有者に対して、それぞれの持分に応じて超過して支払った金銭の償還を請求することができる。
- (3)第2項の費用償還請求権は、他の共有者の共有持分を承継した者に対しても行うことができる。

第210条(持分権の放棄等)

共有者の一人がその持分を放棄したとき、又は、相続人がなく死亡したときは、その持分は他の共有者に帰属する。

第211条(共有物の分割請求権)

- (1)各共有者は、何時でも共有物の分割を請求することができる。但し、5年を超えない期間分割を禁止する契約を締結することができる。
- (2)第1項の契約は更新することができるが、更新により成立する契約の期間は5年を超えることができない。

第212条(共有物の分割方法)

分割について共有者の協議が調わない場合には、共有者は、裁判所に訴えて分割を求めることができる。その場合、裁判所は、現物を以て分割することを命じ、あるいは現物の分割により著しく価値を損じるおそれがある場合、及び相当の理由がある場合には、強制売却して代金を持分に応じて分配することを命じ、又は一部の者に共有持分を移転させるとともに償金の支払を命じることができる。

第213条(共有に関する債権)

- (1)共有者の一人が他の共有者に対して共有物に関する保存、管理、負担などによる債権を有するときは、分割に際して、債務者に帰すべき共有物の部分を以て弁済させることができる。
- (2)債権者は、第1項の弁済を受けるために債務者に帰すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、裁判所に対してその売却を請求することができる。

第214条(準共有)

共有に関する規定は数人が所有権以外の財産権を有する場合に準用する。但し、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第6節 互有

第215条(互有の定義)

互いに接する土地を所有する者が各自の土地および土地上の建物を区分する障壁、堀・土手・垣等の困障を不可分的に共同して所有することを互有という。

第216条(障壁の互有)

互いに接する高さの相違する建物を隔てる障壁は、低い棟に至る部分、庭を隔てて接する土地の障壁は、そのすべてが互有に属するものと推定する。

第217条(互有の障壁の修理・改築)

互有する障壁の修理および改築については、これを互有する者が各人の権利に応じて責任を負う。互有者の一人は、互有権を放棄することにより、互有する障壁の修理・改築の費用を免れることができる。但し、互有障壁が建物の一部であるときは、この限りでない。

第218条(互有の障壁の利用)

各互有者は、障壁を利用して工作物を設けるために、障壁の厚さの半分の深さに至るまで梁又は桁を押し込むことができる。

第219条(互有の障壁に対する工作)

- (1)互有者は、他の互有者の同意なしに、互有障壁に穴を明け、又は障壁に損傷を与えるような工作物を作り付けることができない。
- (2)第1項の場合において、他の互有者が正当な理由なく同意を拒絶する場合には、互有者は裁判所に対して同意に代わる判決を求めることができる。
- (3)第2項の場合、裁判所は、相当な担保と引換えに同意に代わる判決を与えることができる。

第220条(非互有障壁の互有化)

障壁に接する土地の所有者は、障壁の所有者に対して、互有となる障壁の価格の半額と障壁の設置された部分の土地の価格の半額を提供することにより、障壁を互有とすることができる。

第221条(互有障壁の嵩上げ)

互有者は、互有に属する障壁の高さを増すことができる。但し、嵩上げの費用および互有に属する高さを超える部分の保存のための修理費用は、高さを増した互有者の負担に属する。

第222条(互有障壁の改築等)

- (1)互有に属する障壁が高さを増す負担に耐えない場合には、嵩上げを望む者は、自費を以て全部を改築することができる。但し、厚さを増す場合には、増加する厚さの部分は自己の側で負担しなければならない。
- (2)嵩上げに協力しなかった隣人は、費用の半分と厚さが増加した場合にはこれに要した土地の価格の半분을支払うことにより高さを増した部分の互有権を取得する。

第223条(囲障の互有)

不動産を隔てる囲障はすべて、各不動産の所有者の互有に属するものと推定する。

第224条(囲障の保存費用)

- (1)障壁以外の互有に属する囲障は、囲障を互有する者の共同の費用で保存しなければならない。
- (2)囲障を互有する者は、自らの互有権を放棄して、費用の負担を免れることができる。
- (3)水が流れる堀を互有する者は、第2項の規定により、互有権を放棄することができない。

第225条(互有でない囲障)

障壁以外の互有に属さぬ囲障に接する不動産の所有者は、その囲障の所有者に対して、囲障を互有するように求めることはできない。

第226条(互有の垣等)

- (1) 垣を互有する者は、その所有権の限度まで垣を取り壊すことができる。但し所有権の限界に障壁を設置する義務を負う。
- (2) 囲障のみの用に供する互有に属する堀および土手についても同様である。

第3章 占有権

第1節 総則

第227条(占有の定義)

- (1) 占有とは、物を所持することをいう。
- (2) 所持とは、直接的であるか、間接的であるかを問わず、物を事実上支配している状態をいう。

第228条(直接占有と間接占有)

- (1) 占有は、他人を通じて間接的に行うことができる。
- (2) 第1項の場合において、直接に所持する者を直接占有者とい、その他人を通じて間接的に所持する者を間接占有者という。

第229条(占有の移転)

- (1) 占有は、占有物の引渡によって、移転する。このような形での占有の移転を、現実の引渡しという。
- (2) 占有は、現実の引渡しをすることなしに、当事者間の合意のみによって移転することができる。この場合、占有の譲受人は譲渡人を通じての間接的な占有を取得する。このような形での占有の移転を占有改定という。
- (3) 占有を譲受ける者が占有物を現に直接に所持するときは、占有は当事者間の合意のみによって移転することができる。これによって、占有の譲渡人は、占有物の所持者を通じて有していた間接的な占有を失う。このような形での占有の移転を簡易の引渡しという。
- (4) 他人を通じて間接的に占有する者は、第三者との合意及び直接占有する者に対してその旨を通知することによって、第三者に占有を移転することができる。このような形での占有の移転を指図による占有移転という。

第230条(占有の消滅)

占有は占有者が占有物の所持を失ったときに消滅する。ただし、占有者が占有を奪われた場合において、1年以内に、占有物の返還を受け、または占有物返還請求訴訟を提起したときは消滅しない。

第231条(間接占有者の占有の消滅)

- (1) 間接占有者の占有は次の場合に消滅する。
 - 1 直接占有者が間接占有者のために占有する権限および占有すべき義務が消滅したとき
 - 2 直接占有者が間接占有者の占有を否認していると認めるべき状態となったとき
 - 3 直接占有者が占有物の所持を失ったとき
- (2) 第1項第3号に定める場合のうち占有者が占有を奪われた場合において、直接占有者または間接占有者が1年以内に、占有物の返還を受け、または占有物返還請求訴訟を提起したときは占有は消滅しない。

第232条(所有の意思のある占有とない占有)

- (1) 占有には占有者に所有の意思のある占有と、所有の意思のない占有がある。所有の意思のある占有か否かは、その占有の取得原因の客観的性質によって定まる。
- (2) 占有取得の客観的性質上、占有者に所有の意思のない占有である場合に、占有者が自己に占有をさせた者に対して、所有の意思あることを表示し、または新たな占有取得原因によって所有の意思をもって占有を始める場合を除いて、所有の意思のない占有が所有の意思のある占有に変わることはない。

第233条(瑕疵ある占有)

- (1) 占有する権利を有していないことを知っている場合の占有を悪意の占有といい、知らない場合の占有を善意の占有という。知らないことに過失がある場合を過失ある占有という。

- (2) 平穩な占有とは、暴力を用いない占有をいう。ただし、当初平穩に占有を開始した者が、第三者による不正な侵害に対して暴力を用いて防衛した場合は、なお平穩な占有である。
- (3) 公然たる占有とは、当該占有物に対して権利を有する者が知り、または見ることができるよう、隠蔽することなく占有することをいう。
- (4) 悪意の占有、善意ではあるが過失ある占有、平穩でない占有、公然でない占有を瑕疵ある占有という。

第234条(推定)

- (1) 占有者は、所有の意思をもって占有するものと推定される。
- (2) 占有者は、善意、平穩かつ公然に占有するものと推定される。
- (3) 占有者が、ある時点と、それ以降の別の時点において占有した証拠があるときは、その期間継続して占有したものと推定される。
- (4) 占有者は、占有物を占有する権利を適法に有するものと推定される。

第235条(占有の承継)

- (1) 占有を承継した者は、自己の占有のみを主張することもできるし、また、自己の占有と前占有者の占有を合わせて主張することもできる。
- (2) 前占有者の占有を合わせて主張する場合には、前占有者の占有の瑕疵も承継する。その結果、前占有者の占有が瑕疵ある占有である場合は、自己の占有が瑕疵のない占有であっても、両者をあわせて瑕疵ある占有となる。

第2節 占有保護請求権

第236条(占有保護請求権)

直接占有と間接占有とを問わず、占有者は、第237条(占有物返還請求権)ないし第241条(本権との関係)の定めるところに従って、奪われた物の返還または占有に対する妨害の排除もしくは予防を請求することができる。

第237条(占有物返還請求権)

- (1) 占有者がその占有を奪われたときは、その物の返還を請求することができる。
- (2) 占有物返還請求は、占有の侵奪者からその物を譲り受けた者、質権の設定を受けた者その他の特定承継人に対しては行うことができない。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていた場合、または知ることができた場合は、その者に対して占有物返還請求を行うことができる。
- (3) 占有物返還請求訴訟は、侵奪を受けた時から1年以内に提起しなければならない。

第238条(占有妨害排除請求権)

- (1) 占有者が占有を妨害されたときは、その妨害の排除を請求することができる。
- (2) 占有妨害排除請求訴訟は、妨害の存する間またはその停止後1年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害が生じた場合には、工事着手の時より1年を経過したとき、またはその工事が完成したときは、提起することはできない。

第239条(損害賠償)

- (1) 第237条(占有物返還請求権)及び第238条(占有妨害排除請求権)の規定は、不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。
- (2) 占有の侵奪によって生じた損害の賠償を求める訴訟は、侵奪を受けた時から1年以内に提起しなければならない。
- (3) 占有の妨害によって生じた損害の賠償を求める訴訟は、妨害の存する間またはその停止後1年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害が生じた場合には、工事着手の時より1年を経過したとき、またはその工事が完成したときは、提起することはできない。

第240条(占有妨害予防請求権)

- (1) 占有者は、その占有を妨害されるおそれがあるときは、その妨害の予防を請求することができる。ただし、裁判所は、相手方に対して、妨害の予防に代えて、相当の保証を立てさせることができる。

(2) 占有妨害予防請求訴訟は、妨害の危険の存在する間、提起することができる。ただし、工事により占有物に損害が生じるおそれがある場合には、工事着手の時より1年を経過したとき、またはその工事が完成したときは、提起することができない。

第241条(本権との関係)

- (1) 所有権、永借権、用益権、質権、賃借権等、物の所持を法律上正当づける権利を本権という。
- (2) 占有保護請求権の行使に対して、相手方は、本権に基づく抗弁を主張することは許されない。
- (3) 占有に基づく訴訟と本権に基づく訴訟は、互いに妨げない。占有に基づく訴訟の提起に対して、相手方は、本権に基づく反訴を提起することができる。
- (4) 占有に基づく訴訟は、本権に関する理由に基づいて裁判してはならない。

第3節 不動産についての特別の占有者の保護

第242条(占有証明書を有する不動産占有者の保護)

- (1) 占有証明書の発行を受けているが、地籍図および登記簿が整備されていないために、未だ所有権の完全な取得のために必要な登記のなされていない不動産を引き続き使用収益する者は、物権的請求権の行使については、所有者とみなす。
- (2) 第1項の占有者が、第三者をして当該不動産を使用収益させている場合においても、当該占有者は、物権的請求権の行使については、所有者とみなす。
- (3) 第1項の占有者から占有証明書の譲渡とともに占有を譲り受けた者も、物権的請求権の行使については、所有者とみなす。

第243条(土地法施行前からの不動産占有者の保護)

- (1) 土地法の施行前5年間以上にわたり、適法に私的に占有可能な不動産を平穩かつ異議なく占有していたにもかかわらず、土地法に基づくその登録を懈怠していた者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる。
- (2) 土地法の施行前から不動産を占有している者であり、かつ所有権取得に必要な期間占有を延長する許可を当局から得た者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる。
- (3) 第1項および第2項における占有保護請求権の行使においては、第237条(占有物返還請求権)ないし第240条(占有妨害予防請求権)に定める1年の期間は、3年に読み替える。

第4章 永借権

第244条(永借権の定義)

永借権とは、期間15年以上の不動産の長期賃借権をいう。

第245条(永借権の成立)

- (1) 永借権は、書面で設定しなければ、その効力を生じない。
- (2) 書面によらない永借権は、期間の定めのない賃貸借とみなされ、第615条(期間の定めのない賃貸借についての解約の申入れ)の規定にしたがって、いつでも当事者の一方から終了させることができる。

第246条(永借権の対抗要件)

- (1) 永借人は、登記をしなければ、第三者に対して永借権を対抗できない。
- (2) 登記した永借権は、永借権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、所有権の譲受人に対して対抗することができる。
- (3) 登記のなされていない永借権には、15年の期間に満つるまで、第598条(不動産賃借権の対抗要件)の規定を適用する。

第247条(永借権の存続期間)

- (1) 永借権の存続期間は50年を超えることができない。50年を超える期間をもって永借権を設定したときは、これを

50年に短縮する。

(2)永借権は更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。

第248条(賃料)

(1)永借人は、永貸人に対して、定められた時期に賃料を支払う義務を負う。

(2)賃料の支払時期について定めがないときは、永借人は毎年末に賃料を支払わなければならない。ただし、収穫季節のあるものについては、その季節後遅滞なく支払わなければならない。

第249条(賃料の増減額請求権)

永貸借の当事者の双方は、諸般の事情により、賃料が相当でなくなった場合には、相当な賃料額への増額または減額を裁判所に求めることができる。

第250条(永貸人の解除権)

永借人が定められた賃料を3年間支払わないときは、永貸人は永貸借を解除することができる。

第251条(永借人の解除権)

永借人は、予見不可能な事情または不可抗力によって3年間不動産からまったく収益を挙げられなかった場合、または不動産の一部の毀損のために将来の収益が賃料の年額を超える見込みがなくなった場合は、永貸借を解除することができる。

第252条(永借権の譲渡等)

(1)永借権は、有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができる。

(2)永借人は、永借物を転貸することができる。

(3)永借権は、相続することができる。

第253条(永借人の物権的請求権)

永借人は、永借権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる。

第254条(永貸借の終了)

(1)永貸借の終了にあたって、永貸人は、永借人が不動産を破壊し、またはその性質を根本的に変更していない限り、永借人に対して原状回復を請求できない。

(2)永借権の終了にあたって、永貸人は、永借人に補償することなしに、永借人が不動産に対して行った改良、設置した工作物等の所有権を取得する。

(3)第1項または第2項と異なる特約をすることができる。ただし、そのような特約は登記しなければ第三者に対抗できない。

第255条(賃貸借の規定の準用)

永借権に関して、本第4章(永借権)に定めのないことがらについては、賃貸借の規定を準用する。

第5章 用益権

第256条(用益権の定義)

(1)用益権とは、用益権者の生存期間を最長期間として、他人の不動産を使用および収益することができる権利をいう。

(2)用益権者は用益権の対象となる不動産を用途にしたがって使用し、かつ当該不動産から生じる天然果実および法定果実を収受する権利を有する。

第257条(約定用益権と法定用益権)

- (1)用益権は、当事者の合意によって設定され、または法律の規定によって生じる。
- (2)法律の規定による用益権についても、法律に別段の規定がない限り、本第5章(用益権)の規定が適用される。
- (3)法律の規定による用益権は、法律に別段の規定がない限り、合意による用益権に優先する。

第258条(用益権の成立)

- (1)用益権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる。
- (2)所有者は、書面によらない用益権の消滅をいつでも申し入れることができる。消滅申入れに用益権の消滅時期が示されていない場合および消滅申入れ時から示されている消滅時期までの期間が次の期間を下まわる場合は、用益権は、消滅の申入れがなされた時から次の期間を経過することによって消滅する。
 - 1 建物については3か月
 - 2 土地については1年
- (3)収穫季節のある土地の用益権については、その季節の後次の耕作に着手する前に消滅の申入れをしなければならない。

第259条(用益権の対抗要件)

- (1)用益権者は、登記をしなければ、第三者に対して用益権を対抗できない。
- (2)登記した用益権は、用益権の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、不動産譲受人に対して対抗することができる。

第260条(用益権の存続期間)

- (1)用益権は一定の期間を定めて、または一定の事情の発生まで存続するものとすることができる。
- (2)用益権の存続期間を定めていない場合は、用益権者が死亡するまで存続するものとみなされる。

第261条(天然果実の収取権)

- (1)用益権の設定時点で土地上に存在した天然果実は用益権者に帰属する。
- (2)用益権の消滅時点で土地上に存在した天然果実は土地所有者に帰属する。
- (3)第1項または第2項の場合において、天然果実の栽培に要した労役その他についての不当利得の関係は生じない。
- (4)第1項の定めにもかかわらず、用益権の対象となる土地に対抗力のある賃借権が存在する場合には、その賃借人の天然果実を収取する権利に影響を及ぼさない。
- (5)第2項の定めにもかかわらず、用益権者からの土地の賃借人は、用益権の消滅前まで栽培していた天然果実を収取する権利を有する。

第262条(法定果実の収取権)

法定果実は、用益権の存続期間の割合で用益権者に帰属する。

第263条(用益権の譲渡等)

用益権者は、用益権を有償もしくは無償で譲渡し、またはその他の処分をすることができる。

第264条(用益不動産の賃貸借)

- (1)用益権者は、用益権の目的たる不動産を、3年を超えない期間を定めて賃貸に供することができる。
- (2)第1項の賃貸借の期間は更新することができる。ただし、その期間は3年を超えることはできない。
- (3)用益権が消滅したときは、用益権の目的たる不動産の賃貸借契約は不動産の所有者に対抗できない。

第265条(用益権者の物権的請求権)

用益権者は、用益権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる。

第266条(用益権者の通知義務)

- (1)用益権の目的たる不動産について権利を主張する第三者がいるときは、用益権者は遅滞なくその旨を所有者に通知しなければならない。ただし、所有者が既にこのことを知っているときは、この限りでない。
- (2)用益権者が通知を怠ったことにより、所有者に生じた損害について、用益権者は賠償する義務を負う。

第267条(用益権の消滅請求)

- (1)用益権者が用益権の目的たる不動産に重大な損害を加え、または適切に保存をしなないなど、用益権の本旨に反した行為をしたときは、所有者は、用益権の消滅を裁判所に求めることができる。
- (2)第1項の消滅請求は、用益権者に対する不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第268条(用益権者の死亡または期間の満了による用益権の消滅)

用益権は、当初の用益権者の死亡または設定契約に定めた期間の満了によって消滅する。

第269条(用益権の消滅の効果)

- (1)用益権が消滅したときは、不動産所有者は、用益権者が不動産を破壊し、またはその性質を根本的に変更していない限り、用益権者に対して原状回復を請求できない。
- (2)用益権が消滅したときは、不動産所有者は、用益権者またはその相続人に補償することなしに、用益権者が不動産に対して行った改良、設置した工作物等の所有権を取得する。
- (3)第1項又は第2項と異なる特約をすることができる。ただし、そのような特約は登記しなければ第三者に対抗できない。

第270条(用益権の目的たる建物の滅失)

- (1)土地上の建物のみが用益権の目的である場合において、建物が滅失したときは、土地に用益権を行使することはできない。
- (2)土地と土地上の建物がともに用益権の目的である場合において、建物のみが滅失したときは、土地の用益権は存続する。

第271条(費用負担)

- (1)用益権の目的たる不動産の保守修繕費用は用益権者が負担し、大修繕の費用は、所有者が負担する。ただし、用益権者が保守修繕行為をしなないことにより大修繕が必要となったときは、その費用は用益権者が負担する。
- (2)本条において、大修繕とは、主要な障壁、梁柱、基礎の変更及び屋根の張り替えをいい、保守修繕とは、その他のすべての修繕をいう。
- (3)用益権の目的となる不動産が不可抗力によって毀損され、または破壊された場合には、所有者も用益権者もいずれもその毀損または破壊について再築その他の責任を負わない。

第272条(租税公課および保険料の負担)

用益権者は、用益期間中の不動産に関する租税公課及び用益権の設定前に所有者が契約した用益不動産に関する保険の保険料を負担する義務を負う。

第273条(永借権の規定の準用)

用益権者が定期的に対価を支払う義務を負う場合には、第248条(賃料)及び第249条(賃料の増減額請求権)の規定を準用する。

第6章 使用権および居住権

第274条(使用権および居住権の定義)

- (1)使用権とは、使用権者およびその家族の需要の限度で、不動産の果実を収受する権利をいう。
- (2)居住権とは、居住権者およびその家族の居住に必要な範囲で、建物の一部を占有する権利をいう。

第275条(約定使用権および居住権と法定使用権および居住権)

- (1)使用権および居住権は、当事者の合意によって設定され、または法律の規定によって生じる。
- (2)法律の規定による使用権および居住権についても、法律に別段の規定がない限り、本第6章(使用権および居住権)の規定が適用される。
- (3)法律の規定による使用権および居住権は、法律に別段の規定がない限り、合意による使用権および居住権に優先する。

第276条(使用権および居住権の成立)

- (1)使用権および居住権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる。
- (2)所有者は、書面によらない使用権および居住権の消滅をいつでも申し入れることができる。消滅申入れに使用権または居住権の消滅時期が示されていない場合および消滅申入れ時から示されている消滅時期までの期間が3か月を下まわる場合は、使用権および居住権は、消滅の申入れがなされた時から3か月を経過することによって消滅する。

第277条(使用権および居住権の対抗要件)

- (1)使用権者および居住権者は、現実使用または居住していなければ、第三者に対してその権利を対抗できない。
- (2)使用権および居住権は、その権利の目的たる不動産の所有権が譲渡された場合でも、現実使用し、または居住しているときは、その譲受人に対して対抗することができる。

第278条(使用権および居住権の存続期間)

- (1)使用権および居住権は、一定の期間を定めて、または一定の事情の発生まで存続するものとすることができる。
- (2)使用権または居住権の存続期間を定めていない場合は、使用権者または居住権者が死亡するまで存続するものとみなされる。

第279条(家族の増加)

使用権および居住権は、設定後に、婚姻や出産によりその家族が増加した場合でも、存続する。

第280条(使用権および居住権の譲渡等)

- (1)使用権者および居住権者は、その権利を譲渡し、またはその他の処分をすることはできない。
- (2)使用権者および居住権者は、その権利の目的たる不動産を賃貸に供することはできない。

第281条(使用権者および居住権者の物権的請求権)

使用権者または居住権者は、使用権または居住権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、及び妨害予防請求権を行使することができる。

第282条(使用権および居住権の消滅請求)

- (1)使用権者または居住権者が、その権利の目的たる不動産に重大な損害を加え、または適切に保存をしないなど、使用権または居住権の本旨に反した行為をしたときは、所有者は、使用権または居住権の消滅を裁判所に求めることができる。
- (2)第1項の消滅請求は、使用権者または居住権者に対する不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。

第283条(使用権者もしくは居住権者の死亡または設定契約の定めにしたがった使用権および居住権の消滅)

使用権および居住権は、使用権者もしくは居住権者の死亡により、または契約に定めた期間の満了もしくは契約に定められた条件に従って消滅する。

第284条(費用負担)

(1) 使用権者および居住権者が土地の全部の果実を収受し、または建物の全体を占有する場合には、修繕及び維持費、租税公課、保険料について、用益権者と同様に、負担する義務を負う。

(2) 使用権者および居住権者が、果実の一部のみを収受し、または建物の一部のみを占有する場合は、その割合に応じて第1項の費用を負担する義務を負う。

第7章 地役権

第1節 総則

第285条(地役権の定義)

(1) 地役権とは、設定契約において定められた目的に従って、他人の土地を自己の土地の便益のために供する権利である。ただし、公の秩序に反する内容の地役権は設定することができない。

(2) 便益に供される他人の土地を「承役地」と呼び、便益を増す自己の土地を「要役地」と呼ぶ。

(3) 土地の永借人または用益権者も、その土地を要役地とした地役権を設定することができる。

第286条(地役権の成立)

(1) 地役権は、書面により、または書面によることなしに設定することができる。

(2) 承役地の所有者は、書面によらない地役権の消滅をいつでも申し入れることができる。消滅申入れに地役権の消滅時期が示されていない場合および消滅申入れ時から示されている消滅時期までの期間が1か月を下まわる場合は、地役権は、消滅の申入れがなされた時から1か月を経過することによって消滅する。

第287条(地役権の対抗要件)

(1) 地役権は、登記をしなければ、第三者に対して対抗できない。

(2) 登記をした地役権は、承役地の譲受人に対しても対抗することができる。

第288条(地役権を享受できる者の範囲)

要役地の所有者のほか、地役権の設定された要役地の賃借人、永借人、用益権者、使用権・居住権者もまた地役権を享受できる。ただし、設定契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第289条(地役権の付従性)

(1) 地役権は、要役地の所有権が譲渡されればともに譲渡される。ただし、設定契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(2) 地役権は、要役地の所有権から分離して譲渡し、または他の権利の目的とすることができない。

第290条(承役地所有者の義務)

(1) 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げ、または、その効用を減じる行為をすることができない。

(2) 承役地の所有者は、地役権者の同意なしに、当初合意された承役地に替えて、別の土地を承役地とすることはできない。ただし、地役権設定後の事情の変更により、当初の承役地を引き続き承役地としておくことが、承役地の所有者に著しい不利益を生じる場合には、承役地の所有者は要役地にとって同程度に有益な別の土地を承役地として提供することができる。地役権者がこれに同意しないときは、裁判所に変更の同意に代る判決を求めることができる。

第291条(地役権者の義務)

(1) 地役権者は、設定契約において定められた限度を超えて、承役地を利用することはできない。なお、泉について設定された引水地役権は、その泉を取り囲む土地を通行する権利も当然に含む。

(2) 地役権者は、承役地の状態に重大な悪影響を及ぼしうる変更を承役地に対しても、また要役地に対しても行うことはできない。

(3) 地役権者が第1項第1文及び第2項の規定に違反したときは、承役地の所有者は、地役権の消滅を裁判所に求めることができる。

- (4)第3項の消滅請求は、用益権者に対する不法行為に基づく損害賠償の請求を妨げない。
(5)地役権について対価の定めがある場合において、地役権者が定められた対価を支払わないときは、承役地の所有者は、地役権の消滅を裁判所に求めることができる。

第292条(地役権者の工作物設置権)

- (1)地役権者は、承役地上に、地役権の行使に必要な工作物を設置することができる。地役権の消滅に際して、地役権者は、この工作物を取去し、承役地を原状に復する義務を負う。
(2)承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲において、地役権の行使のために承役地上に設けられた工作物を使用することができる。
(3)第2項の場合において、承役地の所有者は、利益を受ける割合に応じて工作物の設置および保存のための費用を分担しなければならない。

第293条(工作物の費用負担)

- (1)地役権の行使のために必要な工作物の設置と保存の費用は、別段の定めがない限り、要役地の所有者が負担する。
(2)工作物の設置または保存の費用を承役地の所有者が負担する旨の特約がある場合において、その特約が登記されているときは、承役地の所有権を譲り受けた者もその義務を承継する。

第294条(地役権者の物権的請求権)

地役権者は、地役権の侵害に対して、所有者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる。

第295条(地役権者への承役地所有権の委棄)

- (1)承役地の所有者が第293条(工作物の費用負担)の費用を負担すべき特約がある場合において、承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を地役権者に委棄してその義務を免れることができる。
(2)委棄とは、承役地の所有者の一方的な意思によって承役地の所有権を放棄し、その所有権を地役権者に帰属させることをいう。

第296条(地役権の期間の定め)

- (1)地役権の設定契約に期間の定めのあるときは、地役権はその期間の満了によって消滅する。
(2)地役権の設定契約に期間の定めがないときは、承役地所有者は、裁判所に地役権の消滅を求めることができる。裁判所は、地役権設定の経緯、過去の存続期間、対価の有無等一切の事情を考慮して、消滅請求を認めるべきか否かを判断する。

第297条(要役地の滅失による地役権の消滅)

地役権は、要役地が完全に滅失した場合には、消滅する。

第298条(共有者による地役権の消滅)

- (1)要役地の共有者の1人は、その持分について、地役権を消滅させることができない。
(2)承役地の共有者の1人は、その持分について、地役権を消滅させることができない。

第299条(土地の分割または一部譲渡と地役権)

- (1)要役地が分割され、またはその一部が譲渡された場合においては、地役権はその各部のために存続する。ただし、地役権がその性質上、要役地の一部のみに関するときは、他の部分のためには存続しない。
(2)承役地が分割され、またはその一部が譲渡された場合においては、地役権はその各部の上に存続する。ただし、地役権がその性質上、承役地の一部のみに関するときは、他の部分の上には存続しない。

第2節 地役権と時効

第300条(地役権の時効取得)

- (1)地役権は、継続かつ表現のものに限り、取得時効により取得することができる。
- (2)継続の地役権とは、地役が、人の行為を必要とすることなしに、場所の位置のみによって実現し、間断なく要役地に便を与え、承役地に負担を及ぼす状態の地役権をいう。
- (3)表現の地役権とは、地役が外見上の工作または形跡によって露見して実現する状態の地役権をいう。

第301条(要役地の共有者の一人による地役権の時効取得)

- (1)要役地の共有者の1人が地役権を時効取得したときは、他の共有者も地役権を取得したことになる。
- (2)共有者に対する取得時効の中断は、地役権を行使する各共有者に対して行わなければ、その効力を生じない。
- (3)地役権を行使する共有者が数人ある場合において、そのうちの1人に対して時効停止の原因があっても、時効はなお各共有者のために進行する。

第302条(地役権の消滅時効の起算点)

第500条(債権又は所有権以外の財産権の消滅時効)に規定する消滅時効の期間は、不継続の地役権については、最後の行使の時から起算し、継続の地役権についてはその行使を妨げるべき事実が発生した時から起算する。

第303条(要役地共有の場合の地役権の消滅時効の中断または停止)

要役地が数人の共有に属する場合において、そのうちの1人のために、時効の中断または停止があったときは、その中断または停止は、他の共有者のためにもその効力を生じる。

第304条(地役権の一部の時効消滅)」

地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その行使しない部分のみが、消滅時効によって消滅する。

第305条(承役地の占有者の時効取得と地役権の運命)

- (1)承役地の占有者が取得時効に必要な条件を備えた占有をしたときは、地役権はこれによって消滅する。
- (2)取得時効に必要な占有の期間内に地役権者がその権利を行使したときは、承役地の占有者は、地役権の負担のある土地として時効取得する。

第8章 国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権

第306条(国、仏教寺院、少数民族のその他の共同体の所有権その他の物権)

国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権については、特別法または慣習に別段の定めがある場合を除いて、民法の規定を適用する。

第9章 土地のコンセッションによって設定された権利

第307条(コンセッションによって設定された権利)

コンセッションによって設定された土地の権利は、特別法に別段の定めがある場合を除き、コンセッションの条件の範囲内において、民法上の永借権の規定を準用する。

第4編 債務

第1章 総則

第1節 債務の発生原因および諸概念の定義

第308条(債務の定義)

- (1)債務とは、ある者に、特定人に対する一定の義務を負わせることにより、両者を結びつける法的な関係である。
- (2)義務を負う者を債務者といい、その義務によって利益を受ける者を債権者という。
- (3)債権者は、債務者の義務に対応した権利を有する。

第309条(債務の発生原因)

- (1)債務は、契約、単独行為、事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定によって生じる。
- (2)契約および単独行為によって生じる債務は、当事者の意思を原因とする債務である。
- (3)事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定による債務は、法定債務である。法定債務については、第3章(契約の履行)から第7章(債務の消滅)までの規定を準用する。

第310条(意思表示の定義)

- (1)意思表示とは、法的効果を生ずることを意図する当事者の意思の表示である。
- (2)意思表示は、その通知が相手方に到達したときに効力を生ずる。

第311条(契約の定義)

契約とは、債務の発生、変更、消滅を目的とする複数の当事者の意思の合致である。

第312条(単独行為の定義)

- (1)単独行為とは、一方的に財産処分を表明することにより、または契約もしくは法律の規定によって与えられた権利を行使することによって、債務を発生、変更または消滅させる行為である。
- (2)単独行為については、第2章第2節(意思表示の瑕疵および契約の有効性)及び第4節(代理)の規定を準用する。

第2節 債務の種類および態様

第313条(債務の種類)

債務は、物または金銭の所有権もしくは占有権を移転することを目的とすることのほか、ある行為をすることまたはしないことを目的とすることができる。

第314条(特定物引渡債務)

特定物の引渡を目的とする債務では、債務者は目的物の引渡までは善良な管理者としてその目的物を保存する義務を負う。

第315条(種類債務)

- (1)債務の目的物が種類によって指定された場合にあって、給付すべき目的物に数種の品質のものがあるときは、債務者は当事者の定めた品質の目的物を給付する義務を負う。当事者が品質を定めない場合には、債務者は中等の品質のものを給付する義務を負う。
- (2)種類債務にあっては、債務者が給付すべき目的物を具体的に確定し、かつ、その確定した物を給付するために必要な行為を完了したときは、債務者はその後はその物のみを給付する義務を負う。

第316条(金銭債務)

- (1)債務の目的が金銭である場合には、債務者はその選択に従い、各種の通貨をもって弁済をすることができる。た

だし、債権者および債務者は、特種の通貨をもって弁済することを取り決めることができる。

(2) 債務の目的とした特種の通貨が弁済期において、強制通用力を失った場合には、債務者は他の通貨をもって弁済することができる。

(3) 第1項及び第2項の規定は、外国の通貨の給付をもって債務の目的とした場合にも準用する。

第317条(外国通貨金銭債務)

(1) 外国の通貨で債務の額を定めるときは、債務者は、履行地の、かつ、履行期における為替相場によってカンボディアの通貨で弁済することができる。ただし、債権者および債務者の間でこれと異なる特約があるときはそれによる。

(2) 履行を遅滞した債務者がカンボジア通貨で弁済する場合には、債権者は、履行期または現実に支払いをなす時のいずれかの為替相場によって換算することを債務者に求めることができる。ただし、債権者および債務者間にこれと異なる特約があるときはそれによる。

第318条(法定利率)

利息が発生すべき債務にあつては、別段の取り決めがない場合には、その利率は年5%とする。

第319条(重利)

利息が1年分以上延滞した場合に、債権者が利息の支払いを催告しても債務者が支払わないときは、債権者はこれを元本に組み入れることができる。

第320条(選択債務)

債務の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は債務者に属する。但し、契約の当事者は別段の定めにより、選択権を債権者または第三者に与えることができる。

第321条(選択権の行使)

(1) 選択権の行使は、相手方に対する通知によって行う。債務者に選択権があるときは、債務者が選択した目的物を給付することで選択権の行使があったものとみなす。第三者が選択権を有する場合には、選択権は、債務者および債権者に通知することによって行使される。

(2) 選択は、債務の発生の際に遡ってその効力を生じる。

第322条(選択権の移転)

(1) 債務が弁済期にある場合において、選択権を有する債務者または債権者が相手方から相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に選択をしなかったときは、選択権は相手方に移転する。

(2) 第三者に選択権がある場合において、第三者が債務者または債権者から相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に選択をしなかったときは、選択権は債務者に移転する。

第323条(不能による選択債務の特定)

(1) 選択債務の目的となる数個の給付のうち、当事者の過失によることなく契約成立の当初から不能または後から不能となったものがあるときは、債務は残存するものを目的とする。この場合においては、第321条(選択権の行使)第2項の規定を準用する。

(2) 給付が不能となったことについて、選択権を有する当事者に過失があったときは、選択権は相手方に移転する。

(3) 給付が不能となったことについて、選択権を有しない債務者に過失があるときは、選択権者は不能となった給付を選択し、債務者に損害賠償を請求することができる。

(4) 給付が不能となったことについて、選択権を有しない債権者に過失があるときは、選択権を有する債務者は、不能となった給付を選択して債務を免れることができる。

第324条(多数当事者の債権債務)

(1) ある債務について数人の債権者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者は、それぞれ等しい割合で権利を有する。

(2) 債務の履行がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があると

きは、各債権者は、すべての債権者のために履行を請求することができ、また、債務者は、すべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

(3)第2項の債務については、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。債務者が、不可分債権者一人との間で更改し、又は免除を受けた場合において、他の不可分債権者の請求に基づき債務の全部又は一部の履行をしたときは、その一人の不可分債権者に対し、同人がその権利を失わなければ分与される利益の償還を請求することができる。

(4)連帯債務その他複数の債務者がある場合については、第921条(連帯債務の意義)から第937条(不可分債務および不真正連帯債務ならびに分割債務)までの規定に従う。

第3節 条件・期限・期間

第1款 条件

第325条(条件の意味)

(1)契約の当事者は、その効力の発生または消滅に関して条件を付けることができる。単独行為においては、相手方を不当に害さない場合においてのみ条件を付けることができる。

(2)条件とは、その発生が不確実な将来の事実である。

(3)契約または単独行為から生じる債務または権利に停止条件を付けた場合には、条件が充たされた時から、その債務または権利の効力が発生する。契約または単独行為から発生する債務または権利に解除条件を付けた場合には、条件が充たされた時から、その債務または権利の効力が消滅する。

第326条(条件付き権利の処分)

条件のついている権利は、相続、処分または担保の対象となる。また、条件のついている債務は、相続その他の規定に従い、承継される。

第327条(条件付き権利の侵害)

(1)条件のついている債務の各当事者は、条件が成就したかどうか未定の場合に、その条件が充たされることによって発生する相手方の利益を害することができない。

(2)第三者が第1項の利益を害した場合に、その行為が不法行為となるときは、第三者は損害賠償の責任を負う。

第328条(条件成就の擬制)

条件が充たされることで不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方はその条件が成就したものとみなすことができる。

第2款 期限

第329条(期限の意味)

(1)契約の効力に関して始期がついているときは、その期限が到来するまで契約の効力は生じない。契約の履行に関して始期がついているときは、債権者はその期限が到来するまで債務の履行を請求することができない。

(2)契約の効力に関して終期がついているときには、その契約の効力は期限の到来したときに消滅する。

(3)単独行為については、相手方を不当に害しない場合に限り、第1項の意味における始期または第2項の意味における終期をつけることができる。

第330条(期限の利益)

(1)期限は債務者の利益のために定めたものと推定する。

(2)期限の利益は、相手方を不当に害さない限り、これを放棄することができる。ただし、これによって相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第331条(期限の利益の喪失)

債務者は、次の場合に期限の利益を失う。

- 1 債務者が破産の宣告を受けたとき
- 2 債務者が担保を毀損したとき
- 3 債務者が担保を提供する義務を負う場合に、これを提供しないとき
- 4 当事者が合意した事由が発生したとき

第3款 期間

第332条(期間の定め方)

期間は、時・分・秒、日、週、月または年をもって定めることができる。

第333条(時・分・秒による期間の計算方法)

時・分・秒によって期間を定めた場合には、始まりの瞬間から終わりの瞬間までを計算する。

第334条(日・週・月・年による期間の計算方法)

(1)日、週、月または年によって期間を定めたときは、期間の初日は計算に入れない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは別である。

(2)第1項の場合には、期間の末日の終了によって期間が満了する。

(3)期間の末日が、祭日または日曜日その他法令で定める休日に当たるときは、その後に来る最初の営業日の終了によって期間が満了する。

第335条(太陽暦による期間計算)

(1)週、月または年によって期間を計算する場合には、暦に従って計算する。

(2)週、月または年の始まりから期間を計算しない場合には、その期間は、最後の週、月または年において、起算日に相当する日の前日で満了する。ただし、月または年によって期間を計算する場合に、最後の月または年に応当日がないときは、その月の末日が満了点となる。

第2章 意思表示および契約

第1節 契約の成立

第336条(申込と承諾による契約成立)

(1)契約は、申込と承諾の合致によって、その効力を生じる。

(2)第1項の規定にかかわらず、当事者の一方が不動産の所有権を譲渡し、又はこれを取得する義務を負う契約は、公正証書を作成した場合にのみその効力を有する。

第337条(申込および承諾の定義)

(1)申込とは、それに対して相手方の承諾があった場合に、法的に拘束される意図のもとになされる契約締結の申し出である。

(2)申込は、相手方に到達した時に効力を生じる。ただし、申込を撤回する旨の通知が相手方に、申込みと同時にまたはそれ以前に到達したときは、申込は効力を生じない。

(3)承諾とは、申込を受けた者が、その申込に同意する意思の表明である。

(4)承諾は、申込者に到達した時に効力を生じる。ただし、承諾を撤回する旨の通知が申込者に、承諾の通知と同時にまたはそれ以前に到達したときは、承諾は効力を生じない。

第338条(承諾期間がある申込およびその撤回)

(1)申込は承諾の期間を定めてすることができる。承諾期間は、申込者がほかの時期を設定したことが明らかでないときは、申込が発信された日から進行する。

(2)承諾の期間を定めた申込は、これを撤回することができない。

(3)申込者が第1項の期間内に承諾の通知を受けなかった場合には、申込は承諾期間の経過によって当然にその効力を失う。承諾期間内であっても、相手方の拒絶の通知が申込者に到達した場合には、申込みは効力を失う。

第339条(承諾期間のない申込およびその撤回)

- (1)承諾の期間を定めなされた申込は、即時に対応できる状況のもとでなされた対話者間においては、申込を受けた者が直ちに承諾しないときは、その効力を失う。
- (2)非対話者間において承諾期間の定めのない申込みは、相当な期間は、申込者においてこれを撤回することができない。
- (3)申込の撤回は、その通知が相手方の承諾の通知が発信される前に、相手方に到達したときに限り、その効力を生じる。

第340条(契約成立時点・承諾の到達主義)

契約は、承諾の通知が申込者に到達した時に成立する。

第341条(承諾の延着)

- (1)承諾期間の定めがある申込みに対する承諾の通知が承諾期間の経過後に到達した場合にあって、通常の場合にはその期間内に到達する時期に発送したことを知ることができたときは、申込者は、遅滞なく延着の通知を承諾者にしなければならない。申込者がこの延着の通知を怠った場合には、延着した承諾は、有効である。
- (2)申込者は、承諾期間を過ぎてから申込者に到達した承諾は、新たな申込とみなすことができる。

第342条(変更を加えた承諾)

- (1)承諾者が申込に条件を付け、その他申込を実質的に変更する承諾は、有効な承諾とならないが、その承諾は新たな申込として効力を有する。契約は、当初の申込者がこれに対して承諾したときに成立する。
- (2)承諾に付けられた条件または変更が申込を実質的に変更するものではないときは、申込者が直ちに異議を述べない限り、承諾として有効である。これによって成立した契約の内容は、承諾を受け取った申込者が直ちに異議を述べない限り、承諾の内容に従う。

第343条(承諾とみなされる行為による契約の成立)

申込者の意思により、または取引上の慣習により、承諾の通知を必要としない場合には、承諾と認められる行為があった時に契約は成立する。

第344条(不特定者に対する申込の撤回)

広告その他の方法による不特定者に対する申込は、その申込と同一の方法によってのみ撤回することができる。

第2節 意思表示の瑕疵および契約の有効性

第345条(瑕疵ある意思表示)

以下に定める場合には、意思表示をした者は、本第2節(意思表示の瑕疵および契約の有効性)および第3節(無効および取消)の規定により、その意思表示の瑕疵を理由として、契約を取り消すことができる。

- 1 意思表示が錯誤によってなされた場合
- 2 意思表示が相手方の詐欺、強迫、または不実表示によってなされた場合
- 3 意思表示が相手方の過剰利得目的で、状況に乗じる行為によってなされた場合

第346条(錯誤)

- (1)契約の重要な部分について当事者に錯誤があった場合に、相手方がこのことについて知ることができたときは、錯誤者はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。
- (2)契約の一方当事者が重要であると考えていた契約の事項または契約を締結する上で重要と考えていた事項について錯誤があった場合に、相手方がその事項の重要性および表意者が錯誤に陥っていたことを知ることができたときは、錯誤者はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。
- (3)契約の両当事者が契約の重要な部分ないし重要と考えていた部分または契約を締結する上で重要と考えていた事項について共に錯誤に陥っていた場合には、相手方が錯誤について認識可能性を有しなかったときであっても、錯

誤者はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

(4) 錯誤による契約の取消は、相手方のほか、第三者に対しても主張することができる。但し、第三者が錯誤について善意無過失であったときは、第三者に対して取消を主張することができない。

第347条(詐欺)

(1) 相手方の詐欺によって意思表示をした者は、その意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

(2) 意思表示が第三者の詐欺に基づいてなされた場合は、意思表示の相手方が詐欺を知りまたは知ることができたときに限り、表意者はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

(3) 詐欺による契約の取消は、相手方のほか、第三者に対しても主張することができる。但し、第三者が詐欺について善意無過失であったときは、第三者に対して契約の取消を主張できない。

第348条(不実の情報)

(1) 契約に際して相手方が提示した事実が真実に反していた場合に、これを真実と信じて意思表示をした当事者は、その事実が真実に反していることを知っていたならば意思表示しなかったであろうときは、意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

(2) 第1項は、不実の表示をした者に過失がある場合に、意思表示をした相手方が損害賠償の請求をすることを妨げない。

(3) 不実の表示による契約の取消は、相手方のほか、第三者に対しても主張することができる。但し、第三者が不実の表示について善意無過失であったときは、第三者に対して契約の取消を主張できない。

第349条(状況の濫用)

(1) 契約の一方当事者が契約の締結に際し、その経済的または社会的に優位な地位を利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を不当に利用したときは、相手方はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

(2) 第1項による契約の取消は、状況の濫用について善意無過失の第三者に対しては主張することができない。

第350条(強迫)

相手方または第三者の強迫により意思表示をした者は、その意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

第351条(過剰利得行為)

契約の一方当事者が相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結し、これによって過大な利益を得た場合には、相手方はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

第352条(心裡留保)

契約は、真意でないことを自分で知りながらした意思表示によって締結されたときは、その効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が真意でないことを知っていた場合には、表意者は契約の履行を拒むことができる。

第353条(虚偽表示)

(1) 相手方と通じてした虚偽の意思表示に基づく契約は、無効である。

(2) 第1項の契約の無効は、虚偽表示に基づく契約を前提にして利害関係を有するにいたった第三者に対しては、主張することができない。但し、第三者が虚偽表示について悪意または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第354条(契約内容の違法または公序良俗違反)

(1) 契約の当事者が瑕疵のない意思表示をした場合であっても、次の場合には契約は無効となる。

1 契約の内容が強行法規に反する場合

2 契約の内容が公序良俗に反する場合

(2) 契約の内容の一部が強行法規または公序良俗に反する場合に、それ以外の部分を維持しても当事者の合理的な期待を害することがないときは、強行法規または公序良俗に反する部分のみが無効となる。

第355条(原始的不能)

(1) 契約の内容が契約締結時において実現することが不可能である場合においても、そのことを理由としては契約は無効とならない。但し、錯誤の要件がみたされる場合に、契約の当事者が錯誤を理由としてその契約を取り消すことを妨げない。

(2) 契約の内容の実現が当初から不可能であったことについて知ることができた当事者は、契約の締結により相手方に損害を与えた場合には、その損害につき、相手方に対して債務不履行の第398条(損害賠償責任の要件)以下の規定に基づき、損害賠償の責任を負う。

第3節 無効および取消

第356条(行為の定義)

本第3節(無効および取消)において行為とは、契約または単独行為をいう。

第357条(無効の意義)

行為の内容が強行法規または公序良俗に違反するときは、何人であってもその無効を主張することができる。行為が本法または他の法律で要求されている方式に違反しているために無効である場合には、何人であってもその無効を主張することができる。

第358条(取り消すことのできる行為)

- (1) 取り消すことのできる行為は、取消権者がこれを取り消すまでは有効である。
- (2) 取り消すことのできる行為を取消権者が取り消した場合には、その行為は初めから無効であったものとみなす。
- (3) 取り消すことのできる行為を取消権者が追認した場合には、その行為は確定的に有効となる。

第359条(取消権者)

- (1) 取り消すことのできる行為は、第346条(錯誤)から第351条(過剰利得行為)に規定する意思表示の瑕疵を理由とする取消にあつては、瑕疵ある意思表示をした者またはその法定代理人がこれを取り消すことができる。瑕疵ある意思表示をした者の相続人またはその契約上の地位を承継した者も取消権を行使することができる。
- (2) 意思能力の欠如または未成年その他行為能力の制限を理由とする取消にあつては、本人、その法定代理人または保佐人がこれを取り消すことができる。本人の相続人または包括受遺者も取消権を行使することができる。

第360条(取消または追認の方法)

取り消すことのできる行為の相手方が確定している場合には、取消または追認は相手方に対する通知によってしなければならない。取消または追認の効力は、その通知が相手方に到達した時に生じる。

第361条(追認権者・追認の要件)

- (1) 取り消すことができる行為の追認は、取消権を有する者がすることができる。但し、瑕疵ある意思表示を理由に行為を取り消す場合にあつては、取消権者が取消の原因を知った時から後に、制限能力者の行為については取消の原因となった状況がなくなった後に、追認をすることができる。
- (2) 制限能力者の法定代理人または保佐人が追認する場合には、第1項但書を適用しない。

第362条(法定の追認)

第361条(追認権者・追認の要件)の規定により追認をすることができる時から後に、取り消すことのできる行為について、次の事実があった場合には、追認があったものとみなす。

- 1 取り消すことのできる行為によって発生した債務の全部もしくは一部の履行またはその債務のための担保の供与
 - 2 取り消すことのできる行為によって取得した権利の行使または相手方に対する履行の請求
 - 3 取り消すことのできる行為によって取得した権利の全部もしくは一部の譲渡またはその他の処分
- 但し、上記の行為をするに際して、追認をしない旨の留保をした場合には、この限りでない。

第363条(取消権の消滅時効)

- (1)取消権および取消によって生じる不当利得返還請求権は、追認をすることができる時から3年間これを行行使ないときは消滅する。この期間については時効の中断に関する規定を適用しない。
- (2)第1項の規定にもかかわらず、行為の時から10年を経過した時は、これによって取消権は消滅する。
- (3)同一の行為について、複数の者に取消権がある場合には、それぞれの取消権について第1項および第2項を適用する。

第4節 代理

第364条(代理の定義)

代理とは、代理人がその権限の範囲内において、本人のためにすることを示して相手方と契約をした場合に、その契約の効果が直接本人に帰属する関係を言う。

第365条(代理権の発生)

代理権は、本人と代理人との契約または法律の規定によって生じる。

第366条(代理権の範囲)

- (1)代理権の範囲は、代理人に代理権を授与する契約によって定められる。法律の規定によって代理権が生じる場合には、代理権の範囲もその法律によって定められる。
- (2)代理権の範囲について何らの指定がない場合には、代理人は保存行為および改良行為についての権限を有する。ただし、代理の目的となっている物または権利の性質を変更する改良行為はこの限りでない。

第367条(代理権の制限)

- (1)代理権の範囲に属する場合であっても、代理人と本人の利益が相反する行為については、代理人は、その権限を有しない。但し、本人の承諾がある場合には、この限りではない。
- (2)代理人と本人との間の取引については、本人と代理人の利益が相反するものと推定する。
- (3)第1項および第2項は、代理人が本人と第三者の双方を代理する場合において、本人と第三者の利益が相反する場合にも準用する。

第368条(代理権の消滅事由)

- (1)契約によって本人から与えられた代理権は、次の事由によって消滅する。
 - 1 本人の死亡、破産、解散
 - 2 代理人の死亡、破産、行為能力の制限
 - 3 委任、雇用その他代理権を授与する法律関係の終了
- (2)法定代理は、法律の定める原因によって消滅する。

第369条(無権代理)

- (1)代理権を持たない者が他人の代理人として行った行為は、本人に対して効力を生じない。但し、本人がこれを追認した場合には、この限りでない。
- (2)無権代理行為の相手方は、無権代理人に対して行為の効果が帰属することを主張することができない。ただし、第371条(無権代理人の責任)の規定に基づき、相手方が無権代理人の責任を追及することを妨げない。

第370条(無権代理行為の追認および相手方の取消権)

- (1)追認は、相手方に対してしなければ、相手方に対してその効力を主張することができない。
- (2)追認によって無権代理行為は、その行為の時に遡って有効となる。但し、無権代理行為の行われた時から追認までの間に生じた第三者の権利を害することができない。
- (3)無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に無権代理行為を追認するか否かを確答すべきことを催告することができる。本人がこの期間内に確答をしなかったときは、追認を拒絶したものとみなす。

す。

(4)相手方は、本人の追認がなされるまでは、代理権を有しない者がした契約を取り消すことができる。相手方による取消があった後は、本人は無権代理行為を追認することができない。

第371条(無権代理人の責任)

他人の代理人として契約をした者が、代理権を証明することも、本人の追認を得ることもできなかったときは、相手方の選択に従い、履行または損害賠償の責任を負う。但し、相手方が代理権の不存在について知っていた場合には、無権代理人はその責任を免れる。無権代理行為をしたことについて過失がない無権代理人は、相手方が代理権の不存在を過失によって知らなかった場合にも本条の責任を免れる。

第372条(表見代理)

(1)代理人が代理権の範囲を超えて契約をした場合に、相手方が代理人に当該契約について代理権があったものと信じ、かつ、信じたことについて過失がなかったときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う

(2)代理権が消滅した後、相手方が代理人と称する者と契約をしたときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う。但し、相手方が代理権の消滅について知り、または過失によって知らなかった場合は、この限りでない。

(3)代理権を与えなかったにもかかわらず、本人が他人に代理権を与えたかのような表示をした場合、または、代理権があるかのような表示を他人に許容した場合には、本人は相手方に対して、契約の履行の責任を負う。但し、相手方が代理権の不存在を知り、または過失によって知らなかった場合は、この限りでない。

第373条(非顕名の代理行為)

(1)代理人が本人のためにする意思を有しているにもかかわらず本人のためにすることを示さずに取引をした場合には、相手方は、代理人との契約が成立したことを主張することができる。ただし、代理人が本人のためにすることを相手方が契約締結の当時知っていたときは、本人に対してのみ契約の成立を主張できる。

(2)本人のためにすることを示さなかった代理人との契約締結後、相手方が本人の存在を知るにいたった場合には、相手方は、本人との契約を主張することができる。

第374条(代理行為の瑕疵)

(1)錯誤、詐欺、強迫またはある事情を知っていること若しくは知らないことについて過失があるために表意者の締結する契約の効力が影響を受ける場合には、これらの事実の有無は代理人について判断する。

(2)第1項の適用において、本人が特定の契約をなすことを代理人に託した場合には、本人が知っている事情については、本人は代理人の不知を主張することができない。また、過失によって知らなかった事情についても同様である。

第375条(代理人の能力)

本人は、行為能力が制限されている者に対しても代理権を与えることができる。この場合において、本人は、制限能力者である代理人が相手方と締結した契約を、代理人の制限能力を理由に取り消すことができない。

第376条(復代理)

本人との契約によって代理人となった者は、復代理人を選任することができない。ただし、本人の承諾を得たとき、または已むことを得ない事情があるときは、この限りでない。

第377条(復代理人選任の場合の代理人の責任)

(1)代理人が第376条(復代理)ただし書きの場合において復代理人を選任したときは、代理人はその選任および監督について、本人に対して責任を負う。

(2)代理人が本人の指名に従って復代理人を選任した場合は、その不適任または不誠実を知らながら本人に通知せず、または、解任をしなかったときでなければ、代理人は復代理人の行為について責任を負わない。

(3)代理人が第376条(復代理)ただし書きの規定によらないで復代理人を選任したときは、復代理人の行為は本人に対して効力を及ぼさない。但し、復代理人に権限がないことを知らなかった相手方は、そのことに過失がない場合は、代理人に対して履行または損害賠償の責任を主張することができる。

第378条(復代理人の地位)

- (1) 復代理人がその権限内で本人のためにすることを示して行った行為は、本人を拘束する。
- (2) 復代理人は、本人に対して代理人と同一の権利を有し、義務を負う。
- (3) 復代理人と本人との関係については、復代理人を代理人とみなして本第4節(代理)の規定を準用する。

第5節 第三者のためにする契約

第379条(定義)

- (1) 契約の当事者は、その契約から発生する権利を第三者に帰属させることができる。この場合において、第三者に対して給付をなすべき者を諾約者といい、諾約者の相手方を要約者という。また、給付を受けるべき第三者を受益者という。
- (2) 受益者は諾約者に対して直接給付を請求することができる。

第380条(受益者)

受益者は、それを確定する基準が明確であれば、約束の時に存在することを要しない。但し、諾約者が給付すべき時に受益者が存在しない場合には、第三者のためにする給付の約束は効力を失い、諾約者は、要約者に履行することで責任を免れる。

第381条(受益の意思表示)

- (1) 受益者が諾約者または要約者に対して受益の意思表示しない間は、要約者は、諾約者および受益者に通知することにより、いつでも受益者に権利を与える旨の約束を撤回することができる。
- (2) 受益者が受益の意思表示した場合には、以後、契約の当事者は受益者の権利を変更または消滅させることができない。

第382条(諾約者の抗弁)

諾約者は、その契約に起因する抗弁を、受益者に対して主張することができる。

第383条(契約の無効・取消・解除)

- (1) 要約者と諾約者の間の契約に無効または取消原因がある場合には、各当事者は、第三者に権利を与える旨の特約の存在にもかかわらず、第2章第3節(無効および取消)の無効および取消に関する規定に従って、契約の無効または取消を主張することができる。
- (2) 諾約者は、要約者の契約違反を理由とする契約の解除をすることができる。諾約者の契約違反が解除の原因をなす場合には、要約者は、受益の意思表示した受益者がいるときは、その承諾を得て契約を解除することができる。

第3章 契約の履行

第384条(債務者の債務の履行義務)

- (1) 債務者は、契約の趣旨および信義誠実の原則に従って、その債務を履行しなければならない。
- (2) 第1項の基準に基づいてなされた履行は弁済として債務を消滅させる。

第385条(債務の履行請求権)

- (1) 債権者は債務者に対して裁判外または裁判で債務の履行を請求することができる。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、契約当事者間で裁判上の履行を請求しない旨の合意がある場合には、債権者は裁判上の履行を請求することはできない。
- (3) 第2項に該当するために裁判上の履行請求権が制限される場合であっても、債務者が任意に履行したときは、債権者はその給付を弁済として受領し、保持することができる。

第386条(同時履行の抗弁)

双務契約の各当事者は、相手方が債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。但し、相手方の債務の履行期がまだ到来していない場合はこの限りでない。

第387条(不安の抗弁)

双務契約において先履行義務を負う当事者は、相手方が債務の趣旨に従った履行をしないおそれが顕著である場合には、自己の履行を拒むことができる。但し、相手方が担保の提供、その他不安を解消するための措置を講じた場合はこの限りでない。

第388条(弁済に関する規定の適用)

契約の履行については、本第3章(契約の履行)の規定のほか第7章第1節(弁済)の弁済に関する規定を適用する。

第4章 契約違反に対する救済

第1節 債務不履行に関する一般規定

第389条(債務不履行の定義および態様)

債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

- 1 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合
- 2 履行することが不可能である場合
- 3 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合
- 4 その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合

第390条(債務不履行に対する救済手段)

債務者の債務不履行があった場合には、債権者は本第4章第2節(契約違反に対する救済)から第4節(契約の解除)までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、または契約の解除を求めることができる。

第391条(履行遅滞)

債務者は次の時点において履行をしなかった場合に履行遅滞となる。

- 1 債務の履行について確定期限があるときは、その期限の到来した時。
- 2 債務の履行について不確定の期限があるときは、債務者が期限の到来したことを知った時。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者が履行の請求を受けた時。

第392条(履行不能)

(1)債務を履行することが物理的に不可能なときは、債務の履行は不能となる。不可能には、社会的または経済的に見て債務の履行が不可能と評価される場合を含む。

(2)履行期前において、履行期に債務を履行することが不可能であることに確定した場合には、その時に債務の履行は不能となる。

第393条(不完全履行)

不完全な履行とは、債務の履行がなされたがその給付が完全ではなかった場合、一部の履行しかなされなかった場合、その他債務の趣旨に従った完全な履行がなかった場合をいう。

第394条(その他の債務不履行)

第391条(履行遅滞)から第393条(不完全履行)までの前3条のほか、契約から生じるその他の義務の違反があった場合にも、債務不履行となる。

第395条(複数の救済手段)

債権者に複数の救済手段が認められる場合には、債権者は、相互に矛盾しない範囲で一つまたは複数の救済手段を選択することができる。

第2節 履行の強制

第396条(裁判所による履行の強制命令)

債権者は、債務者が債務を任意に履行をしないときは、債務の性質が強制履行を許さない場合を除き、強制履行を求めることができる。強制履行の手続きは民事訴訟法の定めるところによる。

第397条(履行請求と他の手段との関係)

債権者は、債務者が債務を履行しない場合に、履行請求に代え、または履行請求とともにこれと矛盾しない限度で損害賠償を請求することができる。

第3節 損害賠償

第398条(損害賠償責任の要件)

(1)債務者に債務不履行があった場合には、債権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償の責任を免れる。

(2)債務者が債務の履行のために他人を補助者として用いた場合には、補助者の選任または監督について債務者の過失がなかったこと、および、補助者自身にも過失がなかったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れない。

第399条(金銭債務についての特則)

(1)金銭の支払を目的とする債務にあつては、債務者は支払の遅延が不可抗力によることを証明しても、遅延利息の支払を免れない。遅延利息は、法定利率によって計算する。約定利率が法定利率を越える場合には、約定利率によって計算する。

(2)遅延利息を超える損害については、債務者が債務不履行について過失がないことを証明すれば、その賠償責任を免れる。

第400条(損害概念)

(1)債権者は、損害賠償として、その契約によってもたらされるはずであった履行利益の賠償を請求できるほか、履行利益の賠償と重ならない範囲で、不履行によって無駄となった出費、不履行によって増加した支出もしくは負担を、請求することができる。

(2)裁判所は、債権者の請求に基づき、精神的な損害についても賠償を命じることができる。精神的な損害についての賠償額は、裁判所が諸般の事情を斟酌して定める。

第401条(損害賠償の範囲)

債務者は、次の損害を賠償しなければならない。

1 債務不履行によって債権者に通常生じる損害。

2 特別な事情によって債権者に生じた損害については、契約の両当事者が契約締結時にその損害の発生を予見することができたとき。ただし、契約締結時において、契約当事者がこれを勘案していなかった場合には、この限りでない。

3 債務不履行が害意または著しく不誠実な行為によって行われた場合には、裁判所は、債権者の請求に基づき、第1号及び第2号の規定にもかかわらず、または、債務者が債務不履行を構成する行為によって取得した利益を損害賠償として支払うことを命じることができる。

第402条(損害軽減事由)

(1)債権者の過失が債務不履行または損害の発生に寄与した場合には、裁判所は、その寄与の程度に応じて、債務者の損害賠償額を減額することができる。

(2)債権者が損害を軽減することを怠ったことにより損害が拡大した場合には、裁判所は、債権者が軽減することのできた損害額に応じて、債務者の損害賠償額を減額することができる。

第403条(賠償額の予定など)

- (1)債権者および債務者は、予め損害賠償の要件および額について特約を定めることができる。
- (2)債務者の故意または重過失による債務不履行責任を予め免除する特約は効力を有しない。
- (3)損害賠償の額について当事者が特約をした場合には、裁判所は、その額を増減することができない。ただし、当事者の予定した額が、第401条(損害賠償の範囲)によって定まる額と比較して著しく過大または過少である場合には、裁判所は予定された賠償額の増減をすることができる。
- (4)賠償額の予定は、履行または解除の請求を妨げるものではない。当事者が遅延損害を予定して合意した賠償額は、債権者が契約を解除して目的物に代わる損害賠償を請求する場合には、当事者を拘束しない。
- (5)違約金は賠償額の予定と推定する。

第404条(金銭賠償の原則)

債務者は債務不履行による損害賠償については、金銭によって賠償する。但し、当事者が特約で異なる定めをした場合には、この限りではない。

第405条(賠償者の代位)

債権者が損害賠償として、その債権の内容となっている物または権利の価格の賠償を受けたときは、債務者はその物または権利について、当然に債権者が有していた地位に代わる。

第406条(損害賠償請求権の消滅時効)

債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、損害発生時から5年とする。

第4節 契約の解除

第407条(債務不履行を原因とする解除)

双務契約における当事者の一方は、相手方が重大な契約違反をした場合には、契約を即時に解除することができる。

第408条(重大な契約違反)

(1)重大な契約違反とは、一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合をいう。次の場合には重大な契約違反があったものとみなす。

- 1 期日に履行しなかった一方の当事者に対して、相手方が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、催告期間内にその債務が履行されなかったとき
 - 2 契約で定められた履行期までに履行しないと契約をした目的を全く達成することができない場合に、当事者がその履行期に債務を履行しなかったとき
 - 3 当事者がその中心的な給付義務を履行することが不可能であるとき
 - 4 契約違反の程度が著しく、そのために当事者間の信頼関係が破壊され、将来の債務の履行が期待できないとき
- (2)契約違反をした当事者は、その債務の不履行について過失がなかったことを理由に、第1項に基づく契約の解除を阻止することはできない。

第409条(解除権の行使方法)

- (1)解除権を有する一方の当事者は、相手方に対する解除の意思の表示によって契約を解除をすることができる。解除意思の表示は裁判外であることができる。
- (2)解除意思の表示は撤回することができない。
- (3)解除意思の表示に停止条件を付けることができる。

第410条(契約当事者が多数人の場合の解除)

- (1)当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、全員から相手方に、または、相手方から全員に対してしなければならない。
- (2)第1項の場合において、解除権が当事者の1人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

第411条(解除の効果)

- (1)契約の解除は、損害賠償義務をのぞき、両当事者を契約上の義務から解放する。
- (2)契約上の給付の一部または全部を受領している当事者は、解除によって相手方に対してその給付を返還し、相手方を原状に復させる義務を負う。契約の両当事者が互いに原状回復義務を負う場合には、それらの義務は同時に履行されなければならない。
- (3)解除によって金銭を返還する義務を負う契約当事者は、その金銭を受領した日からの利息を付けて返還しなければならない。受領した物またはその他の給付を解除によって相手方に返還する義務を負う当事者は、その物または給付から得た利益も返還しなければならない。
- (4)解除によって第三者の正当な利益を害することはできない。

第412条(目的物滅失の場合の解除権)

- (1)解除権を有する者が故意に契約の目的物を滅失、毀損もしくはこれを返還することができなくなったとき、または、加工もしくは改造によってこれを他の種類の物に変じたときは、解除権は消滅する。
- (2)目的物を返還できない者が解除権を行使したときは、代金額を限度として目的物の価額を金銭で返還することを要する。
- (3)目的物の毀損または返還不能について相手方に過失または原因がある場合は、解除権者は第2項の金銭による価額返還義務を負わない。

第413条(消滅時効)

債務不履行を理由とする解除権および解除による原状回復請求権の消滅時効期間は、債務不履行の時から5年とする。

第414条(約定解除権および合意解除)

- (1)契約当事者は、その契約で一方または双方に解除権を与えることができる。約定解除権の行使方法、効果については、別段の合意がない限り、法定解除に関する第409条(解除権の行使方法)から第412条(目的物滅失の場合の解除権)の規定を準用する。
- (2)契約に解除権についての定めがなくとも、契約当事者は合意で契約を解消することができる。ただし、第三者の利益を害することができない。

第5章 危険負担

第415条(履行不能による債務消滅)

債務の履行が不能となり、かつ、そのことについて債務者に過失がない場合には、その債務は消滅し、債権者はその給付を請求することができない。

第416条(特定物の所有権移転契約における危険負担)

- (1)特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目的物が当事者双方の過失なくして滅失または毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。
- (2)目的物の滅失または毀損による危険は、契約に別段の定めがない限り、次のいずれかの時点から債権者に移転する。
 - 1 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられる時
 - 2 債務者による正当な履行の提供があった時
 - 3 債権者が正当な理由なく債務者の履行の受領を拒んだ時

第417条(その他の権利についての危険負担)

所有権以外の物権または債権その他の権利の設定または移転についても、第416条(特定物の所有権移転契約における危険負担)の規定を準用する。

第418条(目的物が不特定物の場合)

(1)不特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、給付すべき物が特定していない場合は、その債務者は、履行のために準備した物が自己の過失なしに滅失したときであっても、その債務は消滅せず、なお履行義務を負う。

(2)給付すべき目的物が特定した後は、第416条(特定物の所有権移転契約における危険負担)の規定を準用する。

第419条(停止条件付き契約の場合)

停止条件付きの双務契約においては、条件成就前において目的物が債務者の責めによらないで滅失または毀損したときは、債務者が危険を負担する。条件成就の時より後は、第416条(特定物の所有権移転契約における危険負担)を準用する。

第420条(作為・不作為を内容とする双務契約における危険負担)

一方当事者の作為・不作為を内容とする双務契約において、当事者双方の過失なくしてその債務を履行することが不能となった場合には、その債務は消滅する。但し、債務者は反対給付を請求することができない。

第421条(債権者の過失による履行不能)

債務者の過失なしにその履行が不能となった場合において、その履行不能が債権者の過失に基づくときは、債務者は反対給付を失わない。ただし、債務者が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に引き渡さなければならない。

第6章 第三者に対する債権の効力

第1節 債権者による代位

第422条(債権者代位権)

(1)債権者は、自己の債権の保全に必要なときは、債務者の有する権利を債務者に代わって行使することができる。但し、債務者の一身に専属する権利、その行使が債務者の自由な判断に委ねられている権利、差押が禁止されている権利については、この限りではない。

(2)債権者は、自己の債権の満足を受けるのに必要なときは、当該債権と密接な関連がある債務者の権利を代位行使することができる。

第423条(代位権行使の要件)

(1)債権者が第422条(債権者代位権)の権利を行使するためには、債務者自身が権利の行使をしていないことを要する。

(2)債権者は、自己の債権の期限が到来していない間は、裁判所の許可を得なければ、債務者の権利を代位行使することができない。但し、保存行為については、この限りではない。

第424条(第三債務者の抗弁)

債権者代位権の行使を受ける第三債務者は、自己の債権者に対して有する抗弁をもって、代位債権者に対抗することができる。

第425条(代位債権者と債務者の関係)

債務者は、債権者が債務者に代位して、債務者の権利を行使したことを債務者に通知した場合には、重ねて第三

債務者に対して権利を行使することができない。但し、第三債務者からの弁済を受領することを妨げない。

第426条(債権者代位権の効果)

- (1)債権者が債務者の権利を代位により行使した場合は、その効果は直接債務者に及ぶ。
- (2)代位権を行使する債権者は、債務者が第三債務者からの給付を受領することができない場合には、第三債務者に対して、直接自己に給付すべきことを請求することができる。

第427条(代位権行使の効果と他の債権者)

債権者代位権の行使によって代位債権者が第三債務者から受領した給付は、債務者に引き渡すまで、総債権者のために保管する義務を負う。但し、第422条(債権者代位権)第2項の場合は、この限りではない。

第2節 詐害行為取消権

第428条(詐害行為取消の要件)

- (1)債権者は、債務者がその債権を害することを知ってなした行為を取り消し、債務者の行為によって利益を受けた者から給付の受領物またはその価額の返還を裁判所に求めることができる。
- (2)第1項の取消は、債務者の行為によって利益を受けた者またはこの者からの転得者が、債務者の行為または転得の当時、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、認められない。但し、債権者は、無償の受益者または転得者に対しては、これらの者が債権者を害すべき事情を知らなかったときでも、取消を主張することができる。
- (3)第1項及び第2項の規定は、財産権を目的としない行為については適用しない。

第429条(被保全権利)

第428条(詐害行為取消の要件)の規定は、金銭債権以外の債権を有する債権者についても適用する。但し、その取消の判決に係る口頭弁論終結時では、金銭債権に転化していることを要する。

第430条(詐害行為取消の方法)

取消権を行使した債権者は、受益者または転得者からの原状回復のために他に適切な方法がない場合には、受益者または転得者に対して、取得物を供託すべきことを請求することができる。

第431条(詐害行為取消権の効果)

第428条(詐害行為取消の要件)の規定によってなされた取消は、総債権者の利益のためにその効力を生じる。

第432条(詐害行為取消権の行使期間)

- (1)第428条(詐害行為取消の要件)の取消権は、債権者が取消の原因を知った時から(1年間)行使しないことによって消滅する。行為の時から(3年)を経過したときもまた同じ。
- (2)第1項に規定する取消権の時効には、時効中断に関する規定を適用しない。

第7章 債務の消滅

第433条(債務の消滅原因)

債務は、次の事由によって消滅する。

- 1 本第7章第1節(弁済)から第5節(混同)に規定する弁済、相殺、免除、更改、混同。
- 2 第5章(危険負担)に規定する債務者の責めに帰すことのできない履行の不能。
- 3 第1章第3節(条件・期限・期間)に規定する解除条件の成就または第4章第4節(契約の解除)に規定する契約の解除。
- 4 第8章(消滅時効)に規定する消滅時効の完成。
- 5 第2章第3節(無効および取消)に従う取消権の行使。

第1節 弁済

第1款 弁済について的一般原則

第434条(弁済者)

- (1)弁済は、債務者のほか第三者もすることができる。
- (2)第三者による弁済では債務の目的を達成することができない場合には、債権者が承諾しない限り、第三者が弁済することはできない。
- (3)債権者および債務者は合意により、第三者による弁済を認めないものとするすることができる。

第435条(弁済者の処分権能)

- (1)弁済の目的物について所有権または処分の能力を有しない者による弁済は、有効な弁済とならない。
- (2)弁済者が弁済の目的物について所有権を有していなかった場合には、更に有効な弁済をしない限り、その物を取り戻すことができない。但し、その物について所有権を有するものは、弁済受領者から自己の所有物を取り戻すことができる。
- (3)弁済者に弁済の目的物についての処分の能力がなかった場合には、弁済者は弁済行為を取り消すことができる。この場合の弁済の目的物の返還については、第2項を準用する。

第436条(債権者の善意の消費・譲渡・善意取得)

- (1)第435条(弁済者の処分権能)第2項又は第3項の場合において、弁済の目的物が動産であった場合には、債権者が善意で弁済受領物を消費し、または譲渡したときは、弁済は有効とみなされ、弁済者は弁済の目的物の返還を請求することができない。
- (2)第1項の場合において、弁済の目的物について所有権を有する者は、弁済受領者が第193条(動産所有権の善意取得)の規定によってその所有権を取得しない限り、目的物についての賠償を弁済受領者に請求することができる。但し、弁済の目的物の所有者に賠償した債権者は、その価額の弁済を債務者に請求することができる。

第437条(弁済受領権限)

- (1)弁済は、債権者その他弁済受領権限を有する者にしなければ効力を有しない。
- (2)債務者が弁済受領権限を有しない者に弁済した場合には、その債権者からの請求により再度弁済をしなければならない。但し、弁済者は、弁済を受領した無権限者から弁済物の返還を請求することができる。

第438条(差押えによる弁済受領権限の制限)

- (1)債権者は、その債権が裁判所の差押決定によって差押えられた場合には、その債務者からの弁済を受領する権限を有せず、また、債務者は、その債権者に弁済することができない。
- (2)弁済を禁止された債務者が自己の債権者に弁済した場合には、第437条(弁済受領権限)第2項を準用する。

第439条(債権者の準占有者にした弁済)

- (1)真実の債権者ではないが債権者らしい外観を有する者にした弁済は、弁済者が弁済の相手方が真実の債権者であると信じた場合には、そのように信じたことについて重大な過失がない限り、有効な弁済として扱われる。
- (2)第1項の場合において、真実の債権者は債務者に再度の弁済を請求することはできない。但し、真実の債権者は、債務者から弁済を受領した者に対して、弁済物の引渡を請求することができる。

第440条(弁済の方法)

債務者は、債務の趣旨および信義誠実の原則に従って、弁済しなければならない。

第441条(一部弁済)

債権者は、債務の一部の弁済を受領する義務を有しない。但し、一部弁済であることを知りながら債権者がこれを受領した場合には、その範囲で有効な弁済となる。

第442条(代物弁済)

- (1)債務者が債権者の承諾を得て、本来負担していた給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は弁済と同一の効力を有する。
- (2)債権者および債務者は、本来の給付に代えて他の給付をすることを合意することができる。この場合において債務者は、債権者に選択権が与えられている場合を除き、本来の給付または代物の給付のいずれかを選択して弁済することができる。

第443条(弁済の時期・期限前弁済)

- (1)債務者は、第391条(履行遅滞)各号に規定する履行期において弁済しなければならない。
- (2)債務者は、第330条(期限の利益)第2項の規定に従って、期限前に債務を弁済することができる。

第444条(弁済の時間)

債務者は、慣習および信義誠実の原則に照らし、通常の営業時間中に弁済しなければならない。

第445条(弁済の場所)

弁済をなすべき場所について、別段の合意がないときは、特定物の引渡は債権発生の際その物の存在していた場所においてすることを要する。その他の債務にあっては、債権者の現在の住所で弁済をしなければならない。

第446条(弁済の費用)

弁済の費用について別段の合意がないときは、その費用は債務者がこれを負担する。但し、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用が増加したときは、その増加額は債権者が負担する。

第447条(受取証書の交付)

弁済者は弁済受領者に対して受取証書の交付を請求することができる。

第448条(債権証書の返還)

債権の証書がある場合に、弁済者が債務の全部を弁済したときは、その証書の返還を請求することができる。

第2款 弁済充当

第449条(指定による充当)

- (1)債務者が同一の債権者に対して同種の目的を有する数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が総債務を消滅させるに足りないときは、弁済者は給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。
- (2)弁済者が第1項の指定をしなかったときは、弁済受領者はその受領の時に、その弁済の充当をすることができる。但し、弁済者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは法定充当による。
- (3)第1項及び第2項の場合において、弁済の充当は相手方に対する通知によってこれを行う。

第450条(法定充当)

弁済者および弁済受領者のいずれも弁済の充当をしなかった場合には、次の規定に従ってその弁済を充当する。

- 1 総債務中に弁済期が到来したものとまだ弁済期が到来していないものがあるときは、弁済期が到来した債務を先にする。
- 2 全ての債務が弁済期にあるとき、あるいは全ての債務が弁済期にないときには、債務者にとって弁済の利益が大きいものを先にする。
- 3 債務者にとって弁済の利益が等しいときは、弁済期が先に到来したものと先に到来するものを先にする。
- 4 債務者にとって弁済の利益が同じで、かつ、弁済期が同じ複数の債務の間では、各債務の額に応じて弁済を充当する。

第451条(充当の順序：費用・利息・元本)

債務者が一個または数個の債務について、元本の外利息および費用を払う義務がある場合において、弁済者がその債務の全部を消滅させるに十分でない給付をしたときは、費用、利息および元本の順に充当しなければならない。但し、債権者と債務者の間で異なる契約がある場合にはそれに従う。

第452条(債権者が複数の場合の弁済充当)

第449条(指定による充当)、第450条(法定充当)および第451条(充当の順序：費用・利息・元本)の規定は、債務者が異なる複数の債権者に対する債務を負担している場合において、弁済がどの債務に当てられるべきかが明確でない場合について準用する。

第3款 弁済の提供・供託**第453条(弁済の提供の意味および基本的効果)**

- (1) 弁済の提供とは、債務者が弁済のために必要な給付の準備を完了し、債権者に受領を求めることを言う。
- (2) 債務者が弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者が弁済の受領のために必要な行為をしない場合には、債務者は債務不履行の責任を負わない。
- (3) 利息を払うべき金銭債務の債務者が弁済を提供したにもかかわらず、債権者がこれを受領しない場合には、債務者は以後利息を支払うことを要しない。

第454条(弁済提供の方法)

弁済の提供は、債務の趣旨に従って、給付を現実提供することで行わなければならない。ただし、債権者が予め弁済の提供の受領を拒んでいる場合、または債務者の債務の履行について債権者の行為が必要な場合には、弁済の準備をしたことを債権者に通知して受領を催告をすれば足りる。

第455条(提供の効果)

弁済の提供に対して債権者がこれを受領しなかった場合には、第453条(弁済の提供の意味および基本的効果)に規定された効果のほか次の効果が発生する。

- 1 双務契約において債務者が危険を負担している場合には、その危険は債権者に移転する。
- 2 双務契約においては、債権者が有していた同時履行の抗弁権が失われる。
- 3 債務者は、供託により債務を免れることができる。

第456条(受領遅滞)

- (1) 債権者が予め受領を拒絶し、または弁済の提供があつたにもかかわらず、弁済を受領しなかったことについて、債権者に過失があるときは、債務者は、これによって被った損害の賠償を債権者に請求することができる。
- (2) 債権者が弁済の提供を受領しないことが債権者の重大な義務違反となる場合には、債務者は契約を解除することができる。

第457条(供託)

- (1) 債務者は、次のいずれかの場合に、債務の目的物を供託所に供託してその債務を免れることができる。
 - 1 弁済者が弁済を提供したにもかかわらず、債権者が弁済の受領を拒みもしくは受領することができないとき
 - 2 債務者の過失なくして誰が債権者であるかを知ることができないとき
- (2) 債権者が供託を受諾せず、または供託を有効と宣告する判決が確定しない間は弁済者は供託物を取り戻すことができる。この場合においては供託をしなかったものとみなす。但し、供託によって質権または抵当権が消滅した場合には、この限りでない。
- (3) 供託に関する詳細は、供託法の定めるところによる。

第458条(自助売却権)

弁済の目的物が供託に適しない場合またはその物について滅失もしくは毀損のおそれがあるときは、弁済者は裁判所の許可を得て、これを競売し、その代金を供託することができる。その物の保管について過分の費用がかかる場合も同様である。

第4款 弁済による代位

第459条(弁済による代位)

- (1) 弁済その他自己の出捐によって免責を得て、債務者に対して求償権を取得した者は、債権者の有していた債権その他一切の権利について、債権者に代位することができる。
- (2) 第1項の場合、第503条(指名債権譲渡の対抗要件)の規定を準用する。
- (3) 第913条(求償要件)および第933条(求償の要件としての通知)に定める通知は、第2項の定める通知に代えることができる。ただし、第2項が準用する規定において確定日付のある証書が求められる場合には、本項に定める通知も確定日付のある証書によってなされなければならない。

第460条(代位の範囲・代位者相互の関係)

- (1) 第459条(弁済による代位)の規定によって債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償できる範囲内において、債権の効力および担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。ただし、債権者の有する契約上の地位に伴う権利は除く。
- (2) 代位する者は、以下の各号の規定に従うことを要する。
- 1 保証人または物上保証人は、予め債務者の財産を対象とする先取特権、不動産質または抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権または抵当権の目的不動産の第三取得者に対して債権者に代位しない。
 - 2 債務者から担保目的物を得た第三取得者は保証人に対して債権者に代位しない。
 - 3 債務者から担保目的物を得た第三取得者の一人は、各目的物の価格に応じて、債務者から担保目的物を得た他の第三取得者に対して債権者に代位する。
 - 4 第3号の規定は、第766条(物上保証人および第三取得者の定義)の規定する物上保証人相互について準用する。
 - 5 保証人と物上保証人との間においては、その頭数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が複数いる場合には、保証人の負担部分を除き、その残額について、各担保目的物の価格に応じて債権者に代位する。

第461条(一部代位)

- (1) 債権の一部について代位弁済がなされた場合には、代位者は、弁済した価額に応じて債権者とともにその権利を行う。ただし、代位者がその権利を行使するにあたっては、債権者の承諾を必要とし、また、債権者の求めがあれば、債権の残額の限度で、当該権利または順位を債権者に無償で譲渡しなければならない。
- (2) 第1項の場合において、債務不履行を理由とする契約の解除は、債権者のみが行うことができる。ただし、代位者に対してはその者が弁済した価額およびその利息を償還しなければならない。

第462条(代位弁済と債権証書・担保物)

- (1) 代位弁済によって全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書および占有をしている担保物を代位者に交付しなければならない。
- (2) 債権の一部について代位弁済がなされた場合においては、債権者は、その債権証書に代位を付記するとともに、占有している担保物の保存を監督させなければならない。

第463条(代位者のための担保保存義務)

第459条(弁済による代位)の規定によって代位をすることができる者がいる場合において、債権者が故意または過失によってその担保を喪失または減少したときは、代位をすることができる者はその喪失または減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れ、または損害賠償を請求することができる。

第2節 相殺

第464条(法定相殺および相殺契約の要件)

- (1) 二人が互いに同種の目的の債務を有する場合に、双方の債務が弁済期にあるときは、一方の当事者は、相殺の意思表示によって、対当額で債務を消滅させることができる。
- (2) 当事者は、同種の目的を有しない債務であっても相互に消滅させる相殺契約を締結することができる。ただし、

第三者の権利を害することができない。

第465条(相殺の方法)

- (1)相殺は、当事者の一方から他方に対する相殺の意思表示によって行う。
- (2)相殺の意思表示には、停止条件を付けることができるが、解除条件または期限を付けることができない。

第466条(相殺の効果の発生時期)

相殺の要件を満たす場合において、相殺の意思表示がなされたときは、相殺による債務消滅の効果は、債務が互いに相殺をするに適した状態になった当初に遡って、生じる。

第467条(相殺の制限)

- (1)債務の一方または双方がその性質上相殺を許さないものであるときは、相殺をすることができない。
- (2)当事者が相殺をしない旨の特約をした場合には、各債務者は相殺をすることができない。但し、相殺の禁止の特約を善意の第三者に対して主張することはできない。

第468条(抗弁権の付着した債権による相殺)

- (1)相殺の意思表示をする当事者の有する債権に相手方の抗弁権が付いている場合には、相殺をすることができない。
- (2)時効または権利行使の期間を過ぎた債権が、これらの期間満了以前において他方の債権と相殺に適した状態にあったときは、その債権者は相殺をすることができる。

第469条(不法行為から生じた相手方の債権との相殺)

相手方に対して不法行為によって生じた債務を負う債務者は、相殺によってこの債務の消滅を主張することができない。

第470条(差押禁止債権)

債権が差押禁止債権である場合には、その債務者は相殺によってこの債権の消滅を主張することができない。

第471条(差押えられた債権)

- (1)債権が第三者によって差押えられた場合には、その債務者は、その差押前に取得した相手方に対する債権でその弁済期が到来したときに相殺することができる。ただし、相殺を主張する債務者が相手方に対して有する債権の弁済期が相手方の債権の弁済期よりも後に到来する場合は、この限りでない。
- (2)当事者が相殺の対象となる両債権の弁済期の先後にかかわらず相殺できる旨の特約をした場合には、第1項但書は適用しない。

第472条(相殺充当)

一方または双方が相殺に適する複数の債務を有する場合には、相殺をしようとする者は、どの債務とどの債務が相殺によって消滅するかを指定することができる。本条第1文の指定なしになされた相殺については、弁済の充当に関する規定を準用する。

第3節 免除

第473条(債務の免除)

債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示をしたときは、これによって債権は消滅する。

第474条(一部免除)

債権者は債務の一部のみを免除することができる。

第475条(免除が制限される場合)

債権が第三者によって差押えられ、またはその他の事由により債権者の処分権限が制限されているときは、債権者は債務の免除をすることができない。

第4節 更改

第476条(更改の定義)

(1)更改とは、債権者および債務者の間において、もとの債務を消滅させ、それに代えて新たな債務を成立させる契約をいう。

(2)第1項の更改契約の効力が生じたときは、もとの債務は消滅する。

第477条(旧債務の不消滅)

更改によって生じた債務が、旧債務の債権者の予期できない事情により、効力を生じなかったとき、または当初からその履行が不能であったときは、旧債務は消滅しない。

第478条(担保の移転)

(1)旧債務の担保のために設定された質権、抵当権その他の担保は、更改契約の当事者の合意により、旧債務の範囲内において新債務の担保のために移転させることができる。但し、第三者の提供した担保は、その承諾がなければ移転しない。

(2)準消費貸借においては、第1項第1文の合意があったものと推定する。

第5節 混同

第479条(債権および債務の混同)

(1)債権と債務が同一人に帰属するときは、その債権および債務は混同により消滅することを言う。

(2)第1項にいう債権が第三者の権利の目的となっているときは、その債権は混同によって消滅しない。

第8章 消滅時効

第480条(債権消滅時効の定義)

債権消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しなかったことに基づいて債権を消滅させることをいう。

第481条(債権消滅時効の起算点)

債権消滅時効はその債権を行使することができる時から進行する。

第482条(債権一般の消滅時効期間)

債権の消滅時効期間は、本法又は他の法令に別段の定めがある場合を除き、5年とする。

第483条(短期消滅時効期間)

生産者及び商人が非商人に売却した商品の代価及び提供した役務の対価に関する債権については、消滅時効期間は2年とする。

第484条(確定債権の消滅時効期間)

(1)確定判決又は裁判上の和解その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定された債権は、5年より短い時効期間の定めがあるものについても、消滅時効期間は債権が確定した時から5年とする。

(2)第1項の規定は、確定の当時まだ弁済期が到来していなかった場合には、適用しない。

第485条(債権消滅時効の遡及効)

債権消滅時効の効力はその起算日に遡って生ずる。

第486条(債権消滅時効の援用)

- (1) 裁判所は当事者が債権消滅時効を援用するの でなければ、債権消滅時効によって裁判をすることができない。
- (2) 債権消滅時効は、債務者のほか、連帯債務者、保証人、第766条(物上保証人および第三取得者の定義)で定める物上保証人および第三取得者その他債権消滅時効を援用するにつき法律上正当の利益を有する者のみが援用することができる。
- (3) 債務者が債権消滅時効を援用したときは、第三者もその消滅時効の利益を受ける。債務者以外の援用権者が債権消滅時効を援用したときは、その援用の効果は債権者と債権消滅時効を援用した者との間においてのみ生ずる。

第487条(債権消滅時効の利益の放棄)

債権消滅時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。すでに完成した債権消滅時効の利益は放棄することができる。

第488条(債権消滅時効の利益の放棄の効果が及ぶ者の範囲)

債権消滅時効の利益の放棄は債権者と放棄をした援用権者の間においてのみ効力を有する。

第489条(債権消滅時効の中断事由)

債権消滅時効は次に掲げる事由によって中断する。

- 1 裁判上の請求、破産手続き参加又はこれらに準ずる権利行使
- 2 執行行為又は保全処分行為
- 3 一部弁済、利息の支払、担保の提供又はその他の方法による承認

第490条(債権消滅時効の中断の効果が及ぶ者の範囲)

債務者に対して債権消滅時効の中断が生ずれば、他の者もその中断の効果を否認することはできない。債務者以外の援用権者に対して債権消滅時効の中断が生じたときは、その中断の効果は債権者とその援用権者の間においてのみ生ずる。

第491条(裁判上の請求)

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、債権消滅時効の中断の効力を生じさせない。

第492条(執行処分又は保全処分の取消し)

権利者の申立てにより又は法律上の要件の欠如により執行処分又は保全処分が取り消されたときは、執行行為又は保全処分行為による債権消滅時効の中断は生じなかったものとみなす。

第493条(債務者以外の者に対して行われた執行行為又は保全処分行為)

債務者以外の者に対して行われた執行行為又は保全処分行為は、それが債務者に通知された場合にのみ、債務者に対して債権消滅時効の中断を生じさせる。

第494条(中断後の債権消滅時効の進行)

- (1) 中断した債権消滅時効はその中断の事由が終了した時から新たに起算する。
- (2) 裁判上の請求によって中断した債権消滅時効は裁判の確定した時から新たに起算する。

第495条(催告及び裁判上の催告による完成停止)

(1)債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において権利者が催告したときは、催告の時から6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。ただし、権利者が再び催告をしても、再度の催告によっては、債権消滅時効の完成を遅らせることはできない。

(2)訴えの却下又は取下げにより裁判上の請求が中断の効力を生じさせなかった場合においても、訴状が相手方に送達された時点から訴えの却下又は取下げに至るまでは継続して催告していたものとみなす。この場合、訴えの却下又は取下げの後6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

(3)権利者が訴訟において被告としてその権利を主張したときには、その時点から訴訟係属中は継続して催告していたものとみなす。この場合、その訴訟の判決確定後6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

第496条(未成年者又は一般被後見人に対する権利の債権消滅時効の完成停止)

債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において未成年者又は一般被後見人に法定代理人がいなく、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

第497条(夫婦間の権利の債権消滅時効の完成停止)

夫婦の一方が他方に対して有する権利については、婚姻解消の時より6ヶ月間は債権消滅時効は完成しない。

第498条(天災事変による債権消滅時効の完成停止)

債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において権利者が天災その他の不可抗力により債権消滅時効を中断することができないときは、その不可抗力の止んだ時より6ヶ月間は債権消滅時効は完成しない。

第499条(債権消滅時効にかかった権利の満足のための給付)

債権消滅時効期間を過ぎた債権の満足のために給付されたものは、債権消滅時効期間を過ぎたことを知らずに給付したときにおいても、返還を請求することができない。

第500条(債権又は所有権以外の財産権の消滅時効)

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効期間は、本法又は他の法令に別段の定めがある場合を除き、10年とする。債権又は所有権以外の財産権の消滅時効については、債権消滅時効に関する規定を準用する。

第9章 債権譲渡および債務引受

第1節 債権譲渡

第501条(債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約)

(1)債権は、その性質が譲渡を許さないものでない限り、これを譲渡することができる。この場合に、譲受人は新たな債権者となる。

(2)その性質が譲渡を許す債権であっても、当事者の意思表示によってその譲渡を禁止することができる。

(3)第2項の意思表示は、そのことを知らない第三者に対抗することができない。ただし、第三者に重大な過失のあるときは、この限りでない。

第502条(債権譲渡の成立)

債権譲渡は債権を譲渡しようとする債権者と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、債権譲渡を債務者および第三者に対抗するためには、第503条(指名債権譲渡の対抗要件)に定める対抗要件を具備しなければならない。

第503条(指名債権譲渡の対抗要件)

(1)指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者にこれを通知し、または債務者が譲渡人または譲受人に対してこれを承諾するのなければ、債務者その他の第三者にこれを対抗することができない。

(2)第1項の通知または承諾は、確定日付ある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することがで

きない。

第504条(複数の債権譲渡の優劣)

- (1) 1個の債権について、数個の譲渡が行われた場合には、その優劣は、確定日付ある証書による通知が債務者に到達した時点または債務者が確定日付ある証書による承諾をした時点の前後による。この場合に、債務者は、優先する譲受人に債務を弁済しなければならない。
- (2) 第1項の場合において、通知の到達または承諾の前後を明らかにすることができないときは、同時に到達し、または承諾したものとみなす。この場合に、各譲受人は譲り受けた債権の全部の弁済を債務者に請求することができる。債務者が債権者の1人に債務を弁済したときは、債務は消滅する。
- (3) 第2項の場合に、債務者は、債務の目的物を供託して債務を免れることができる。

第505条(通知および承諾の効果)

- (1) 債務者が異議をとどめないで第503条(指名債権譲渡の対抗要件)の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することのできた事由があったとしても、これを譲受人に対抗することはできない。ただし、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときは、それを取り返し、また譲渡人に対して負担した債務があるときは、これを成立しなかったものとみなすことを妨げない。
- (2) 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者はその通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

第506条(証券的債権の譲渡)

指図債権その他債権を表章する証券が発行される債権の譲渡については、特別法の定めるところによる。

第2節 債務引受

第507条(債務引受の可能性)

- (1) 債務者以外の第三者が履行することが可能な債務は、第三者がこれを引き受けることができる。
- (2) 当事者は、意思表示によって第三者が債務を引受けることを禁止することができる。

第508条(債務引受の成立)

債務引受は、債務者と引受人との間の合意または債権者と引受人との間の合意によってその効力を生ずる。

第509条(債権者の権利)

- (1) 債権者は、債務引受がなされた場合であっても、債務者に対する権利を失わない。この場合において、債務者および引受人は、債権者に対して、連帯して債務を負担する。
- (2) 債務引受の引受人は、債権者の同意を得て債務者を免責することができる。

第510条(債務引受における抗弁)

債務引受がなされた場合には、引受人は債務引受がなされるまでの間に債務者が有していた事由を債権者に対抗することができる。

第511条(履行の引受)

債務者と引受人の間の合意によって、引受人が債務を引き受けることなく、その履行を引き受けたにとどまるときは、債権者は、引受人に対して債務の履行を請求することはできない。

第3節 契約上の地位の譲渡

第512条(契約上の地位の譲渡)

- (1) 他の者と契約を締結している者は、その契約上の地位を第三者に譲渡することができる。ただし、その契約の性

質上その譲渡が不可能である場合はこの限りでない。また、契約当事者は合意によって契約上の地位の譲渡を禁止することができる。この場合に、債権譲渡に関する第501条(債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約)第3項を準用する。

(2)契約上の地位の譲渡がその契約の相手方に著しい不利益をもたらす場合には、契約上の地位を譲渡しようとする者は、その譲渡について契約の相手方の同意を得なければならない。

第513条(契約上の地位の譲渡の成立)

契約上の地位の譲渡はそれを譲渡しようとする契約当事者の一方と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、その譲渡を契約当事者の他方および第三者に対抗するためには、債権譲渡に関する第503条(指名債権譲渡の対抗要件)に定める対抗要件を具備しなければならない。

第514条(契約上の地位の譲渡の効果)

契約上の地位の譲渡がなされた場合には、特段の意思表示がない限り、譲渡人が有していた一切の権利義務が譲受人に移転する。この場合に、債権譲渡に関する第505条(通知および承諾の効果)および債務引受に関する第510条(債務引受における抗弁)を準用する。

第5編 各種契約・不法行為等

第1章 売買

第1節 総則

第515条(売買の定義)

売買とは、売主と呼ばれる当事者の一方の者が所有権その他の財産権を買主と呼ばれる相手方に移転する義務を負い、買主が売主にその代金を支払う義務を負う契約をいう。

第516条(売買契約の成立)

売買契約は、法律に特別の定めがある場合を除いて、当事者の合意のみによって成立する。ただし、当事者は、公正証書又は私署証書の作成を契約成立の条件とすることができる。

第517条(売買一方の予約)

(1)売却又は買受けの一方の予約をした場合には、相手方が予約者に対して売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。

(2)第1項の意思表示をするための期間が定められていないときは、予約者は、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するか否かの意思表示をするよう相手方に催告することができる。もし、相手方が、その期間内に意思を表示しない場合には、予約はその効力を失う。

第518条(手付)

買主が売主に手付を与えたときは、買主はその手付を放棄し、売主は手付金額の2倍の額を償還して、売買契約を解除することができる。ただし、相手方が履行に着手した後は、契約を解除することができない。

第519条(試味売買)

(1)購入する前に試味することが慣行となっている物の売買は、買主が試味をして承諾をした時に成立する。

(2)買主が承諾をするための期間が定められていない場合には、売主は、相当の期間を定めて、その期間内に承諾するか否かを確答するよう買主に催告することができる。買主がその期間内に確答をしないときは、買主は売買契約の締結を拒絶したものとみなす。

第520条(試用売買)

(1)試用売買においては、買主が試用期間内に承諾した時、又は買主が何らの意思も表明しないまま試用期間を経過した時に、売買契約の効力が生ずる。買主が目的物の引取を拒絶した場合には、売買契約は成立しなかったものとみなされる。

(2)契約において試用期間が定められていない場合には、売主は、相当の期間を定めて、その期間内に承諾するか否かを確かめるよう買主に催告をすることができる。買主がその期間内に確答をしないまま目的物の試用を続けたときは、買主は承諾をしたものとみなす。

第521条(売買代金)

(1)契約当事者は、契約において、売買の対価に関する金額又は金額の決定方法を定めなければならない。

(2)売買代金の額は、ある商品の現在又は将来の市価をもって決定することも、両当事者の指定する方法により選ばれた第三者の評価に委ねることもできる。第三者の評価が錯誤に基づくものである場合、又は明らかに公平に反する場合には、それによって損失を被る契約当事者が、その評価に対して異議を申し立てることができる。

(3)契約当事者は、元本額を示すことによって、又は無期若しくは終身の定期金を支払うものとするをもって、代金額を定めることができる。ただし、第2項の規定に従って第三者が代金額を評価する場合は、当事者が明示的に権限を付与した場合を除いて、元本額を示すことによってこれを定めなければならない。

第522条(売買の費用)

証書作成の費用その他売買契約の締結に関する費用は、当事者間に別段の定めがない限り、当事者双方が平分して負担する。

第523条(有償契約一般への準用)

本第1章(売買)の規定は売買契約以外の有償契約に準用する。

第2節 売買契約の当事者と目的物

第524条(売買契約の当事者)

法律が禁止する場合を除き、すべての人及び法人は、売却し、又は買い受けることができる。

第525条(買主となることのできない者(1))

(1)法律上、裁判上又は契約上の財産管理人は、自分自身でも、第三者を介しても、売却を任された財産の買主となることのできない。

(2)第1項の規定は、強制売却の実行又は管理を任された公務員についても準用される。

(3)第1項又は第2項に違反する売買については、売却前の所有者又はその相続人若しくはその所有者の承継人のみが、これを取り消すことができる。

第526条(買主となることのできない者(2))

(1)判事、検事、裁判所書記その他の裁判所職員は、自分自身でも、第三者を介しても、その職務を行う裁判所において係争中の物又は権利の買主となることのできない。

(2)第1項の規定は、弁護士及び公証人が自らの受任した事件に係る物又は権利の買主となる場合についても準用される。

(3)第1項又は第2項に違反する売買については、売主、権利を争う相手方又はその双方の相続人若しくは承継人のみが、これを取り消すことができる。

第527条(売却することができるもの)

性質上譲渡することのできないもの、又は法律によって譲渡が禁止されているものを除いて、すべての物又は権利は、将来のものであっても、売買契約の目的とすることができる。

第3節 売買契約の効力

第528条(所有権の移転)

(1) 売買契約における目的物の所有権の移転は、第133条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の對抗要件)、第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)、第160条(不動産所有権の取得)及び第187条(動産所有権の取得)の定める一般原則に従う。

(2) 売買契約の目的が所有権以外の財産権である場合には、それらの権利の移転は、それぞれの権利の移転に関する一般原則に従う。

第1款 売主の義務

第529条(売主の説明義務)

売主は、買主に対して、自分が負う義務の内容、売買の目的となった物又は権利をめぐる法律関係特に不動産の売却の場合の権利内容、負担、境界等について、明確に説明する義務を負う。

第530条(売主の一般的な義務)

売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、買主に対し、売却した財産権を移転させる義務、売却物を引き渡す義務、引渡まで売却物を保管する義務及び権利の証明に必要となる証書を交付する義務を負う。

第531条(売主の権利移転義務と担保責任)

(1) 売主は、売買の目的となった財産権を買主に移転させる義務を負う。

(2) 他人の権利をもって売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して、これを買主に移転する義務を負う。

(3) 売主が売買の目的となった権利を買主に移転することができないときは、買主は、契約を解除することができる。この場合、契約の当時その権利が売主に属さないことを知らなかった買主は、損害賠償を請求することもできる。

第532条(他人の権利の売主の契約解除権)

(1) 契約の当時に売買の目的となった権利が自分に属しないことを知らなかった売主は、その権利を取得してこれを買主に移転することができないときは、損害を賠償して契約を解除することができる。

(2) 第1項の場合において、買主が契約の当時に売買の目的となった権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、損害賠償をすることなしに、契約を解除することができる。

第533条(権利の一部が他人に属する場合の担保責任)

(1) 売買の目的となった権利の一部が他人に属し、売主がその部分を取得して買主に移転することができないときは、買主は、その部分の割合に応じて、代金の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、買主が契約締結時において、一部が売主に属さないことを知らず、かつ残りの部分だけならば買主がこれを買わなかったであろうと認められるときは、その買主は、契約を解除することができる。

(3) 第1項又は第2項の場合において、契約の当時その部分が売主に属さないことを知らなかった買主は、損害賠償を請求することもできる。

(4) 第1項、第2項及び第3項に定める権利は、買主が契約の当時に売買の目的となった権利の一部が売主に属しないことを知らなかった場合には事実を知った時から、契約の当時に売買の目的となった権利の一部が売主に属しないことを知っていた場合には契約の時から、1年以内に、これを行使しなければならない。

第534条(用益物権等がある場合の担保責任)

(1) 売買の目的物に第三者のための永借権、用益権、使用权、居住権、地役権、賃借権、留置権又は質権が存在し、そのために買主が目的物の全部又は一部を使用又は収益することができない場合には、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、売主に対して損害賠償を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、その権利が存在するために契約をなした目的を達することができないときは、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、契約を解除することもできる。

(3) 売買の目的となった不動産のために存在するとされていた地役権が存在しなかったときも、第1項及び第2項と同様である。

(4) 第1項、第2項及び第3項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から1年以内に、しなければならない。

第535条(担保物権がある場合の担保責任)

- (1) 売買の目的となった不動産の上に先取特権、債権者が使用収益をしない旨の定めがある質権又は抵当権があった場合においては、その権利が行使されることによって買主がその所有権を失ったときに、その買主は、契約を解除することができる。
- (2) 買主は、所有権を保存するために出捐をした場合には、売主に対して、その出捐の償還を請求することができる。
- (3) 第1項及び第2項のいずれの場合においても、買主が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。
- (4) 本条第1項に掲げる担保物権のある不動産を、それらの権利によって担保される債権の額を控除した価格をもって買い受けた買主は、本条第1項ないし第3項の定める権利を有しない。

第536条(強制売却における担保責任)

- (1) 強制売却の買受人は、第531条(売主の権利移転義務と担保責任)ないし第535条(担保物権がある場合の担保責任)の規定に従って、債務者に対して契約の解除をなし、又は代金の減額を請求することができる。
- (2) 第1項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対して、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- (3) 第1項又は第2項の場合において、債務者が担保責任の原因となる事由の存在を知らずに強制売却実施機関に申し出ず、又は債権者がそれを知らずに強制売却を請求したときは、買受人は、それらの者に対して損害賠償の請求をすることができる。

第537条(債権の売主の担保責任)

- (1) 債権の売主は、その債権が存在することについて、責任を負う。
- (2) 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の当時の債務者の資力を担保したものと推定する。
- (3) 弁済期が到来していない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済の期日における債務者の資力を担保したものと推定する。

第538条(担保責任の免除又は制限の合意)

第531条(売主の権利移転義務と担保責任)ないし第537条(債権の売主の担保責任)の規定によって売主が負う担保責任を免除又は制限する旨の合意をしたときでも、売主は、知りながら告げなかった事実及び自らが第三者のために設定又は譲渡した権利については、責任を免れることができない。

第539条(瑕疵なき物の引渡義務)

- (1) 売主は、買主に対して、瑕疵のない物を引き渡す義務を負う。
- (2) 当事者が別段の定めをしている場合を除き、買主に引き渡された物が以下のいずれかに該当する場合には、その物には瑕疵があるものとする。
 - 1 契約で定められた数量、品質および性質に適合しないとき。
 - 2 売主が買主に見本として示した物と数量、品質又は性質が異なるとき。
 - 3 契約締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた用法に適合しないとき。
 - 4 同種の物の通常の用法に適合しないとき。
 - 5 同種の物にとって通常の方法により、又はその物を保護するのに適した方法によって梱包されていないとき。

第540条(瑕疵担保責任)

- (1) 危険が買主に移転した時に売買の目的物に瑕疵が存在した場合には、その瑕疵が危険移転後に明らかになった場合であっても、売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、代わりの物の引渡、瑕疵の補修、契約の解除又は代金の減額の責任を負う。
- (2) 売主は、第1項に定めた時よりも後に発生した瑕疵であっても、それが売主の義務違反に起因するものである場合には、第1項と同様の瑕疵担保責任を負う。
- (3) 売主が、引渡後の一定の期間につき通常の目的若しくは特定の目的に適合すること又は特別の品質若しくは性質を保持することを保証していた場合に、その保証に違反があったときも、同様に瑕疵担保責任を負う。
- (4) 買主が、売買契約を締結する時に、目的物に瑕疵があることを知っていた場合および知らないことに重大な過失があった場合には、売主は、その瑕疵については、瑕疵担保責任を負わない。

第541条(売主の治癒権)

- (1) 売主が、引渡をなすべき期日前に瑕疵ある物を引き渡した場合には、買主に不当な不利益を与えない限り、その

期日までに瑕疵を治癒することができる。ただし、買主は、損害賠償請求権の行使を妨げられない。

(2) 売主は、引渡期日後であっても、買主に不当な不利益を与えない限り、自己の費用により、すべての瑕疵を治癒することができる。ただし、買主は、解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げられない。

第542条(買主の追完請求権)

(1) 買主は、売主に対して、その義務の履行を請求することができる。ただし、買主が、この請求と両立し得ない救済を求めている場合は、この限りでない。

(2) 目的物に瑕疵がある場合は、買主は、売主に対して、瑕疵のない代替物の引渡を請求することができる。ただし、売主が同種の物を調達することが、すべての状況に照らして不合理な負担を生ずる場合には、この限りでない。

(3) 目的物に瑕疵がある場合は、買主は、売主に対して、目的物の修繕を請求することができる。ただし、売主が目的物を修繕することが、すべての状況に照らして不合理な負担を生ずる場合には、この限りでない。

(4) 買主は、売主による義務の履行のために、合理的な長さの付加期間を定めることができる。この期間内に履行しない旨の通知を売主から受領した場合を除き、買主は、この期間中、契約違反についての救済を求めることができない。ただし、買主は、本来の期日に履行が遅滞したことによる損害賠償請求権を失うことはない。

第543条(買主の契約解除権)

引き渡された物に瑕疵があるために売買契約を締結した目的を達することができない場合には、買主は、その契約を解除することができる。

第544条(買主の代金減額請求権)

引き渡された物に瑕疵がある場合には、代金が既に支払われているか否かにかかわらず、買主は、引渡時において瑕疵なき物の価値に対して引き渡された物の価値が有した割合に応じて、代金の減額を請求することができる。ただし、第542条(買主の追完請求権)に従って売主が瑕疵を治癒した場合又は売主による瑕疵の治癒の申入れを買主が正当な理由なく拒絶した場合には、買主は、代金の減額を請求することができない。

第545条(買主の損害賠償請求権)

買主は、第542条(買主の追完請求権)ないし第544条(買主の代金減額請求権)に定める権利を行使せずに、又は、これらの権利を行使するとともに、第4編第4章第3節(損害賠償)の規定に従って損害賠償の請求をすることを妨げられない。

第546条(土地の面積の過不足に関する特則)

(1) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積に不足している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、買主は、売主に対して、第542条(買主の追完請求権)ないし第545条(買主の損害賠償請求権)の規定に従って、不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額又は契約の解除および損害賠償を請求することができる。

(2) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積を超過している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、面積超過を知らず、かつ、知らなかったことについて過失のない売主は、買主に対して、その超過面積に応じて代金の増額を請求することができる。

(3) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、面積に不足があったとしても、買主は、売主に対して、不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、売主が面積不足を知っていた場合、売主が面積を保証した場合又は不足面積が20分の1を超える場合には、この限りでない。

(4) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、現実の面積が指示された面積を超過しているとしても、売主は、代金増額の請求をすることができない。ただし、その超過が20分の1を超えており、売主がそのことを知らず、かつ知らなかったことについて過失がない場合には、この限りでない。

(5) 売主が第2項又は第4項に基づいて代金の増額を請求する場合においては、買主は、契約を解除することができる。

第547条(権利行使期間)

(1) 第542条(買主の追完請求権)ないし第544条(買主の代金減額請求権)及び第546条(土地の面積の過不足に関する特則)に定める権利は、1年の期間内に行使しなければならない。ただし、第546条(土地の面積の過不足に関する特則)第1項及び第3項ただし書きの損害賠償請求権については、第482条(債権一般の消滅時効期間)の

定めるところによる。

(2)第1項第1文の期間は、買主については瑕疵及び損害の事実を知り、又は知るべきであった時から、売主については契約の時から起算する。

第548条(瑕疵担保責任の免除又は制限の特約)

第540条(瑕疵担保責任)以下の規定によって売主が負う瑕疵担保責任を免除又は制限する旨の合意があるときでも、売主は、知りながら告げなかった瑕疵については、責任の免除又は制限を主張することができない。

第549条(目的物引渡の義務)

- (1)売主は、目的物を、契約で定められた時期に、契約で定められた場所において、買主に引き渡す義務を負う。
- (2)代金の支払いの期限のみが定められているときは、目的物の引渡についても、同一の期限が定められたものと推定する。
- (3)引渡の期日も代金支払いの期日も定められていないときは、買主が引渡を求めた時に、売主は目的物を買主に引き渡す義務を負う。
- (4)引渡の場所が定められていないときは、売主は、特定物の売買においては契約締結の当時その物が存在した場所において、その他の場合には買主の住所において、目的物を引き渡さなければならない。
- (5)引渡の費用は、特段の合意がない限り、売主が負担する。ただし、買主の住所の変更その他の行為によって引渡の費用が増加した場合には、その増加額は買主が負担する。

第550条(引渡の方法)

物の引渡は、第229条(占有の移転)の定めるところに従って、目的物の現実の引渡、簡易の引渡、指図による占有移転又は占有改定の方法によって行う。不動産の引渡は、建物の鍵の交付又は権原証書によって行うことができる。

第551条(同時履行の抗弁権及び不安の抗弁権)

- (1)売主は、買主が代金支払債務につき弁済の提供をするまでは、目的となった権利の移転及び目的物の引渡を拒むことができる。ただし、買主の債務が弁済期にないとき又は権利移転義務若しくは引渡債務を先に履行する合意があるときは、この限りでない。
- (2)売主は、代金の支払いのために期限を許した場合であっても、買主が売買契約後に破産し、若しくは無資力となり、又は売買契約前の無資力を隠していたときは、権利移転及び引渡を拒絶することができる。ただし、買主が担保を提供し又は不安を解消する措置を講じた場合にはこの限りでない。

第552条(目的物保管の義務)

- (1)特定物の売主は、その物を買主に引き渡すまで、善良な管理者としての注意をもって、その物を保管しなければならない。不特定物が特定した後も同様である。
- (2)売主は、第1項の注意義務を怠ったために目的物が滅失又は毀損したときは、契約及びこの法律の第4編第4章第3節(損害賠償)の定めるところに従って、買主に対して責任を負う。

第553条(果実の取得権)

売買の目的物が、買主に引き渡される前に、天然果実を生じたときは、当事者間に別段の合意がない限り、その果実は売主のものとする。賃料その他の法定果実を生じたときも同様である。

第2款 買主の義務

第554条(買主の一般的な義務)

買主は、売主に対して、約定した代金を支払い、買い受けた物を引き取る義務を負う。

第555条(代金支払いの義務)

- (1)買主は、契約で定められた時期に、契約で定められた場所で、契約で定められた代金を支払う義務を負う。
- (2)動産売買において目的動産の引渡のみにつき期限が定められているとき、又は不動産売買において目的不動産の登記をするのに必要な行為のみにつき期限が定められているときは、代金の支払いについても、同一の期限が定められたものと推定する。
- (3)目的動産の引渡又は目的不動産の登記をするのに必要な行為の期日も代金支払いの期日も定められていない場合には、売主が支払いを求めた時に、買主は代金を売主に支払う義務を負う。
- (4)契約において代金支払いの場所が定められていない場合において、目的動産の引渡又は目的不動産の登記をするのに必要な行為と同時に代金を支払うべきときは、その引渡又は登記するのに必要な行為をなすべき場所にお

いて代金を支払うことを要する。

第556条(代金の利息・遅延損害金)

買主は、目的物の引渡があるまでは、代金の利息または遅延損害金を支払う必要がない。

第557条(売買の目的物について第三者が権利を主張する場合の代金支払拒絶権)

(1) 売買の目的物について権利を主張する者があり、買主が買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を提供したときは、この限りでない。

(2) 第1項の場合、売主は、買主に対して、代金を供託するように請求することができる。

第558条(同時履行の抗弁権及び不安の抗弁権)

(1) 買主は、売主がその債務につき弁済の提供をするまでは、代金の支払いを拒むことができる。ただし、売主の債務が弁済期にないとき又は代金支払債務を先に履行する合意があるときは、この限りでない。

(2) 買主は、売主の債務の履行のために期限を許した場合であっても、売主が債務の履行をしないおそれが顕著であるときは、代金の支払いを拒絶することができる。ただし、売主が担保を提供し又は不安を解消する措置を講じた場合にはこの限りでない。

第559条(引取義務の遅滞)

(1) 買主が引取義務を遅滞した場合には、売主は、第4編第4章第3節(損害賠償)及び第4節(契約の解除)の定めるところに従って、損害賠償を請求し又は契約を解除することができる。

(2) 第1項の場合において、売主の過失によらずに目的物が滅失又は毀損したときには、買主がその危険を負担する。

(3) 売主が弁済を提供したにもかかわらず、買主が目的物の引取を拒む場合には、第457条(供託)及び第458条(自助売却権)の規定に従って、売主は、目的物を供託し、又は売却することができる。

第4節 買戻権の行使による売買契約の解消

第560条(買戻の特約)

売主は、売買契約証書中に明記された買戻の特約に基づいて、買主が支払った代金および第563条(買戻権の実行)に定める費用を返還して、その売買契約を解除することができる。

第561条(買戻の期間)

(1) 買戻の期間は、不動産については5年、動産については2年を超えることができない。これより長い期間を定めたときは、当然に、不動産については5年、動産については2年に短縮される。

(2) 買戻につき期間を定めたときは、これを長くすることはできない。

(3) 買戻につき期間を定めなかったときは、売主は、第1項に定めた期間内に買戻の権利を行使しなければならない。

第562条(買戻特約の対抗等)

(1) 買主は、所有者としての権利を行使することができる。ただし、その行使が買戻特約の趣旨に反する場合には、買主は、売主に対して債務不履行責任を負う。

(2) 買戻特約は、売買契約と同時に登記されたときに限り、第三者に対してもその効力を生ずる。

第563条(買戻権の実行)

(1) 売主は、買戻をするためには、期間内に代金および契約の費用を提供しなければならない。

(2) 買主又は買主からの転得者が目的物につき費用を出したときは、売主は、必要費については全額を、有益費については、その価格の増価が現存する限りにおいて、売主の選択に従い、買主若しくは買主からの転得者が支出した費用又は増価額を、償還しなければならない。

第564条(共有物の買戻特約付売買)

(1) 共有者が一個の契約によって共有物の全部を買戻特約付で売却した場合において、共有者の1人が、その持分

のみの買戻又は共有物全部の買戻を請求したときは、買主はこれに応ずる必要がない。

(2) 共有者の全員が、各別の契約をもって、各自の持分につき買戻特約付で一人の買主に売却をしたときは、各共有者は、各別に自己の持分を買い戻すことができる。

第565条(買戻権不行使の効果)

第561条(買戻の期間)に従って定められた期間内に売主が買戻権を行使しなかった場合には、買戻権は消滅し、買主の所有権は確定的なものになる。

第2章 交換

第566条(意義)

交換は、当事者が互いに金銭以外の財産権を移転することを約束することでその効力を生じる。

第567条(売買の規定の準用)

交換については売買に関する規定を準用する。

第3章 贈与

第568条(定義)

贈与は当事者の一方が財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾することでその効力を生じる契約である。

第569条(所有権の移転)

贈与契約における目的物の所有権の移転は、第133条(合意による物権変動)、第134条(物権変動の対抗要件)、第135条(合意による不動産所有権の移転における効力要件)、第160条(不動産所有権の取得)及び第187条(動産所有権の取得)の定める一般原則に従う。

第570条(書面によらない贈与)

贈与の約束をしたにもかかわらず、贈与に関する書面が作成されなかったときは、契約の当事者は、贈与の意思表示を撤回して、契約を解消することができる。但し、既に履行が終わった部分については、贈与の意思表示を撤回することができない。

第571条(背信行為等による贈与の取消)

(1) 受贈者が贈与者に対して重大な背信行為をおこなったときは、贈与者は、贈与を取り消すことができる。

(2) 第1項に定める贈与の取消は、既に履行が終わった部分については重大な背信行為があった時から5年間に限り、これをなすことができる。

第572条(贈与者の窮乏による贈与の取消)

(1) 贈与者が贈与の意思表示をした後に著しい窮乏状態に陥り、自己および扶養義務を負う者の生計を維持しえなくなったときは、贈与者は、贈与を取り消すことができる。

(2) 第1項に定める贈与の取消は、既に履行が終わった部分については履行時から5年間に限り、これをなすことができる。

第573条(贈与の取消の効果)

第571条(背信行為等による贈与の取消)および第572条(贈与者の窮乏による贈与の取消)の規定により贈与が取り消された場合には、不当利得の返還に関する規定に従い、贈与者は、贈与した財産の返還を請求することができる。

第574条(担保責任の軽減)

贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は欠缺について担保責任を負わない。但し、贈与者がその瑕疵又は欠缺を知りながら受贈者に告げなかったときはこの限りではない。

第575条(定期贈与)

定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によってその効力を失う。

第576条(負担付贈与)

- (1)贈与の対象である財産を受領するために、受贈者が一定の給付をおこなう義務を負う贈与を負担付贈与という。
- (2)負担付贈与では、贈与者はその負担の限度で売主と同様の担保責任を負う。
- (3)負担付贈与で当事者の一方が給付をなした場合には、その者は相手方に対して給付を請求することができる。
- (4)負担付贈与では、特約のない限り、契約の当事者は、相手方が給付しない限り、自己の給付をしないことができる。
- (5)負担付贈与の贈与者は、相手方が負担を実行しない場合には、解除の規定により負担付贈与契約を解除することができる。

第577条(死因贈与)

- (1)贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与を死因贈与という。
- (2)死因贈与の効果については、遺贈の規定を準用する。

第4章 消費貸借

第1節 消費貸借の意義と成立

第578条(消費貸借の定義)

消費貸借とは、貸主と呼ばれる当事者の一方が金銭、食料品、穀その他の代替物を、一定の期間、借主と呼ばれる他の一方の自由な利用に委ねる義務を負い、借主が、その期間が経過した後に、貸主から受領した物と種類、品質および数量が同等の物を貸主に返還する義務を負う契約をいう。

第579条(消費貸借契約の成立)

消費貸借契約は、貸主と借主の合意のみによって成立する。

第580条(書面によらない無利息消費貸借契約の撤回)

書面によらない無利息消費貸借契約については、契約の各当事者は、いつでもこれを撤回することができる。ただし、貸主が目的物を引き渡した部分については、この限りでない。

第581条(借主の信用悪化による解除)

- (1)契約が成立してから目的物を引き渡すまでの間に借主の経済状態が著しく悪化して返還義務の履行が危うくなったときは、貸主は、消費貸借契約を解除することができる。
- (2)第1項の規定に従って契約を解除した貸主が、予め利息、手数料その他の対価を受領していた場合には、その貸主は、これを借主に返還しなければならない。

第582条(準消費貸借)

- (1)消費貸借以外の原因に基づいて金銭その他の代替物を給付する義務を負う者が、その物を消費貸借の目的とすることを債権者と合意したときは、これによって消費貸借が成立する。
- (2)第1項の場合には、旧債務の担保は新債務に移るものと推定する。

第2節 利息付き消費貸借

第583条(利息債権)

- (1) 利息とは、借主に貸し渡された物の利用の対価として、利用の期間に応じて貸主に対して給付されるべき、その物の数額に一定の割合を掛けて求められる数額の金銭その他の物をいう。
- (2) 第1項において、借主に貸し渡された物を元本といい、元本の数額に掛け合わされる一定の割合を利率という。
- (3) 消費貸借契約の当事者は、合意によって、利息の弁済を目的とする債権を成立させることができる。ただし、利息債権を成立させる合意は、借主の署名のある書面によってなされるのでなければ、効力を生じない。
- (4) 利息債権を成立させる合意が借主の署名のある書面によらないでなされた場合において、借主が第3項但書の適用があることを知りながら、その利息を任意に弁済したときには、その弁済がなされた限度で効力を有するものとする。

第584条(法定利率と約定利率)

- (1) 利率は、法律の規定または当事者の合意によって定められる。
- (2) 当事者間の合意または法律の規定によって利息を支払うべきものとされる場合において、当事者がその利率を定めていないときは、この法律又は特別法に定める法定利率に従う。
- (3) 当事者の合意によって定められる利率で法定利率を超えるものは、第583条(利息債権)第3項の定める形式に従った書面によって定められるのでなければ、効力を生じない。

第585条(利息の制限)

- (1) 制限利率とは、当事者の合意によって適法に定めることのできる利率の上限をいい、法令がこれを定める。
- (2) 当事者の合意によって定められる利率は、第584条(法定利率と約定利率)第2項に定める法定利率を上回ることができるが、制限利率を超えることができない。
- (3) 当事者が制限利率を超える利率を定めたときは、制限利率を超える部分の約定は無効であり、借主は、制限利率によって計算された利息についてのみ弁済する義務を負う。
- (4) 制限利率を超える利息が既に弁済されている場合には、制限を超える部分は元本に充当されたものとみなす。制限超過部分を元本に充当してもなお貸主の下に剰余が残る場合には、これを、剰余を生じさせた弁済がなされた日から返還の日までの法定利率によって計算された損害金を付して、借主へ返還しなければならない。
- (5) 本条の適用については、将来において支払われるべき利息を天引きして元本を交付した場合など、契約上の元本額と貸主が実際に借主に引き渡した物の数額とが異なる場合には、貸主が実際に借主に引き渡した物の数額をもって元本額とする。
- (6) 本条の適用については、消費貸借契約に関連して貸主が受領した元本以外の金銭その他の物は、礼金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってする場合であっても、すべて利息とみなす。ただし、契約の締結の費用および弁済の費用は、この限りでない。

第586条(利息の支払時期および法定重利)

- (1) 利息は、別段の定めがない限り、目的物の引渡しから1年を経過するごとに支払うものとする。ただし、目的物の引渡しから1年を経過する前に目的物を返還しなければならないときは、その返還の時に利息を支払わなければならない。
- (2) 利息が1年以上延滞した場合において、貸主より催告したにもかかわらず、借主がその利息を弁済しないときは、貸主は、これを元本に組み入れることができる。

第3節 貸主の貸与義務

第587条(目的物貸与義務)

- (1) 貸主は、契約に適合した物を借主に利用させる義務を負う。
- (2) 借主は、目的物の引渡を受けた時から、その物の所有者として、これを自由に使用し、収益し、処分することができ、貸主の責めに帰すべき事由によらない目的物の滅失または毀損の危険を負担する。

第588条(他人の物を引き渡した貸主の担保責任)

- (1) 利息付き消費貸借契約において、自己の所有に属さない物を引き渡した貸主は、その物の所有権を取得して借主に移転させ、または、自己の所有する他の物と取り替える義務を負う。ただし、借主は、その物を消費した後は、代

わりの物の引渡しを求めることができない。

- (2)貸主が第1項の義務を履行することができなかつたときは、借主は契約を解除することができる。
- (3)第1項または第2項の場合、貸主が無権利であることを知らずに引渡しを受けた借主は、貸主に対して損害賠償の請求をすることができる。
- (4)無利息消費貸借契約においては、貸主が目的物の処分権を有しないことを知りながら借主にこれを告げずに他人の物を引き渡した場合に限って、第1項、第2項および第3項の規定を準用する。
- (5)他人の物の借主は、引き渡された物またはその価額を所有者に返還したときは、第1項または第4項の規定に従ってわりの物の引渡しを受けた場合を除いて、貸主に対する返還義務を免れる。

第589条(他人の物を引き渡した貸主の解除権)

他人の物であることを知らずに目的物を引き渡した貸主は、借主にその物またはわりの物の所有権を取得させることができないときは、契約を解除することができる。ただし、第588条(他人の物を引き渡した貸主の担保責任)の規定により、善意の借主が損害賠償請求権を有するときは、その損害を賠償をした場合に限り、契約を解除することができる。

第590条(瑕疵ある物の貸主の担保責任)

- (1)利息付き消費貸借契約において、貸主が引き渡した物に隠れた瑕疵があるときは、瑕疵のあることを知らずに引渡しを受けた借主は、これを瑕疵のない物と取り替えること、および損害を賠償することを請求することができる。
- (2)無利息消費貸借契約においては、瑕疵のある物の引渡しを受けた借主は、瑕疵ある物の価額を返還することができる。ただし、貸主が、その瑕疵があることを知りながら借主に告げなかつたときは、第1項の規定を準用する。

第4節 借主の返還義務

第591条(借主の元本返還義務と利息支払義務)

- (1)借主は、返還をなすべき日に、引渡しを受けた物と同等の種類、品質および数量の物を貸主に返還する義務を負う。
- (2)利息付き消費貸借の借主は、第584条(法定利率と約定利率)ないし第586条(利息の支払時期および法定重利)の規定に従って、利息を支払わなければならない。

第592条(価額による返還)

- (1)借主が第591条(借主の元本返還義務と利息支払義務)の規定に従った返還をすることができなくなつたときは、返還をなすべき日の返還をなすべき場所における目的物の価額に相当する金額を支払う義務を負う。
- (2)第1項の場合において、返還をなすべき日または場所が定められていないときは、契約を締結した日および場所の価額に相当する額を支払うものとする。

第593条(貨幣価値等の変動)

弁済期前に貨幣価値または物の価格の変動があつた場合にも、借主は、特段の合意がある場合を除いて、引渡しを受けた数額と同一の数額のみを返還しなければならない。

第594条(返還の時期)

- (1)当事者が返還の期日を定めているときは、貸主は、約定の期日が到来するまで、目的物の返還を請求することができない。ただし、第331条(期限の利益の喪失)に定める事由が生じたときは、この限りでない。
- (2)当事者が返還の期日を定めていないときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。
- (3)無利息消費貸借契約の借主は、いつでも返還をすることができる。
- (4)利息付き消費貸借契約の借主は、約定の返還期日より前に返還をすることができる。ただし、これによって貸主に損害を与えた場合には、第330条(期限の利益)第2項に従って、損害を賠償しなければならない。

第595条(返還の場所)

返還の場所について当事者間に合意がないときは、借主は、目的物を貸主の住所に持参して返還しなければならない。

第5章 賃貸借

第1節 総則

第596条(賃貸借の定義)

- (1)賃貸借とは、当事者の一方が有償で相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいう。
- (2)賃貸借の目的となる物には、動産と不動産がある。

第597条(賃貸借の成立)

賃貸借は当事者の一方が相手方にある物の使用及び収益をさせることを約束し、相手方がこれに対して賃料を支払うことを約束することによって、その効力が生じる。

第598条(不動産賃借権の対抗要件)

- (1)不動産の賃貸借は、賃借人が賃借物の占有を取得し、使用・収益を継続することによって、それ以降にその不動産について物権を取得した者に対して対抗することができる。
- (2)賃借物を現に占有する賃借人は、賃借権の侵害に対して、所有権者が有するのと同様の、返還請求権、妨害排除請求権、および妨害予防請求権を行使することができる。

第599条(賃貸借の存続期間)

- (1)賃貸借は、その期間を定め、または定めることなしに、締結することができる。
- (2)書面によらない不動産賃貸借は、期間の定めのない賃貸借とみなされる。
- (3)15年以上の期間の定めのある不動産賃貸借は、第244条(永借権の定義)以下の規定に従う。

第2節 賃貸借の効力

第600条(賃借人の用法に従った使用収益の権利および義務)

- (1)賃借人は、契約または賃借物の性質により定まった用法にしたがって、賃借物を使用及び収益する権利を有し、義務を負う。
- (2)賃借人が第1項の義務に違反したときは、賃貸人は契約を解除することができる。
- (3)賃貸人は、賃借人が賃借物を用法にしたがって使用および収益することを妨げてはならない。

第601条(賃借人の善管注意義務)

- (1)賃借人は賃借物を善良な管理者の注意をもって保管する義務を負う。
- (2)賃借人が第1項の義務に違反したときは、賃貸人は契約を解除することができる。

第602条(賃貸人の修繕義務)

賃貸人は賃借物の使用及び収益に必要な修繕を行う義務を負う。

第603条(賃貸人の保存行為)

- (1)賃貸人が賃借物の保存に必要な行為を行おうとするときは、賃借人は拒むことができない。
- (2)賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為を行おうとする場合において、そのために賃借人が賃貸借をした目的を達成することができなくなるときは、賃借人は、賃料の減額を請求し、または契約を解除することができる。

第604条(賃借人の費用償還請求権)

- (1)賃借人が賃借物について賃貸人が負担すべき必要費を出したときは、賃貸人に対して直ちにその償還を請求することができる。
- (2)賃借人が賃借物について改良のための費用その他の有益費を出したときは、賃借人は、賃貸借終了の時に於いて、その価格の増加が現存する場合に限り、賃貸人の選択にしたがって、費やした金額または増加額の償還を賃貸人に対して請求することができる。ただし、裁判所は、賃貸人の請求によって、その償還について相当の期限を許

与することができる。

第605条(賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任)

- (1) 賃借人が、賃借物の引渡を受ける際に、賃借物が契約書記載の状態に適合しているか否かの点検をしなかったときは、点検すれば容易にわかったであろう契約書記載の状態との違いについて、賃貸人の責任を追及することはできない。
- (2) 賃借物に隠れた瑕疵がある場合において、そのことを賃借人が知らなかったときは、賃借人は、瑕疵の修繕または瑕疵のない物との取り替えを請求すること、および損害賠償の請求をすることができる。
- (3) 賃貸人は、賃借人に不当な不利益を与えない限り、自己の費用により、瑕疵の修繕をすることができる。ただし、賃借人は損害賠償請求権の行使を妨げられない。
- (4) 賃借人は、第1項に定める請求に代えて、引渡時に遡って、瑕疵に相応する賃料の減額を請求することができる。
- (5) 隠れた瑕疵のために契約を締結した目的を達成できないときは、賃借人は賃貸借契約を解除することができる。
- (6) 修繕、取り替え、賃料減額および解除請求は、賃借人がその事実を知り、または知るべきであった時から1年以内に行使しなければならない。

第606条(減収の場合の賃料減額請求権および解除権)

- (1) 収益を目的とする土地の賃借人が、不可抗力により、賃料より少ない収益しか得られなかったときは、その収益の額に至るまで賃料の減額を請求することができる。
- (2) 第1項の場合において、賃借人が不可抗力により、引き続き2年以上賃料より少ない収益しか得られなかったときは、賃貸借契約を解除することができる。

第607条(賃借物の一部滅失による賃料減額請求権および解除権)

- (1) 賃借物の一部が賃借人の過失によらずに滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて賃料の減額を請求することができる。
- (2) 第1項の場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃貸借契約を締結した目的を達成することができないときは、賃借人は賃貸借契約を解除することができる。

第608条(賃借権の譲渡および賃借物の転貸)

- (1) 永借権の場合を除いて、賃借人は賃貸人の承諾がなければ、賃借権を譲渡し、または賃借物を転貸することができない。
- (2) 賃借人が第1項の規定に反して第三者に賃借物の使用・収益をさせたときは、賃貸人は契約を解除することができる。

第609条(転貸借)

- (1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は賃貸人に対して直接に義務を負う。転貸賃料の支払義務については、転貸人への前払をもって賃貸人に対抗できない。
- (2) 第1項の規定は、賃貸人が賃借人に対して権利を行使することを妨げない。

第610条(賃料の支払義務と時期)

- (1) 賃借人は、賃貸人に対して、定められた時期に賃料を支払う義務を負う。
- (2) 賃料の支払時期について契約に特段の定めのない場合には、動産及び建物については毎月末に、土地については毎年末に支払わなければならない。ただし、収穫季節のあるものについては、その季節後遅滞なく支払わなければならない。

第611条(賃借人の通知義務)

賃借物の修繕が必要なとき、または賃借物について権利を主張する第三者がいるときは、賃借人は遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならない。ただし、賃貸人が既にこのことを知っているときは、この限りでない。

第3節 賃貸借の終了

第612条(期間の満了)

期間の定めのある賃貸借は、期間の満了によって終了する。

第613条(不動産賃貸借の更新拒絶)

不動産賃貸借においては、一方の当事者が相手方に対して、家屋については期間満了の3月前までに、また、土地については期間満了の1年前までに、更新拒絶の意思を表示しないときは、更新に同意したものとみなす。ただし、この場合は、更新された賃貸借は、期間の定めのない賃貸借となる。

第614条(黙示の更新)

動産賃貸借においては、賃貸借の期間満了の後も賃借人が賃借物の使用または収益を継続する場合において、賃貸人がそれを知っているのに異議を述べないときは、期間の定めのない賃貸借として、期間を除いて従前の賃貸借と同一の条件をもって契約の更新がなされたものと推定する。

第615条(期間の定めのない賃貸借についての解約の申入れ)

(1) 契約において賃貸借の期間を定めていないときは、各当事者は、いつでも解約を申入れることができる。解約申入れに賃貸借契約の終了時期が示されていない場合および解約申入れ時から示されている終了時期までの期間が次の期間を下まわる場合には、賃貸借契約は、次の期間の経過によって終了する。

- 1 動産については1日
- 2 建物については3か月
- 3 土地については1年

(2) 収穫季節のある土地の賃貸借については、その季節の後次の耕作に着手する前に解約の申入れをしなければならない。

第616条(解約権の留保)

当事者が賃貸借の期間を定めている場合であっても、その一方または双方に期間内に解約を行う権限が留保されているときは、第615条(期間の定めのない賃貸借についての解約の申入れ)の規定を準用する。

第617条(解除の非遡及効)

賃貸借を解除した場合においては、その解除は将来に向かってのみ効力を生じる。

第618条(賃借物の返還義務)

(1) 賃貸借が終了したときは、賃借人は賃借物を原状に復して、賃貸人に直ちに返還する義務を負う。
(2) 賃借人は、通常の使用によって生じる損耗を除き、自己の責めに帰すべき事由によって生じた毀損を回復し、またはその損害を賠償する義務を負う。

第619条(賃借人の収去権)

賃貸借が終了したときは、賃借人は、賃借物に付属させた物を収去することができる。

第620条(賃借人死亡の場合における相続人の解除権)

賃借人の相続人は、賃貸借契約の承継を希望しないときは、その契約を解除することができる。

第621条(損害賠償および費用償還請求権の行使期間)

賃借人による契約の本旨に反する使用または収益を原因として生じた損害賠償および賃借人が出した費用の償還は、賃貸人が賃借物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

第4節 分益賃貸借

第622条(分益賃貸借の意義)

土地の所有者が土地または家畜を貸与して収益させ、その果実を賃貸人と賃借人との間で分配する契約を分益賃貸借という。

第623条(果実の分配方法)

収益の分配方法について定めがないときは、相等しきものとみなされる。

第624条(賃借人の果実処分権)

分益賃借人は、賃貸人への果実の分与が完了した後でなければ、自己に分配されるべき果実を処分することができない。

第6章 使用貸借

第625条(使用貸借の定義)

使用貸借とは、当事者の一方が無償にて相手方にある物の使用及び収益をさせる契約をいう。

第626条(使用貸借の成立要件)

使用貸借契約は、当事者の一方が無償にて使用及び収益をした後に返還することを約束して相手方からある物を受け取ることによって、その効力が生じる。

第627条(使用収益にあたっての借主の義務)

- (1)借主は、借用物を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- (2)借主は契約またはその目的物の性質によって定まった用方に従ってその物を使用及び収益しなければならない。
- (3)借主は貸主の承諾がなければ、借用物の使用または収益を第三者にさせることはできない。
- (4)借主が第1項、第2項又は第3項の規定に違反する場合、貸主は契約を解除することができる。

第628条(費用の負担)

- (1)借主は借用物の通常必要費を負担しなければならない。
- (2)借主が借用物について、大修繕等の通常必要費以外の必要費を出し、または、改良のための費用その他の有益費を出したときは、借主は、使用貸借の終了の時に、その価格の増加が現存する場合に限り、貸主の選択にしたがって、実際に費やした金額または増加額の償還を貸主に対して請求することができる。ただし、裁判所は、貸主の請求によって、その償還について相当の期限を許与することができる。

第629条(貸主の担保責任)

貸主は、使用貸借の目的物の瑕疵または権利の欠缺について担保責任を負わない。ただし、貸主がその瑕疵または欠缺を知っていて、借主に告げなかったときは、この限りではない。

第630条(期間満了または使用収益の終了による使用貸借の終了)

- (1)期間の定めのある使用貸借は、期間の満了によって終了する。
- (2)当事者が期間を定めていない場合において、使用貸借の目的が定められているときは、その目的にしたがい、借主が借用物の使用及び収益を終えた時に、使用貸借は終了する。ただし、借主が使用及び収益を怠っていたために、使用及び収益を終えていない場合において、使用及び収益を行うに十分な期間が経過したときもまた終了する。

第631条(貸主からの解約の申入れ)

- (1)期間の定めも、目的の定めもないときは、貸主はいつでも使用貸借の解約を申入れることができる。

(2)期間満了前または使用及び収益の終了前であっても、貸主に借用物について緊急かつ予見不可能な必要が生じたときは、貸主は使用貸借の解約を申入れることができる。

第632条(借主からの解約の申入れ)

借主は、期間の定めの有無を問わず、いつでも解約を申入れることができる。ただし、貸主に期限の利益がある場合は、借主は、解約申入れによる損害を賠償する義務を負う。

第633条(借主の死亡による使用貸借の終了)

使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

第634条(借用物の返還義務)

(1)使用貸借が終了したときは、借主は借用物を原状に復して、貸主に直ちに返還する義務を負う。
(2)借主は、通常の使用によって生じる損耗を除き、自己の責めに帰すべき事由によって生じた毀損を回復し、またはその損害を賠償する義務を負う。

第635条(借主の収去権)

使用貸借の終了したときは、借主は、借用物に付属させた物を収去することができる。

第636条(損害賠償および費用償還請求権の行使期間)

借主による契約の本旨に反する使用または収益を原因として生じた損害賠償および借主が出した費用の償還は、貸主が借用物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

第7章 委任

第637条(委任の定義)

委任とは、委任者と呼ばれる当事者の一方が受任者と呼ばれる相手方に対して、委任者のために事務処理を行う権限を授与する契約をいう。

第638条(無償委任の原則)

(1)委任は有償または無償とすることができる。有償である意思が表示されない限り、無償委任と推定する。
(2)有償委任の場合における報酬については、第644条(受任者の報酬請求権)を適用する。

第639条(契約の要式性)

委任契約は、当事者の合意のみによって成立する。

第640条(受任者の注意義務)

(1)受任者は、委任の本旨に従って善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。ただし、当事者の合意によって受任者の注意義務を軽減することを妨げない。
(2)受任者が第1項の注意義務に違反し、委任者に損害を与えた場合には、委任者は受任者にその損害賠償を請求することができる。この場合において、委任が無償であるときは、裁判所は損害賠償額を減額することができる。

第641条(受任者の報告義務)

受任者は委任者の請求があるときは、いつでも委任事務処理の状況を報告し、また、委任が終了した後は、遅滞なくその顛末を報告しなければならない。

第642条(受任者の引渡義務)

(1)受任者は、委任事務を処理するに当たって受取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。ま

た、受任者は、収取した果実も委任者に引き渡さなければならない。

(2)受任者が委任者のために自己の名をもって取得した権利はこれを委任者に移転しなければならない。

第643条(金銭を消費した受任者の損害賠償義務)

受任者が委任者に引き渡さなければならない金額またはその利益のために用いなければならない金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。なお、損害があったときはその賠償責任を負う。

第644条(受任者の報酬請求権)

(1)受任者は、特約がある場合でなければ委任者に対して報酬を請求することができない。

(2)受任者が報酬を受け取るべき場合においては、委任された義務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間をもって報酬を定めたときは、その期間の経過した後に請求することができる。

(3)委任が受任者の責に帰すことのできない事由によってその履行の途中において終了したときは、受任者はそのすでになした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

第645条(委任者の費用前払義務)

委任事務を処理するについて費用を必要とするときは、委任者は、受任者の請求によってその前払いをしなければならない。

第646条(受任者の費用等償還請求権等)

(1)受任者が委任事務を処理するのに必要であると認められる費用を支出したときは、委任者に対してその費用および支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(2)受任者が委任事務を処理するのに必要であると認められる債務を負担したときは、委任者をして自己に代わってその弁済をさせ、またその債務が未だ弁済期にないときは、相当の担保を供させることができる。

(3)受任者が委任事務を処理するため自己に過失なくして損害を受けたときは、委任者に対してその賠償を請求することができる。ただし、損害が第三者の故意または過失により生じたときは、受任者は、その第三者から賠償が得られない限度において、委任者に対して賠償を請求できるとどまる。

第647条(委任の解除)

(1)委任は、各当事者において、いつでもこれを解除することができる。

(2)当事者の一方が相手方のために不利な時期において委任を解除したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第648条(解除の効力の不遡及)

委任を解除した場合においては、その解除は将来に向かってのみその効力を生ずる。ただし、当事者の一方に過失があったときは、これに対する損害賠償の請求を妨げない。

第649条(委任の終了事由)

(1)委任は、第647条(委任の解除)による解除のほか、以下の事由によって終了する。

- 1 委任者または受任者が死亡したとき
- 2 委任者または受任者が破産の宣告を受けたとき
- 3 委任者が一般後見開始または保佐開始の宣告を受けたとき
- 4 受任者が一般後見開始または保佐開始の宣告を受けたとき
- 5 法人である委任者または受任者が解散したとき
- 6 法人である委任者または受任者が他の法人と合併したとき
- 7 その他当事者が合意により定めた事由が生じたとき

(2)当事者は、第1項第1号から第6号までに掲げる事由が生じたときであっても委任が終了しない旨を合意することができる。ただし、受任者の死亡もしくは一般後見開始または法人である受任者の解散もしくは合併については、この限りでない。

第650条(委任終了後における受任者の応急義務)

委任が終了した場合において急迫の事情があるときは、受任者、その相続人または法定代理人は、委任者、その相続人または法定代理人が委任事務を処理することができるようになるまでの間必要な処分をしなければならない。

第651条(委任終了の対抗要件)

委任終了の事由は、それが委任者について生じたものであると受任者について生じたものであると問わず、これを相手方に通知または相手方がこれを知ったときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。

第8章 請負**第652条(請負の定義)**

請負とは、当事者の一方の者が合意された仕事を完成する義務を負い、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与える義務を負う契約である。

第653条(報酬の支払時期)

報酬は仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない。物の引渡しを必要としないときは、請負人は仕事を完成させた後に、報酬の支払を請求することができる。

第654条(瑕疵のない仕事の完成義務)

- (1)請負人は注文者に対して、瑕疵のない仕事を完成する義務を負う。
- (2)仕事は、合意された性質を有しないときに、瑕疵があるものとする。性質が合意されていない場合には、仕事が契約において前提されていた使用に適しないとき、一定の使用が契約において前提とされていない場合には、通常の使用に適しないときに、その仕事に瑕疵があるものとする。
- (3)請負人が注文とは異なる仕事を製作し、又は製作された仕事が数量不足であるときは、瑕疵があるものとする。

第655条(仕事の追完請求)

- (1)仕事に瑕疵があるときは、注文者は請負人に対し、相当の期間を定めて仕事の追完を請求することができる。この場合、請負人は、その選択にしたがい、瑕疵を修補するか、または仕事をやり直すことができる。
- (2)請負人は、追完が瑕疵による不利益に比較して過分の費用を必要とするときは、追完を拒絶することができる。
- (3)請負人が仕事をやり直すときは、請負人は、注文者に瑕疵ある仕事の返還を請求することができる。

第656条(注文者による瑕疵の修補)

- (1)注文者は仕事の追完のために定めた相当の期間が経過した後は、瑕疵を自ら修補し、瑕疵の修補に要する費用を請負人に請求することができる。
- (2)追完が失敗した場合または請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合にも、注文者は、瑕疵を自ら修補し、瑕疵の修補に要する費用を請負人に請求することができる。
- (3)第1項または第2項の場合において、注文者は請負人に対し瑕疵の修補に要する費用の前払いを請求することができる。
- (4)第1項、第2項または第3項の規定は、請負人が第655条(仕事の追完請求)第2項に基づき追完を拒絶した場合には、これを適用しない。

第657条(注文者の解除権)

- (1)注文者は、第4編第4章第4節(契約の解除)の規定にしたがい、仕事の瑕疵を理由として契約を解除することができる。請負人による追完が失敗した場合および請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合も、同様とする。
- (2)第1項の規定は建物その他土地の工作物には適用しない。ただし、瑕疵が重大であるために、その工作物が注文者にとって利用価値がない場合には、第1項の規定が適用される。

第658条(注文者の減額請求権)

(1)注文者は仕事の追完のために定めた相当の期間が経過した後は、仕事の瑕疵を理由として、請負人に対する意思表示によって報酬の減額を請求することができる。請負人による追完が失敗した場合および請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合も、同様とする。

(2)報酬は、減額請求によって、瑕疵なき仕事の価値に対して瑕疵の付着した仕事の価値が有する割合に応じて、引き下げられる。

第659条(注文者の損害賠償請求権)

(1)注文者は、第655条(仕事の追完請求)から第658条(注文者の減額請求権)までに定める権利を行使せずに、又は、これらの権利を行使するとともに、第4編第4章第3節(損害賠償)の規定にしたがって損害賠償の請求をすることができる。ただし、追完に代わる損害賠償は、仕事の追完のために定めた相当の期間が経過した後、請負人による追完が失敗した場合または請負人による追完によらせることが注文者にとって不当に不利益であると評価される場合にのみ、請求することができる。

(2)追完が瑕疵による不利益に比較して過分の費用を必要とするときは、注文者は、第1項により瑕疵の修補に要する費用に相当する額を損害賠償として請求することはできない。

第660条(瑕疵が注文者の材料又は指図による場合の扱い)

(1)第655条(仕事の追完請求)から第659条(注文者の損害賠償請求権)までの規定は、仕事の瑕疵が注文者の提供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。注文者の表明した単なる希望は指図とはみなされない。

(2)請負人がその材料又は指図の不適當であることを知りながら、そのことを告げなかったときは、第1項の規定は適用しない。

第661条(権利行使期間)

(1)第655条(仕事の追完請求)から第658条(注文者の減額請求権)までに定める権利は、1年の期間内に行使しなければならない。

(2)第1項の期間は、注文者が瑕疵の存在を知り、又は知るべきであった時から起算する。

第662条(担保責任を負わない旨の特約)

第655条(仕事の追完請求)から第659条(注文者の損害賠償請求権)までに規定する責任を免除又は制限する旨の特約をしたときでも、請負人は、知りながら告げなかった事実については、責任を免れ又は制限することができない。

第663条(仕事未完了の間の注文者の解除権)

請負人が仕事を完成するまでは、注文者はいつでも損害を賠償して、契約を解除することができる。

第9章 雇用

第664条(雇用契約)

(1)雇用契約は、当事者の一方が相手方に対し労務に服することを約束し、相手方がこれに賃金を与えることを約束することにより、成立する。

(2)労務に服することを約束した当事者を労働者といい、その相手方を使用者という。

第665条(労働条件の明示)

(1)使用者は、雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(2)第1項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合には、労働者は、即時に雇用契約を解除することができる。

第666条(安全配慮義務)

使用者は、労働者が労務を提供すべき場所、施設、器具等の設置管理に当たり、労働者の身体、健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負う。

第667条(雇用契約の一身専属性)

- (1)使用者は労働者の承諾がなければ、その権利を第三者に譲渡することができない。
- (2)労働者は、使用者の承諾がなければ、自己に代わって第三者を労務に服させることができない。
- (3)当事者の一方が第1項又は第2項の規定に違反したときは、雇用契約を解除することができる。

第668条(労働法の適用)

雇用契約に関しては、この法律に定めるもののほか、労働法の定めるところによる。

第10章 寄託

第1節 寄託に関する総則

第669条(寄託の定義)

- (1)寄託とは、一方の当事者である受寄者が、相手方である寄託者から受け取った物を一定期間保管し、その保管期間の終了後は同一物を寄託者に返還することを約束する契約をいう。
- (2)特約がない限り、寄託者は受寄者に報酬を支払う義務を負わない。ただし、受寄者が自己の営業として寄託契約を締結した場合または法律に定めがある場合には、報酬について特約をしなかったときでも、受寄者は相当な報酬を寄託者に請求することができる。

第670条(寄託契約の要物性)

- (1)寄託契約は、受寄者が合意に基づいて寄託の目的物を受け取ることによって成立する。
- (2)受寄者がすでに寄託の目的物を占有している場合には、寄託契約は寄託関係を成立させる旨の合意によって成立する。第三者が占有する物については、指図による占有移転があった時に寄託契約が成立する。

第671条(諾成的寄託契約の効力)

当事者が寄託関係を将来成立させる旨の合意をしたにすぎない場合は、各当事者は、寄託の目的物が引き渡されるまでは、いつでもこの合意を撤回することができる。但し、有償の寄託契約を成立させる約束がなされた場合には、受寄者となるべき当事者は、その約束に反して寄託物の受領を拒否したことによって相手方に損害を与えたときは、受領拒否について相当の理由がない限り、相手方にその損害を賠償する義務を負う。

第672条(所有者でない者がした寄託契約)

寄託者が寄託物の所有権を有しないときでも、寄託契約は有効に成立する。この場合に、所有者から受寄者に対して返還請求の訴えが提起されても、受寄者は寄託者に寄託物を返還することができる。ただし、所有者の返還の訴えが認められたときは、この限りではない。

第673条(受寄者の義務)

- (1)受寄者は、善良な管理者としての注意義務を尽くして寄託物を保管する義務を負う。
- (2)受寄者は、寄託者の承諾がない限り、受寄物を使用することができない。

第674条(受寄者の責任)

- (1)受寄者は、寄託物を滅失または毀損した場合には、その損害を賠償しなければならない。但し、その滅失または毀損につき過失がないことを受寄者が証明したときは、この限りでない。
- (2)受寄者の求めに応じて寄託がなされた場合には、受寄者は不可抗力を証明しなければ、寄託物についての滅失または毀損についての責任を免れない。
- (3)ホテル、宿泊所、飲食店、浴場その他客が集まる施設において、これらの施設の所有者がその客から物の寄託

を受けたときは、受寄者は不可抗力を証明しなければ、寄託物についての滅失または毀損についての責任を免れない。

第675条(無償受寄者の減責)

無償の寄託においては、裁判所は、両当事者の資産状況、その他諸般の事情を考慮して、受寄者の損害賠償責任を減ずることができる。

第676条(高価品の不申告の場合の責任軽減)

寄託者が金銭、有価証券その他の高価品を寄託した場合において、その種類および価格を受寄者に知らせなかったときは、裁判所は受寄者の損害賠償責任を減ずることができる。

第677条(自己保管義務)

- (1)受寄者は、寄託者の承諾がない限り、受寄物を第三者に保管させることができない。
- (2)受寄者が第三者に受寄物を保管させることができる場合には、受寄者は、保管を委ねた再受寄者の選任および監督について責任を負う。

第678条(再寄託)

- (1)受寄者と再受寄者の関係については、本第10章(寄託)の規定を適用する。
- (2)再受寄者は、寄託者に対して受寄者と同一の権利義務を負う。
- (3)再受寄者は、寄託物を寄託者に返還した場合には、受寄者に対する返還義務を免れる。

第679条(受寄者の通知義務)

寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、または寄託物を差し押さえたときは、受寄者は遅滞なくその事実を寄託者に通知する義務を負う。

第680条(寄託者からの返還請求)

当事者が寄託物返還の時期を定めたときであっても、寄託者は何時でもその返還を請求することができる。

第681条(受寄者からの返還)

- (1)当事者が寄託物を返還する時期を定めなかったときは、受寄者は何時でもその返還をすることができる。
- (2)返還時期の定めがあるときは、受寄者はやむを得ない事由がない限り、期限前に返還することができない。

第682条(返還義務の内容)

- (1)受寄者は、寄託に際して受領したものと同一の物を返還する義務を負う。
- (2)受寄者が寄託物の滅失または毀損について責任を負わない場合において、受寄者が滅失または毀損した寄託物の代わりに受け取った保険金その他のものがあるときは、この代位物を寄託者に返還する義務がある。

第683条(果実等の扱い)

受寄者は、寄託物から生じた果実または収入を受け取った場合には、寄託者に引き渡さなければならない。

第684条(金銭の寄託)

- (1)受寄者が金銭の寄託を受けたときは、契約で定めた方法で保管しなければならない。この場合において、特約がない限り、受寄者は利息を支払う義務を負わない。
- (2)金銭を銀行預金として保管することができる場合には、その利息については第683条(果実等の扱い)の規定を適用する。

第685条(寄託物返還の費用)

無償の寄託においては、寄託物の返還に要する費用は寄託者が負担する。但し、受寄者が寄託場所を変更した場合には、それによって増加した返還費用は受寄者が負担する。

第686条(寄託者の費用償還義務)

- (1)寄託者は、寄託物の保管に要する費用を支払うことを要する。
- (2)受寄者は、自己に過失なくして寄託物から被った損害の賠償を寄託者に請求することができる。

第687条(返還の場所)

寄託物の返還は、契約でその指定がないときは、寄託物の保管をなすべき場所においてすることを要する。但し、受寄者が正当の事由によってその物の保管場所を変更したときは、現在の場所で返還することができる。

第688条(受寄者の留置権)

受寄者は、寄託者が第686条(寄託者の費用償還義務)第1項および第2項が規定する費用および損害賠償を支払うまで、寄託物を留置することができる。

第2節 混蔵寄託

第689条(混蔵寄託)

受寄者が、複数の寄託者から同一種類の物の寄託を受け、契約によりその受寄物を分別することなく混蔵して保管することができるときは、各寄託者は、混蔵保管された全体物に対して、自己の寄託物の数量的な割合に応じた権利を有する。

第3節 消費寄託

第690条(消費寄託)

寄託契約において、受寄者が寄託物を消費することができることを合意した場合には、受寄者は寄託物と同種同量の物を返還する義務を負う。

第691条(消費貸借に関する規定の準用)

第690条(消費寄託)の消費寄託については、消費貸借に関する規定を準用する。但し、この場合に契約に返還時期を定めなかったときは、寄託者はいつでも返還を請求することができる。

第4節 係争物寄託

第692条(係争物寄託の定義)

係争物寄託とは、複数の者が物の占有権又は所有権を争っている場合に、争っている複数者が、その係争の目的物を、その権利者が確定するまで第三者に寄託する契約をいう。

第693条(係争物寄託の当事者)

- (1)他人が占有する物について、複数の者が自己の権利を主張する場合には、争っている複数者は、その占有者の承諾を得て、係争物を第三者に保管させる契約を締結することができる。この場合に、係争物寄託契約は、係争物の占有者がこれを第三者に引き渡した時に効力を生じる。
- (2)第1項の場合において、争っている複数者は、占有者を係争物受寄者とする寄託契約を締結することもできる。

第694条(有効要件)

係争物の寄託は、権利を主張する者の全員が同意しなければ有効でない。

第695条(有償原則)

係争物寄託においては、寄託者は受寄者に報酬を支払う義務を負う。当事者が報酬の額について取り決めなかった場合には、受寄者は相当な額を寄託者に報酬として請求することができる。

第696条(係争物の返還)

係争物の受寄者は、争いの終了後、権利が認められた者に対して係争物を返還する義務を負う。

第697条(係争物寄託契約の解除)

係争物の受寄者は、寄託者の全員が同意する場合でなければ、紛争解決前に係争物を寄託者に返還することができない。

第698条(裁判所の命令による係争物寄託)

裁判所において物の占有権又は所有権が争われている場合には、裁判所は、当事者間の合意がないときであっても、第三者に係争物を保管させることができる。

第11章 組合

第699条(組合の定義)

組合契約とは、各当事者がそれぞれ出資をして共同の事業を営むため、法人格を備えない団体を設立する契約のことをいう。

第700条(組合の設立)

- (1) 組合は、各当事者がそれぞれ出資して共同の事業を営むことを約束することによって設立された団体のことをいう。
- (2) 組合契約の各当事者がなすべき出資は、財産権の他に、労務をもってその目的とすることができる。
- (3) 金銭をもって出資の目的とした当事者がその支払いを遅滞した場合には、組合に対して遅延利息の外に遅滞によって生じた損害についても支払わなければならない。
- (4) 設立の合意をした各当事者のいずれかにおいて、設立の行為が第4編第2章第2節(意思表示の瑕疵および契約の有効性)の規定により無効であった場合または取り消された場合には、その他の当事者によって組合が設立されたものとする。ただし、その当事者が欠けることによって、組合の目的を達成することが不可能な場合には、組合は設立されなかったことにする。

第701条(組合財産の共有)

- (1) 各組合員の出資その他の組合財産は、すべての組合員の共有に属す。
- (2) 組合員は、組合の清算前に組合財産の分割を求めることはできない。ただし、すべての組合員が合意する場合には、清算前であっても分割を求めることができる。
- (3) 第2項但し書きの規定する分割は、その分割前に組合と取引をした第三者に対抗することができない。
- (4) 組合員は、組合財産についてその持分を処分することはできない。

第702条(業務執行の方法)

- (1) 組合契約において業務の執行を委任する組合員または第三者が定められていない場合、各組合員が組合の業務を執行する権限を有する。ただし、組合の業務執行は組合員の過半数によって決定する。
- (2) 組合契約において業務の執行を委任する組合員または第三者が複数あるとされるときは、その過半数によって組合の業務執行を決定する。
- (3) 組合の通常の業務は、第1項および第2項の規定にかかわらず、各組合員または各業務執行者は単独で行うことができる。ただし、それが終了する前に他の組合員または業務執行者が異議を述べたときはその限りでない。

第703条(委任の規定の準用)

組合の業務を執行する組合員には、第640条(受任者の注意義務)ないし第646条(受任者の費用等償還請求権等)の規定を準用する。

第704条(業務執行組合員の辞任・解任)

- (1)業務執行組合員は、正当な理由がなければ辞任することはできない。また、解任することもできない。
- (2)正当な理由によって業務執行組合員を解任するためには、他の組合員の過半数の賛成がなければならない。

第705条(業務・財産状況検査権)

各組合員は、組合の業務を執行する権限を有しないときであっても、その業務および組合財産の状況を検査することができる。

第706条(利益配当請求権、損益分配の割合)

- (1)組合員は、定期的に損益計算をなし、利益がある場合には、利益分配を請求することができる。
- (2)組合員が損益分配の割合を定めていないときには、その割合は各組合員の出資の価額に応じて定める。
- (3)利益または損失のいずれかについてのみ分配の割合を定めているときには、その割合は利益および損失に共通のものとして推定する。

第707条(債権者に対する組合員の損失分担割合)

- (1)組合の事業によって生じた債務は、組合員の連帯債務とする。ただし、その債務は、まず、組合財産から弁済されなければならない。組合財産によってすべてが弁済できない場合に、各組合員の固有財産から弁済される。
- (2)各組合員の負担部分は、特約のない場合には、出資の割合による。

第708条(組合債務の相殺禁止)

組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することはできない。

第709条(任意脱退)

- (1)組合契約において組合の存続期間を定めていないとき、または、ある組合員の終身間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は何時でも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合にとって不利な時期に脱退することはできない。
- (2)組合の存続期間を定めたときであっても、各組合員はやむを得ない事由がある場合には、脱退することができる。
- (3)脱退は、他の組合員全員に対する意思表示によってなすことができる。

第710条(非任意脱退)

第709条(任意脱退)に掲げた場合の外、組合員は、以下の各号の事由によって脱退する。

- 1 死亡
- 2 破産
- 3 一般後見開始の宣告を受けたこと
- 4 除名

第711条(除名)

組合員の除名は、正当の事由がある場合に限り、他の組合員全員の一致をもって行うことができる。ただし、除名した組合員に対する除名の通知をしない限り、当該組合員に対抗することはできない。

第712条(脱退組合員への持分の払戻)

- (1)脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の当時における組合財産の状況に従って行うことを要する。

- (2)脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭によって払い戻すことができる。
- (3)脱退の当時において、未了の事項については、その結了後に計算をすることができる。
- (4)除名した組合員への持分払戻に関しては、除名通知の時点から払戻がなされるまでの期間について、法定利率による利息を付さなければならない。

第713条(組合の解散)

- (1)組合は、以下の各号の場合に解散する。
 - 1 組合の目的である事業の終了またはその不能
 - 2 組合員全員の合意がある場合
 - 3 組合員が一人となった場合
 - 4 組合契約において定められる組合の存続期間が満了した場合
- (2)やむを得ない事由がある場合には、各組合員は、組合の解散を請求することができる。
- (3)第2項の請求は、他の組合員全員に対する意思表示によってなさなければならない。

第714条(解散の非遡及)

組合の解散の効力は遡及しない。

第715条(清算人)

- (1)組合が解散したときは、清算は、すべての組合員の共同によって、または、組合員が選任した清算人によって行う。
- (2)第1項の清算人の選任は、組合契約において別段の定めがない場合、組合員の過半数によって決する。

第716条(清算人の業務執行)

清算人が複数いる場合には、第702条(業務執行の方法)の規定を準用する。

第717条(清算人の辞任・解任)

組合員全員の合意で、組合員の中から清算人を選んだ場合には、第704条(業務執行組合員の辞任・解任)の規定を準用する。

第718条(清算人の職務権限、残余財産の分配方法)

- (1)清算人の職務および権限については、第71条(清算人の職務・権限)の規定を準用する。
- (2)残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分配する。

第12章 終身定期金

第719条(終身定期金契約の定義)

- (1)終身定期金契約とは、定期金債務者たる当事者の一方が自己、相手方または第三者の死亡に至るまで、定期に金銭を定期金債権者たる相手方または第三者に給付する義務を負うことを約束し、相手方がこれに対する対価としての元本を給付する義務を負担することを約束する契約をいう。
- (2)終身定期金契約は書面によらなければその効力を有しない。
- (3)定期金債権者は、その定期金債権のために、相手方に給付した元本のうちの動産および不動産のうえに先取特権を取得する。定期金債権者の取得する先取特権は、目的物の種類に応じて、それぞれ第797条(動産売買の先取特権)または第802条(不動産売買の先取特権)の先取特権とみなす。

第720条(終身定期金の計算)

終身定期金は日割りによって計算する。

第721条(定期金債務の不履行)

(1)定期金債務者が定期金の給付を怠り又はその他の義務を履行しない場合、相手方は終身定期金契約を解除し、給付した元本を原状に回復することを請求できる。ただし、この場合、相手方は、解除するまでに受けた定期金の総額から解除までの元本の利息を控除した額を定期金債務者に返還しなければならない。

(2)第1項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第722条(定期金債務者の責めに帰すべき事由による死亡)

定期金契約の終期の基準となる者の死亡が定期金債務者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、裁判所は、定期金債権者又はその相続人の請求によって相当の期間債権が存続することを宣告することができる。

第723条(遺贈による終身定期金)

本第12章(終身定期金)の規定は終身定期金を負担とする遺贈に準用する。

第13章 和解

第724条(定義)

和解とは、当事者が互いに譲歩してその間に存する争いを終了することを約する契約をいう。

第725条(和解の目的物)

(1)和解をするためには、和解に含まれる目的物を処分する権限を有しなければならない。

(2)強行法規又は公序良俗に反して無効な法律関係を有効なものとするための和解は、無効である。

第726条(違約金条項)

和解契約には、それを履行しない者に対する違約金の約定を加えることができる。

第727条(和解の効果)

当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者が従来その権利を有しないことの確証又は相手方がこれを有していたことの確証が発見されたときは、その権利は、和解によりその当事者に移転し、又は相手方の権利が消滅したものとする。

第728条(争いの目的である権利等に関する錯誤)

当事者の一方が権利の帰属や目的物の価額の算定の基礎となる事実を錯誤して和解した場合であっても、当事者が当該権利の帰属又は事実の存否、評価等につき互いに譲歩して和解したときは、当該権利の帰属又は事実の存否、評価等に関する錯誤を理由に和解を取り消すことができない。

第14章 事務管理

第729条(事務管理者の管理義務)

(1)権限がないにもかかわらず、他人のために事務の管理を開始することを事務管理といい、事務管理を行う者を事務管理者という。

(2)事務管理者は、善良な管理者としての注意を尽くして、その事務の性質に従って、本人の利益にもっとも適した方法によってその管理をしなければならない。

(3)事務管理者が本人の意思を知ったとき、または、その意思を知ることができたであろうときは、その意思に従って管理をしなければならない。

第730条(緊急事務管理)

事務管理者が本人の身体、名誉または財産に対する急迫の危害を回避するためにその事務管理を行ったときは、悪意または重大な過失がないかぎり、それによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

第731条(事務管理者の通知義務)

事務管理者は本人に事務管理を開始したことを遅滞なく通知しなければならない。ただし、本人がすでにそのことを知っている場合には、通知をする必要はない。

第732条(事務管理者の管理継続義務)

事務管理者は、本人、その相続人または法定代理人が管理をすることができるようになるまで、その管理を継続しなければならない。ただし、管理を継続することが本人の意思に反し、または、本人に不利であることが明らかとなるときは、管理を終了しなければならない。

第733条(委任規定の準用)

事務管理には、第641条(受任者の報告義務)ないし第643条(金銭を消費した受任者の損害賠償義務)の規定が準用される。

第734条(事務管理者の費用償還請求権)

- (1)事務管理者が本人のために必要費または有益費を支出したときは、本人に対してその償還を請求できる。
- (2)事務管理者が本人のために有益な債務を負担したときは、第646条(受任者の費用等償還請求権等)第2項の規定を準用する。
- (3)事務管理者が本人の意思に反して管理を行ったときは、本人が現実利益を受けた限度で第1項および第2項の規定を適用する。

第735条(事務管理者の報酬請求権)

事務管理者は、その管理事務が管理者の職業または営業に含まれる場合には、本人が事務管理のなされていることを知った後になお継続される事務に関して、当該管理事務に対して通常支払われる報酬を請求することができる。

第15章 不当利得

第736条(不当利得の要件・効果)

- (1)法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産又は労務によって利益を受け、それによってその他人に損失を生じさせた者は、その利益の存在する限度において、利益を返還すべき義務を負う。
- (2)契約に基づいて他人から給付を受けた場合において、その契約が効力をもたないものであったり、効力を失ったとき、第1項と同様に、その給付を受けた者は、その給付によって得た利益を給付した他人に返還すべき義務を負う。

第737条(悪意の受益者の返還義務)

- (1)第736条(不当利得の要件・効果)において利益を受けた者が、法律上の原因がないこともしくは契約の効力が効力をもたないことを知った場合、利益を受けた者は知ったときの存する利益およびその利息を返還する義務を負う。
- (2)契約の効力が失われることについて利益を受けた者に故意または過失がある場合、第1項と同様に、利益を受けた者は、その利益に利息を付して返還する義務を負う。
- (3)第1項及び第2項において、損失が生じた者が損害を被った場合には、利益を受けた者は、その損害を賠償する責任を負う。

第738条(非債弁済)

債務がないにもかかわらず、債務の弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができる。ただし、弁済の当時、債務がないことを知っていた場合には、弁済をした者は、弁済としてなした給付の返還を請求することができない。

第739条(期限前の弁済)

弁済期がまだ到来していない債務について、債務者が弁済として給付をした場合、債務者は弁済としてなした給付の返還を請求することはできない。ただし、債務者が弁済期が未到来であることを知らずに弁済していた場合には、債権者は期限前に弁済を受けたことによって得た利益を返還する義務を負う。

第740条(他人の債務の弁済)

(1)債務者でない者が他人の債務を自己の債務と誤信して弁済として給付をした場合、弁済としての給付をした者は、その給付の返還を請求することができる。ただし、債権者が弁済として給付をした者の誤信による給付であることを知らず、有効な弁済がなされたものと信じて、債権の存在を証明する書面を廃棄し、または、担保を放棄した場合には、弁済として給付をした者は、その給付の返還を請求することはできない。

(2)第1項の規定は、弁済として給付をした者から債務者に対して求償権を行使することを妨げるものではない。

第741条(不法原因給付)

本第15章(不当利得)において、損失を生じた者が利益を受けた者に対して利得の返還を請求することが公の秩序もしくは善良な風俗または公序に関する法律に反する場合には、その返還請求は認められない。

第16章 不法行為

第742条(故意及び過失の定義)

本第16章(不法行為)において、故意又は過失による行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 1 結果の発生を予見しながら、結果発生を認容して侵害行為を行うこと。
- 2 行為者と同等の職業又は経験のある者ならば通常結果発生を予見できたにもかかわらず注意を怠ったために結果発生を予見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと。

第743条(一般的不法行為の要件及び立証責任)

(1)故意又は過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した者は、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(2)第1項は、作為すべき義務があるにもかかわらず行為を行わなかったために損害が生じた場合にも準用する。

(3)加害者の故意又は過失、加害者の行為と損害発生との間の因果関係及び被害者に生じた損害については、この法律その他の法律に特段の定めがない限り、損害賠償を請求する者が立証しなければならない。

第744条(非財産的損害の賠償)

第743条(一般的不法行為の要件及び立証責任)の責任を負う者は、財産以外の損害についても賠償しなければならない。

第745条(責任無能力)

(1)満14歳未満の者は、不法行為責任を負わない。

(2)精神上の障害又はその他の事由により加害行為時に自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にあった者は、不法行為責任を負わない。ただし、故意又は過失によってその状態を招いたときは、この限りでない。

第746条(監督義務者責任)

(1)14歳未満の未成年者又は精神上の障害により自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にある者を監督すべき法定の義務を負う者は、当該被監督者の加害行為から生じた他人の損害を賠償すべき義務を負う。

(2)14歳以上の未成年者を監督すべき法定の義務を負う者は、未成年者の不法行為によって生じた他人の損害につき、未成年者と連帯して責任を負う。

(3)第2項で損害賠償責任を負う監督義務者は、日常的に監督義務を果たしていたことを立証して自己の損害賠償責任を免れることができる。

第747条(使用者責任)

- (1)事業の執行のために被用者を使用する者は、被用者が事業の執行につき故意又は過失によって違法に他人に加えた損害を賠償すべき責任を負う。
- (2)使用者に代わって被用者を監督すべき立場に有る者は、使用者と同様の責任を負う。ただし、適切に監督していた場合はこの限りではない。
- (3)使用者又は代理監督者は、被用者に対して、その過失の程度に応じて、求償をすることができる。

第748条(法人の不法行為)

- (1)法人は、理事その他の法人の代表者が職務の執行につき故意又は過失によって、違法に他人に加えた損害を賠償する責任を負う。
- (2)法人は、第1項の損害賠償を行ったときは、加害行為を行った代表者に対して求償することができる。

第749条(公務員の不法行為)

- (1)国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う。
- (2)第1項の場合において、公務員の結果を回避すべき義務の違反の程度が重大であるときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償することができる。

第750条(動物占有者の責任)

動物を占有する者は、その占有する動物によって他人に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

第751条(製造物責任)

- (1)製造された動産に不当に危険な欠陥が存在し、それによって他人に損害が生じたときは、当該動産の製造業者は、その損害を賠償すべき責任を負う。ただし、当該欠陥が製造当時の科学水準をもってしても認識することが不可能な場合には、この限りでない。
- (2)欠陥ある部品又は素材を組み込んだ動産の製造業者も、製造業者として損害賠償責任を負う。
- (3)本条において、輸入された動産については、輸入業者を製造業者とみなす。
- (4)本条において、動産に製造業者又は販売者として自己の名称を表示する者は、製造業者とみなす。

第752条(危険物責任)

自動車その他の運送機器、爆発物、放射性物質、有害化学物質、有害微生物、その他高度の危険物を所有し又は管理する者は、その所有又は管理する危険物によって他人に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害が、不可抗力によって引き起こされた場合又は危険物の管理に瑕疵がなく、かつ、被害者若しくは第三者の行為によって引き起こされた場合はこの限りでない。

第753条(土地に接着した工作物についての責任)

- (1)土地に接着した工作物の設置又は管理に瑕疵があり、それによって他人に損害が生じたときは、土地に接着した工作物の管理者及び所有者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。ただし、管理者は、適正な管理をしていたことを証明した場合には、責任を免れる。
- (2)土地に接着した工作物の所有者と管理者の負担割合は、設置又は管理の瑕疵に対するそれぞれの寄与の程度に応じて定まる。

第754条(共同不法行為)

- (1)複数の者の行為が共同して損害が発生したときは、各加害者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。
- (2)第1項の場合、各加害者は、損害に対して自己が寄与した割合を証明したときには、その寄与の割合に応じて賠償すべき責任を負う。ただし、加害者の間に共謀その他緊密な共同関係が認められる場合には、この限りではない。
- (3)共同不法行為者の一人が自己の出捐をもって全部の損害を賠償したときは、他の共同不法行為者に対してその寄与の割合に応じて求償することができる。

第755条(正当防衛及び緊急避難の定義)

(1)正当防衛行為とは、不正な侵害行為に対して自己又は他人の身体若しくは財産を防衛するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、侵害行為と加害行為が時間的に近接し、かつ、防衛の手段と侵害行為の程度との間に均衡が存する場合をいう。

(2)緊急避難行為とは、現在又は急迫の危難に対して自己又は他人の身体若しくは財産を保護するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、保護の手段と危難の程度との間に均衡が存する場合をいう。

第756条(違法性阻却事由)

(1)被害者の同意又は危険の引受がある場合、加害者は免責される。ただし、その同意又は危険の引受が社会的に相当なものでないときは、この限りでない。

(2)正当防衛行為又は緊急避難行為によって生じた損害については、防衛行為又は避難行為を行った者は責任を負わない。この場合、それら行為の原因となった違法行為を行った者が責任を負う。

(3)社会的相当性のある行為による損害については、加害者は責任を負わない。

第757条(金銭賠償の原則とその例外)

(1)損害賠償は金銭によることを原則とする。

(2)金銭によっては適切な救済が得られない場合には、被害者は原状回復又は差し止めを求めることができる。

(3)名誉毀損については、損害賠償のほか、被害者は謝罪広告などの名誉回復措置を求めることができる。

第758条(損害額の算定)

(1)不法行為による財産的損害の算定に当たっては、統計その他の資料をできるだけ活用して、不法行為がなかったならばそうになっていたであろうと推測される財産状態と不法行為後の現実の財産状態との差額を評価する。

(2)不法行為による精神的損害の算定に当たっては、加害者の行為の故意又は過失の程度、被害の種類及び程度、加害行為後の加害者の行為などの諸事情を勘案して慰謝料額を評価する。

第759条(物の損壊による損害賠償請求)

不法行為によって物が損壊したときは、被害者は、損壊した物の価格又はその修理費などの賠償を請求することができる。

第760条(生命侵害による損害賠償請求)

(1)不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者は、死亡までに自己に生じた財産的損害と精神的損害について賠償請求権を取得することができる。本項における財産的損害は、加害行為後死亡までに被害者がすでに支出し又は支払義務を負った医療費その他の出費、加害行為後死亡までに被害者が得られなくなった収入などを含む。

(2)法律、慣習又は契約により現に扶養義務を負う者が不法行為により死亡したときは、被扶養者は、被害者の死亡によって自己に生じた財産的損害の賠償を請求することができる。本項における財産的損害は、被害者の死亡によって被扶養者が得られなくなった扶養料、被害者に代わって出捐した出費、葬儀費などを含む。

(3)不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者の配偶者及び1親等の親族その他同居の親族は、被害者の死亡によって自己に生じた精神的損害の賠償を請求することができる。

第761条(身体侵害による損害賠償請求)

不法行為によって身体が侵害されたときは、被害者は、自己に生じる財産的損害と精神的損害の賠償を請求することができる。本条における財産的損害は、すでに支出し又は将来支出が予想される医療費、療養中に得られなくなった収入、後遺症によって将来得られなくなる収入などを含む。本条における精神的損害は、療養中及び将来の精神的苦痛などを含む。

第762条(名誉毀損による精神的損害の賠償請求)

不法行為によって名誉が毀損されたときは、被害者は、社会的声価が低下したことに伴う精神的損害の賠償を請求することができる。

第763条(損益相殺)

被害者が不法行為によって利益をも得たときは、損害賠償額の算定に当たって、その利益の額を控除する。

第764条(過失相殺)

損害の発生又は拡大について、被害者の過失又は被害者の監督義務者の過失が寄与したときは、裁判所は、損害賠償額の算定において、その寄与の程度を考慮に入れることができる。

第765条(消滅時効)

不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が加害者に対して損害賠償請求ができることを知った時から3年、不法行為の時から10年を経過した場合には、時効によって消滅する。

第6編 債務担保

第1章 総則

第766条(物上保証人および第三取得者の定義)

- (1)他人の債務を担保するために、自己の財産の上に担保物権を設定する者を物上保証人という。
- (2)債務者が自己の債務を担保するために設定した担保物権の目的物の譲渡を受けた者を第三取得者という。

第767条(担保物権の種類)

- (1)担保物権は、民法または特別法の定めるものに限られ、そのほかに創設することができない。
- (2)民法に定める担保物権は、留置権、先取特権、質権、抵当権および譲渡担保権の5種類である。

第768条(担保物権の目的物)

担保物権は、譲渡することのできない物または権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない。

第769条(担保物権の附従性)

- (1)担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。
- (2)被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。
- (3)被担保債権が意思表示の瑕疵その他の事由により無効であった場合または取り消された場合には、担保物権も効力を生じない。
- (4)被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。
- (5)第1項、第2項、第3項および第4項の規定は、継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権について適用しない。

第770条(担保物権の随伴性)

- (1)担保物権の設定された債権が移転する場合には、別段の意思表示のない限り、担保物権も債権の譲受人に移転する。ただし、担保権者が担保権の目的物を占有することを必要とする場合には、債権の譲受人が目的物の占有を取得することを要する。
- (2)第1項の規定は、根抵当権によって担保される債権については、これを適用しない。

第771条(担保物権の不可分性)

担保権者が債権の全部の弁済を受けるまでは、目的となっている物または権利の全部について、担保物権の効力が及ぶ。

第772条(担保物権の追及力)

先取特権に関する第807条(第三取得者への追及力)および譲渡担保に関する第894条(設定者による目的物の処分)の場合を除き、担保物権の目的物が第三者に譲渡されたときは、担保権者は、その第三者に対して担保物権の効力を対抗することができる。ただし、担保権者が対抗要件を具備していることを要する。

第773条(担保物権の実行)

担保権者は、債権の弁済を受けないときは、法律の定める手続きに従って、担保物権を実行することができる。

第2章 留置権

第774条(留置権の意義)

(1)他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる。ただし、債権が未だ弁済期にないときは、留置権は生じない。
(2)第1項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、これを適用しない。

第775条(果実からの優先弁済受領権)

(1)留置権者は、留置物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる。
(2)第1項の果実は、まずこれを債権の利息に充当し、なお余剰があるときは、これを元本に充当しなければならない。

第776条(留置権者の留置物保管義務)

(1)留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。
(2)留置権者は、債務者の承諾のない限り、留置物を使用もしくは賃貸し、またはこれを担保に提供することはできない。ただし、留置権者は、留置物の保存に必要な限度において使用することができる。
(3)留置権者が第1項または第2項の規定に違反したときは、債務者は留置権の消滅を請求できる。

第777条(留置権者の費用償還請求権)

(1)留置権者が留置物について必要費を支出したときは、所有者に対してその償還を請求できる。
(2)留置権者が留置物について有益費を支出したときは、その価格の増加が現存する場合に限って、所有者の選択に従い、留置権者は、所有者に対してその費やした全額または現存する増価額の償還を請求できる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、これに相当の期限を許与することができる。

第778条(債権の消滅時効)

留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

第779条(担保の提供による留置権の消滅)

債務者は、相当の担保を提供して、留置権の消滅を請求することができる。

第780条(占有の喪失による留置権の消滅)

(1)留置権は、留置権者が留置物の占有を喪失した場合に消滅する。ただし、留置権者が第776条(留置権者の留置物保管義務)第2項の規定により、債務者の承諾を得て、留置物を賃貸または質入れした場合は、消滅しない。
(2)留置権者が留置物の占有を喪失した場合であっても、留置権者が第237条(占有物返還請求権)の規定によって留置物の占有を回復したときには、占有が継続していたものとみなす。

第3章 先取特権

第1節 総則

第781条(先取特権の定義)

- (1)先取特権を有する債権者は、その対象となっている財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる。
- (2)債権者が債務者の総財産の上に有する先取特権を一般先取特権という。
- (3)債権者が債務者の特定の財産の上に有する先取特権を特別先取特権という。この場合に、債権者が特定の動産の上に有する先取特権を動産先取特権といい、債権者が特定の不動産の上に有する先取特権を不動産先取特権という。

第782条(物上代位)

- (1)先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または毀損によって債務者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が債務者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない。
- (2)債務者が先取特権の目的物の上に設定した物権の対価についても第1項と同様である。

第2節 一般先取特権

第783条(一般先取特権の意義)

以下に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産の上に先取特権を有する。

- 1 共益の費用
- 2 労働者の債権
- 3 葬式の費用
- 4 日用品の供給

第784条(共益費用の先取特権)

- (1)共益費用の先取特権は、各債権者の共同利益のためになした財産の保存、清算または配当に関する費用について存在する。
- (2)第1項の費用のうち一部の債権者にのみ有益であるものについては、先取特権はその費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

第785条(労働者の債権の先取特権)

労働者の債権の先取特権は、労働者が労働契約に基づいて使用者から受け取るべきすべての債権について存在する。

第786条(葬式費用の先取特権)

- (1)葬式費用の先取特権は、死亡した債務者の身分に応じてなした葬式の費用について存在する。
- (2)第1項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族の身分に応じてなした葬式の費用についても存在する。

第787条(日用品供給の先取特権)

日用品供給の先取特権は、債務者またはその扶養すべき同居の親族および使用人の生活に必要な最後の6ヶ月間の飲食品その他の日用品の供給について存在する。

第3節 動産の先取特権

第788条(動産先取特権の意義)

以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定動産の上に先取特権を有する。

- 1 不動産の賃貸

- 2 旅客または荷物の運送
- 3 動産の保存
- 4 動産の売買
- 5 種苗または肥料の供給および動物の卵、仔またはその飼料の供給

第789条(不動産賃貸の先取特権)

不動産賃貸の先取特権は、その不動産の借賃その他賃貸借関係より生じた賃借人の債務について、賃借人の動産の上に存在する。

第790条(通常の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲)

(1)土地の賃貸人の先取特権は、賃借地またはその利用のためにする建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産および賃借人の占有にある土地の果実の上に存在する。

(2)建物の賃貸人の先取特権は賃借人がその建物に備え付けた動産の上に存在する。

第791条(賃借権の譲渡・転貸の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲)

賃借権の譲渡または転貸の場合においては、賃貸人の先取特権は譲受人または転借人の動産に及ぶ。譲渡人または転貸人の受け取る金額についても同様である。

第792条(不動産賃貸の先取特権の及ぶ範囲)

賃借人の財産の総清算の場合においては、賃貸人の先取特権は前期、当期および次期の借賃その他の債務および前期ならびに当期において生じた損害の賠償についてのみ存在する。

第793条(敷金のある場合における不動産賃貸の先取特権)

賃貸人が敷金を受け取っていた場合においては、その敷金をもって弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。

第794条(運送の先取特権)

運送の先取特権は旅客または荷物の運送賃およびこれに付随する費用について、運送人の占有する荷物の上に存在する。

第795条(善意取得)

善意取得に関する第193条(動産所有権の善意取得)の規定は、第789条(不動産賃貸の先取特権)ないし第794条(運送の先取特権)の先取特権に準用する。

第796条(動産保存の先取特権)

(1)動産保存の先取特権は、動産の保存費についてその動産の上に存在する。

(2)第1項の先取特権は、動産に関する権利を保存、追認または実行させるために要した費用についても存在する。

第797条(動産売買の先取特権)

動産売買の先取特権は、動産の代価およびその利息について、その動産の上に存在する。

第798条(種苗・肥料供給の先取特権および動物の卵・仔・飼料供給の先取特権)

(1)種苗・肥料供給の先取特権は、種苗または肥料の代価およびその利息について、その種苗または肥料を用いた後1年以内にこれを用いた土地より生じた果実の上に存在する。

(2)動物の卵・仔・飼料供給の先取特権は、飼養する動物の卵、仔およびその飼養に供した飼料の代価およびその利息について、その動物および飼料を用いた後1年以内にその動物より生じた果実の上に存在する。

(3)第2項の先取特権は、蚕種または蚕の飼養に供した桑葉の供給について、その蚕種または桑葉より生じた物の

上にも存在する。

第4節 不動産の先取特権

第799条(不動産の先取特権)

以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産の上に先取特権を有する。

- 1 不動産の保存
- 2 不動産の工事
- 3 不動産の売買

第800条(不動産保存の先取特権)

(1)不動産保存の先取特権は、不動産の保存費について、その不動産の上に存在する。

(2)第1項の先取特権は、不動産に関する権利を保存、追認または実行させるために要した費用についても存在する。

第801条(不動産工事の先取特権)

(1)不動産工事の先取特権は、工匠、技師および請負人が債務者の不動産に関してなした工事の費用について、その不動産の上に存在する。

(2)第1項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

第802条(不動産売買の先取特権)

不動産売買の先取特権は、不動産の代価およびその利息について、その不動産の上に存在する。

第5節 先取特権の順位

第803条(一般先取特権の順位)

(1)一般の先取特権が互いに競合する場合においては、その優先権の順位は、第783条(一般先取特権の意義)に掲げた順序に従う。

(2)一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合においては、特別の先取特権は一般の先取特権に優先する。ただし、共益費用の先取特権は、その利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する。

第804条(動産の先取特権の順位)

(1)同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合においては、その優先権の順位は以下の通りである。

第1順位 不動産賃貸および運送の先取特権

第2順位 動産保存の先取特権。ただし数人の保存者があるときは、後の保存者は前の保存者に優先する。

第3順位 動産売買の先取特権、種苗または肥料供給の先取特権および動物の卵、仔または飼料供給の先取特権

(2)第1順位の先取特権者は、債権取得の当時第2または第3の順位の先取特権者あることを知っていたときは、第2または第3順位のすべての先取特権者に劣後する。また、第1順位の先取特権者は、第1順位者のために物を保存した者があるときにも、その者に劣後する。

(3)果実に関しては、第1の順位は種苗または肥料の供給者に、第2の順位は土地の賃貸人に属する。

第805条(不動産の先取特権の順位)

(1)同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合においては、その優先権の順位は第799条(不動産の先取特権)に掲げた順序に従う。

(2)同一の不動産について、逐次の売買があったときは、売主相互間の優先権の順位は時の前後による。

第806条(同一順位の先取特権)

同一の目的物について、同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者はその債権額の割合に応じて弁済を受ける。

第6節 先取特権の効力

第807条(第三取得者への追及力)

先取特権者は、債務者がその動産を第三取得者に引き渡した後はその動産についてその先取特権を行うことができない。

第808条(動産質権との関係)

先取特権と動産質権と競合する場合には、動産質権者は第804条(動産の先取特権の順位)に掲げた第1順位の先取特権者と同じの権利を有する。

第809条(一般の先取特権の効力)

(1)一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産について弁済を受け、なお不足のある場合でなければ、不動産について弁済を受けることができない。

(2)不動産については、まず特別担保の目的となっていないものについて弁済を受けなければならない。

(3)一般の先取特権者が第1項および第2項の規定に従って配当加入することを怠ったときは、その配当加入によって受けたであろうものの限度においては、登記をした第三者に対してその先取特権を行うことができない。

(4)第1項、第2項および第3項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って特別担保の目的である不動産の代価を配当するときには、適用しない。

第810条(一般先取特権の第三者に対する効力)

一般の先取特権者は、不動産について登記をしていなくても、特別担保を有していない債権者に対して、先取特権を対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、先取特権を対抗できない。

第811条(不動産保存の先取特権の第三者に対する効力)

(1)不動産保存の先取特権は、保存行為完了の後ただちに登記をしなければ、先取特権を第三者に対抗することができない。

(2)保存によって生じた不動産の増加額は、配当加入の時に裁判所の選任した評価人にその評価をさせなければならない。

第812条(不動産工事の先取特権の第三者に対する効力)

(1)不動産工事の先取特権は、工事完了の後ただちに登記をしなければ、先取特権を第三者に対抗することができない。

(2)工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に裁判所の選任した評価人にその評価をさせなければならない。

第813条(不動産保存および工事の先取特権と抵当権との関係)

第811条(不動産保存の先取特権の第三者に対する効力)および第812条(不動産工事の先取特権の第三者に対する効力)の規定に従って登記した先取特権は、抵当権に優先してこれを行うことができる。

第814条(不動産売買の先取特権の第三者に対する効力)

不動産売買の先取特権は、売買契約と同時に未だ代価または利息の弁済がない旨を登記しなければ、先取特権を第三者に対抗することができない。

第815条(抵当権の規定の準用)

先取特権の効力については、本第3章(先取特権)に定めたもののほか、抵当権に関する第846条(抵当権の効力の及ぶ範囲)ないし第848条(果実に対する抵当権の効力)、第851条(抵当権の順位)、第852条(被担保債権の範囲)、第853条(抵当権不動産の強制売却)、第859条(転抵当)ないし第863条(抵当権の処分の順位)の規定を準用する。

第4章 質権

第1節 総則

第816条(質権の意義)

質権者は、その債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を占有し、かつその物について他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第817条(物上代位)

(1)質権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない。
(2)質権設定者が質権の目的物の上に設定した物権の対価についても第1項と同様である。

第818条(質権の成立と要物性)

(1)質権は、質権を設定した債務者または第三者が質権者にその目的物を引き渡すことによって成立する。
(2)第1項の引渡しには、第229条(占有の移転)第3項に定める簡易の引渡しを含む。

第819条(質権設定者による直接占有の禁止)

質権者は、質権設定者に質物の直接占有をさせることはできない。

第820条(被担保債権の範囲)

質権は、元本、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用および債務の不履行または質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし設定行為に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第821条(留置的効力)

質権者は、第820条(被担保債権の範囲)に掲げた債権の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この権利は、これをもって自己に対して優先権を有する債権者に対抗することができない。

第822条(果実からの優先弁済受領権)

(1)質権者は、質物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる。
(2)第1項の果実は、まずこれを債権の利息に充当し、なお余剰があるときは、これを元本に充当しなければならない。

第823条(質権者の質物保管義務)

(1)質権者は、善良な管理者の注意をもって、質物を占有しなければならない。
(2)質権者が第1項の規定に違反したときは、債務者は質権の消滅を請求できる。

第824条(質権者の費用償還請求権)

(1)質権者が質物について必要費を支出したときは、所有者に対してその償還を請求できる。
(2)質権者が質物について有益費を支出したときは、その価格の増加が現存する場合に限って、質権者は、その選択により、所有者に対してその費やした全額または増価額の償還を請求できる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、これに相当の期限を許与することができる。

第825条(債権の消滅時効)

質権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

第826条(転質)

- (1)質権者は、設定者の承諾を得て、自己の債務を担保するために、質物を転質することができる。
- (2)質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任を持って質物を転質とすることができる。この場合においては、転質をしなければ生じなかったであろう不可抗力による損失についても、その責任を負う。
- (3)質物の強制売却代価を配当するときは、転質権者は、質権者に配当されるべき額を限度として、債権の全額の弁済を得ることができる。ただし、その債権がまだ弁済期にない間は、弁済を受けられる額の供託を請求できるとどまる。

第827条(流質契約の禁止)

この法律または他の法律に別段の規定がない限り、質権設定者は、設定行為または債務の弁済期前の契約をもって、質権者に質物の所有権を取得させること、または法律に定められた方法によらないで質物を処分させることを合意することはできない。

第828条(物上保証人の求償権)

他人の債務を担保するために質権を設定した者がその債務を弁済し、または質権の実行によって質物の所有権を失ったときは、保証の規定に従って、債務者に対して求償権を有する。

第2節 動産質

第829条(質権の対抗要件)

動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。

第830条(占有を奪われた場合)

動産質権者が質物の占有を奪われたときは、占有物返還の訴えによってのみその質物を回復することができる。

第831条(質権者による質物の使用・収益)

- (1)質権者は、債務者の承諾のない限り、質物を使用もしくは賃貸することはできない。ただし、質権者は、質物の保存に必要な限度で使用することができる。
- (2)質権者が第1項の規定に違反したときは、債務者は質権の消滅を請求できる。

第832条(簡易な質権実行)

- (1)動産質権者がその債権の弁済を受けなかったときは、正当の理由がある場合に限って評価人の評価に従い、質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合においては、質権者は予め債務者にその請求を通知しなければならない。
- (2)第1項の場合において、評価人の評価額が弁済すべき債務の額を超えるときは、動産質権者は、その差額を質物の所有者に返還しなければならない。

第833条(動産質権の順位)

数個の債権を担保するために同一の動産について質権を設定したときは、その順位は設定の前後による。

第3節 不動産質

第834条(質権者の使用収益権)

- (1)不動産質権者は、質権の目的である不動産の用方に従ってその使用収益をすることができる。
- (2)期限の定めのない債権を担保するために質権が設定された土地について、質権者が耕作の用に供している場合において、債権が弁済によって消滅したときであっても、質権者がそれより前に播種または植栽した作物の収穫の時期が1年以内に到来するときは、質権者は、その収穫の時期まで、その土地を使用することができる。
- (3)期限の定めのある債権を担保するために設定された土地について、質権者が耕作の用に供している場合において、債権が期限前の弁済によって消滅したときであっても、質権者がそれより前に播種または植栽した作物の収穫の時期が1年以内に到来するときは、質権者は、その収穫の時期まで、その土地を使用することができる。ただし、その収穫時期が、期限前弁済後1年以内に到来する場合であっても、その収穫時期が定められた債務の弁済期よりも後に到来するときは、質権者は、弁済を受領した後、直ちに土地を返還しなければならない。

第835条(管理費用等の負担)

不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産の負担を負う。

第836条(債権の利息)

不動産質権者は、その債権の利息を請求することができない。

第837条(特約の効力)

第834条(質権者の使用収益権)、第835条(管理費用等の負担)および第836条(債権の利息)の規定は、質権の設定行為に別段の定めがあるときは、これを適用しない。

第838条(存続期間)

- (1)不動産質の存続期間は、5年を超えることができない。もし、これより長い期間をもって不動産質権を設定したときは、その期間は5年に短縮する。
- (2)不動産質の設定契約はこれを更新することができる。ただし、その期間は更新の時より5年を超えることができない。

第839条(抵当権の規定の準用)

不動産質には、本第3節(不動産質)の規定のほか、第5章(抵当権)の規定を準用する。

第4節 権利質

第840条(権利質の目的)

- (1)質権は財産権をもってその目的とすることができる。
- (2)第1項の質権には、本第4節(権利質)の規定のほか、第2節(動産質)および第3節(不動産質)の規定を準用する。

第841条(指名債権質の対抗要件)

- (1)指名債権をもって質権の目的としたときは、第三債務者に質権の設定を通知し、または第三債務者がこれを承諾するのなければ、第三債務者その他の第三者に対抗することができない。
- (2)第1項の通知または承諾は、確定日付のある証書によらなければ、第三債務者以外の第三者に対抗できない。

第842条(債権の取立による質権の実行)

- (1)質権者は、質権の目的である債権を取り立てることができる。
- (2)債権の目的が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対する部分に限って、これを取り立てることができる。
- (3)第2項の場合において、債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は第三債務者に

その弁済金額を供託させることができる。この場合においては、質権はその供託金の上に存在する。
(4)債権の目的物が金銭でないときは、質権者は弁済として受け取る物の上に質権を有する。

第5章 抵当権

第1節 抵当権の意義

第843条(抵当権の意義)

- (1)抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
(2)永借権および用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる。この場合に、本第5章(抵当権)の規定を準用する。
(3)特別法が不動産以外の財産を抵当権の目的とすることを認めている場合には、その法律が適用される。

第2節 抵当権の成立

第844条(抵当権の成立)

抵当権は、債権者と不動産を担保に提供する債務者または第三者との間の合意によって成立する。

第845条(抵当権の対抗)

抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登録されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない。

第3節 抵当権の効力

第846条(抵当権の効力の及ぶ範囲)

- (1)抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ。
(2)抵当権設定契約の当事者は、抵当権設定契約において、第1項と異なる別段の定めをすることができない。

第847条(第三者所有建物に対する土地抵当権の効力)

第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当権はその建物に及ばない。

第848条(果実に対する抵当権の効力)

第846条(抵当権の効力の及ぶ範囲)の規定は、果実には適用しない。ただし、抵当不動産の差押えがあった後はこの限りでない。

第849条(物上代位)

- (1)抵当権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって、設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後は、これを行うことができない。
(2)抵当権は、抵当不動産の差押えがあった後に生ずる果実に対してもこれを行うことができる。

第850条(物上保証人の求償権)

他人の債務を担保するために抵当権を設定した者がその債務を弁済し、または抵当権の実行によって抵当不動産の所有権を失ったときは、保証に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

第851条(抵当権の順位)

数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による。

第852条(被担保債権の範囲)

(1) 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、抵当権を行うことができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時から、抵当権を行うことができる。

(2) 第1項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の2年分についても、これを適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して2年分を超えることができない。

第4節 抵当権の実行

第853条(抵当権不動産の強制売却)

抵当権者は、債務が履行されないときに、裁判所に抵当不動産の強制売却を申し立てることができる。

第854条(第三者所有の建物の競売)

(1) 抵当権設定後に設定者または第三者が抵当地上に建築した建物について、設定者がその建物を所有しているときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。ただし、土地と建物とを合わせた価額が、建物の存在しない土地の価額よりも低いときは、抵当権者は、強制売却に先立って、設定者に対して、建物を除去すべき旨を請求することができる。

(2) 第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて抵当地上に建物を所有する場合において、永借権、用益権または賃借権を抵当権者に対抗できないときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。

第855条(第三取得者による買受申出)

抵当不動産の第三取得者は強制売却による買受人になることができる。

第856条(第三取得者の費用償還請求権)

第三取得者が抵当不動産につき必要費または有益費を出したときは、不動産の強制売却代価から抵当権者に優先して償還を受けることができる。

第857条(共同抵当の場合における同時配当および異時配当)

(1) 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産の上に抵当権を有する場合において、同時にその強制売却代価を配当するときは、その各不動産の価額に準じて債権の負担を分担する。

(2) ある不動産の強制売却代価のみを配当するときは、抵当権者は、その強制売却代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、第1項の規定に従い、上の抵当権者が他の不動産につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

第858条(共同抵当一代位の登記)

第857条(共同抵当の場合における同時配当および異時配当)第2項の規定に従い、代位によって抵当権を行う者は、その抵当権の登記に代位を付記しなければならない。

第5節 抵当権の処分

第859条(転抵当)

(1) 抵当権者は、抵当権を自己または第三者の債務の担保とすることができる。これを転抵当という。

(2) 抵当不動産の強制売却代価を配当するときは、転抵当権者は、抵当権者に配当されるべき額を限度として、債権の全額の弁済を得ることができる。ただし、その債権が未だ弁済期にない間は、弁済を受けられる額の供託を請求

できるとどまる。

第860条(抵当権の譲渡または放棄)

- (1) 抵当権者は、同一の債務者に対する他の債権者の利益のために、その抵当権を譲渡または放棄することができる。
- (2) 抵当権の譲渡を受けた者は、自己の債権の担保として、譲り受けた抵当権を行うことができる。この場合に、第859条(転抵当)第2項の規定を準用する。
- (3) 抵当権を放棄した者は、その放棄を受けた者に対して、抵当権の効力を主張することができない。

第861条(抵当権の順位の譲渡または放棄および変更)

- (1) 抵当権者は、債務者に対する他の抵当債権者の利益のために、その抵当権の順位を譲渡または放棄することができる。また、抵当権者は、他の抵当権者との合意によって抵当権の順位を変更することができる。ただし、その変更について利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない。
- (2) 抵当権の順位を譲渡を受けた抵当権者は、順位を譲渡した抵当権者に優先して、各抵当権者に配当されるべき額の合計額を限度として、抵当不動産の競売代価につき債権の全額の弁済を得ることができる。
- (3) 抵当権の順位を放棄を受けた抵当権者は、順位を放棄した抵当権者との間において、各抵当権者に配当されるべき額の合計額の範囲内で、平等に弁済を受けることができる。
- (4) 抵当権の順位の変更合意した抵当権者は、その合意に従って抵当権を行うことができる。

第862条(抵当権の処分の効力)

- (1) 第859条(転抵当)、第860条(抵当権の譲渡または放棄)および第861条(抵当権の順位の譲渡または放棄および変更)に定める抵当権の処分は、公正証書によって行い、その付記登記をしなければ効力を生じない。
- (2) 抵当権の処分は、主たる債務者に通知し、またはその債務者が承諾しなければ、これをもってその債務者、保証人、抵当権設定者およびその承継人に対抗できない。
- (3) 主たる債務者が第2項の通知を受けまたは承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾がないのになされた弁済は、これをもってその受益者に対抗することができない。

第863条(抵当権の処分の順位)

第859条(転抵当)、第860条(抵当権の譲渡または放棄)および第861条(抵当権の順位の譲渡または放棄および変更)の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受けた者の権利の順位は抵当権の登記に付記した前後による。

第6節 抵当権の消滅

第1款 請求による消滅

第864条(代価弁済)

抵当不動産について所有権、永借権または用益権を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じて、その代価を抵当権者に弁済したときは、抵当権はその第三者のために消滅する。

第2款 時効による消滅

第865条(抵当権の消滅時効)

抵当権は、債務者および抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ時効によって消滅しない。

第866条(抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

債務者または抵当権設定者でない者が抵当不動産につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は消滅する。ただし、抵当不動産の第三取得者が取得した時に、抵当権の設定されていることを知っていたときは、この限りでない。

第7節 根抵当権

第867条(根抵当権の定義)

(1) 抵当権は、債権者と債務者との間において、一定の種類の継続的な取引から生ずる不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。この抵当権を根抵当権という。

(2) 根抵当権によって担保される不特定の債権の範囲は、根抵当権設定契約において定められなければならない。

第868条(被担保債権の範囲)

根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度としてその抵当権を行うことができる。

第869条(被担保債権の範囲の変更)

(1) 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、元本が確定するまでの間において、根抵当権によって担保される債権の範囲を変更することができる。

(2) 第1項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

(3) 第1項の変更は、元本の確定前に登記をしなければならない。

第870条(極度額の変更)

(1) 根抵当権設定契約の当事者は、合意によって、根抵当権の極度額を変更することができる。

(2) 第1項の変更をするには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

(3) 第1項の変更は、登記しなければ、第2項の規定により承諾した者以外の第三者に対抗できない。

第871条(元本の確定期日)

(1) 根抵当権によって担保される元本については、確定すべき期日を定めることができる。また、定められた期日を変更することもできる。

(2) 第869条(被担保債権の範囲の変更)第2項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

(3) 第1項の期日は、これを定めた日または変更した日から5年以内でなければならない。

(4) 第1項の期日の変更は、その期日より前に登記をしなければならない。

第872条(被担保債権の譲渡または債務引受)

(1) 元本の確定前に、根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行うことができない。元本の確定前に債務者のためにまたは債務者に代わって弁済をした者も、弁済代位によって根抵当権を行うことはできない。

(2) 元本の確定前に債務の引受があったときは、根抵当権者は引受人の債務について根抵当権を行うことができない。

第873条(根抵当権者または債務者の相続)

(1) 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始時に存在する債権を担保する。また、相続人と根抵当権設定者との間の合意によって定められた相続人が相続開始後に取得する債権を担保する。

(2) 元本の確定前に債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始時に存在する債務を担保する。また、根抵当権者と根抵当権設定者との間の合意によって定められた相続人が相続開始後に負担する債務を担保する。

(3) 第869条(被担保債権の範囲の変更)第2項の規定は、第1項および第2項の合意をする場合にこれを準用する。

(4) 第1項および第2項の合意について、相続の開始後6ヶ月内に登記しないときは、担保すべき元本は相続開始時において確定したものとみなす。

第874条(根抵当権者または債務者の合併)

- (1)元本の確定前に法人である根抵当権者について合併があったときは、根抵当権は、合併の時に存在する債権のほか、合併後に存続する法人または合併により設立される法人が合併後に取得する債権を担保する。
- (2)元本の確定前に法人である債務者について合併があったときは、根抵当権は、合併時に存在する債務のほか、合併後に存続する法人または合併により設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。
- (3)第1項および第2項の場合において、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第2項の場合において、その債務者が根抵当権設定者であるときはこの限りでない。
- (4)第3項の請求があったときは、担保すべき元本は合併の時ににおいて確定したものとみなす。
- (5)第3項の請求は、根抵当権設定者が合併のあったことを知った日から2週間を経過したときは、これを行うことができない。また、合併の日から1ヶ月を経過したときも同様である。

第875条(確定前の根抵当権者または債務者の分割)

- (1)元本の確定前に法人である根抵当権者について分割があったときは、根抵当権は、分割の時に存在する債権のほか、分割をした法人および分割により設立された法人または営業を継承した法人が分割後に取得する債権を担保する。
- (2)元本の確定前に法人である債務者について分割があったときは、根抵当権は、分割の時に存在する債務のほか、分割をした法人および分割により設立された法人または営業を継承した法人が分割後に負担する債務を担保する。
- (3)第874条(根抵当権者または債務者の合併)第3項、第4項および第5項の規定は、本条第1項および第2項の場合にこれを準用する。

第876条(根抵当権の処分)

- (1)元本の確定前において、根抵当権者は、第860条(抵当権の譲渡または放棄)第1項または第861条(抵当権の順位譲渡または放棄および変更)第1項に定める処分を行うことができない。ただし、第859条(転抵当)第1項の処分を行うことを妨げない。
- (2)第862条(抵当権の処分の効力)第3項の規定は、本条第1項但書の場合において元本の確定前にした弁済については、これを適用しない。

第877条(根抵当権の譲渡)

- (1)元本の確定前においては、根抵当権者は根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権を譲渡することができる。
- (2)根抵当権者は、その根抵当権を2個の根抵当権に分割してその1つを第1項の規定により、譲渡することができる。この場合において、その根抵当権が第三者の権利の目的となっているときは、第三者の権利は譲渡した根抵当権について消滅する。
- (3)第2項の譲渡をするには、根抵当権者は、同項に定める第三者の承諾を得なければならない。

第878条(根抵当権の一部譲渡)

元本の確定前においては、根抵当権者は根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部を譲渡し、これを譲受人と共有することができる。

第879条(根抵当権の共有)

- (1)根抵当権の共有者は、各債権の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前にこれと異なる割合を定め、またはある者が他の者に優先して弁済を受けられることを定めたときは、その定めに従う。
- (2)根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第877条(根抵当権の譲渡)第1項の規定により、その権利を譲渡することができる。

第880条(抵当権の順位譲渡・放棄を受けた根抵当権者による根抵当権の譲渡の効果)

抵当権の順位譲渡または放棄を受けた根抵当権者がその根抵当権の譲渡または一部譲渡をしたときは、譲受人はその順位譲渡または放棄の利益を受ける。

第881条(共同根抵当)

第857条(共同抵当の場合における同時配当および異時配当)および第858条(共同抵当一代位の登記)の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産の上に根抵当権が設定された旨を登記した場合に限り、これを適用する。

第882条(共同根抵当の変更、譲渡および確定)

(1)第881条(共同根抵当)の登記がある根抵当権によって担保される債権の範囲、債務者もしくは極度額の変更またはその譲渡もしくは一部譲渡は、すべての不動産についてその登記をしなければその効力を生じない。
(2)第881条(共同根抵当)の登記がある根抵当権によって担保される元本は、1個の不動産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。

第883条(累積根抵当)

数個の不動産の上に根抵当権を有する者は、第881条(共同根抵当)の場合を除くほか、各不動産の代価につき各極度額に至るまで優先権を行うことができる。

第884条(元本の確定請求)

(1)根抵当権設定者は、根抵当権設定の時から3年を経過したときは、担保される元本の確定を請求することができる。ただし、元本を確定すべき期日の定めがあるときはこの限りでない。
(2)根抵当権設定者は、担保される債権の範囲の変更、取引の終了その他の事由により担保される元本が生じないこととなったときは、担保される元本の確定を請求することができる。
(3)根抵当権者は、担保される元本の確定を請求することができる。ただし、元本を確定すべき期日の定めがあるときはこの限りでない。
(4)第1項、第2項または第3項の請求があったときは、担保される元本はその請求の時から2週間を経過することによって確定する。

第885条(元本の確定事由)

(1)第884条(元本の確定請求)の規定による元本の確定請求があった場合のほか、根抵当権によって担保される元本は、次の場合に確定する。
1 根抵当権者が抵当不動産につき強制売却を申し立てたとき。ただし、強制売却手続が開始したときに限る。
2 根抵当権者が抵当不動産に対し滞納処分による差押えをしたとき。
3 根抵当権者が抵当不動産に対する強制売却手続の開始または滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過したとき。
4 債務者または根抵当権設定者が破産宣告を受けたとき。
(2)第1項第3号の強制売却手続もしくは差押えまたは同項第4号の破産宣告の効力が消滅したときは、担保される元本は確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したもとしてその根抵当権またはこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

第886条(極度額の減額請求)

(1)元本の確定後においては、根抵当権設定者はその根抵当権の極度額を現に存在する債務の額とそれ以後の2年間に生ずべき利息その他の定期金および債務の不履行による損害賠償の額を加えた額に減ずることを請求することができる。
(2)第881条(共同根抵当)の登記がある根抵当権の極度額の減額については、第1項の請求は1個の不動産についてこれをするをもって足りる。

第887条(根抵当権の消滅請求)

(1)元本の確定後において現に存在する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者または抵当不動産について所有権、永借権もしくは第三者に対抗することのできる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡し、またはこれを供託して、その根抵当権の消滅を請求することができる。この場合において、その払渡しまたは供託は弁済の効力を有する。
(2)第881条(共同根抵当)の登記がある根抵当権は、1個の不動産について第1項の請求があったときは、消滅する。

- (3)主たる債務者、保証人およびその承継人は、第1項の消滅請求をすることができない。
(4)第1項に定める所有権またはその他の権利を停止条件付きで取得した第三者は、条件の成否が未定である間は、第1項の消滅請求をすることができない。

第6章 譲渡担保権

第1節 譲渡担保権の定義

第888条(譲渡担保権の定義)

- (1)譲渡担保とは、債務を担保するために、債務者または第三者がその有する特定の動産を債権者に譲渡することをいう。この場合において、債務が弁済されたときは、目的物の所有権は設定者に移転する。
(2)動産の種類、所在場所その他の基準により範囲の特定された複数の動産は、それに含まれる個々の動産が変動するものであっても、1個の集合動産として、譲渡担保権の目的とすることができる。

第2節 譲渡担保権の成立

第889条(譲渡担保権の成立)

譲渡担保権は、債権者と動産を譲渡担保に提供する債務者または第三者との間の合意によって成立する。

第890条(譲渡担保権の対抗力)

譲渡担保権者は、第229条(占有の移転)の規定に従い、目的物の占有移転を受けなければ、譲渡担保権を設定者以外の第三者に対抗できない。

第3節 譲渡担保権の効力

第891条(譲渡担保権の効力の及ぶ範囲)

- (1)譲渡担保権は、譲渡担保権の設定時において、目的物に付加してこれと一体を構成しているものに及ぶ。譲渡担保権の設定後に、付加された物にも及ぶ。
(2)譲渡担保権設定契約に別段の定めをすることができる。

第892条(果実に対する譲渡担保権の効力)

- (1)設定者またはその指図を受けた第三者が目的物の直接占有をする場合には、第891条(譲渡担保権の効力の及ぶ範囲)の規定は、果実に適用しない。ただし、第898条(換価処分または確定的譲渡)第2項に基づき、譲渡担保権者が目的物の引渡しを請求した後はこの限りでない。
(2)譲渡担保権者またはその指図を受けた第三者が目的物の直接占有をする場合には、目的物から生ずる果実について、質権に関する第822条(果実からの優先弁済受領権)の規定を準用する。

第893条(物上代位)

- (1)譲渡担保権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって、設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。ただし、金銭その他の物が設定者に払渡し又は引渡された後はこれを行なうことができない。
(2)譲渡担保権の目的物が第888条(譲渡担保権の定義)第2項に定める動産であって、設定者がそれを他に売却することが予定されているときは、第1項の規定にかかわらず、譲渡担保権は、その売却代金に対して、これを行うことができない。

第894条(設定者による目的物の処分)

- (1)譲渡担保権が設定された後も目的物の直接占有を継続する設定者が目的物を第三者に譲渡し、または第三者のためにこれに担保物権を設定した場合において、この第三者が第193条(動産所有権の善意取得)に定める要件をみたしているときは、この第三者は、譲渡担保権者に対してその権利を対抗することができる。
(2)第888条(譲渡担保権の定義)第2項に定める動産であって、設定者がそれを他に売却することが予定されてい

るものについて、譲渡担保権が設定された後も目的物の直接占有を継続する設定者が目的物を第三者に売却した場合には、この第三者が第193条(動産所有権の善意取得)に定める要件をみたしているか否にかかわらず、譲渡担保権者は、この第三者に対して譲渡担保権を対抗することができない。

(3)譲渡担保権が設定された後も設定者の指図を受けた他人が目的物の直接占有を継続している場合において、設定者が目的物を第三者に譲渡し、または第三者のためにこれに担保物権を設定したときは、第1項または第2項を準用する。

第895条(被担保債権の範囲)

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権実行の費用、目的物保存の費用および債務の不履行または目的物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし設定行為に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第896条(譲渡担保権者が目的物を占有する場合の特則)

譲渡担保権者またはその指図を受けた第三者が目的物を直接占有する場合には、第821条(留置的効力)、第823条(質権者の質物保管義務)および第824条(質権者の費用償還請求権)の規定を準用する。

第897条(譲渡担保権者による目的物の処分)

(1)目的物の直接占有をする譲渡担保権者が目的物を第三者に譲渡し、または第三者のためにこれに担保物権を設定した場合において、この第三者が第193条(動産所有権の善意取得)に定める要件をみたしているときは、この第三者は、設定者に対して、その権利を対抗することができる。

(2)譲渡担保権者の指図を受けた他人が目的物の直接占有をする場合において、譲渡担保権者が目的物を第三者に譲渡し、または第三者のためにこれに担保物権を設定したときは、第1項の規定を準用する。

第4節 譲渡担保権の実行

第898条(換価処分または確定的譲渡)

(1)譲渡担保権者は、債務の履行がされないときに、設定者に通知することにより、目的物を自ら換価処分し、または目的物の所有権を確定的に取得することができる。

(2)第1項の場合において、譲渡担保権の設定者またはその指図を受けた第三者が目的物の直接占有をしているときは、それらの者に対して、目的物の引渡しを請求することができる。

(3)第1項の場合において、目的物の価格が弁済すべき債務の額を超えるときは、譲渡担保権者は、その差額を清算金として設定者に支払わなければならない。

第899条(設定者の受戻権)

設定者は、債務の弁済期を経過した後であっても、第898条(換価処分または確定的譲渡)第3項に定める清算金の提供があるまでは、債務の全額を提供することにより、その旨を譲渡担保権者に表示し、譲渡担保の目的物を取り戻すことができる。ただし、譲渡担保権の目的物の価格が弁済すべき債務の額を超えない場合において、譲渡担保権者がその旨を設定者に通知した後は、この限りでない。

第7章 保証

第1節 保証の成立

第900条(保証契約の成立)

(1)保証は、保証人となる者が債権者に対して、主たる債務者による債務の履行がない場合には、主たる債務者とともにその全部または一部を履行することを約束し、債権者がこれを承諾することによって成立する。

(2)保証契約において、主債務から独立した保証債務を負担する旨の損害担保特約を結ぶことができる。ただし、その損害担保特約による債務を負担する者が損害担保または保証することをその事業の内容としている場合に限る。

(3)債権者は、保証人となる者が保証することをその事業の内容としていない場合には、保証人となることについての重要な情報を提供し、保証人となる者に熟慮する機会を与えなければならない。

(4)第3項に違反した場合、保証人は当該保証契約を取り消すことができる。

第901条(保証契約の要式)

- (1)書面によらない保証は、いつでも撤回することができる。ただし、保証人が保証債務の履行に任意に着手した場合は、この限りではない。
- (2)金銭債務の保証において、保証債務の額が保証人の手書きによって記載されていない場合も、第1項と同様とする。
- (3)保証に係る書面においては、保証債務の内容が特定されていなければならない。

第902条(根保証)

- (1)一定の継続的な法律関係から生じる将来の不特定の債務について保証する旨の根保証契約とは、第901条(保証契約の要式)第2項および第3項に関わらず、主たる債務の発生基礎となる継続的法律関係が特定されている限りにおいて有効である。
- (2)根保証契約において、保証期間が定められていない場合には、契約締結から相当の期間を経過した後、根保証人は根保証契約を将来に向かって解除することができる。
- (3)根保証契約においては、主たる債務者の営業状態または資産状況が根保証契約締結時と比べて著しく悪化した場合には、根保証人は直ちに根保証契約を将来に向かって解除することができる。
- (4)根保証契約において、根保証人が死亡した場合には、その死亡時において発生している主たる債務についてのみ、根保証債務が相続される。

第2節 保証の効力

第903条(保証の範囲)

- (1)保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるものを包含する。
- (2)保証においては、保証債務の不履行についての違約金または損害賠償額を定めることができる。

第904条(保証の性質)

- (1)主たる債務が存在しない場合、保証は成立しない。ただし、将来生じうる債務または条件付き債務については、保証することができる。
- (2)保証人の負担が、債務の目的または態様について主たる債務よりも重い場合には、主たる債務の限度まで、保証人の債務を縮減する。
- (3)主たる債務が消滅する場合には、保証債務も消滅する。
- (4)主たる債務者に対する請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても効力を生じる。
- (5)主たる債務者に対する債権が譲渡された場合には、特約がない限り、保証人に対する債権も譲渡されたものとする。

第905条(保証人の権利)

- (1)保証人は、主たる債務の時効による消滅を援用することができる。
- (2)主たる債務者が時効利益を放棄した場合、その効力は保証人には及ばない。
- (3)保証人は、主たる債務者の有する抗弁権を援用することができる。
- (4)保証人は、主たる債務者が取消権または解除権を有する場合には、保証債務の履行を拒絶できる。
- (5)保証人は、主たる債務者が債権者に対する反対債権で相殺できる地位にある場合、その相殺によって主債務が消滅する限度で、保証債務の履行を拒絶できる。

第906条(取り消しうる債務についての保証)

損害担保または保証することを事業の内容とする保証人が取消原因が存在することを知りながら、取消すべき債務について保証した場合、保証人は、主たる債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

第907条(保証人の資格)

- (1)債務者が保証人を立てるべき義務を負担する場合においては、その保証人は、能力者であり、かつ、弁済資力を備えたものでなければならない。
- (2)保証人が第1項の資格を欠くに至った場合、債権者は債務者に対して保証人を第1項の資格を備えたものに代

えることを請求できる。

(3)債務者が第1項の資格を備えた保証人を立てることができない場合、債権者は、他の担保の提供を請求することができる。

(4)本条は、債権者が保証人を指名した場合には適用されない。

第908条(連帯保証の意義および連帯保証の原則)

(1)主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負担する者は、先に主たる債務者に請求すべきことを債権者に求めること、または、主たる債務者に十分な弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、自己に対する執行を免れることはできない。

(2)保証人は、特段の合意がない限り、主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負う。

第909条(保証人に生じた事由の効力)

保証人について生じた事由は、主たる債務者には効力が及ばない。ただし、主たる債務者から委託を受けた保証人に対する請求その他の時効中断事由についてはこの限りでない。

第910条(共同保証)

(1)数人の者が保証人となる契約においては、それぞれの保証人は、主たる債務の全額について義務を負う。

(2)分別の特約がない共同保証人間の負担割合は、平等なものと推定する。

第3節 求償

第911条(受託保証人の求償権)

(1)主たる債務者の委託を受けて保証した場合、主たる債務者に代わって弁済その他自己の出捐によって債務を消滅させた保証人は、主たる債務者に対して求償権を取得する。

(2)第1項の保証人は、その出捐額および出捐したときからの利息ならびに損害額を求償できる。

(3)主たる債務者の委託を受けた保証人は、以下の各号に定める場合においては、予め求償できる。

1 過失なくして債権者に弁済すべきであるとの判決の言い渡しを受け、それが確定した場合、

2 主たる債務者が破産し、かつ、債権者が配当加入しない場合、

3 主たる債務が弁済期にある場合、

4 債務の弁済期が不確定でかつその最長期が確定できないときで、保証契約の締結の後5年が経過した場合

(4)第1項の保証人から求償を受けた主たる債務者は、債権者が全部の弁済を受けていない場合には、その保証人に対して担保の提供を請求するか、または、自己に免責を得させるべきことを請求できる。

(5)第4項の場合、主たる債務者は、供託をし、保証人に対して担保を提供し、または、保証人に免責を得させることによって求償を免れることができる。

第912条(委託のない保証人の求償権)

主たる債務者からの委託がない保証の場合において、保証人が債務を弁済し、その他自己の出捐によって主たる債務者にその債務を免れさせたとき、主たる債務者は、その利益を受けた限度で求償に応じなければならない。ただし、その保証が主たる債務者の意思に反してなされた場合、主たる債務者は、利益が現存する限度で求償に応じれば足る。

第913条(求償要件)

(1)保証人が、債権者から請求を受けたことを主たる債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐によって免責を得た場合において、主たる債務者が債権者に対抗できる事由を有しているときは、主たる債務者は、その事由をもって保証人の求償に対抗することができる。ただし、その事由が自殺である場合には、保証人は、債権者に対して自殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求できる。

(2)保証人が自己の出捐によって免責を得たことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債権者に弁済をし、または、その他有償で免責を得たとき場合には、主たる債務者は自己の弁済その他の免責行為を有効なもののみならずすることができる。

第914条(複数債務者の一人についての保証人の求償権)

連帯債務者または不可分債務者の一人について保証した者は、その他の債務者に対してその負担部分についてだけ求償できる。

第915条(共同保証人の求償権)

(1)共同保証人の一人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を受けた場合、その保証人は他の保証人に対してそれぞれの負担部分に応じた求償をすることができる。

(2)第1項の場合、出捐額、利息および損害額について求償できる。

(3)分別の特約を結んでいた共同保証の場合、共同保証人の一人が自己の負担部分を超えて自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を得たときには、第912条(委託のない保証人の求償権)、第913条(求償要件)および第914条(複数債務者の一人についての保証人の求償権)の規定を準用する。

第4節 代位

第916条(弁済による代位)

(1)主たる債務について弁済その他自己の出捐によって免責を得た保証人は、債権者の有していた保証の対象である債権を取得するとともに、それを担保していた権利を債権者に代わって行使することができる。

(2)第1項の場合で、一部の免責を得た保証人は、免責を得た価額の割合に応じて、債権者とともにもその権利を行使する。この場合、解除権は、債権者のみが行使することができる。ただし、その場合には、免責を得た価額およびその利息を代位者に対して償還しなければならない。

第917条(債権証書等交付義務)

(1)保証人による弁済その他の出捐によって債権全額の満足を受けた債権者は、債権証書およびその占有にある担保物を弁済その他の出捐をした保証人に交付しなければならない。

(2)保証人による弁済その他の出捐によって債権の一部について満足を得た債権者は、その代位を債権証書に記載し、かつ、その占有にある担保物の保存を保証人に監督させなければならない。

第918条(担保保存義務)

保証人による弁済その他の出捐によって債権の満足を得た債権者は、弁済その他の出捐をした保証人のために担保を保存する義務を負う。

第919条(代位の順位)

(1)保証人は、弁済その他の出捐の後、登記をしなければ、担保不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。

(2)保証人は、物上保証人とはその頭数に応じて債権者に代位する。

第920条(弁済者代位規定の準用)

保証人の弁済その他の出捐による代位については、本第4節(代位)の定めその他、第4編第7章第1節第4款(弁済による代位)の規定を準用する。

第8章 連帯債務

第1節 連帯債務の成立

第921条(連帯債務の意義)

(1)複数の者が連帯債務を負担するときは、債権者はその債務者のうちのいずれかに対して、または、同時もしくは順次にすべての債務者に対して全部または一部の履行を請求することができる。

(2)連帯債務者の全員またはそのいずれかが破産宣告を受けた場合は、債権者はその債権の全額について、それぞれの破産手続の配当に加入することができる。

第922条(連帯債務の成立)

- (1)連帯債務は、法律の定めがある場合のほか、債権者と相互に共同連帯の意思が認められる複数の債務者それぞれとの明示または黙示の合意によって成立する。
- (2)第1項の合意は、債権者と各債務者とにおいて同時または順次になすことができる。
- (3)債権者は、各債務者に対して、連帯の免除をなすことができる。
- (4)連帯の免除を受けた債務者は、それ以後は、免除以前の負担部分に相当する額についてだけ、債務を負担する。
- (5)各連帯債務者の負担割合は、平等なものと推定する。

第923条(債務者についての無効・取消)

連帯債務者の一人について行為の無効または取消の原因が存したとしても、そのことは他の債務者の債務の効力に影響を及ぼさない。

第2節 連帯債務者の一人について生じた事項の効力

第924条(請求およびその他の時効中断事由の絶対的効力)

連帯債務者の一人に対してなされた履行の請求およびその他の時効中断行為は、他の債務者に対しても効力を有する。

第925条(弁済等の絶対的効力)

連帯債務者の一人が、弁済、代物弁済または供託をした場合、それによって生じた債務消滅の効果は他の債権者についても生じる。

第926条(相殺の絶対的効力)

- (1)連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、債権はすべての債務者の利益のために消滅する。
- (2)第1項の債権を有する債務者が相殺の援用をしない間は、他の債務者は、その債務者の負担部分について、弁済を拒絶することができる。

第927条(更改の絶対的効力)

連帯債務者の一人と債権者との間で更改がなされた場合は、債権はすべての債務者のために消滅する。

第928条(混同の絶対的効力)

連帯債務者の一人と債権者との間に混同が生じた場合は、その債務者は弁済をしたものとみなす。

第929条(免除の絶対的効力)

- (1)連帯債務者の一人に対してなされた債務の全部の免除は、その債務者の負担部分についてのみ他の債務者の利益のために効力を生じる。
- (2)連帯債務者の一人に対して債務の一部が免除された場合、他の債務者に対するその効力は、全額免除があった場合に比例した割合で生じる。

第930条(時効の絶対的効力)

- (1)連帯債務者の一人が、自らのために完成した時効を援用した場合は、その債務者の負担部分について、他の債務者も債務を免れる。
- (2)第1項において、時効は完成しているが、援用がなされない間は、他の債務者は、援用できる債務者の負担部分についてその時効を援用することができる。

第931条(相対的効力の原則)

第924条(請求およびその他の時効中断事由の絶対的効力)ないし第930条(時効の絶対的効力)に掲げた事項を除き、連帯債務者の一人について生じた事項は他の債務者に対して効力を生じない。

第3節 求償

第932条(弁済した債務者の求償権)

(1)連帯債務者の1人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の連帯債務者も免責を受けた場合は、その債務者は、他の債務者に対してそれぞれの負担部分について求償権を取得する。連帯債務者の一人の弁済その他自己の出捐が債務の一部にとどまり、その限度で自己及び他の連帯債務者の免責を得た場合、債務全額との比例割合によって求償をすることができる。

(2)第1項の求償は、弁済その他自己の出捐による免責があった日以後の法定利息および避けることができなかつた費用その他の損害を含めてなすことができる。

第933条(求償の要件としての通知)

(1)連帯債務者のうちの一人が債権者から請求を受けたことを他の債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐で免責を得、他の債務者も免責を受けた場合において、他の債務者が債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その対抗できた事由をもって弁済その他の出捐をして免責を得た債務者からの求償に対抗することができる。ただし、対抗できた事由が相殺である場合、対抗された債務者は債権者に対して相殺によって消滅するはずであった債務の履行を請求することができる。

(2)連帯債務者の一人が弁済その他自己の出捐で免責を得、かつ他の債務者の免責を受けたことを他の債務者に通知することを怠ったことによって、他の債務者がそのことを知らずに債権者に弁済その他自己の出捐により免責を得たときは、その債務者は自己の弁済その他免責の行為を有効なものとしなすことができる。

(3)連帯債務者のうちの複数の者によって弁済その他自己の出捐による免責行為がなされた場合において、第1項および第2項の通知がともになされなかつたときは、初めになされた弁済その他自己の出捐による免責行為を有効なものとしなす。

第934条(無資力償還者のいる場合の求償)

連帯債務者中に償還をなす資力をもたない者があるときは、その償還ができない部分について、求償をなす者および他の資力のある者の間でそれぞれの負担部分に応じて分担する。ただし、求償者に過失がある場合には、他の債務者に対して分担を求めることはできない。

第935条(連帯の免除と償還無資力者の負担部分)

連帯債務者のうちの一人が連帯の免除を得た場合において、他の債務者中に償還に応じる資力がない者がいたときは、債権者はその無資力者が償還に応じることができない部分について連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担しなければならない。

第4節 弁済による代位

第936条(代位)

(1)連帯債務者のうちの一人が他の債務者に対する求償権を取得する場合、求償者は、その求償の範囲において、債権者が他の債務者に対して有していた債権を取得し、それを担保する担保権について債権者に代位する。

(2)求償者の代位に関しては、本条の他に、第4編第7章第1節第4款(弁済による代位)の規定を準用する。

第5節 複数債務のその他の態様

第937条(不可分債務および不真正連帯債務ならびに分割債務)

(1)複数の債務者が同一内容の債務を一人の債権者に対して負う場合で、債務者間に共同連帯の意思が認められないときには、第921条(連帯債務の意義)を準用する。ただし、給付が可分であつて、分割することが債権者を害さない場合には、各債務者は、その負担部分に応じて、分割された債務を負う。各債務者の負担部分が不分明な場合、平等と推定する。

(2)第1項本文の場合、債務者の一人について生じた事由は、第925条(弁済等の絶対的効力)および第926条(相殺の絶対的効力)第1項の定める場合を除いて、他の債務者に影響を及ぼさない。

(3)第1項本文の債務者の一人が弁済その他自己の出捐によって免責を得、かつ他の債務者も免責を受けた場合に、出捐した債務者との間の公平を保つ必要があるときには、その公平さを実現できる限度で、出捐した債務者は他の債務者に対して求償権を取得する。

第7編 親族

第1章 総則

第938条(親族の範囲)

左に掲げる者は、これを親族とする。

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

第939条(親等の計算)

(1)親等は、親族間の世数を数えて、これを定める。

(2)傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その一人またはその配偶者の始祖から他の一人に下るまでの世数による。

第940条(縁組による親族関係の発生)

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間における同一の親族関係を生ずる。

第941条(姻族関係の消滅)

(1)姻族関係は、離婚によって終了する。

(2)夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が再婚し又は姻族関係を終了させる意思表示をしたときも、第1項と同様である。

第942条(離縁による親族関係の消滅)

養子、その配偶者、直系卑属及びその直系卑属の配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

第943条(家族間の尊重・暴力防止義務)

(1)家族構成員は、互の権利及び自由を尊重し、お互いに助け合わなければならない。

(2)家族構成員は、家庭内での暴力を防止し、人権侵害が生じることがないようにしなければならない。

第2章 婚約

第944条(婚約の成立)

婚約は、男女間において将来婚姻を締結することを相互に約束し、婚約の儀式を行うことによって成立する。

第945条(結納の返還)

婚約が解消された場合には、婚姻の成立を期待して結納を授与した当事者は、相手方に対して当事者間で授受された結納の返還を求めることができる。

第946条(不当破棄に対する責任)

婚約をした当事者間において、当事者の一方が正当な理由なく婚約を破棄した場合には、他方はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第947条(出訴期間)

第945条(結納の返還)又は第946条(不当破棄に対する責任)に関する訴訟は、婚約解消のときから1年以内に提起しなければならない。

第3章 婚姻

第1節 婚姻の成立

第1款 婚姻の要件

第948条(婚姻適齢)

男女は、成年に達しなければ、婚姻をすることができない。但し、一方の当事者が成年に達しており、他方が16歳以上の未成年者である場合は、その未成年者の親権者または未成年後見人の同意を得て婚姻することができる。

第949条(重婚の禁止)

配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第950条(再婚禁止期間)

(1)女は、前婚の解消又は取消の日から120日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。
(2)女が前婚の解消若しくは取消の前から懐胎していてすでに出産をした場合、又は医師による非懐胎証明がある場合には、第1項の規定を適用しない。

第951条(血族間の婚姻禁止)

(1)直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。
(2)第1014条(実方との親族関係の終了)、第1016条(完全養子縁組の離縁)又は第1032条(単純養子縁組の離縁の効果)の規定によって親族関係が終了した後も、第1項と同様とする。

第952条(姻族間の婚姻禁止)

(1)直系姻族間では、婚姻をすることができない。第941条(姻族関係の消滅)又は第1016条(完全養子縁組の離縁)若しくは第1032条(単純養子縁組の離縁の効果)の規定によって姻族関係が終了した後も同様である。
(2)三親等内の傍系姻族間では、婚姻をすることができない。第941条(姻族関係の消滅)によって姻族関係が終了した後も同様である。ただし、夫婦の一方が死亡したときには、生存する配偶者は三親等内の傍系姻族関係にあった者との間では婚姻することができる。

第953条(未成年者の婚姻)

(1)婚姻しようとする当事者の一方が未成年者の場合、その親権者又は未成年後見人の同意を得なければならない。
(2)親権者の一方が同意しないときは、他の一方の同意で足りる。
(3)親権者又は未成年後見人が不当に同意を拒絶する場合は、婚姻しようとする未成年者は裁判所に対して同意に代わる裁判を求めることができる。

第954条(一般被後見人の婚姻)

一般被後見人は、婚姻をするのに必要な最低限度の意思能力を有する場合には婚姻をすることができる。その場合には一般被後見人の同意を要しない。

第955条(婚姻の届出・登録)

- (1)婚姻は、婚姻の届出、公告及び戸籍吏の面前での婚姻契約の締結並びに婚姻登録によって効力を生ずる。
(2)第1項の婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結及び婚姻登録は、身分登録令所定の手続にしたがってこれを行わなければならない。

第956条(婚姻届出の受理)

婚姻の届出は、その婚姻が第948条(婚姻適齢)乃至第954条(一般被後見人の婚姻)の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

第957条(在外カンボディア人間の婚姻の方式)

- (1)外国に在るカンボディア人間で婚姻をしようとするときは、その国に駐在するカンボディアの大使、公使又は領事の面前で婚姻届出、公告、婚姻契約の締結をしその旨の登録をすることができる。
(2)第1項の公告は、その国のカンボディア在外公館における掲示で、これを行う。

第2款 婚姻の無効及び取消

第958条(婚姻の無効)

- 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。
1 人達、強制その他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき。
2 当事者が婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結または登録をしないとき。但し、軽微な手続上の瑕疵があるにすぎないときは、婚姻は、これがためにその効力を妨げられることがない。

第959条(婚姻の取消)

婚姻の取消は、第960条(不適法婚等の取消)乃至第963条(詐欺・強迫による婚姻の取消)の規定に従って行わなければならない。

第960条(不適法婚等の取消)

- (1)第948条(婚姻適齢)乃至第952条(姻族間の婚姻禁止)の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。
(2)第949条(重婚の禁止)又は第950条(再婚禁止期間)の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。

第961条(不適齢婚姻者の取消権の消滅)

- (1)第948条(婚姻適齢)の規定に違反した婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、その取消を請求することができない。
(2)不適齢者は、適齢に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することができる。但し、適齢に達した後に追認をしたときは、この限りでない。

第962条(再婚禁止期間内の婚姻の取消)

第950条(再婚禁止期間)の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から120日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第963条(詐欺・強迫による婚姻の取消)

- (1)詐欺又は強迫によって婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。
(2)第1項の取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第964条(婚姻取消の効果)

- (1)婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。
- (2)婚姻の当時その取消の原因があることを知らなかった当事者が、婚姻によって財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしなければならない。
- (3)婚姻の当時その取消の原因があることを知っていた当事者は、婚姻によって得た利益の全部を返還しなければならない。なお、相手方が善意であったときは、これに対して損害を賠償する責に任ずる。
- (4)取消すべき婚姻によって、当事者間に生まれた子については第988条(父子関係の推定)の規定が準用される。
- (5)取消すべき婚姻が解消された場合には、第980条(財産分割)の規定が準用される。

第2節 婚姻の効力

第965条(夫婦の氏)

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称することができる。

第966条(同居協力扶助義務)

夫婦は共同生活を営み、互に協力し扶助しなければならない。

第967条(職業選択の自由・社会活動参加権)

夫婦は、自由に職業を選択し、それぞれ独自に政治文化社会活動に参加することができる。

第968条(婚姻による成年擬制)

未成年者が婚姻をしたときは、本法の適用にあたってはこれにより、その未成年者が成年に達したものとみなす。

第3節 夫婦財産制

第1款 契約財産制

第969条(夫婦財産契約と法定財産制)

- (1)夫婦は、婚姻の前後にその財産関係について契約を締結することができる。ただし、この契約は、扶養請求権および遺留分に関する規定に反することができない。
- (2)夫婦が、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、第2款(法定財産制)に定めるところによる。

第970条(夫婦財産契約の要式性・対抗要件)

- (1)夫婦財産契約は、書面により締結しなければならない。
- (2)夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、登記をしなければ、これを第三者に対抗することはできない。

第2款 法定財産制

第971条(婚姻費用の分担)

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

第972条(特有財産)

以下の財産は、配偶者の一方に単独で帰属する特有財産とする。

- 1 配偶者が婚姻前から有する財産
- 2 婚姻期間中、配偶者が贈与、相続、遺贈により取得した財産
- 3 第1号又は第2号の財産の処分の対価として得た財産

第973条(共有財産)

共有財産は、第972条(特有財産)第2号及び第3号を除く財産で、婚姻期間中に夫婦双方又は一方が取得したあらゆる財産をいう。

第974条(財産の管理及び利用)

(1)夫婦は、共有財産を使用し、利益を取得し、管理する平等な権利を有する。各配偶者は各自の財産を使用し、利益を取得し、管理する権利を有する。

(2)夫婦は、その生活上の必要にもとづき共有財産を必要な範囲で利用する権利を有する。

(3)夫婦は、共同で共有財産を管理しなければならない。夫婦の一方は、他方に対して共有財産を確保し維持し保存するため必要な措置をとるよう請求することができる。

(4)夫婦間で共有財産の管理または利用に関して協議が調わないとき、又は協議ができないときは、当事者の一方は、裁判所に対して、共有財産の管理・利用に関する裁判を求めることができる。

第975条(債務に対する連帯責任)

以下の債務について、夫婦は連帯してその責に任ずる。

1 夫婦の共同生活を維持するための費用及び子の教育や医療など監護のための費用

2 夫婦双方が婚姻中に書面により債権者と合意した債務そのほかの義務、夫婦の一方が婚姻中他方の書面による同意を得て負担した債務そのほかの義務

3 共有財産の管理及び維持のための費用

第976条(夫婦共有財産の処分)

(1)夫婦の共有財産は、双方の同意がなければ売却し、その他の処分をすることができない。

(2)第1項の規定にかかわらず、夫婦の一方は、婚姻共同生活を営み、生計を維持するうえでやむをえない事情があるときは、裁判所の許可を得て共有財産を売却し、その他の処分をすることができる。

(3)夫婦の一方が他方の同意を得ることなくかつ裁判所の許可を得ずに共有財産を処分した場合には、同意を与えなかった配偶者は、その共有財産が家族の居住用の不動産であるときは処分を知った時から2年間、その他の財産であるときは処分を知った時から1年間、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。

第977条(特有財産への居住)

(1)夫婦の一方は、家族の居住の用に供されている他方配偶者の特有財産たる不動産に居住することができる。

(2)夫婦の一方は、第1項の不動産に居住している場合には、他方配偶者がその不動産を処分しても、その不動産に対する居住を継続することができる。

第4節 離婚

第1款 離婚原因

第978条(離婚原因)

(1)夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

1 配偶者に不貞な行為があったとき。

2 配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき。

3 配偶者の生死が一年以上明らかでないとき。

4 配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。

5 その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

(2)裁判所は、第1項の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、一切の事情を考慮して、離婚の請求を棄却することができる。

(3)裁判所は、第1項第4号又は第5号の事由がある場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも離婚請求を裁量により棄却することができる。

第979条(合意離婚)

婚姻の当事者は、双方が離婚に合意した場合は、裁判所に離婚の申立てをすることができる。但し、裁判所は、当事者双方が真に離婚による婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを認めた後に、離婚をさせることができる。

第980条(財産分割)

(1)夫婦が離婚をする場合には、当事者双方の協議にしたがって公正に財産の分割が行わなければならない。

(2)夫婦間で協議ができない場合には、以下の各号にしたがい財産の分割を行う。

1 各配偶者は第972条(特有財産)に定める特有財産を取得する。

2 各配偶者は特有財産に加えて、共有財産の2分の1を受け取る権利を有する。但、特別の事情がありかつ夫婦の一方の請求により、裁判所は、財産取得、維持、増加に対する各当事者の寄与の度合い、婚姻期間、婚姻中の生活水準、各当事者の年齢、心身の状況、職業、収入及び稼働能力、子の利益等一切の事情を考慮して共有財産の分割を行うこともできる。

(3)家事労働は、家庭外労働と同等に価値あるものとみなされなければならない。

第981条(離婚と氏)

婚姻によって氏を改めた妻又は夫は、離婚によって婚姻前の氏に復することができるし、離婚の際に称していた氏を称することもできる。

第2款 離婚の手續

第982条(離婚の訴え)

(1)離婚の訴えは、民事訴訟法10条にしたがってその管轄権を有する裁判所に対して提起することができる。

(2)当事者は、民事訴訟法10条第1項及び第3項に定める住所地又は居所地のコミュニティ又はサンカット・カウンシルに対して、離婚の申立てをすることができる。この場合、コミュニティ又はサンカット・カウンシルは、その申立てを受理した日から15日の間、和合調整を行なうことができる。和合調整が不調となったときには、コミュニティ又はサンカット・カウンシルは、訴えの提起があったものとして、訴状をただちに裁判所に回付しなければならない。

第983条(保全処分)

離婚の訴えを受理した裁判所は、必要な場合に、当事者の申立て又は職権により別居、子の監護、財産の維持管理、配偶者の扶養、婚姻費用の分担、子の養育費などに関する保全処分を命ずる決定をすることができる。

第984条(裁判所による和解の試み)

(1)裁判所は、当事者の一方が離婚を強く求めている場合でも、和解を勧告し試みることができる。

(2)和解により合意に達しなかったときには、裁判所は離婚の訴えを審理し判決を言い渡さなければならない。

第4章 親子

第1節 実親子関係

第1款 総則

第985条(出生届出の義務)

(1)子の父又は母は、子の出生の日から起算して30日以内に、父母の住所地のコミュニティ・サンカット役場に子の出生を届け出なければならない。父母が届出をすることができないときは、子の父又は母と同居している成年の親族が、すみやかに子の出生を届け出なければならない。

(2)父母が第1項の義務を正当な理由なく怠った場合は、1万リエル以下の過料に処する。

第986条(年齢の計算方法)

(1)年齢は、出生の日よりこれを起算する。

(2)第335条(太陽暦による期間計算)の規定は年齢の計算にこれを準用する。

第2款 実親子関係の決定

第987条(母子関係)

子を分娩した女性が、子の母である。

第988条(父子関係の推定)

- (1)妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する。
- (2)婚姻成立の日から180日後または、婚姻の解消もしくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- (3)第950条(再婚禁止期間)の規定に違反して再婚をした女が子を分娩した場合において、第1項および第2項の規定によってその子の父を定めることができないときは、子は後婚の夫の子と推定する。

第989条(父子関係の否認)

第988条(父子関係の推定)の場合において、夫または子は、父子関係を否認することができる。

第990条(夫からの父子関係否認の訴え)

- (1)夫は、子に対する訴えによって第989条(父子関係の否認)の否認権を行使する。
- (2)夫は、子の出生を知った時から6ヶ月以内に父子関係否認の訴えを提起しなければならない。
- (3)第2項の期間満了の時に夫が一般被後見人であるときは、第2項の期間は、第27条(一般後見開始の宣告の取消)に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

第991条(子からの父子関係否認の訴え)

- (1)子は、父性推定を受ける者に対する訴えによって第989条(父子関係の否認)の否認権を行使する。
- (2)未成年の子が否認権を行使する場合において、子に親権を行う母または未成年後見人がないときは、裁判所は特別代理人を選任しなければならない。
- (3)子が、成年に達した時から6ヶ月を過ぎたときは、否認権を行使できない。
- (4)第3項の期間満了の時に子が一般被後見人であるときは、第3項の期間は、第27条(一般後見開始の宣告の取消)に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

第992条(父子関係否認の訴えの遡及効)

父子関係の否認は、子の出生の時に遡ってその効力を生じる。

第3款 認知

第993条(任意認知)

子の父は、子を認知することができる。ただし、子に法律上の父が既にあるときは、認知をすることができない。

第994条(認知能力)

認知をするには、父が未成年者または一般被後見人であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第995条(父の認知)

- (1)父は、未成年の子を認知することができる。
- (2)父は、胎内にある子でも、母の承諾を得て、認知することができる。

第996条(成年の子・死亡子の認知)

- (1)父が、成年の子を認知しようとするときは、その子の承諾がなければ、認知することができない。
- (2)父は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その

直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

(3)第997条(認知の方式)第2項の規定は、本条第1項および第2項の承諾に準用する。

第997条(認知の方式)

(1)認知は、戸籍吏に届け出ることによってこれを行う。認知は、遺言によっても、これを行うことができる。

(2)第995条(父の認知)第2項に規定する母の承諾は、認知届に署名して行うことができる。

第998条(出生届と認知の効力)

子の父として子の出生届出をし、出生簿に自らを父として記載させ、自ら署名または拇印を押捺したときは、その者は、その届出をしたときに、その子を認知したものとみなす。

第999条(認知の遡及効)

認知は、出生の時に遡ってその効力を生じる。ただし、認知は、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第1000条(認知撤回の禁止)

認知をした父は、その認知を取り消すことができない。

第1001条(認知の訴え)

(1)子は、認知の訴えを提起することができる。ただし、第996条(成年の子・死亡子の認知)第1項の認知の承諾をしなかった子は、認知の訴えを提起することができない。

(2)子が死亡しているときは、その直系卑属が認知の訴えを提起することができる。

(3)子またはその直系卑属は、父を知った時から1年以内に認知の訴えを提起しなければならない。

(4)第3項の期間は、子またはその直系卑属が、父を知った時に未成年者または一般被後見人であった場合は、成年に達した時または第27条(一般被後見開始の宣告の取消)に規定する一般被後見開始の宣告の取消があった時から起算する。

(5)子またはその直系卑属が、父の死後に父を知ったときは、父の死亡の日から1年以内であれば認知の訴えを提起することができる。

(6)第1項および第2項の訴えは、子またはその直系卑属の法定代理人がそれらの者に代わって提起することができる。

第4款 親子関係不存在確認の訴え

第1002条(親子関係不存在確認の訴え)

(1)父性推定を受けないにもかかわらず父として出生簿に記載されている者または分娩の事実がないにもかかわらず母として出生簿に記載されている者に対して、子は、父子関係または母子関係が存在しないことの確認の訴えを提起することができる。

(2)父性推定を受けないにもかかわらず父として出生簿に記載されている者は、子との父子関係が存在しないことの確認の訴えを提起することができる。

(3)分娩の事実がないにもかかわらず母として出生簿に記載されている者は、子との母子関係が存在しないことの確認の訴えを提起することができる。

(4)第2項および第3項の訴えは、法律上の父子関係または母子関係が、父または母とされている者の故意又は重い過失によって生じたとき、または子の出生の日もしくは認知の効力の生じた日から20年を経過したときは、提起することができない。

(5)子が未成年者であるときは、この訴えの相手方となっていない一方の親が子を代理する。親がいないとき、親が代理できないとき、または親子関係不存在確認の訴えが父母の両方に対して提起されたときは、裁判所は特別代理人を選任しなければならない。

第1003条(親子関係不存在確認の遡及効)

親子関係不存在確認は、出生の時に遡ってその効力を生じる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第5款 母子関係存在確認の訴え

第1004条(子からの母子関係存在確認の訴え)

- (1)子は、分娩した女に対して母子関係が存在することの確認の訴えを提起することができる。
- (2)子が死亡しているときは、その直系卑属が第1項の訴えを提起することができる。
- (3)子またはその直系卑属は、母を知った時から1年以内に第1項の訴えを提起することができる。
- (4)第3項の期間は、子またはその直系卑属が、母を知った時に未成年者または一般被後見人であった場合は、成年に達した時または第27条(一般後見開始の宣告の取消)に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から起算する。
- (5)子またはその直系卑属が、母の死後に母を知ったときは、母の死亡の日から1年以内であれば第1項の訴えを提起することができる。
- (6)第1項および第2項の訴えは、子またはその直系卑属の法定代理人がそれらの者に代わって提起することができる。

第1005条(母からの母子関係存在確認の訴え)

- (1)母は、その分娩した子に対して母子関係が存在することの確認の訴えを提起することができる。
- (2)母は、子が死亡した場合にも、その直系卑属があるときに限り、第1項の訴えを提起することができる。
- (3)母は、子を知った時から1年以内に第1項の訴えを提起しなければならない。
- (4)母が、子の死後に子を知ったときは、子の死亡の日から1年以内であれば第1項の訴えを提起することができる。
- (5)第3項および第4項の期間満了の時に母が一般被後見人であるときは、第3項および第4項の期間は、第27条(一般後見開始の宣告の取消)に規定する一般後見開始の宣告の取消があった時から、起算する。
- (6)訴えの相手方となる子またはその直系卑属が成年者であるときは、子またはその直系卑属の同意がなければ、母は第1項の訴えを提起することができない。
- (7)裁判所は、分娩の事実が証明された場合であっても、母子関係の確認が子またはその直系卑属の利益に反する場合には、母の訴えを却下することができる。

第1006条(母子関係存在確認の遡及効)

母子関係の確認は、出生の時に遡ってその効力を生じる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第2節 養子縁組

第1款 完全養子縁組

第1007条(完全養子縁組の成立の方式)

裁判所は、第1008条(夫婦共同縁組)から第1012条(完全養子縁組成立の判断基準)までに定める要件があるときは、養親となる者の申立てにより、実方の血族との親族関係が終了する完全養子縁組を成立させることができる。

第1008条(夫婦共同縁組)

- (1)養親となる者は、配偶者ある者でなければならない。
- (2)夫婦の一方は、他方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他方の実子の養親となる場合はこの限りではない。

第1009条(養親の年齢)

養親は25歳以上でなければならず、少なくとも養子より20歳以上年上でなければならない。

第1010条(養子の年齢)

養子は原則として8歳未満でなければならない。

第1011条(父母の同意)

完全養子縁組が成立するためには、養子となる子の実父母または未成年後見人の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合、又は父母による虐待、悪意の遺棄のほか養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合はこの限りではない。

第1012条(完全養子縁組成立の判断基準)

完全養子縁組は、実父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のためにとくに必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

第1013条(試験養育期間)

裁判所は、完全養子縁組を成立させるためには、養親となる者が養子となる子を原則として6ヶ月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

第1014条(実方との親族関係の終了)

養子と実方及びその血族との親族関係は、完全養子縁組によって終了する。ただし、第1008条(夫婦共同縁組)第2項但書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りではない。

第1015条(完全養子縁組の効果)

- (1)完全養子縁組の成立により、養子は養親の実子と同一の身分を取得し、養親との関係において、実子と同様の権利義務を取得する。
- (2)養子は、養親の氏又は養子縁組前の氏を称することができる。
- (3)養子は、養親の親権に服する。但し、夫婦の一方が他の一方の子の養親となる場合には、養子は実親と養親との共同親権に服する。

第1016条(完全養子縁組の離縁)

- (1)裁判所は、以下の各号のいずれにも該当する場合にかぎり、養子の利益のためにとくに必要があると認めるときは、養子、実父母または検察官の申立てにより、養子縁組の当事者を離縁させることができる。
 - 1 養親による虐待、悪意の遺棄のほか養子の利益を著しく害する事由があるとき
 - 2 実父母が相当の監護をすることができるとき
- (2)離縁は、第1項の規定による場合のほか、これを行うことができない。

第1017条(完全養子縁組の離縁の効果)

養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、完全養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

第1018条(完全養子縁組の登録と秘密保持)

完全養子縁組の成立により、養子の新しい出生登録簿が作成される。ただし、出生証明書、その謄本または出生登録簿の抄本には、完全養子縁組に関する事項を記載してはならない。

第1019条(完全養子の出自を知る権利)

成年に達した完全養子は、完全養子縁組に関する記録を保管する裁判所に対して、必要な範囲で情報の開示を求めることができる。但し、不当な目的による場合はこの限りではない。完全養子縁組の記録の保管および開示請求の方法等については、裁判所が定める。

第2款 単純養子縁組

第1020条(単純養子縁組の申立)

- (1) 25歳以上の者は、養子となる者とともに、裁判所に対し、単純養子縁組を成立させるべきことを申し立てることができる。ただし、養子となるべき者は、養親となる者の尊属又は年長者であってはならない。
- (2) 養子となる子が未成年者であるときは、その親権者又は未成年後見人が法定代理人として第1項の申立てをしなければならない。

第1021条(養親となる者に配偶者がいる場合)

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともに第1020条(単純養子縁組の申立)に定める申立てをしなければならない。ただし、配偶者の子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りではない。

第1022条(配偶者の同意)

配偶者のある者が単純養子縁組の申立てをするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに第1020条(単純養子縁組の申立)に定める申立てをする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りではない。

第1023条(単純養子縁組成立の判断基準)

- (1) 裁判所は、当事者が真に親子関係を成立させる意思を有すると確認することができる場合にかぎり、養子縁組を成立させることができる。
- (2) 養子縁組が異性婚、同性婚その他不当な目的のために濫用されていると認められる場合には、裁判所は養子縁組を成立させてはならない。

第1024条(養子となる者が未成年者の場合)

- (1) 養子となるべき者が未成年者であるときは、裁判所は、未成年者の利益のためにとくに必要であると認めるときに限り、養子縁組を成立させることができる。
- (2) 養子となる者が未成年者である場合において、その実親が離婚しているときは、裁判所は、第1項の判断をするために、親権者でない親の意見を聴かなければならない。
- (3) 未成年者が15歳に達しているときは、養子縁組を成立させるためには、その者の同意を得なければならない。未成年者が15歳に達していなくてもその意思を表明することができるときは、裁判所は、第1項の判断をするために、その者の意見を聴かなければならない。

第1025条(後見人・被後見人間の縁組)

未成年後見人がその未成年被後見人を養子とし、又は一般後見人がその一般被後見人を養子とする縁組の成立を申し立てる場合においては、裁判所は、身上の監護及び財産の管理が正当に行われている場合に限り、縁組を成立させることができる。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第1026条(単純養子縁組の実親子関係に対する効力)

- (1) 単純養子縁組の成立にかかわらず、養子と実親との親族関係は存続し、養子と実親は互いに相続する権利を有する。
- (2) 養子と実親とは、扶養を請求する権利を有し、義務を負う。

第1027条(縁組の養親等との関係での効力)

- (1) 第1015条(完全養子縁組の効果)第1項の規定は、単純養子縁組にこれを準用する。
- (2) 養子は、養親の氏又は縁組前の氏を称することができる。
- (3) 養子が未成年者である場合には、養子は、養親の共同親権に服する。ただし、夫婦の一方が他の一方の子の養親となる場合には、養子は実親と養親との共同親権に服する。

第1028条(単純養子縁組の合意離縁)

- (1)縁組の当事者は、双方が離縁に合意した場合は、裁判所に離縁の申立てをすることができる。
- (2)養子が未成年者であるときは、第1項の申立ては、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者が行う。ただし、養子が15歳に達しているときは、養子の同意を得なければならない。未成年者が15歳に達していなくてもその意思を表明することができるときは、裁判所は、その者の意見を聴かなければならない。
- (3)第2項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議でその一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。
- (4)第3項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所は、子の利益を考慮して、親権者となるべき者を定める。

第1029条(夫婦共同縁組と未成年養子との離縁)

養親が夫婦である場合において、未成年者と離縁するには、夫婦がともに第1028条(単純養子縁組の合意離縁)第1項の申立てをしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときはこの限りではない。

第1030条(単純養子縁組の離縁の判断)

第1028条(単純養子縁組の合意離縁)第1項の申立てがあった場合、裁判所は、当事者双方が真に離縁による養親子関係の解消を望んでいると認めた後に、離縁をさせることができる。

第1031条(離縁原因)

- (1)縁組の当事者の一方は、次の場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。
 - 1 他的一方から悪意で遺棄されたとき
 - 2 他的一方の生死が1年以上明らかでないとき
 - 3 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき
- (2)養子が成年に達しない間は、養親は、養子を相手に第1項の訴えを提起することはできない。
- (3)養子が未成年者であるときは、第1028条(単純養子縁組の合意離縁)第2項から第4項までの規定は、養子が養親を相手に第1項の訴えを提起する場合に準用する。

第1032条(単純養子縁組の離縁の効果)

- (1)離縁により、単純養子縁組のすべての効果は、将来に向かって終了する。
- (2)養子は、離縁後縁組前の氏に復することもできるし、養親の氏を称することもできる。

第1033条(単純養子縁組の登録及び出生登録簿)

単純養子縁組が成立したときは、その旨が養子のもともとの出生登録簿の余白に記載される。

第5章 親権

第1節 総則

第1034条(親権の内容)

親権者は、未成年の子の身上を監護し、子の財産を管理する権利を有し、かつ、義務を負う。

第1035条(養子に対する親権)

養子の親権者は、養親とする。

第1036条(共同行使の原則)

婚姻中の父母は、共同して親権を行使する。ただし、父母の一方が親権を行使できないときは、他的一方が、親権を行使する。

第2節 離婚および認知の場合の親権者の決定

第1037条(離婚の際の親権者の決定)

- (1) 父母が離婚をするときは、父母の協議で、父母の一方を子の親権者と定めなければならない。
- (2) 子の出生前に父母が離婚した場合には、母が出生した子の親権者となる。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。
- (3) 第1項または第2項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所が、子の利益を考慮して、親権者を定める。

第1038条(認知と親権の関係)

- (1) 未婚の母が産んだ子の親権者は母とする。
- (2) 父は、自らが認知した子に対する親権を、父母の協議で父を親権者と定めた時に限り行使することができる。
- (3) 第2項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、父または母の請求によって、裁判所が親権者を定める。
- (4) 父が子を認知した後、父母が婚姻したときは、父母は共同して親権を行使する。

第1039条(親権者の変更)

第1037条(離婚の際の親権者の決定)および第1038条(認知と親権の関係)の場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、裁判所は、子の4親等内の親族の請求によって、親権者を変更することができる。

第1040条(子と同居していない親の権利および義務)

- (1) 離婚後、子の親権者でなくなった親は、子と面会し交流する権利を有し、かつ、子の監護に要する費用を分担する義務を負う。
- (2) 離婚しようとする父母は、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担について協議し、定めなければならない。
- (3) 認知した子と同居していない父は、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担について、母と協議し、定めることができる。
- (4) 第2項および第3項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所は、父または母の請求によって、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担を定める。
- (5) 子の利益のため必要があると認めるときは、裁判所は、父または母の請求によって、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担を変更することができる。
- (6) 裁判所は、第4項および第5項の裁判にあたって、面会・交流については子の利益を優先し、子の監護に要する費用の分担については父母の生活環境および経済事情を考慮して、定める。
- (7) 父または母が、協議しまたは裁判所に請求することができないときは、子の4親等内の親族は、第4項および第5項の請求をすることができる。

第1041条(子の状況に関する報告請求権)

- (1) 子の親権を持たない親は、親権者に対して子の状況に関する報告を求めることができる。
- (2) 第1項の報告の内容および頻度については、父母の協議で定める。ただし、協議が調わないとき、または協議ができないときは、裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる裁判をすることができる。
- (3) 子の4親等内の親族は、親権者に対して子の状況に関する報告を求めることができる。

第1042条(子に関する重要な事項に関する協議義務)

子の親権者は、急を要するときを除き、子に関する以下の事項について、親権者でない親と協議をしなければならない。

- 1 法定の義務教育を超える子の教育
- 2 県を越える子の居所の変更
- 3 子の職業または営業
- 4 子の生命にかかわる医療行為
- 5 子の重要な財産の処分
- 6 その他、子の監護および財産に関する重要な事項

第3節 親権者の権利および義務

第1043条(子の教育)

親権者は、子を教育する権利を有し、義務を負う。

第1044条(子の居所)

子は、親権者が指定した場所に、居所を定めなければならない。

第1045条(子の懲戒)

親権者は、必要な範囲内で自ら子を懲戒することができる。

第1046条(職業・営業に対する許可)

(1)子は、親権者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

(2)親権者は、第20条(営業を許された未成年者)第2項の場合には、第1項の許可を取り消し、または許可を制限することができる。

第1047条(子の引き渡し請求)

(1)親権者は、子を違法に引き渡さない第三者に対して子の引き渡しを請求することができる。

(2)親権者は、親権者でない親に対して子の引き渡しを請求することができる。

第4節 親権者としての権限の停止および剥奪

第1048条(親権者としての権限の停止または剥奪の宣告)

親権を行う父または母が、親権者としての権利を濫用し、または義務を懈怠したときは、裁判所は、子の4親等内の親族、コミュニティ若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長または検察官の請求によって、親権者としての権限の停止または剥奪を宣告することができる。

第1049条(親権の停止又は剥奪宣告の取消し)

第1048条(親権者としての権限の停止または剥奪の宣告)に定める原因が止んだときは、裁判所は、親権の停止又は剥奪の宣告を受けた者本人またはその4親等内の親族の請求によって、親権者としての権限の停止または剥奪の宣告を取り消すことができる。

第1050条(親権者の辞任および回復)

(1)親権を行う父または母は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、親権者を辞することができる。

(2)第1項の事由が止んだときは、親権を辞任した父または母は、裁判所の許可を得て、親権を回復することができる。

第1051条(親権者の変更)

(1)父母の一方のみが親権者である場合において、親権者としての権限の停止・剥奪または辞任によって子に親権者がいなくなったときは、裁判所は、親権者でない父または母を子の親権者とすることができる。

(2)子の4親等内の親族は、必要があるときは、第1項の宣告を求めることができる。

(3)離婚に際して、協議によって子の親権者となった父または母が死亡し、子に親権者がいない状態となったときは、親権者とならなかった父または母が子の親権者となる。

第1052条(未成年後見の開始)

(1)第1048条(親権者としての権限の停止または剥奪の宣告)または第1050条(親権者の辞任および回復)第1項によって子の親権者がいなくなり、かつ、第1051条(親権者の変更)の規定による親権者の変更も行われないと

きは、第1067条(未成年後見の開始の原因)の規定にもとづき、未成年後見が開始する。

(2)第1項の場合において、裁判所は、第1068条(未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準)第3項の規定に従い、未成年後見人を選任する。

第5節 子の財産を管理する権限

第1053条(財産管理と代理)

親権者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する行為についてその子を代表する権利を有し、義務を負う。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、子の同意を得なければならない。

第1054条(親権者の一方が共同名義でした行為)

(1)共同で親権を行使する父母の一方が、他の一方の意思に反しているにもかかわらず、共同の名義で子に代わって行為をしたときは、その効力を妨げられることがない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

(2)共同で親権を行使する父母の一方が、他の一方の意思に反しているにもかかわらず、子が行為をすることに同意したときも第1項と同様である。

第1055条(財産管理における注意義務)

親権者は、善良なる管理者の注意をもって、子の財産を管理しなければならない。

第1056条(財産管理の計算)

親権者は、子が成年に達したときは、遅滞なく子の財産の管理の計算をしなければならない。ただし、その子の養育および財産管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。

第1057条(特則)

第1056条(財産管理の計算)ただし書の規定は、無償で子に財産を与える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、適用しない。

第1058条(第三者が子に与えた財産の管理)

(1)無償で子に財産を与える第三者が、親権を行使する父母の一方または双方にその財産を管理させない意思を表示したときは、その財産は、その父母の一方または双方の管理に属しないものとする。

(2)第1項の財産につき親権者が財産管理を行わない場合において、第三者が財産管理を行う者を指定しなかったときは、裁判所は、子、子の4親等内の親族または検察官の請求によって、その財産管理を行う者を選任する。

(3)第三者が財産管理を行う者を指定したときでも、その財産管理を行う者の権限が消滅し、またはこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に財産管理を行う者を指定しないときも、第2項と同様である。

(4)第37条(裁判所による財産管理人の選任)から第40条(財産管理人の権限等)の規定は、第2項および第3項の場合にこれを準用する。

第1059条(委任の規定の準用)

第650条(委任終了後における受任者の応急義務)および第651条(委任終了の對抗要件)の規定は、親権者が子の財産を管理する場合および第1058条(第三者が子に与えた財産の管理)の場合にこれを準用する。

第1060条(財産管理に関する親子間の債権消滅時効)

(1)親権者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、財産管理を行う権限が消滅した時から3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(2)子がまだ成年に達しない間に財産管理を行う権限が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、第1項の期間は、その子が成年に達し、または後任の法定代理人が就職した時から起算する。

第6節 財産管理の権限の停止および剥奪

第1061条(財産管理の権限の停止または剥奪の宣告)

親権者が、不適切な管理によって子の財産を危うくしたときは、裁判所は、子の4親等内の親族、コミュニオン若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長または検察官の請求によって、財産管理の権限の停止または剥奪を宣告することができる。

第1062条(財産管理に対する宣告の取消し)

第1061条(財産管理の権限の停止または剥奪の宣告)に定める失権の原因が止んだときは、裁判所は、財産管理の権限の停止又は剥奪を受けた本人またはその4親等内の親族の請求によって、財産管理の権限の停止または剥奪の宣告を取り消すことができる。

第1063条(財産管理の辞任および回復)

(1)親権者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、財産管理の権限を辞することができる。
(2)第1項の事由が止んだときは、財産管理の権限を辞した親権者は、裁判所の許可を得て、財産管理の権限を回復することができる。

第1064条(財産管理を行う者がなくなった場合)

第1061条(財産管理の権限の停止または剥奪の宣告)または第1063条(財産管理の辞任および回復)第1項によって、財産管理を行う者がなくなった場合は、裁判所は、子に特別代理人を選任する裁判を行わなければならない。

第1065条(親権者と子の利益が相反する場合)

(1)親権者と子の利益が相反する行為については、親権者は、その子のために特別代理人を選任することを裁判所に請求しなければならない。
(2)親権者が、数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権者は、一方の子のために特別代理人を選任することを裁判所に請求しなければならない。

第7節 本章の準用

第1066条(親権の代行者)

未婚の未成年者の子については、その未成年者の親権者が、親権を代行する。この場合において、本第5章(親権)の規定は親権代行者に準用する。

第6章 後見

第1節 未成年後見

第1款 未成年後見の開始

第1067条(未成年後見の開始の原因)

未成年者に親権を行う者がいないときは、未成年後見が開始する。

第2款 未成年後見人

第1068条(未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準)

(1)未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。
(2)第1項の規定によって未成年後見人となるべき者がいないときは、裁判所は、未成年者の四親等内の親族、未成年者の住所地の属するコミュニオン若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長または検察官の請求によって、未

成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様である。

(3)未成年後見人を選任するには、未成年者の心身の状態ならびに生活および財産の状況、未成年後見人となる者の職業および経歴ならびに未成年者との利害関係の有無、未成年者の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第1069条(未成年後見人選任義務)

第1052条(未成年後見の開始)第2項の規定によって選任された未成年後見人が欠けたときは、裁判所は、新たな未成年後見人をすみやかに選任しなければならない。

第1070条(未成年後見人の数・未成年被後見人に対する一般後見人の選任)

(1)未成年後見人は、1人でなければならない。ただし、精神上的障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く常況にある未成年被後見人について、第24条(一般後見開始の宣告)により一般後見を開始するときは、未成年後見人の他に、一般後見人を1人選任することができる。

(2)その他、未成年者に対する一般後見については、第1120条(一般後見人が複数の場合)第1項を除くほか、一般後見に関する規定を準用する。

第1071条(未成年後見人の辞任)

未成年後見人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

第1072条(未成年後見人選任義務)

未成年後見人が辞任したときは、裁判所は、新たな未成年後見人をすみやかに選任しなければならない。

第1073条(未成年後見人の解任)

未成年後見人に不正な行為その他未成年後見の任務に適しない事由があるときは、裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュン・サンカットの長、公的児童福祉施設の長もしくは検察官の請求によって、または職権で、未成年後見人を解任することができる。

第1074条(未成年後見人となることができない者)

次に掲げる者は、未成年後見人となることができない。

- 1 未成年者、一般被後見人、被保佐人
- 2 裁判所で免ぜられたことのある法定代理人、保佐人およびそれらの監督人
- 3 破産者
- 4 行方の知れない者

第3款 未成年後見監督人

第1075条(未成年指定後見監督人・未成年選定後見監督人)

(1)未成年後見人を指定することができる親権者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。

(2)第1項の規定によって指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、裁判所は、未成年後見人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュン・サンカットの長、公的児童福祉施設の長もしくは検察官の請求によって、または職権で、未成年後見監督人を選任することができる。未成年後見監督人の欠けた場合も、同様である。

第1076条(未成年後見監督人となることができない者)

未成年後見人の配偶者および四親等内の親族は、未成年後見監督人となることができない。

第1077条(未成年後見監督人の職務)

未成年後見監督人の職務は、次の通りである。

- 1 未成年後見人の職務を監督すること。
- 2 未成年後見人が欠けた場合に、遅滞なく新たな未成年後見人の選任を裁判所に請求すること。
- 3 急迫の事情がある場合に、未成年被後見人の身上監護および財産管理について必要な処分をすること。
- 4 未成年後見人と未成年被後見人との利益が相反する行為について未成年被後見人を代表すること。

第1078条(準用規定)

第1068条(未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準)第3項, 第1071条(未成年後見人の辞任), 第1073条(未成年後見人の解任), 第1074条(未成年後見人となることができない者), 第1087条(支出金額の予定・未成年後見のための費用)第2項, 第1088条(未成年後見人の報酬), 第1093条(未成年後見人の注意義務), 第1100条(未成年後見終了後における未成年後見人の応急義務)および第1101条(未成年後見終了の對抗要件)の規定は, 未成年後見監督人について準用する。

第4款 未成年後見人の職務

第1079条(未成年後見人の権利義務)

(1)未成年後見人は, 本第7編第5章第3節(親権者の権利および義務)に規定する事項について, 親権者と同一の権利義務を有する。ただし, 親権者が定めた教育の方法および居所を変更し, 未成年被後見人を懲戒し, 営業を許可し, 営業の許可を取り消し, または営業を制限するには, 未成年後見監督人があるときは, 未成年後見監督人の同意を得なければならない。

(2)未成年後見人は, 第1042条(子に関する重要な事項に関する協議義務)に規定する事項について, 未成年後見監督人があるときは, 未成年後見監督人と協議をしなければならない。ただし, 急を要するときはこの限りでない。

第1080条(財産管理と代理)

(1)未成年後見人は, 未成年被後見人の財産を管理し, また, 未成年被後見人の財産に関する行為について未成年者を代表する。

(2)第1053条(財産管理と代理)ただし書の規定は, 第1項の場合に準用する。

第1081条(財産調査・財産目録作成)

(1)未成年後見人は, 就任後, 遅滞なく未成年被後見人の財産の調査に着手し, 3ヶ月以内に, その調査を終わり, かつ, その目録を作成しなければならない。ただし, この期間は, 裁判所において, 伸長することができる。

(2)財産の調査およびその目録の作成は, 未成年後見監督人があるときは, 未成年後見監督人の立会をもってしなければ, その効力がない。

第1082条(財産目録作成前の権限)

未成年後見人は, 目録の作成が終わるまでは, 急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし, これを善意の第三者に対抗することができない。

第1083条(未成年被後見人に対する未成年後見人の債権債務の申出)

(1)未成年後見人が, 未成年被後見人に対し, 債権を有し, または債務を負う場合において, 未成年後見監督人があるときは, 財産の調査に着手する前に, これを未成年後見監督人に申し出なければならない。

(2)未成年後見人が, 未成年被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは, その債権を失う。

第1084条(未成年被後見人が包括財産を取得した場合への準用)

第1081条(財産調査・財産目録作成), 第1082条(財産目録作成前の権限)および第1083条(未成年被後見人に対する未成年後見人の債権債務の申出)の規定は, 未成年後見人が就職した後, 未成年被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第1085条(財産管理の許可)

未成年後見人は, 未成年被後見人に代わって, その居住の用に供する不動産について, 売却, 賃貸, 賃貸借の解

除または抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、裁判所の許可を得なければならない。

第1086条(未成年後見人と未成年被後見人の利益相反行為)

第1065条(親権者と子の利益が相反する場合)の規定は、未成年後見人にこれを準用する。ただし、未成年後見監督人がある場合は、この限りでない。

第1087条(支出金額の予定・未成年後見のための費用)

(1)未成年後見人は、その就職の初において、未成年被後見人の身上監護および財産管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。

(2)未成年後見人が未成年後見の職務を行うために必要な費用は、未成年被後見人の財産の中から支弁する。

第1088条(未成年後見人の報酬)

裁判所は、未成年後見人および未成年被後見人の資力その他の事情によって、未成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を未成年後見人に与えることができる。

第1089条(未成年後見人の職務の監督)

(1)未成年後見監督人または裁判所は、いつでも、未成年後見人に対して職務の報告もしくは財産目録の提出を求め、または未成年被後見人の身上もしくは財産の状況を調査することができる。

(2)裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、公的児童福祉施設の長もしくは検察官の請求によって、または職権で、未成年被後見人の身上監護もしくは財産管理その他未成年後見にかかわる必要な処分を未成年後見人に命ずることができる。

第1090条(法定代理権および同意権の制限)

未成年後見人が、未成年被後見人に代わって営業もしくは第30条(行為の取消権)に掲げる行為をし、または未成年被後見人がこれをする事に同意するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、元本の領収については、この限りでない。

第1091条(第1090条違反の効果)

(1)未成年後見人が、第1090条(法定代理権および同意権の制限)の規定に違反してし、または同意を与えた行為は、未成年被後見人または未成年後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第32条(催告権)の規定を準用する。

(2)第1項の規定は、第358条(取り消すことのできる行為)および第360条(取消または追認の方法)から第363条(取消権の消滅時効)の規定の適用を妨げない。

第1092条(未成年被後見人からの財産等の譲受け)

(1)未成年後見人が未成年被後見人の財産または未成年被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、未成年被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第32条(催告権)の規定を準用する。

(2)第1項の規定は、第358条(取り消すことのできる行為)および第360条(取消または追認の方法)から第363条(取消権の消滅時効)の規定の適用を妨げない。

第1093条(未成年後見人の注意義務)

(1)未成年後見人は、善良な管理者の注意をもって未成年後見の職務を行う義務を負う。

(2)未成年後見人が、第1項の注意義務に違反し、未成年被後見人に損害を与えた場合には、未成年被後見人は未成年後見人にその損害賠償を請求することができる。

第1094条(第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理)

(1)無償で未成年被後見人に財産を与える第三者が、未成年後見人にその財産を管理させない意思を表示したときは、その財産は、未成年後見人の管理に属しないものとする。

(2)第1項の財産につき未成年後見人が財産管理を行わない場合において、第三者が財産管理を行う者を指定しなかったときは、裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人の四親等内の親族、未成年被後見人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長又は検察官の請求によって、その財産管理を行う者を選任する。

(3)第三者が財産管理を行う者を指定したときでも、その財産管理を行う者の権限が消滅し、またはこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に財産管理を行う者を指定しないときも、第2項と同様である。

(4)第37条(裁判所による財産管理人の選任)から第40条(財産管理人の権限等)の規定は、第2項および第3項の場合にこれを準用する。

第5款 未成年後見からの解放

第1095条(未成年後見解放の要件)

(1)16歳に達した未成年被後見人が独立自活している場合、裁判所は未成年被後見人の申し立てにより、それがその未成年被後見人の利益に適うと判断するときは、未成年後見からの解放を宣告することができる。この場合、裁判所は未成年後見人の意見を聞かなければならない。未成年後見監督人のあるときは、裁判所は未成年後見監督人の意見も聞かなければならない。

(2)婚姻した未成年被後見人は、裁判所の宣告なしに、未成年後見から解放される。

(3)第2項の場合においては、当事者が後に離婚しても、未成年後見解放の効果は消滅しない。

第1096条(未成年後見解放の効果)

未成年後見から解放された未成年被後見人は、成年に達したものとみなす。

第1097条(財産管理の計算・未成年後見監督人の立会)

(1)未成年後見人の任務が終了したときは、未成年後見人またはその相続人は、終了の日から3ヶ月以内に財産管理の計算をしなければならない。ただし、この期間は、裁判所において、伸長することができる。

(2)第1項の計算は、未成年後見監督人があるときは、未成年後見監督人の立会をもって行う。

第1098条(未成年被後見人・未成年後見人間の契約の取消し)

(1)未成年被後見人が成年に達した後、後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人または未成年後見人の相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が未成年後見人または未成年後見人の相続人に対してした単独行為も、同様である。

(2)第358条(取り消すことのできる行為)および第360条(取消または追認の方法)から第363条(取消権の消滅時効)の規定は、第1項の場合に準用する。

第1099条(未成年後見人および未成年被後見人の利息支払義務)

(1)未成年後見人が未成年被後見人に返還すべき金額および未成年被後見人が未成年後見人に返還すべき金額には、未成年後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。

(2)未成年後見人が自己のために未成年被後見人の金銭を消費した時は、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があったときは、その賠償の責に任ずる。

第1100条(未成年後見終了後における未成年後見人の応急義務)

(1)未成年後見が終了した場合において急迫の事情があるときは、未成年後見人またはその相続人もしくは法定代理人は、未成年被後見人またはその相続人もしくは法定代理人が事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

(2)第1項の規定は、第1094条(第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理)により指定または選任された財産管理人について準用する。

第1101条(未成年後見終了の対抗要件)

(1)未成年後見終了の事由は、それが未成年被後見人に生じたものであると未成年後見人に生じたものであると問わず、これを相手方に通知したとき、または相手方がこれを知ったときでなければ、これをもってその相手方に対抗

することができない。

(2)第1項の規定は、第1094条(第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理)による財産の管理について準用する。

第1102条(未成年後見に関する債権の消滅時効)

(1)第1060条(財産管理に関する親子間の債権消滅時効)の規定は、未成年後見人または未成年後見監督人と未成年被後見人との間において未成年後見に関して生じた債権にこれを準用する。

(2)第1項の時効は、第1098条(未成年被後見人・未成年後見人間の契約の取消し)の規定によって行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。

第6款 未成年被後見人の子への準用

第1103条(未成年被後見人の親権の代行)

(1)未成年後見人は、未成年被後見人に代わって未成年被後見人の子について親権を代行する。

(2)第1079条(未成年後見人の権利義務)から第1102条(未成年後見に関する債権の消滅時効)の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第2節 一般後見

第1款 一般後見の開始

第1104条(一般後見の開始)

一般後見は、第24条(一般後見開始の宣告)により開始する。

第2款 一般後見人

第1105条(一般後見人の選任)

(1)裁判所は、一般後見開始の宣告をするときは、職権で、一般後見人を選任する。

(2)一般後見人が欠けたときは、裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、または職権で、一般後見人を選任する。

(3)一般後見人が選任されている場合においても、裁判所は、必要があると認めるときは、第2項に掲げる者もしくは一般後見人の請求によって、または職権で、さらに一般後見人を選任することができる。

(4)一般後見人を選任するには、一般被後見人の心身の状態ならびに生活および財産の状況、一般後見人となる者の職業および経歴ならびに一般被後見人との利害関係の有無、一般被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。一般後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類および内容ならびにその法人およびその代表者と一般被後見人との利害関係の有無についても、同様とする。

(5)裁判所は、未成年者に一般後見人を選任する場合に、親権者または未成年後見人を一般後見人に選任することができる。裁判所が、未成年者の親権者または未成年後見人でない者を一般後見人に選任する場合は、親権者または未成年後見人と一般後見人の職務の分掌について定めなければならない。

第1106条(一般後見人の辞任)

一般後見人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

第1107条(一般後見人選任義務)

一般後見人が辞任したときは、裁判所は、新たな一般後見人をすみやかに選任しなければならない。

第1108条(一般後見人の解任)

一般後見人に不正な行為その他一般後見の任務に適しない事由があるときは、裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ・

サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、または職権で、一般後見人を解任することができる。

第1109条(一般後見人となることができない者)

次に掲げる者は、一般後見人となることができない。

- 1 未成年者、一般被後見人、被保佐人
- 2 裁判所で免ぜられたことのある法定代理人、保佐人およびそれらの監督人
- 3 破産者
- 4 行方の知れない者

第3款 一般後見監督人

第1110条(一般後見監督人)

裁判所は、必要があると認めるときは、一般後見人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュン・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、または職権で、一般後見監督人を選任することができる。一般後見監督人の欠けた場合も、同様である。

第1111条(一般後見監督人となることができない者)

一般後見人の配偶者および四親等内の親族は、一般後見監督人となることができない。

第1112条(一般後見監督人の職務)

一般後見監督人の職務は、次の通りである。

- 1 一般後見人の職務を監督すること。
- 2 一般後見人が欠けた場合に、遅滞なく新たな一般後見人の選任を裁判所に請求すること。
- 3 急迫の事情がある場合に、一般被後見人の生活、療養看護および財産管理について必要な処分をすること。
- 4 一般後見人またはその代表する者と一般被後見人との利益が相反する行為について一般被後見人を代表すること。

第1113条(準用規定)

第1105条(一般後見人の選任)第4項、第1106条(一般後見人の辞任)、第1108条(一般後見人の解任)、第1109条(一般後見人となることができない者)、第1120条(一般後見人が複数の場合)、第1121条(財産管理の許可)、第1123条(支出金額の予定・一般後見のための費用)第2項、第1124条(一般後見人の報酬)、第1129条(一般後見人の注意義務)、第1133条(一般後見終了後における一般後見人の応急義務)および第1134条(一般後見終了の対抗要件)の規定は、一般後見監督人について準用する。

第4款 一般後見人の職務

第1114条(財産管理と代理)

(1)一般後見人は、一般被後見人の財産を管理し、また、一般被後見人の財産に関する行為について一般被後見人を代表する。

(2)第1053条(財産管理と代理)ただし書の規定は、第1項の場合に準用する。

第1115条(財産調査・財産目録作成)

(1)一般後見人は、就任後、遅滞なく一般被後見人の財産の調査に着手し、3ヶ月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、裁判所において、伸長することができる。

(2)財産の調査およびその目録の作成は、一般後見監督人があるときは、一般後見監督人の立会をもってこれをしなければ、その効力がない。

第1116条(財産目録作成前の権限)

一般後見人は、財産目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これを善意の第三者に対抗することができない。

第1117条(一般被後見人に対する一般後見人の債権債務の申出)

- (1)一般後見人が、一般被後見人に対し、債権を有し、または債務を負う場合において、一般後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを一般後見監督人に申し出なければならない。
- (2)一般後見人が、一般被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第1118条(一般被後見人が包括財産を取得した場合への準用)

第1115条(財産調査・財産目録作成)、第1116条(財産目録作成前の権限)、第1117条(一般被後見人に対する一般後見人の債権債務の申出)の規定は、一般後見人が就職した後、一般被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第1119条(一般被後見人の意思尊重など)

- (1)一般後見人は、一般被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては、一般被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない。
- (2)一般後見人は、一般被後見人および一般後見人の資力ならびに両者の関係に応じて、一般被後見人の療養看護に努めなければならない。

第1120条(一般後見人が複数の場合)

- (1)一般後見人が数人あるときは、裁判所は、職権で、数人の一般後見人が、共同してまたは職務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。
- (2)裁判所は、職権で、第1項の規定による定めを取り消すことができる。
- (3)一般後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第1121条(財産管理の許可)

一般後見人は、一般被後見人に代わって、その居住の用に供する建物またはその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除または抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、裁判所の許可を得なければならない。

第1122条(一般後見人と一般被後見人の利益相反行為)

第1065条(親権者と子の利益が相反する場合)の規定は、一般後見人にこれを準用する。ただし、一般後見監督人がある場合は、この限りでない。

第1123条(支出金額の予定・一般後見のための費用)

- (1)一般後見人は、その就職の初において、一般被後見人の生活、療養看護および財産管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。
- (2)一般後見人が一般後見の職務を行うために必要な費用は、一般被後見人の財産の中から支弁する。

第1124条(一般後見人の報酬)

裁判所は、一般後見人および一般被後見人の資力その他の事情によって、一般被後見人の財産の中から、相当な報酬を一般後見人に与えることができる。

第1125条(一般後見人の職務の監督)

- (1)一般後見監督人または裁判所は、いつでも、一般後見人に対して職務の報告もしくは財産目録の提出を求め、または一般被後見人の生活、療養看護もしくは財産管理の状況を調査することができる。
- (2)裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、または

職権で、一般被後見人の生活、療養看護もしくは財産管理その他一般後見にかかわる必要な処分を一般後見人に命ずることができる。

第1126条(法定代理権および同意権の制限)

一般後見人が、一般被後見人に代わって営業もしくは第30条(行為の取消権)に掲げる行為をし、または一般被後見人がこれをするに同意するには、一般後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、元本の領収については、この限りでない。

第1127条(第1126条違反の効果)

(1)一般後見人が、第1126条(法定代理権および同意権の制限)の規定に違反してし、または同意を与えた行為は、一般被後見人または一般後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第32条(催告権)の規定を準用する。

(2)第1項の規定は、第358条(取り消すことのできる行為)および第360条(取消または追認の方法)から第363条(取消権の消滅時効)の規定の適用を妨げない。

第1128条(一般被後見人からの財産等の譲受け)

(1)一般後見人が一般被後見人の財産または一般被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、一般被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第32条(催告権)の規定を準用する。

(2)第1項の規定は、第358条(取り消すことのできる行為)および第360条(取消または追認の方法)から第363条(取消権の消滅時効)の規定の適用を妨げない。

第1129条(一般後見人の注意義務)

(1)一般後見人は、善良な管理者の注意をもって一般後見の職務を行う義務を負う。

(2)一般後見人が、第1項の注意義務に違反し、一般被後見人に損害を与えた場合には、一般被後見人は一般後見人にその損害賠償を請求することができる。

第1130条(第三者が一般被後見人に与えた財産の管理)

(1)無償で一般被後見人に財産を与える第三者が、一般後見人にその財産を管理させない意思を表示したときは、その財産は、一般後見人の管理に属しないものとする。

(2)第1項の財産につき一般後見人が財産管理を行わない場合において、第三者が財産管理を行う者を指定しなかったときは、裁判所は、一般後見監督人、一般被後見人、一般被後見人の配偶者、一般被後見人の四親等内の親族、一般被後見人の住所地の属するコミュニティ若しくはサンカットの長または検察官の請求によって、その財産管理を行う者を選任する。

(3)第三者が財産管理を行う者を指定したときでも、その財産管理を行う者の権限が消滅し、またはこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に財産管理を行う者を指定しないときも、第2項と同様である。

(4)第37条(裁判所による財産管理人の選任)から第40条(財産管理人の権限等)の規定は、第2項および第3項の場合にこれを準用する。

第5款 一般後見の終了

第1131条(財産管理の計算・一般後見監督人の立会)

(1)一般後見人の任務が終了したときは、一般後見人またはその相続人は、終了の日から3ヶ月以内に財産管理の計算をしなければならない。ただし、この期間は、裁判所において、伸長することができる。

(2)第1項の計算は、一般後見監督人があるときは、一般後見監督人の立会をもってこれをする。

第1132条(一般後見人および一般被後見人の利息支払義務)

(1)一般後見人が一般被後見人に返還すべき金額および一般被後見人が一般後見人に返還すべき金額には、一般後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。

(2)一般後見人が自己のために一般被後見人の金銭を消費した時は、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があったときは、その賠償の責に任ずる。

第1133条(一般後見終了後における一般後見人の応急義務)

(1)一般後見が終了した場合において急迫の事情があるときは、一般後見人またはその相続人もしくは法定代理人は、一般被後見人またはその相続人もしくは法定代理人が事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

(2)第1項の規定は、第1130条(第三者が一般被後見人に与えた財産の管理)により指定または選任された財産管理人について準用する。

第1134条(一般後見終了の対抗要件)

(1)一般後見終了の事由は、それが一般被後見人に生じたものであると一般後見人に生じたものであるとを問わず、これを相手方に通知したとき、または相手方がこれを知ったときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。

(2)第1項の規定は、第1130条(第三者が一般被後見人に与えた財産の管理)による財産の管理について準用する。

第1135条(一般後見に関する債権の消滅時効)

第1060条(財産管理に関する親子間の債権消滅時効)の規定は、一般後見人または一般後見監督人と一般被後見人との間において一般後見に関して生じた債権にこれを準用する。

第7章 保佐

第1136条(保佐の開始)

保佐は、第28条(保佐開始の宣告)により開始する。

第1137条(保佐人の選任)

(1)裁判所は、保佐開始の宣告をするときは、職権で、保佐人を選任する。

(2)第1105条(一般後見人の選任)第2項から第4項までおよび第1106条(一般後見人の辞任)から第1109条(一般後見人となることができない者)までの規定は、保佐人について準用する。

(3)保佐人またはその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

(4)同一の保佐人に保佐されている複数の被保佐人の間で利益が相反する行為についても、第3項と同様とする。

第1138条(保佐監督人)

(1)裁判所は、必要があると認めるときは、保佐人、被保佐人、被保佐人の配偶者、被保佐人の四親等内の親族、被保佐人の住所地の属するコミュニティ・サンカットの長、検察官もしくはその他の利害関係人の請求によって、または職権で、保佐監督人を選任することができる。保佐監督人が欠けた場合も、同様である。

(2)第1105条(一般後見人の選任)第4項、第1106条(一般後見人の辞任)、第1108条(一般後見人の解任)、第1109条(一般後見人となることができない者)、第1111条(一般後見監督人となることができない者)、第1120条(一般後見人が複数の場合)、第1123条(支出金額の予定・一般後見のための費用)第2項および第1124条(一般後見人の報酬)の規定は、保佐監督人について準用する。

(3)保佐監督人は、保佐人またはその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為について、被保佐人がこれをすることに同意する。

(4)同一の保佐人に保佐されている複数の被保佐人の間で利益が相反する行為についても、第3項と同様とする。

第1139条(保佐人の職務)

(1)保佐人は、第30条(行為の取消権)に掲げた行為を被保佐人が行うのに同意し、または被保佐人が保佐人の同意なくしたそれらの行為を取り消す権限を有する。

(2)保佐人は、第1項の職務を行うにあたっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、被保佐人の心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない。

(3)第1120条(一般後見人が複数の場合)、第1123条(支出金額の予定・一般後見のための費用)第2項、第11

24条(一般後見人の報酬)および第1125条(一般後見人の職務の監督)の規定は保佐人の職務について準用する。

(4)第1060条(財産管理に関する親子間の債権消滅時効)の規定は保佐人または保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権についてこれを準用する。

第8章 扶養

第1140条(扶養義務者の範囲および順序)

(1)親族は、下記の範囲および順序で、扶養義務者になる。

第1 同居の親族

第2 直系血族

第3 兄弟姉妹

(2)裁判所は、特別の事情があるときは、第1項に規定する者の外、3親等内の親族に扶養の義務を負わせることができる。一方の配偶者の死亡によって婚姻が解消した場合において、生存配偶者と死亡配偶者の親族との間の扶養についても同様とする。

(3)第2項の規定による裁判があった後、事情に変更を生じたときは、裁判所は、その裁判を取り消すことができる。

第1141条(現実に扶養すべき者および現実に扶養を受ける者の確定)

(1)扶養義務者が数人ある場合には、義務者は、その協議で一人又は複数の現実に扶養をすべき者を定めなければならない。

(2)第1項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所は、扶養義務者の資力、年齢、心身の状況および当事者の人間関係その他一切の事情を考慮して、現実に扶養をすべき者を定める。

(3)第1項および第2項の規定は、扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、現実に扶養を受けるべき者を定める場合にも適用する。

第1142条(扶養の程度または方法)

扶養の程度または方法について、当事者間に協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、扶養権利者の生活上の必要性、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、裁判所が、これを定める。

第1143条(扶養関係の変更または取消し)

(1)現実に扶養をすべき者もしくは現実に扶養を受けるべき者または扶養の程度もしくは方法について協議または裁判があった後、事情に変更を生じたときは、当事者はその協議によって扶養関係の変更をすることができる。

(2)第1項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、当事者は、裁判所に前の協議または裁判の取消しまたは変更を求めることができる。

(3)第1141条(現実に扶養すべき者および現実に扶養を受ける者の確定)第2項および第3項の規定は、本条第2項により裁判所が取消しまたは変更を命じる場合に準用する。

第1144条(扶養請求権の処分禁止)

扶養を受ける権利は、扶養を必要とする者の一身に専属する権利であり、第三者に対する譲渡、贈与又は担保権の設定その他一切の取引の対象とすることができない。

第8編 相続

第1章 総則

第1節 相続の開始

第1145条(相続開始の原因)

(1)相続は、被相続人の死亡によって開始する。

(2)相続は、法律の規定又は被相続人の意思に基づきなされる。法律の規定による相続を法定相続といい、被相続人の意思による相続を遺言相続という。

第1146条(相続開始の場所)

相続は、被相続人の死亡の時の住所において開始する。

第2節 相続の効果

第1147条(相続財産の承継)

(1)相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(2)祭具及び墳墓又は動産である伝来の家宝の所有権については、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者等のこれらを承継すべき者があるときは、その者が、これを承継する。被相続人の指定がないときは、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者等のこれらを承継すべき者がこれを承継する。そのような慣習が明らかでないときは、これらを承継すべき者は、裁判所がこれを定める。

第1148条(相続人が複数ある場合の財産権の承継)

(1)相続人が数人あるときは、各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。ただし、権利義務の性質上、分割することができないものは、不可分のまま相続する。

(2)相続財産は、共同相続人の共有に属する。

第3節 相続適格

第1149条(相続等の適格者)

(1)相続は、相続開始の時に生存しており、かつ、第1150条(相続等の欠格者)ないし第1152条(遺言による相続人の廃除)の規定に該当しない者のみができる。

(2)第1項の規定にかかわらず、胎児については、第9条(胎児)第2項及び第3項の規定を適用する。

第1150条(相続等の欠格者)

次に掲げる者は、相続人となり、又は遺言により財産を取得することができない。

1 直接にせよ、間接にせよ、故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

2 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の分別がないとき、又は殺害者がその者の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

3 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを変更することを妨げた者

4 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを変更させた者

5 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

第1151条(相続人の廃除)

(1)遺留分を有する推定相続人が次に掲げる行為をしたときは、被相続人は、その推定相続人につき相続から廃除し、相続させないことを裁判所に申し立てることができる。被相続人は、廃除の意思表示を遺言によってもすることもできる。

1 被相続人に対して虐待をしたとき。

2 被相続人に重大な侮辱を加えたとき。

3 被相続人が病気の時に、可能でありながら、その世話をしなかったとき。

4 終身刑の有罪判決を受けたとき。

5 その他の著しい非行があったとき。

(2)廃除を求められた推定相続人は、第1項の裁判において、廃除の事由の存否を争うことができる。

第1152条(遺言による相続人の廃除)

被相続人が第1151条(相続人の廃除)に掲げる遺言をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく裁判所に廃除を申し立てなければならない。この場合は、廃除は、被相続人の死亡のときに遡ってその効力を生ずる。

第1153条(相続欠格者等による相続財産の占有)

第1150条(相続等の欠格者)の規定により相続欠格者となり、若しくは遺言により財産を取得することができない者又は第1151条(相続人の廃除)及び第1152条(遺言による相続人の廃除)の規定により相続を廃除された者が相続財産を占有しているときは、相続開始の時から、悪意の占有者とみなす。

第1154条(廃除の取消し)

- (1)被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消しを裁判所に申し立てることができる。
- (2)第1152条(遺言による相続人の廃除)の規定は、廃除の取消しに準用する。

第1155条(相続人等が外国人である場合)

- (1)相続人又は遺言により財産を取得すべき者がカンボディアの国籍を有しないときは、土地を相続又は遺贈により取得することができない。
- (2)共同相続人の1人又は数人がカンボディアの国籍を有しないときは、第1項の規定に留意して遺産を分割しなければならない。
- (3)先順位の相続人の全員がカンボディアの国籍を有しないときは、相続財産のうち土地はこれを法人とし、その管理及び処分は、当該先順位の相続人の全員が行う。
- (4)先順位の相続人の全員が単純又は限定の承認をしてから3月以内に第3項の相続財産の処分権者として土地を売却したときは、売却代金は相続財産となり、同項の相続財産法人は消滅する。
- (5)先順位の相続人の全員が第4項の規定に従い単純又は限定の承認をしてから3月以内に土地を売却しないときは、土地の所有権は、次順位のカンボジア国籍を有する相続人が相続する。この場合においては、第3項の相続財産法人は存在しなかったものとみなす。

第2章 法定相続

第1節 相続人

第1156条(第1順位の相続人)

- (1)被相続人の子は、第1順位の相続人となる。
- (2)被相続人の子は、実子であるか又は養子であるかどうかを問わず、同等の相続分を有する。

第1157条(代襲相続)

- (1)被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第1150条(相続等の欠格者)の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- (2)第1項の規定は、代襲者について同項に定める事由がある場合につき、逐次適用する。

第1158条(代襲相続の場合の相続分)

第1157条(代襲相続)の規定によって相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同一とする。直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、当該直系卑属間で均分に相続する。

第1159条(第2順位の相続人)

- (1)被相続人に相続人となるべき直系卑属がいなかった場合には、被相続人の直系尊属が相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- (2)相続人となる直系尊属が数人あるときは、各自が均分に相続する。

第1160条(第3順位の相続人)

- (1)被相続人に相続人となるべき直系卑属及び直系尊属のいずれもがない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となる。
- (2)兄弟姉妹が数人あるときは、各自が均分に相続する。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。
- (3)第1157条(代襲相続)第1項の規定及び第1158条(代襲相続の場合の相続分)の規定は、第1項及び第2項の規定により相続人となるべき被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始前に死亡した場合にこれを準用する。

第2節 配偶者の相続

第1161条(配偶者の相続)

- (1)被相続人の配偶者は、常に相続人となる。
- (2)被相続人の配偶者が相続人となる場合において、第1節(相続人)の規定により配偶者以外の者も相続人となるべきときは、配偶者は、その者と同順位とする。

第1162条(配偶者がいる場合の相続分)

被相続人の配偶者と配偶者以外の者が相続人となる場合における相続人の相続分は、次のとおりとする。

- 1 配偶者及び直系卑属が相続人である場合は、配偶者と被相続人の各子とは均分に相続する。
- 2 配偶者及び被相続人の父母が相続人である場合は、配偶者の相続分は3分の1、父母の相続分は3分の2とする。ただし、被相続人の父母が1人しか生存していないときは、当該父又は母と配偶者とは、均分に相続する。
- 3 配偶者及び被相続人の父母以外の直系尊属又は兄弟姉妹若しくはその代襲者が相続人である場合は、配偶者の相続分は2分の1、被相続人の父母以外の直系尊属又は兄弟姉妹若しくはその代襲者の相続分は2分の1とする。

第3節 相続分の調整

第1163条(特別受益者の相続分)

- (1)共同相続人中に、被相続人の生前に同人から婚姻その他の出来事を契機として、若しくは生計の資本として贈与を受け、又は被相続人から遺贈を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第1節(相続人)及び第2節(配偶者の相続)の規定によって算定した相続分の中からその贈与又は遺贈の価額を控除し、その残額をもってその者の相続分とする。
- (2)贈与又は遺贈の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、当該共同相続人は、その相続分を受けることができない。

第1164条(贈与の価額)

第1163条(特別受益者の相続分)の贈与の価額は、相続開始前に受贈者が贈与を受けた財産を処分し、又はその財産が滅失したときは、その処分又は滅失の時ににおける価額により算定する。受贈者がその財産を一部変更を加えた結果、価額に変動が生じたときは、相続開始の時になお原状にあるものとして価額を算定する。贈与を受けた相続人が受け取った利息及び実現した利益は、価額に算定しない。

第1165条(特別受益の価額が相続分の価額を超える場合)

- (1)共同相続人の受けた贈与又は遺贈の価額が、相続分の価額を超える場合であっても、当該共同相続人は、遺留分の減殺によるときを除き、他の共同相続人のために、贈与にかかる財産を持ち戻すことを要しない。
- (2)第1項の場合においては、他の共同相続人の相続分は、第1163条(特別受益者の相続分)第1項の規定によって定められた各共同相続人の相続分の割合により、被相続人が相続開始の時に有していた相続財産の価額を配分した額とする。

第1166条(寄与分)

- (1)共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方

法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第1節（相続人）及び第2節（配偶者の相続）の規定によって算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

(2) 第1項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所は、同項に規定する寄与をした者の申立てにより、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

(3) 寄与分は、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額から遺贈の価額及び被相続人が共同相続人の相続分又は遺産分割の方法として指定した財産の価額を控除した額を超えることができない。

(4) 第2項の申立ては、第1270条（裁判所による分割）第1項の規定による申立て又は第1274条（遺産分割後に認知された者の請求）の規定による訴えの提起があった場合にすることができる。

第1167条（第三者に対する関係）

本第3節（相続分の調整）の規定に基づく相続分の調整は、その調整に基づく遺産分割の結果について対抗要件を具備しなければ、第三者に主張することができない。

第3章 遺言相続

第1節 遺言能力

第1168条（遺言することができる者）

(1) 成年に達した者及び未成年後見又は親権から解放された未成年者は、遺言をすることができる。

(2) 第26条（行為の取消権）及び第30条（行為の取消権）の規定は、遺言には、これを適用しない。

第1169条（遺言時の能力）

(1) 遺言者は、遺言をする時にその能力を有しなければならない。

(2) 遺言者の能力の欠乏を主張する者は、そのことを立証しなければならない。ただし、第1176条（一般被後見人の遺言）に規定する場合は、この限りでない。

第2節 遺言の方式

第1170条（遺言の要式性）

(1) 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これをすることができない。

(2) この法律の定めるいずれの方式にも適合しない遺言は、無効とする。ただし、日付のない遺言は、同一の遺言者が作成した他の遺言が当該遺言に反するものでない場合に限り、有効とする。日付のない遺言が複数ある場合において、互いに矛盾するときは、互いに効力を減殺させる。

第1171条（方式の有効性）

遺言は、この法律に定めるいずれかの方式に適合するときは、方式に関し有効とする。

第1172条（証人又は立会人となることができない者）

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 1 未成年者及び一般被後見人
- 2 推定相続人及び受遺者並びにその配偶者及び直系血族
- 3 公証人が公正証書遺言又は秘密証書遺言の作成に関与する場合には、公証人の配偶者、直系血族、書記及び雇人

第1173条（公正証書による遺言）

(1) 公正証書による遺言は、遺言者が、公証人の面前で、第2項に定める方式により行う。

(2) 公正証書による遺言は、次の方式に従わなければならない。

- 1 2名以上が証人として立ち会うこと。

- 2 遺言者が公証人に遺言の趣旨を口述すること。
- 3 公証人が、遺言者の遺言内容を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること。
- 4 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、証書上にこれらの氏名、年齢及び住所を明らかにした上で、各自署名すること。ただし、遺言者が文字を記載し、又は署名することができないときは、公証人がその者の氏名、年齢及び住所を記載した上で、その事由を付記して、上記記載及び署名に代えることができる。
- 5 公証人が、日付を記載して、署名すること。

第1174条(私製証書による遺言)

(1)私製証書による遺言は、これを行う遺言者がその全文及び日付を自筆し、かつ、これに署名しなければならない。他人による代筆、タイプ等機械による記載による私製証書の遺言は、無効とする。

(2)私製証書による遺言中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して、特にこれに署名しなければ、その効力がない。

第1175条(秘密証書遺言)

秘密証書によって遺言をするには、次の方式に従わなければならない。

- 1 遺言者が、その証書に署名すること。
- 2 遺言者が、その証書を封じ、封じた箇所に署名、イニシャルの記載その他開封の有無を判断し得る措置を施すこと。
- 3 遺言者が、公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに自己以外の者が筆記したときはその筆者の氏名及び住所を申述すること。
- 4 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名すること

第1176条(一般被後見人の遺言)

(1)一般被後見人が自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を一次的に回復した時において遺言をするには、医師2名以上の立会いがなければならない。

(2)遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記し、医師であることを冠記した上で、これに署名しなければならない。

第1177条(死亡危急者の遺言)

(1)疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人3人以上の立会をもって、その1人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名しなければならない。

(2)第1項の規定によつてした遺言は、遺言の日から1月以内に、証人の1人又は利害関係人から裁判所に申し立てて、その確認を得なければ、その効力がない。

(3)裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

第1178条(被收容者等の遺言)

(1)判決又は行政処分により隔離された場所に收容されている者は、警察官又は收容所の職員1人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

(2)船舶又は航空機中に在る者は、船長若しくは機長又は事務員1人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

(3)第1項又は第2項の遺言書の作成に当たっては、遺言者は、警察官若しくは收容所の職員又は船長若しくは機長若しくは事務員に対して口頭で遺言をすることができる。

(4)第3項の場合においては、第1173条(公正証書による遺言)第2項第2号ないし第5号の規定を準用する。この場合においては、公証人とあるのを警察官若しくは收容所の職員又は船長若しくは機長若しくは事務員と読み替えて適用する。

(5)第1項ないし第4項の規定により作成された遺言は、遺言者が收容施設から解放され、又は船舶若しくは航空機から降りた後、第1173条(公正証書による遺言)ないし第1175条(秘密証書遺言)に定める方式によって遺言をすることができるようになった時から6月間生存するときは、その効力がない。

第1179条(口がきけない者等の遺言作成)

(1)口がきけない者が第1173条(公正証書による遺言)、第1175条(秘密証書遺言)、または第1177条(死亡危急者の遺言)の方式により遺言する場合には、遺言者は、公証人又は証人の前で、遺言の趣旨若しくは自己の遺言書である旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書することにより、口述に代えることができる。

(2)公証人その他この法律により定められた者が遺言の趣旨を筆記した後に遺言者及び証人に対してその内容を読み聞かせるべき場合において、遺言者又は証人が耳が聞こえない者であるときは、筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えることにより、筆記の内容の読み聞かせに代えることができる。

(3)第1項及び第2項の場合においては、公証人その他この法律により定められた者は、証書にその旨を記載しなければならない。

第1180条(署名に代わる記名拇印)

公証人及び証人が署名すべき場合においては、記名の上、拇印するだけで足りる。

第1181条(在外カンボディア人の遺言の特則)

カンボディア国の領事の駐在する地にあるカンボディア人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事がこれを行う。

第3節 遺言事項

第1182条(相続分の指定)

(1)被相続人は、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又は特別受益者の相続分に関する第1163条(特別受益者の相続分)の規定と異なる意思表示をすることができる。ただし、遺留分を侵害する相続分の指定は、遺留分に関する規定に服する。

(2)被相続人が共同相続人中の1人又は数人の相続分のみを定めたときは、他の共同相続人の相続分は、第2章第3節(相続分の調整)の規定によってこれを定める。

第1183条(遺言による分割方法の指定等)

被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から5年を超えない期間内の分割を禁止することができる。

第1184条(財産の譲渡)

遺言者は、遺留分に関する規定に従うことを条件として、遺言で、第1199条(遺贈の意義)に定める方法によりその財産の全部又は一部を贈与することができる。

第1185条(相続人に対する財産の譲渡)

(1)被相続人が1人又は数人の共同相続人に対して1又は数個の特定の財産を譲渡する旨の遺言をしたときは、それが負担付遺贈等遺贈の趣旨であることが明らかな場合を除き、遺産分割の方法を指定したものと推定し、その指定にかかる財産の価額がその相続人の相続分を超過するときは、相続分の指定もしたものと推定する。

(2)被相続人が相続財産のうち一部の財産のみについて遺言をした場合において、その財産の価額が、これを受けることとなった相続人に関する相続分よりも少額であるときは、遺言に別段の意思表示がない限り、その相続人に帰属すべき遺産の分割方法の指定をしたに止まるものと推定する。

第1186条(遺言執行者の指定)

遺言者は、遺言で、1人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

第1187条(その他の事項)

遺言者は、この法律で定められたその他の事項を遺言することができるほか、家族の調和を図るための意見その

他の事項を遺言することができる。この場合には、相続人等はその遺言を尊重しなければならない。

第4節 遺言の取消し

第1188条(遺言の取消しの時期及び方式)

遺言者は、いつでも、本第4節(遺言の取消し)に定めるところに従って、遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第1189条(遺言の方式による取消し)

- (1)遺言の全部又は一部は、遺言の方式に従って、これを取り消すことができる。
- (2)前の遺言と後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

第1190条(生前処分による遺言の取消し)

遺言者が、生前に遺言の目的物に関し、譲渡その他の行為をしたときは、その抵触する部分については、遺言を取り消したものとみなす。

第1191条(遺言書等の破棄による取消し)

遺言者が故意に遺言の原本を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺言の目的物を破棄したときも、同様とする。

第1192条(遺言取消権の放棄)

遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。

第1193条(負担付遺贈に関する取消し)

受遺者が遺贈と引き替えに遺言者から課せられた義務を履行しないときは、遺言執行者又はそれがいないときは相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、もし、その期間内に義務の履行がないときは、当該遺贈の取消しを裁判所に請求することができる。

第5節 遺言の効力

第1194条(遺言の効力発生時期)

- (1)遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。
- (2)遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。

第1195条(相続分の指定等の効力)

- (1)被相続人が1人又は数人の共同相続人に対して1又は数個の特定の財産を譲渡する方法により相続分又は遺産分割の方法を指定したときは、当該特定の財産は、遺言の効力発生とともに当然に、その帰属すべきものとされた相続人に帰属する。
- (2)遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、第1項の財産は、被相続人の死亡の時に遡って、その帰属すべきものとされた相続人に帰属したものとみなす。

第1196条(推定相続人の死亡等)

- (1)被相続人が、遺言で、相続人の相続分又は遺産分割の方法を指定した場合において、推定相続人が相続の開始以前に死亡したとき、又は第1150条(相続等の欠格者)の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その指定は、当該推定相続人の代襲者に対して行ったものとみなす。
- (2)第1項の場合において、当該推定相続人に代襲者がいないときは、当該推定相続人に対する指定は、効力を生じ

ない。相続人が相続を放棄した場合も、同様である。

(3)第1項又は第2項の規定にかかわらず、被相続人がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1197条(一般後見人等への遺言の制限)

(1)一般被後見人が、一般後見の計算の終了前に、一般後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

(2)第1項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が一般後見人である場合には、これを適用しない。

第1198条(遺贈が無効等の場合の財産の帰属)

遺贈が、受遺者の欠格、死亡その他の事由によってその効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を生じないときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第6節 遺贈

第1199条(遺贈の意義)

包括遺贈とは、遺言者が遺言により、その財産の全部又は割合をもって指定する一部を、一人又は数人に対して贈与することをいい、特定遺贈とは、遺言者が遺言により、特定の財産を一人又は数人に対して贈与することをいう。

第1200条(受遺者の死亡)

(1)遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。遺贈が停止条件付きである場合において、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも同様である。

(2)第1項の規定にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

(3)推定相続人が受遺者である場合においては、第1項の規定は、第1196条(推定相続人の死亡等)第1項の規定の適用を害するものではない。

第1201条(遺贈の放棄)

(1)受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができる。ただし、包括遺贈の放棄については、相続放棄の規定に従う。

(2)遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時に遡ってその効力を生ずる。

第1202条(利害関係人の催告)

遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を定めて遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができる。もし、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第1203条(受遺者の相続人による放棄・承認)

受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1204条(承認又は放棄の取消し)

(1)遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。

(2)第1252条(承認又は放棄の取消し)第2項の規定は、遺贈の承認及び取消しに準用する。

第1205条(受遺者が相続人である場合の承認又は放棄)

(1)受遺者が相続人である場合において、相続を放棄したときは、遺贈も放棄したものとみなす。当該受遺者は、相続を放棄しながら、遺贈を承認することができない。

(2)第1項の受遺者は、相続を承認した場合においても、特定遺贈を放棄することができる。

第1206条(受遺者の果実取得権)

受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1207条(相続財産に属しない権利の遺贈)

遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。

第1208条(第三者の権利がある物や権利の遺贈)

遺贈の目的たる物又は権利が遺言者の死亡の時に第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対してその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。

第1209条(物上代位性)

(1)遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

(2)遺贈の目的物が、他の物と付合し、混和し、又は融合した場合において、遺言者が、第186条(動産と不動産の付合)又は第198条(動産の付合、混和、融合)の規定によって合成物の単独所有者又は共有者となったときは、その全部の所有権又は共有権を遺贈の目的としたものと推定する。

第1210条(債権の遺贈の物上代位性)

(1)債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

(2)金銭を目的とする債権については、相続財産中に存在する金銭及び弁済後に入金した預金の限度で、その金銭又は預金を遺贈の目的としたものと推定する。

第1211条(負担付遺贈における受遺者の責任)

(1)負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責に任ずる。

(2)負担付遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分減殺請求によって減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じてその負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第1212条(包括受遺者の権利義務)

(1)包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

(2)相続財産のすべてが相続人以外の者に包括遺贈されたときは、相続人は、遺留分に関する権利を除き、相続しなかったものとみなす。

第7節 遺言の執行

第1213条(遺言の検認及び開封)

(1)遺言書の保管者は、相続の開始を知った後遅滞なく、これを裁判所に提出して、その検認を申し立てなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人その他の利害関係人が遺言書を発見した後も、同様である。

(2)第1項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。

(3)封印のある遺言書は、裁判所において相続人若しくは利害関係人又はその代理人の立会いを以てしなければこれを開封することができない。

(4)第3項の規定に違反して裁判所外で遺言を開封した者は、100万リエル以下の過料に処される。

(5)遺言は、第3項の規定に違反して裁判所外で開封されたとしても、そのことを理由としてその効力を失わない。

第1214条(遺言執行者の指定)

- (1)遺言者が、遺言で、遺言執行者の指定を第三者に委託したときは、委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。
- (2)第1項の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なく相続人にその旨を通知しなければならない。

第1215条(遺言執行者の就職)

遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第1216条(遺言執行者就職の催告)

- (1)相続人その他の利害関係人は、遺言執行者と指定された者に対し、相当の期間を定め、その期間内に遺言執行者として就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を催告することができる。もし、その者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を辞したものとみなす。
- (2)第1項第1文の規定は、遺言執行者の指定を委託された第三者がすみやかに遺言執行者を指定しない場合に準用する。この場合において、当該第三者が、その期間内に遺言執行者の指定をしないときは、その委託を辞したものとみなす。

第1217条(遺言執行者となることができない者)

一般被後見人、被保佐人、未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第1218条(遺言執行者の選任)

遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、裁判所は、相続人又は利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

第1219条(財産目録の作成)

- (1)遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、これを相続人に交付しなければならない。
- (2)相続人は、遺言執行者が相続財産目録を作成するに当たり、立ち会うことができる。

第1220条(遺言執行者の職務権限)

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

第1221条(相続人の処分権喪失)

- (1)遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
- (2)第1項の規定に反してした処分は、効力を生じない。

第1222条(特定財産に関する遺言の執行)

第1219条(財産目録の作成)ないし第1221条(相続人の処分権喪失)の規定は、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみこれを適用する。

第1223条(遺言執行者の地位)

- (1)遺言執行者は、その執行すべき相続財産に関し、遺言執行者の名において行為をする。
- (2)遺言執行者がその職務として行った行為は、直接相続人に対してその効力を生ずる。

第1224条(遺言執行者の復任権)

- (1)遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。
- (2)遺言執行者が第1項の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、その選任及び監督について、受遺者

及び相続人に対して責任を負う。遺言執行者が同項の規定に反して第三者にその任務を行わせた場合には、受遺者及び相続人に対して、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第1225条(共同遺言執行者)

- (1) 数人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
- (2) 各遺言執行者は、第1項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

第1226条(遺言執行者の報酬)

- (1) 遺言執行者は、遺言で定められた報酬を受けることができる。
- (2) 遺言で報酬が定められていない場合には、裁判所は、遺言執行者の申立てにより、相続財産の状況、遺言者と遺言執行者との関係その他の事情を考慮し、報酬を支払うことを相当と認めるときは、その報酬の額を定める。

第1227条(遺言執行者の辞任・解任)

- (1) 遺言執行者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。
- (2) 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を裁判所に申し立てることができる。

第1228条(遺言執行の費用)

遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

第1229条(委任に関する規定の準用)

遺言執行者の職務については、遺言執行者の職務の性質に反しない限り、委任に関する規定を準用する。

第4章 遺留分

第1節 総則

第1230条(遺留分権利者)

- (1) 被相続人の直系卑属又は父母若しくは祖父母及び配偶者は、遺留分として、次の財産を取得することができる。
 - 1 父母又は祖父母のみが相続人であるときは、被相続人の財産の3分の1
 - 2 その他の場合には、被相続人の財産の2分の1
- (2) 相続人が複数の場合は、各遺留分権利者は、相続分の割合にしたがって、遺留分を受けることができる。
- (3) 第1157条(代襲相続)及び第1158条(代襲相続の場合の相続分)の規定は、遺留分にこれを準用する。

第1231条(遺留分算定の基礎となる財産)

- (1) 遺留分は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額に第1163条(特別受益者の相続分)に定める特別受益の価額及び第1232条(遺留分算定の基礎となる贈与)に定める贈与財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。
- (2) 条件付き権利又は存続期間の不確定な権利は、裁判所が選定した評価人の評価に従って、その価額を定める。
- (3) 第1項の債務の中には、被相続人の身分に応じた葬儀費用が含まれる。

第1232条(遺留分算定の基礎となる贈与)

- (1) 次に掲げる贈与は、遺留分算定の基礎となる。ただし、第1163条(特別受益者の相続分)に定める特別受益を除く。
 - 1 相続開始前の1年間になされたもの
 - 2 1号以外の贈与で、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って、なされたもの
- (2) 本第4章(遺留分)において、無償の債務免除は、贈与とみなす。

第1233条(遺留分減殺の対象となる財産)

遺贈、遺言による相続分の指定、特別受益及び第1232条(遺留分算定の基礎となる贈与)に掲げる贈与は、遺留分減殺の対象となる。ただし、相続人に対する遺贈、相続分の指定及び特別受益が遺留分減殺の対象となる場合においては、当該相続人についての遺留分額を超える部分に限る。

第1234条(遺留分減殺の請求額)

遺留分権利者が遺留分減殺により請求することができる額は、遺留分額から、遺留分権利者が相続によって得た財産の全額及び特別受益の価額を控除し、その者の負担する相続債務額を加算した額とする。

第2節 遺留分減殺の方法

第1235条(遺留分減殺請求)

遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保持するに必要な限度で、遺留分減殺の対象となる財産又は利益を得た者に対して、遺贈等の減殺を請求することができる。

第1236条(減殺の順序)

贈与及び特別受益は、遺贈及び遺言による相続分の指定を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第1237条(遺贈等の減殺)

- (1) 先ず、相続人に対する遺贈と相続分の指定を同時に減殺し、なお不足があるときは、相続人以外の者に対してなされた遺贈を減殺する。
- (2) 遺贈は、その目的の価額の割合に応じてこれを減殺する。1個又は数個の特定財産を譲渡する方法でなされた相続分の指定も、同様である。ただし、相続人に対する遺贈及び相続分の指定が遺留分減殺の対象となる場合においては、当該相続人についての遺留分額を超える部分をもって、目的の価額とする。
- (3) 相続財産に対する割合をもってなされた相続分の指定は、その割合を変更することにより、これを減殺する。
- (4) 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第1238条(贈与の減殺の順序等)

- (1) 贈与又は特別受益の減殺は、後の贈与又は特別受益から始め、順次前の贈与又は特別受益に及ぶ。
- (2) 贈与又は特別受益が相続開始の時から20年以上前にされていたときは、受贈者又は特別受益を受けた相続人は、遺留分減殺請求を拒むことができる。

第1239条(果実の返還)

共同相続人、受遺者又は受贈者は、その返還すべき財産又は償還金のほか、減殺の請求のあった日以降の果実を返還しなければならない。

第1240条(無資力による損失の負担)

減殺を受けるべき共同相続人、受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

第1241条(負担付贈与の減殺)

負担付贈与は、その目的の価額の中から負担の価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。

第1242条(贈与とみなされる契約等の減殺)

- (1) 不相当な対価をもってした契約は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに関し、こ

れを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

(2) 不相当な対価による債務免除については、第1項の規定を準用する。

第1243条(贈与の目的を処分した場合の減殺)

(1) 減殺を受けるべき共同相続人、受遺者又は受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその処分時における価額を限度に金銭で弁償しなければならない。ただし、譲受人が譲渡の当時遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。

(2) 第1項の規定は、共同相続人、受遺者又は受贈者が贈与の目的の上に権利を設定した場合にこれを準用する。

第1244条(価額による弁償)

(1) 共同相続人、受遺者及び受贈者は、減殺を受けるべき限度において、指定相続分または遺贈若しくは贈与の目的の価額を遺留分権利者に弁償して、返還の義務を免れることができる。

(2) 第1項の規定は、第1243条(贈与の目的を処分した場合の減殺)第1項ただし書の場合にこれを準用する。

第3節 減殺請求権の消滅

第1245条(減殺請求権の消滅時効)

減殺請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき相続分の指定、遺贈、贈与又は特別受益があったことを知ったときから1年を経過した場合には、時効によりて消滅する。相続開始の時から5年を経過した場合には、時効により消滅する。

第1246条(遺留分の放棄)

遺留分は、その全部又は一部を放棄することができる。ただし、相続の開始前における遺留分の放棄は、裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

第1247条(共同相続人の場合)

共同相続人の1人についての時効による減殺請求権の消滅又は共同相続人の1人のした遺留分の放棄は、他の共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

第5章 相続の承認及び放棄

第1節 総則

第1248条(承認又は放棄の期間)

(1) 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、相続人の申立てによって、裁判所において、これを伸長することができる。

(2) 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第1249条(相続人死亡の場合の期間の特例)

相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったときから、これを起算する。

第1250条(未成年者等の期間の特例)

相続人が未成年者又は一般被後見人であるときは、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項の期間は、その法定代理人が未成年者又は一般被後見人のために相続の開始があったことを知ったときから、これを起算する。

第1251条(債務の存在が分からなかった場合の期間の特例)

- (1)被相続人が相続財産では弁済することができない多額の債務を負っていた場合において、相続人が、被相続人の生活の状況、被相続人の財産の状況その他諸般の事情によっては、その債務の存在を知り得なかったときは、第1248条(承認又は放棄の期間)の期間は、相続人がその債務の存在を知ったときから、これを起算する。
- (2)第1項に規定する場合において、相続人が同項の債務の存在を知る前に他の相続債務の弁済に充てるため相続財産を処分したときは、第1255条(法定単純承認)第1号の規定は、適用しない。

第1252条(承認又は放棄の取消し)

- (1)相続の承認及び放棄は、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項の期間内でも取り消すことができない。
- (2)第1項の規定は、意思表示の瑕疵を理由として承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。ただし、その取消権は、追認をすることができる時から6か月以内にこれを行わないときは、消滅する。相続開始の時から5年以内にこれを行わないときも、同様である。
- (3)第2項の規定により限定承認又は放棄を取り消そうとする者は、その旨を裁判所に申し立てなければならない。

第1253条(承認前の相続人に対する訴訟の禁止)

相続の承認前においては、相続財産に対する請求権を訴訟において相続人に対して主張することができない。

第2節 承認

第1254条(単純承認)

相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

第1255条(法定単純承認)

次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

- 1 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び単なる管理行為をすることは、この限りでない。
- 2 相続人が第1248条(承認又は放棄の期間)第1項の期間内に限定承認又は放棄をしなかったとき。
- 3 相続人が相続を放棄したにもかかわらず、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、又は私にこれを消費したとき。ただし、先順位の相続人が放棄したことによって相続人となった者が承認をした後は、この限りでない。

第1256条(限定承認)

- (1)相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。
- (2)相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第1257条(限定承認の方法)

相続人が限定承認をしようとするときは、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項の期間内に、財産目録を作成してこれを裁判所に提出し、限定承認をする旨を申し立てなければならない。

第1258条(限定承認の効果)

- (1)相続人が限定承認をした場合は、相続債権者は、相続人の固有財産に対しては、責任を追及することができない。
- (2)第1項の場合は、相続人がその被相続人に対して有した権利義務は、混同により消滅しなかったものとみなす。

第1259条(限定承認後の法定承認事由発生の場合)

- (1)単独で相続した者が限定承認した場合において、その相続人が悪意で相続財産の全部若しくは一部を財産目録中に記載しなかったとき又はその相続人について第1255条(法定単純承認)第1号若しくは第3号に掲げる事由があるときは、その相続人は、単純承認したものとみなし、限定承認の申述は、当初から効力がなかったものとする。
- (2)限定承認をした共同相続人の1人又は数人について、第1項に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続

財産をもって弁済を受けることができなかつた債権額について、当該共同相続人の1人又は数人に対して、それぞれの相続分に応じて権利を行うことができる。

第3節 放棄

第1260条(相続の放棄)

相続の放棄をしようとするものは、その旨を裁判所に申し立てなければならない。

第1261条(放棄の効力)

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなす。

第6章 相続財産の管理及び分割

第1節 相続財産の管理

第1262条(相続財産の保管)

(1)被相続人の死亡の時に相続財産を占有している相続人は、遺産分割されるまで、その財産の保管及び管理をする。ただし、第1263条(遺言執行者による保管)の規定に従う。

(2)相続人は、相続の承認又は放棄をする前であっても、その固有財産における同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。相続を放棄した後も、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、同様である。

第1263条(遺言執行者による保管)

遺言執行者が就職したときは、当該遺言執行者が相続財産を管理する。ただし、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみ管理する。

第1264条(臨時的管理人)

(1)相続財産全体を管理する遺言執行者がいないときは、相続人、受遺者又は被相続人の債権者は、裁判所に対し、遺産分割されるまでの間の臨時的管理人の選任を申し立てることができる。

(2)第1項の規定により選任された臨時的管理人は、第1253条(承認前の相続人に対する訴訟の禁止)の規定にかかわらず、相続人が相続を承認するまでの間は、被相続人の氏名を特定してその相続人の訴訟担当者の名において、遺産に関する請求権についての訴訟上の担当者となる。

(3)第40条(財産管理人の権限等)第1項及び第3項の規定は、臨時的管理人に準用する。

第1265条(相続財産に関する費用)

相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、当該相続人の負担とする。

第2節 遺産分割

第1266条(遺産分割の協議)

(1)共同相続人は、相続開始後1か月を経過すれば何時でも、遺産分割のための協議を開始することができる。ただし、遺産分割の結果による相続財産の名義の変更については、第1277条(名義の変更の禁止)の規定に従うものとし、また、被相続人が遺言で遺産の分割を禁止した場合は、禁止の期間、遺産分割をすることができない。

(2)遺産分割により物に対する権利を移転するには、分割は、書面等それぞれの権利の移転に必要な要式によることを要する。

第1267条(分割の基準)

(1)遺言で分割の方法が指定されていない場合には、遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、

各共同相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

(2)分割によって著しくその価値を損する場合において、相当と認められるときは、共同相続人は、協議より、他の共同相続人に対して調整金を支払うことを条件として、当該財産を1人の共同相続人に帰属させることができる。

第1268条(配偶者の優先権)

配偶者が相続人となる場合において、婚姻中に被相続人との共有により取得した財産があるときは、配偶者は、遺産分割において、その相続分に達するまで、その財産に関する被相続人の共有持分につき他の共同相続人に優先して取得することができる。

第1269条(相続債務等の弁済)

被相続人に債務があるときは、共同相続人は、当該債務を弁済すべきこと及び当該債務の負担割合は債権者の承諾のない限り変更できないことも考慮して、遺産分割をしなければならない。

第1270条(裁判所による分割)

(1)遺産の分割について、共同相続人間に協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を裁判所に申し立てることができる。

(2)裁判所は、分割を実施するに当たり、第1267条(分割の基準)ないし第1269条(相続債務等の弁済)の規定のほか、地方の慣習や共同相続人の過半数の意見も参酌するものとする。

第1271条(売却による換価)

共同相続人の中で分割又は帰属について合意に達することのできない財産については、裁判所は、売却の上、その価額を分割することができる。

第1272条(分割前の財産の処分等に基づき取得したもの)

相続財産に属する権利に基づいて、相続財産の目的の滅失、毀損若しくは侵奪に対する代償として、又は遺産を目的とする契約によって取得したものは、相続財産に属する。

第1273条(分割の効果)

(1)遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、既に登記手続を行い、又は対抗要件を具備した第三者の権利を害することができない。

(2)共同相続人は、いずれも、その者に帰属した財産に関する権利証書を受領する。

第1274条(遺産分割後に認知された者の請求)

被相続人の死亡後に認知された結果相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

第1275条(債権の分割の対抗要件等)

(1)遺産分割において被相続人が有していた債権を法定相続分以外の割合で分割したときは、共同相続人全員が債務者にその旨を通知し、又は、遺産分割が公正証書によりなされたときは当該証書を示し若しくはその写しを交付しなければ、債務者に対抗することができない。

(2)被相続人の債務者は、第1項の通知を受ける前に共同相続人に対して法定相続分の割合に従ってした弁済は、遺産分割により債権を取得した共同相続人に対して対抗することができる。

第1276条(共同相続人の担保責任)

各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責めに任ずる。

第3節 債権者間の調整

第1277条(名義の変更の禁止)

相続人及び遺産管理人は、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項に規定する期間が経過するまでは、相続財産の名義を相続人又は受遺者に変更することができない。ただし、被相続人の債務を弁済する必要上、名義を変更する場合は、この限りでない。

第1278条(被相続人の債権者)

被相続人の債権者は、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項に規定する期間が経過するまでは、相続人の固有財産についてその権利を行うことができない。

第1279条(相続人の債権者)

相続人の債権者は、第1248条(承認又は放棄の期間)第1項に規定する期間が経過するまでは、相続財産についてその権利を行うことができない。

第4節 限定承認があった場合の清算等

第1280条(限定承認後の相続財産の管理)

限定承認者は、善良な管理者の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。

第1281条(公告及び催告)

(1)限定承認者は、限定承認をした後5日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申し出をすべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、2か月を下ることができない。

(2)第1項の公告には、債権者が期間内に申し出をしないときは、その債権は、清算から除斥されることを付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れたる債権者を除斥することができない。

(3)限定承認者は、知れたる債権者には各別に申し出を催告しなければならない。

第1282条(催告期間中の弁済拒絶権)

限定承認者は、第1281条(公告及び催告)第1項の公告期間満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

第1283条(配当弁済)

第1281条(公告及び催告)第1項の公告期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各々その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第1284条(期限前の債務等の弁済)

(1)限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、第1283条(配当弁済)の規定によってこれを弁済しなければならない。

(2)条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、裁判所が選任した評価人の評価に従って、これを弁済しなければならない。

第1285条(受遺者への弁済)

限定承認者は、第1283条(配当弁済)及び第1284条(期限前の債務等の弁済)の規定によって各債権者に弁済した後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

第1286条(相続財産の換価)

(1)第1283条(配当弁済)ないし第1285条(受遺者への弁済)の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを強制売却に付するか、又は裁判所が選任した評価人の評価以上の価額により、これを売却しなければならない。

(2)限定承認者、相続債権者又は受遺者は、自ら、第1項の強制売却又は売買の買受人となることができる。

第1287条(不当弁済の責任)

(1)限定承認者が、第1281条(公告及び催告)に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同条第1項の公告期間内にある債権者又は受遺者に弁済したことによって他の債権者又は受遺者に弁済をすることができなくなったときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(2)第1項の規定は、弁済の不当性を知りながらその弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の損害賠償請求を妨げない。

第1288条(申し出がない場合)

第1281条(公告及び催告)第1項の公告期間内に申し出がなかった債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかったものは、残余財産についてのみその権利を行うことができる。ただし、相続財産中の特定の物又は権利の上に担保権を有する者は、この限りでない。

第1289条(相続人が複数ある場合)

(1)相続人が数人ある場合において限定承認がされたときは、裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

(2)管理人は、自ら及び他の共同相続人のためこれに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

(3)第1281条(公告及び催告)ないし第1288条(申し出がない場合)の規定は、管理人にこれを準用する。ただし、第1281条(公告及び催告)第1項に定める公告をすべき期間は、管理人の選任のあった後10日以内とする。

第7章 相続人の不存在

第1290条(相続財産法人)

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第1291条(管理人の選任)

(1)第1290条(相続財産法人)の場合には、裁判所は、利害関係人、被相続人の最後の住所地のコミューン若しくはサンカットの長、又は検察官の申立てによって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

(2)裁判所は、管理人を選任したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第1292条(管理人の権利義務)

(1)管理人は、遅滞なく、相続財産に関する財産目録を作成しなければならない。

(2)管理人は、相続財産の保管及び管理をする。このために必要とするときは、裁判所の許可を得て、相続財産を換価し、又は処分することができる。

(3)管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。

(4)管理人は、第1296条(債権者等に対する公告及び催告)第2項において準用する第1282条(催告期間中の弁済拒絶権)ないし第1288条(申し出がない場合)の規定に定められた事項を行う。

(5)管理人は、裁判所の命令を受けて、事実を調査し、その結果を裁判所に報告しなければならない。

第1293条(管理人の報酬)

裁判所は、相続財産の状況その他の事情を考慮して、管理人に対し、相続財産の中から相当の報酬を支払うことができる。

第1294条(相続人が判明した場合)

相続人のあることが明らかになったときは、相続財産法人は初めから存在しなかったものとみなす。ただし、管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

第1295条(管理人の権限の消滅時期)

- (1)管理人の権限は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。
- (2)相続人が相続の承認をした場合には、管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。

第1296条(債権者等に対する公告及び催告)

- (1)第1291条(管理人の選任)第2項に定める公告があった後2か月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、管理人は、遅滞なく、一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申し出をすべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、2か月を下ることができない。
- (2)第1281条(公告及び催告)第2項及び第1282条(催告期間中の弁済拒絶権)ないし第1288条(申し出がない場合)の規定は、第1項の場合にこれを準用する。ただし、管理人は、準用された第1286条(相続財産の換価)第1項の強制売却又は売買の買受人となることができない。

第1297条(相続人搜索の公告)

- (1)第1296条(債権者等に対する公告及び催告)第1項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明らかでないときは、裁判所は、管理人又は検察官の申立てによって、相続人があるならば一定の期間内にその旨を申し出るべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、6か月を下ることができない。
- (2)管理人又は検察官は、相続財産に剰余が生ずる見込みのないときは、第1項の請求をすることを要しない。

第1298条(公告による除斥)

第1297条(相続人搜索の公告)の期間内に相続人である旨の申し出がないときは、相続人並びに管理人に知らなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。

第1299条(特別縁故者への相続財産の分与)

- (1)第1298条(公告による除斥)の場合において相当と認めるときは、裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の申立てによって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産のうち一部を与えることができる。ただし、与えるべき財産の総額は、残存すべき相続財産の半分以上を越えることができない。
- (2)第1項の申立ては、第1297条(相続人搜索の公告)の期間満了後3か月以内に、特別縁故の事由を明らかにして、これをしなければならない。
- (3)裁判所は、第1項の財産の分与に当たっては、事実を調査することができる。その際、コミュン又はサンカットの長の意見を聞くことができる。

第1300条(相続財産の国家帰属)

第1299条(特別縁故者への相続財産の分与)の規定によって処分されなかった相続財産は、国家に帰属する。この場合には、管理人は、遅滞なく管理の計算をして、裁判所に提出しなければならない。

第8章 相続回復請求

第1301条(相続回復請求の目的)

相続人は、その相続権を排除された相続に関し、全部又は一部の相続財産の回復を受けるため、相続回復を請求することができる。

第1302条(相続回復請求の内容)

- (1)相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。

(2)相続回復請求の相手方が相続財産を目的とする契約により取得したのも、相続回復請求の対象となる。

第1303条(返還義務の内容)

(1)相続回復請求の相手方は、請求をした相続人に対し、相続財産を返還しなければならない。相手方が善意であるときは、果実及び受領した利息を保持し、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有する。

(2)相手方が悪意であるときは、果実及び受領した利息を返還する債務を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有しないのみならず、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利も有しない。

第1304条(相続回復請求権の消滅時効)

相続回復請求権の消滅時効期間は、相続財産が遺言又は遺産分割に基づき相続回復請求の相手方に移転した場合には、その時から5年間とし、単独相続の場合は、被相続人の死亡の日から5年間とする。

第9編 最終条項

第1305条(適用期日等)

(1)この法律は、別に法律で定める日から適用する。

(2)この法律の適用に関する経過措置その他この法律の適用に関し必要な事項は、別に法律で定める。